

近代日本及び植民地期朝鮮における敬語・礼法論の展開
—位階の維持／転覆機制としての敬語の二面性—

一橋大学大学院言語社会研究科 博士課程

LD091015

白恩朱

2017年2月28日

目次

0. 序章.....	4
0.1 研究課題.....	4
0.2 先行研究.....	8
第一部 近代日本における「敬語」の形成.....	12
1. 第一章 明治期における敬語論の台頭.....	13
1.1 候文から漢文訓読体へ ―敬語と自由民権思想.....	14
1.2 啓蒙知識人の敬語認識 ―西周の場合.....	19
1.3 三橋要也「邦文上の敬語」－美文的要素としての「敬語」.....	25
1.4 日本人論に語られる敬語 ―芳賀矢一の『国民性十論』.....	33
2. 第二章 国語学における敬語の主題化 – 山田孝雄の敬語研究.....	44
2.1 山田孝雄の敬語研究.....	46
2.2 人称と敬語 ―文法化と内在化.....	50
2.3 「親愛」の敬語.....	55
3. 第三章 国体明徴と敬語.....	60
3.1 教学刷新評議会.....	62
3.2 国体明徴と敬語.....	68
3.3 没我帰一の敬語論 ―『国体の本義』の配布.....	71
4. 第四章 政策としての礼法の普及 ―敬語遣いを中心に.....	74
4.1 文部省の「作法教授指導要綱」普及.....	75
4.2 柳田国男の敬語観 ―相対敬語という神話.....	82
4.3 『礼法要項』の普及と儀礼・礼法の強調.....	87

第二部	植民地期朝鮮における「敬語」意識の錯綜・衝突・変容	93
5.	第五章 植民地朝鮮における「敬語問題」の諸相	94
5.1	王朝時代の礼法の「伝統」	96
5.2	植民地朝鮮の民族間葛藤と敬語	99
5.3	敬語意識の錯綜と彼治者による変容	104
6.	第六章 日本による統治の中の敬語意識と実態	107
6.1	修身教科書を通じた「国体」意識の「涵養」	110
6.2	教授用語問題と高元勳の「朝鮮教育問題に関して」	119
6.3	敬語意識の衝突 ―裁判における敬語使用問題	124
7.	第七章 敬語使用運動の実際	131
7.1	啓明倶楽部の再創立の経緯と「言文に関する緊急な要求」	132
7.2	朴勝彬の言文研究と敬語	141
7.3	「普遍的用語」としての敬称「氏」と二人称代名詞「当身」	146
7.4	児童間・児童に対する敬語使用	151
7.5	総動員体制と敬語使用運動	157
8.	終章	167
	参考文献	172

0. 序章

0.1 研究課題

日本と韓国は両方その言語に非常に発達した敬語体系があり、日頃、各言語の話者たちはこの敬語を駆使して言語生活を営んでいる¹。この敬語は、そもそも位階を前提に成り立つ言語表現である。年齢、地位、権力、性と言った諸要素の中にある位階概念が、敬語を使用させる主要な要因であることは否めない。しかし、両国は百年余りの過去、それぞれ幕藩体制や王政の前近代から近代国民国家へ移行した。この過程で数百年以上続いた従来の厳格な身分制度は法的に撤廃され、社会構成員すべてが「国民」若しくは「市民」として呼名される時代を迎えた。身分制度に深く関係する言語表現である敬語も形式や用法は相当変化したものの、現在も日本語や韓国語によって営まれる言語生活において欠かせない機能を果たしている。普通敬語は、「同じ事柄を述べるのに、述べ方を変えることによって、敬意あるいは丁寧さをあらわし、そのための専用の表現²」と定義される。しかし、敬語研究者辻村敏樹が四十年も前に述べた次の文章をみよう。彼は、敬語が「必ずしも話し手の敬意を表すとは限らない」という鋭い指摘で、敬語の概念規定に関して根本的な疑問を投げかけている。

今日の敬語の使いざまを見ると、敬語が真に敬意を以って用いられていることはむしろ稀であり、それは上下・親疎・恩恵の授受等々の関係によって用いられているのである。（中略）もっと厳密に言えば、そのような認識をした場合に敬語を用いると言うことができるのである。ところが、そういう人に対して、表現主体は必ずしもいわゆる敬意を持っているとはかぎらないのである。そこで、敬意の有無と敬語使用とは別のことであるとする考えも出てくるのであるが、それは、敬語といわゆる敬意とは必ずしも関係が無いというように理解すべきことと思われる。（中略）以上のように考えてみると敬語が敬意を表すことばであるという場合の敬意とは、上位待遇意識とでもいうことになろうか。ただし、その上位待遇とは、前述のように、相手や話題の人物を上位者、優位者、恩恵者、疎遠者等、敬語的に上位として扱うことを意味するものである³。

¹韓国でも「敬語」という言葉は、馴染みの表現でよく使われているが、「높임말 (ノッピンマル)」「존댓말 (ジョンデマル)」という表現が日常ではより多く使用される。

²菊池康人 (1997) 『敬語』講談社、91 頁。

³辻村敏樹 (1977) 「日本語の敬語の構造と特色」『岩波講座日本語 4 敬語』岩波書店、48 - 49 頁。

表現主体が本当に敬意があるかどうかは関係なく、敬語を使用させる原因は辻村の言う「上位待遇意識」であり、その「上位待遇意識」に関わるのは、ことば体系の外に置かれる社会的脈絡なのである。辻村のもっともな指摘通り、「敬語といわゆる敬意とは必ずしも関係が無いというように理解すべき」なのであるが、近代日本の敬語論ではひたすら作法としての敬語の「心得」を強調してきた。

辻村の見方に従えば、相手を優位、恩恵、疎遠などの関係で把握し敬語を使わせるという「上位待遇意識」は、表現主体の「内部」ではなく、「外の世界」から与えられるものである。上下の人間関係に基づいた敬語は、いってみれば「前近代」の所産である。しかし、近代日本で「国語」が研究や政策によって作られ「国民」に提示される過程のなかで、国語の欠かせない特徴として捉えられ、その「正しい」使用が「国民」の具えるべき資質として学校教育をとおして奨励、もしくは強制された。

本稿は、「上位待遇意識」を「心得」と強調してきた流れを検討し、敬語の言葉の体系外で形成された「敬語意識」を追う一考察である。そのため、敬語の自律的体系の外で論じられてきた敬語論とそれに関連する礼法論の展開過程を検討する。

ところで、1952年、日本の国語審議会は、建議「これからの敬語」をまとめて文部大臣に提出した。「国語改善の実をあげるため、その趣旨が広く普及徹底するよう適当な処置をとられることを要望します」と建議理由を説明し、「元来、敬語の問題は単なることばの上だけの問題でなく、実生活における作法と一体をなすものであるから、これからの敬語は、これからの新しい時代の生活に即した新しい作法の成長とともに、平明・簡素な新しい敬語法として健全な発達をとげることを望むしだいである」と「まえがき」が添えられている。「これから」と「新しい」という修飾が目立つこの建議は、「平明・簡素」な敬語法やそれに伴う作法の提示をの目的に国語審議会の敬語部会でまとめられた⁴。建議は、「基本方針」として四項目を挙げており、それは、

- 1 これまでの敬語は、旧時代に発達したままで、必要以上に煩雑な点があった。これからの敬語は、その行きすぎをいましめ、誤用を正し、できるだけ平明・簡素にありたいものである。
- 2 これまでの敬語は、主として上下関係に立って発達してきたが、これからの敬語は、各人の基本的人格を尊重する相互尊敬の上に立たなければならない。
- 3 女性のことばでは、必要以上に敬語または美称が多く使われている（たとえば「お」のつけすぎなど）。この点、女性の反省・自覚によって、しだいに純化されることが望ましい。

⁴これに関して、『国語施策百年史』（2006）の第四章国語改革の実行、四 民主主義時代の敬語への提言—第一期国語審議会国語審議会 建議「これからの敬語」446—452頁。安田敏朗（2007）「民主主義下の敬語」『国語審議会—迷走の60年』三元社、201—228頁を参照。

4 奉仕の精神を取り違えて、不当に高い尊敬語や、不当に低い謙そん語を使うことが特に商業方面などに多かった。そういうことによって、しらずしらず自他の人格的尊厳を見うしなうことがあるのは、はなはだいましむべきことである。この点において国民一般の自覚が望ましい⁵。

である。「人をさすことば、敬称」から「お」「ご」の整理、「対話の基調」などの順に具体的内容がつづき、最後の項目に「皇室用語」が登場する。それぞれの内容を検討することはしないが、すべて、「これまで」の敬語やそれにともなう作法の「ゆきすぎをいましめ」ているものである。

繰り返すが、戦後間もない時点で出たこの建議の指針は、「主として上下関係に立って発達してきた」敬語の性格を「各人の基本的人格を尊重する相互尊敬」の手段として「提示」するためにまとめられた。では、何故「これまで」の敬語のあり方は、「審議」の対象にならざるを得なかっただろうか。そして、「平明、簡素」な敬語遣いはなぜ必要とされただろうか。

本稿はこの疑問を意識しつつ、戦前の日本における敬語論の展開を考察し、同時期、植民地朝鮮でおきた敬語使用運動の性格を分析する。先にも触れたが近代日本は、長く続いた幕藩体制から天皇中心の国民国家への転換を模索した。その過程で、言文一致や国字改良といった言葉の改革をともなう「国語」の創出が行われたのは周知の事実である。

国語を自然な所与としてではなく近代国民国家の国民創出の所産として改めて見直すこのような視座に基づき、日本の敬語やそれにまつわる議論にみられるイデオロギー性を見極める様々な研究が行われた。このような敬語に対する批判的研究が行われる一方で、現在も敬語は礼儀作法の重要な領域として認識され、正しい使い方を教えるマニュアル本は夥しい数が出版されている。

ではこのような敬語に対する認識や高い関心は如何に形成されてきたのだろうか。今までの研究は、敬語の思想性を検討し、日本の誇りとしてまで持ち上げられた経緯を分析し、そこには日本の天皇制の政治思想が強く影響していることを明らかにした。そこで、本稿は、その分析を基に、戦前の敬語論が日本の国体擁護に活用される過程を追う。同時期、日本が植民地として領有した朝鮮を視野に入れ、敬語及び敬語論が、近代の日本と朝鮮でどのように認識されていたのかを多面的に理解することを試みる。

⁵ 『日本語教育指導参考書 18 敬語教育の基本問題（下）』（1999）139頁。またこの建議の全内容は、文化庁の「国語施策情報」サイトでも閲覧できる。

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/01/tosin06/

第一部では、明治初期、日本の啓蒙知識人たちは、敬語をどのように認識し、また国民教育に活用していったのか。そして、「国語」が形成されていくなかで敬語に注目した国語学者山田孝雄は如何なる観点から敬語を捉えたのか。その後時代の流れに相応し、敬語は日本の国民たちにどのように提示され、そのイデオロギー性を強化していったのかを考察する。

同時期の植民地朝鮮の敬語認識を検討する第二部では、朝鮮の既存の敬語意識が日本の植民地支配によりどのように錯綜・変容したのかを見る。儒教的社会秩序が保たれた朝鮮の敬語意識は年齢や身分によって使用されていたが、日本の統治により、上下関係を新たに認識し、近代的敬語意識から平等の原理に基づいた敬語使用運動が出現した。三・一運動以後、朝鮮の知識人たちにより啓蒙団体「啓明倶楽部」がその敬語使用運動を主導したが、本稿は彼らの新たな敬語認識がこの時期植民地朝鮮で使用運動として現れた経緯を検討する。

0.2 先行研究

1) 敬語の思想性に注目した研究

中村春作 (1994) 「「敬語」論と内なる「他者」」

敬語の思想性に重点を置いている中村 (1994) は、論文の冒頭で小津安二郎の映画『東京物語』が描いている世界の非現実性を指摘しながら敬語への一般的信念を疑う。彼は、小津が端正極まりない「日本＝日本語」の世界を具体的な発話を取り巻く言語空間として「共感的」に提示しているが、それは神話的「真実」の世界を作り上げているだけだと述べている。そして、日本という空間の中で敬語に関する言説が長い間語られてきたのは、敬語意識が、「日本における『国民-国家』生成のただ中で、『国語』的自己把握の体系＝秩序としてあらためて自覚化されてきたから⁶⁾」であるとしている。さらに、中村は日本の敬語への関心には日本の他者認識の構図が窺われるとも述べている。

また、彼は三橋要也の「邦文上の敬語」の内容を指摘しながら、敬語が「近代の創作物＝『国語』の基軸の一つとして認識されたのである⁷⁾」と述べている。

山下仁 (2001) 「敬語研究のイデオロギー性批判」

山下 (2001)⁸⁾は「敬語研究」のイデオロギー性、中でも国粹主義的色彩を強く批判する。彼は、研究者の「純粋な」学問的営みが決して政治ないし政治的意図から完全に無関係であることはあり得ないと述べながら、現代の敬語研究にも見られる国粹的傾向に対しての警戒を喚起している。特に現在の菊地康人などの敬語研究に受け継がれている金田一京助の影響を指摘した上で、その語りのステレオタイプ化やアンケート調査による研究方法の問題性にも触れる。山下の研究で注目すべきなのは、敬語の「特殊性」と「美化」を強調する敬語研究の特徴が戦後の研究にも見受けられることを指摘した点である。

2) 日本の敬語研究及び敬語論の展開を分析したもの

滝浦真人 (2005) 『日本の敬語論』、(2013) 『日本語は親しさを伝えられるか』

⁶⁾ 中村春作「『敬語』論と内なる『他者』」『現代思想』vol. 22-9、1994年8月、130-132頁。

⁷⁾ 同書、139頁。

⁸⁾ 山下仁「敬語研究のイデオロギー性批判」野呂香代子、山下仁編『「正しさ」への問い：批判的社会言語学の試み』三元社、2001年。

滝浦も中村同様、「国民国家」形成の中での敬語論を捉えている。『敬語』が初期敬語論においてすでに「日本の誇り」として描かれていると指摘する滝浦（2005）は、国語学・日本語学における敬語論の17世紀から近年までの変遷をたどり、その全体像を精緻に描き出している。滝浦は主に各研究者たちが敬語の内的要素をどのように捉えたのかを軸に分析し、ポライトネス理論を用いた再検討を行った。

滝浦は、各研究者たちが敬語の本質をどのように把握したのかに注目しながら論を進めている。そこでは、江戸期に宣教師ロドリゲスによる外部の視線で書かれた敬語研究は、その後の日本の敬語研究に受け継がれず、明治後期になって三橋要也、山田孝雄、松下大三郎などの国学の流れに属する人たちによって改めてはじめられたことを述べた。

彼は、敬語の本質は発話主体の「心の表現」としての「敬意」であるという三橋や山田の主張が金田一京助まで受け継がれるとする。一方、時枝誠記や三上章のように敬語を人間関係についての「関係認識」として見る観点（彼らの観点はロドリゲスやチェンバレンとの親和性を持つ）があり、両方の観点が対立しながら日本の敬語研究がなされてきたと分析している。つまり、滝浦はこのような対立を主体の敬語とシステムの敬語の対立とみなした。そして、前者は「発話主体の主体性において敬語を見ようとした—ただしその主体はいわばユートピア的な主体だった」とし、後者は「人が敬語を用いて発話するときに依拠する使用原則と、発話されたときに敬語が表示する機能的意味とに目を向けた—それは主体なき関係論に見えた」と両方の限界性⁹を指摘している。滝浦は、特に山田孝雄の『敬語法の研究』に注目し、山田が唱えた敬語の「人称」代用節の強引さを詳細に検討した。本稿で考察する山田敬語論の特徴とその以後日本の敬語論の展開に及ぼした影響を考察する上で滝浦の本研究は大いに示唆を与えてくれた。

同著者の（2013）『日本語は親しさを伝えられるか』は「日本語はコミュニケーションの酸素不足に陥っている¹⁰」という考えから、その経緯をたどった分析である。タテではなくヨコの関係に適用できる敬語の機能を、現代の日本語の円滑なコミュニケーションに生かす可能性を探るため、敬語が礼儀作法として提示されてきた歴史の場面を紹介している。この著書でも著者は、日本の敬語を「ポライトネス」の観点から捉えている。

3) 社会言語学の観点から日韓の敬語意識を分析したもの

⁹ 以上は、滝浦真人『日本の敬語論—ポライトネス理論からの再検討』大修館書店、2005年、vii頁を参照。なお、このような限界の真の調停が「敬開語の語用論」のうちにあるという主張をする本書は、ブラウン&レヴィンソンのポライトネス理論を用いて「視点」と「距離」による敬語の語用論的再検討を行っている。しかし、本稿での問題意識及び研究目的に照らし、これらの議論は今後の課題として検討することにした。

¹⁰ 滝浦（2013）『日本語は親しさを伝えられるか』岩波書店、XV頁。

社会言語学の対照研究では日韓の敬語使用に見られる特徴などを比較分析する数多くの研究が存在するが、これらの研究はそれぞれの言語における敬語やその使用の様相を並列的に分析している。

신혜경 シン・ヘギョン (2006)

両国言語の語用論的分析の研究では、談話分析やアンケート調査を用いた敬語意識調査などが活発に行われており、両国語の対照言語学研究においても敬語に関する研究が多く蓄積されている。その中で両言語の言語行動の差に注目し日本と韓国の待遇表現の違いを比較研究したシン・ヘギョン (2006) ¹¹は次のようにその研究の趣旨を述べている。

従来の敬語研究は文法の枠内で静的なものとして理解し、研究されてきた。しかし [… …] 敬語は社会的、文化的機能を担当するので、このような変化にもっとも強く影響される。どのような社会的文化的要因が敬語に影響を及ぼすのかを観るためには、言語行動、人たちの意識、社会や文化規範この三要素の関係を綿密に分析する必要がある。したがって本研究は社会言語学的方法を用いて敬語を動的に扱っている。

そこで本研究は、日韓の男女大学生、主婦、サラリーマン男性を調査対象に、データ収集や参加者の観察、インタビュー、そして研究者が記入する設問調査を用い、両国の絶対敬語と相対敬語の性質を分析した。その性質は、韓国の場合、聴者と話者、そして第三者の上下関係が敬語の判断基準になり、三者の関係が独立されているのに対して、日本では、ウチとソトの区別が判断の基準となり、会話の「場」の性格を規定する聴者の存在が特に重要である差異を見せている。著者は上下関係は固定的で絶対的なものであるが、ウチ・ソトは、組織の性質、構成目的、構成員の性格や関係によって変わるものなので、韓国語では絶対敬語が保存・維持され日本語では相対敬語が発達されたと結論づけている。結論として、このような両国の待遇表現の比較研究が、ミクロレベルでは両国民の言語意識や文化、社会の理解において手助けとなり、マクロ的には両国及び他国間関係の理解を増進させることに貢献するとしている。

確かに、日韓の敬語運用の差異を客観的に実証して得られた分析はそれぞれの話者が誤解を避けるための信頼できる指針を提供してくれる。しかし、このような指針が確立されただけで両国話者の言語意識や文化、社会への理解がどれほど深まるだろうか。両社会に対する理解のこ

¹¹신혜경 (2006) 『한국인과일본인의언어행동과문화의차이 (韓国人と日本人の言語行動と文化の差異)』 보고서

のような研究の蓄積に加え、「なぜ」敬語はこれほど両国で注目される言語要素なのかをまず考察する必要があるのではないだろうか。

第一部 近代日本における「敬語」の形成

1. 第一章 明治期における敬語論の台頭

天皇制国民国家への政治形態の変化に伴い、開港や身分制の廃止、近代教育の実施など、社会の激変が相次ぐこの時期、敬語に対する日本人の認識は如何に変化したのだろうか。この章では、明治期新知識人の敬語認識や、敬語論の嚆矢である国学者三橋要也の敬語論、そして、明治国語教育の設計者である芳賀矢一の敬語及び礼節論に関して考察を行い、近代を意識し始めた日本が敬語に新たな意味を見出す過程を追っていく。幕藩体制を覆し、天皇中心の国民国家形成を主導した日本の改革勢力は、統治の主体をただ一人天皇に限定させ、その以下の万民は平等にその統治下におかれるという「一君万民」の思想をよりどころにした。この「一君万民」を『政治学事典』では次のように説明する。

主として明治維新後に確立された絶対主義的天皇制国家をたたえる立場からその理念を表現するものとしてもちいられた言葉。(中略) 徳川封建体制にみられるような多元的な権力の分散が天皇のもとに集中され、天皇と庶民とのあいだに介在する中間勢力が排除されると同時に、他方では支配関係における身分的差別と地域的割拠性が排除され、すべての人民がひとしく天皇の支配に服することをたてまえとする考え方をいう¹²。

具体的には版籍奉還、廃藩置県といった幕藩機構の解体で一君万民的政治形態が実現され、その後いわゆる支配層による国体教育において重要な指導理念の一つになったという説明も続く。この「一君万民」思想は、この章で見る明治初期の敬語論にも影響しているが、その点を意識しつつ、明治期敬語論が政治的イデオロギー性を強化していった過程を考察してみよう。

¹²中村哲、丸山正男他編(1945)『政治学事典』平凡社、67 - 68 頁。

1.1 候文から漢文訓読体へ — 敬語と自由民権思想

幕末から明治期への変化は、「上」としての征夷大將軍の權威が王政復古勢力により親政を宣言した天皇と皇室に移動する過程であった。周知のとおり、この時期には近代的国語創出の最大課題である言文一致が唱えられ、様々な論者の意見が披瀝されその実践が試みられた。1866 年前島密が征夷大將軍徳川慶喜に上申した「漢字御廃止之儀」により、日本の国字改良や言文一致運動は始まった。「国語」の言文一致体を獲得することは、新知識の習得や伝播、新思想の媒体、そして、民衆の啓蒙に直結する時代的課題であった。

言文一致は「話す通りに書く」という意味ではない。それは、「漢文」から近代的「和文」を定立していく作業であり、特定の思想性を排除した透明さと階層に関係なく使用できる普遍性を獲得した文体を創り出すことでもある。前者を、漢文訓読体を用いた日本の特殊性と捉えるなら、後者は、一種の言語上の近代化ともいえるもので、朝鮮においても近代の普遍的課題であった。しかし、当時の言文一致を主張する論者たちは、漢字とローマ字、漢字と仮名文字、文語体と談話体、候文体と訓読文体、雅文と俗語など、幾つもある対立項を懸案にそれぞれの意見を展開し合った。

さて、言文一致運動の嚆矢として先に触れた、前島密の『漢字御廃止之議』は、慶応 2 年（1866）江戸幕府の征夷大將軍徳川慶喜に上申されたものである。この建議は主君に対する最上級の敬語が使われ、家臣として当たり前前の極度に遜った文体で書かれた。建議の最後はあまりにも恐れている心境を次のように「謹言」している。

右は御用御多端の際御通覧の勞を憚り卑懐の幾分を言上仕候迄に御座候間幸に御一覽の勞を賜り候上にて尚御下問の御儀被為有候は、難有謹て詳に言上可仕候但微賤の分限をも不顧奉犯尊嚴候段其僭越の罪は元より湯鑊をも不奉辞謹て待罪罷在候恐々謹言
慶応二年一二月 前島来輔¹³

「不顧奉犯尊嚴候段其僭越の罪は元より湯鑊をも不奉辞謹て待罪罷在候」のように、余りにも遜った表現は、宛て主の慶喜にももの申す意識で書かれたためである。原武史（1996）は、徳川時代の將軍に対する直訴がどれほど「危険」を押し切つての行為なのかを説明している。よ

¹³ この建議が上申後しばらく世にその存在が知られていなかったことはよく知られている。明治 32 年、前島と同郷の仮名文字論者小西信八が、同建議を国字改良論の嚆矢として顕彰するために、『前島密君 国字国文改良建議書』と名付た小冊子を非売品として配布したことで世に知られるようになった。小西が仮名文字で書いた序文の前に、この冊子全体を指して、「慶応年中漢字御廃止の儀に付き慶喜公に上げる書」と敷衍している。上に引用した天皇に対して極端に謙った文章と対比され、明治期以前の最高權威の在りかを確認してくれる。前島密（1899）『前島密君 国字国文改良建議書』

く知られているように、当時の日本の人々は、それぞれの身分格式役柄に応じて上位者に平伏や土下座をした。将軍とはまさにその頂点に位置する「雲の上の存在」であり、たとえ「御目見」を許された大名でも将軍を直接仰げなかったという。当然のことながら将軍への直訴はまずあり得ず、その企ては死罪を覚悟することを意味したという。前島の極度の遜りが納得されるわけであるが、明治期以前、このように幕府の「征夷大將軍」に向けられたこのような敬意の現れである作法や敬語は、以後天皇と皇室に限定されるように変化した以後、捨てられることはなかった¹⁴。

明治維新を経て、1870年代に入ると自由民権運動に影響され、旧来の虚飾的雅言や漢語仕立ての和漢文を退けるべきであるとの主張が登場する。しかし、一方ではその反動として復古調の文語文体の価値が叫ばれるなど、複雑な様相を呈しながら言文一致運動は展開された。

この時期に幕府や朝廷に出された建白書を研究した前田（2008、2010）¹⁵は、主に自由民権論者たちに敬語がどのように意識されていたのかを分析している。両論文で前田は幕末から明治前期の思想の変化を文体の変化から読み取る試みとして、敬語使用を鍵に、候文体から漢字訓読体への変化における政治思想的意義を考察している。明治前期の建白書の文体を時代を追いながら分析した前田（2008）は、「身分的秩序を前提とする敬語を多用する候文から、敬語を併した、より客観的な訓読法への変化はあきらかである¹⁶」とし、前田（2010）では、建白書がもとにしてきた理念の相関関係を考察した。彼は、幕末から明治にかけて「荘重の言語」である和文体（ことに候文）と「書生風」の漢文訓読体がせめぎ合い、その中で敬語の使用が争点になっていたことを指摘する。敬語を使用するかどうかは、たんに文体上・表現上での表層の問題ではなく、それを支えていた身分制社会に対する態度如何に密接にかかわっていたのだ。敬語の封建性を意識し、その使用を避けていたいわば民権派の建白書を例示しながら、敬語の政治思想的意味を考えさせる。上でも述べたように、幕末の建白書は主に候文と漢文訓読体で書かれたが、両文体上の違いは、「たんに便宜的なものではなく、よりふかく主体のあり方、姿勢に関わる」¹⁷ものであった。候文の上書は、「基本的に主君個人に向けて書かれた書簡」¹⁸であり、冒頭には、「『恐れながら申し上げる』式の常套句が冠せられ」¹⁹、「主君に対する最

¹⁴原武史（1996）『直訴と王権—朝鮮・日本の一君万民思想史』朝日新聞社。97頁。

¹⁵前田勉「漢文訓読体と敬語」『「訓読」論』勉誠出版、2008年。

——「明治前期の訓読体—言路洞開から公議輿論へ」『続「訓読」論』勉誠出版 2010年。

¹⁶前田（2010）108頁。

¹⁷同箇所

¹⁸同箇所

¹⁹同箇所

上級の敬語が使われ、主君にお仕えする家臣として、どこまでも謙った文体」²⁰を使用した。前田（2010）が嘆願型と分類した建白書を下に再引用しよう。明治初期にはこの類型の建白書が多かったという。

乍恐以書付奉申上候

招魂社御祭祀御盛大ニ被為設忠烈無二之御方々の招魂被慰候御義奉申上迄も無御坐難有実ニ死力を御尽戦死を被遂候より漸ニして復古之御盛典被為挙結構之御代と相成**微賤之我々**ニ至迄難有奉感戴候尚又今日ニ到りては順道を誤り
朝命を抗人々も平等御採用被為在夫々重き御勤も被為在趣是又至極難有御事と拝承仕候就ては招魂社ニおゐても右同様一端方向を誤り遂死候人々幾り可有御坐其人々も平等ニ同社え御祭祀被為在候ハ、実以天下之人民挙て難有御代と可奉感戴何卒区々の心情御採用被成下悉其姓名御取札被仰出平等ニ御祭祀被成下度伏て奉懇願候当今言路洞開一夫も其所を不得事なからしめんとの御趣意ニ基き**不憚尊嚴冒万死**此段奉建言候
誠恐誠惶謹言

（「招魂社建白」、東京府川島十郎、明治五年六月二十二日²¹）

（強調は引用者、縦書きを横書きに改め「朝」の下線は抬頭の表示）

これに対し、漢文訓読体で書かれた上書の特徴は、「個人性が限りなく薄くなること」で、「敬語も、「玉ふ」という補助動詞だけで、主君や天皇などの最低限に抑えられている」²²。次に提案型に分類される訓読体で書かれた建白書である。その典型として前田（2010）は板垣退助や後藤象二郎の民選議院設立の建白書をあげている。

臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ上**帝室ニ在ラス**下人民ニ在ラス而独有司ニ帰ス夫有司上帝室ヲ尊フト曰サルニハ非ス而帝室漸ク其尊榮ヲ失フ下人民ヲ保ツト曰サルニハ非ラス而政令百端朝出暮改政情実ニ成リ賞罰愛憎ニ出ツ言路壅蔽困苦告ルナシ夫如是ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル困仍改メス恐クハ国家土崩ノ勢ヲ致サン臣等愛國ノ情自ラ已ム能ハス乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ購求スルニ

²⁰同箇所

²¹ 前田（2010）108頁。

²² 同書「明治前期の訓読体一言路洞開から公議輿論へ」『続「訓読」論』勉誠出版109-132頁。

唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ル而已則有司ノ
権限ル所アツテ而上下其安全幸福ヲ受ル者アラン請遂ニ之ヲ陳セン²³（下略）

（強調は引用者）

「帝室ニ在ラス」と天皇家に対しても敬語を使っていない点がなにより特徴的である。前田（2010）の論旨は、候文が主君と家臣のパーソナルな関係を想定するとすれば、漢文訓読体の建白は、主君のみならず、地域・身分を超えだれもが読むことのできる公開性を獲得し、建白を行う者が広い世界＝「江湖」に向けて意見を表明する意識で書かれたと述べ、この点に幕末の「公議輿論」の成立する、文体上の革新があると診断した。明治初期、貴賤の別なく意見を忌憚なく建白せよとの言路洞開が行われ多数の建白が朝廷に出されたが、その建白の種類や内容が多様なだけに、文体も多彩であった。前田（2010）は、公議輿論が新に成立するためには、君臣関係の枠内からの完全な脱却が必要であった。その際、君臣意識の惑溺から抜け出ているかどうかを見極めるのに、前稿（前田 2008：引用者）で取り上げた敬語使用の有無がその大事な徴証²⁴になるとした。彼は、政府や天皇個人への敬語がどの程度使われたのか、実に興味ある問題であるとし、天皇個人に対しても敬語を一切使用しないという訓読体の原則が貫かれたならば、面白いことだが、しかし結局天皇に対する敬語は最後まで捨てられなかったようであるとされた。前田は、明治初期の言路洞開政策や公議輿論に含まれた、君臣関係の相対化、若しくは完全な脱却への可能性がまもなく閉ざされたためであると結論づけている²⁵。

山本（1965）はこの 1874 年（明治 7）頃から 1877 年（明治 10）頃までの間を、文明開化啓蒙書・小新聞・啓蒙雑誌などの庶民相手の出版物に、民衆に読みやすい談話体の文章が多く現れ、当時盛り上がった急進的な開化気運と自由民権思潮とに乗った文章史上の民主的傾向として、見のがしてはならないと評価する。しかし、以後、明治 16 年までの時期は、政府が活発化した自由民権運動に対してとった復古調の抑圧政策を反映して、少学読本・新聞・雑誌いずれも言文一致的現象は著しく後退し、主張・実行ともに目新しいものはあまり出なかった。そうした状況下にあって、明治 11、12 年頃以後は、言文一致的現象は著しく後退し文語体が全面的に再び興隆するようになる²⁶と整理している。前田の分析通り、敬語使用の如何は、自由民権思想の伸長と衰退の指標として捉えることが出来る。文体は、候文から漢文訓読体を経て近代的言文一致体の体裁を整っていったが、「敬語」はその中でずっと支配の道具として捨て

²³前田（2010）118 頁。

²⁴前田（2010）130 頁。

²⁵前田（2010）130 頁。

²⁶山本正秀（1965）『近代文体発生の史的研究』岩波書店 34 頁。

去られることなく時代とともに重宝され続いた。以後は、その過程を追いながら、敬語論やそれに付随する礼法にも言及しながら、近代日本の敬語意識の形成に見られる特徴を考察したい。

1.2 啓蒙知識人の敬語認識 —西周の場合

明治初年の自由な文体実験は、民権論者だけでなく、当時の政府に重宝された啓蒙知識人たちによっても試みられた。前田が考察した民権派の建白が敬語を排した斬新な文体を試みていたが、西洋言語やその思想に影響された啓蒙知識人の敬語との距離の取り方は如何なるものだったのだろうか。

西周の「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」

最初「敬語」という語が用いられたのは田中義廉の『小学日本文典』 1874年（明治7）であった²⁷。同年4月に創刊された『明六雑誌』の第一号に掲載された西周の論文「洋字を以て国語を書するの論」に早くも「敬語」が言及されている。明六社は、アメリカから帰国した森有礼をはじめ、福沢諭吉、加藤弘之、西周、西村茂樹らが明治維新後、新知識の普及や人民の啓蒙を目指して結成した学術団体で、ここに挙げた人物以外にも当代の錚々たる人物が名を連ねていた。結成翌年（1874 明治7年）『明六雑誌』第一号を刊行するが、この西周²⁸の「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」のほか、西村茂樹の「開化ノ度ニ因テ改文字を發スルべきの論」だけが掲載された。二編ともに言文に関する内容であり、国字改良や言文一致問題がまさに新時代の命運をわける懸案とされていたことが窺われる。該当論文で西²⁹は、西洋の新知識を翻訳して人民に学ばせるために、漢字や国字の仮名交じり文では、効用を期待できないので、洋字をもって国語を書することを、実用的・功利的観点から主張した。また彼は、漢学者流・国学者流の国字に関する保守的立場を批判し「（国学者流が：引用者注）いたずらに古文法を用うる

²⁷田中義廉の『小学日本文典』（明治7年（1874））の第一九章の人代名詞に関する所で「敬語」という名称が用いられ、次第にこれが広まって日本最初の国語辞書である大槻文彦の『言海』（明治22-24年（1889-1891））にも登録されることに至った。

²⁸「西周も『百一新論』（明治七年）を「デゴザル」調対話体で著わし、一方『洋字を以て国語ヲ書スルノ論』（明治難七年）を発表し、「言フ所書ク所ト其法ヲ同ウス以テ書クヘシ」と、ローマ字採用に伴う文章の言文一致化の有利を唱えた。そしてこの西の言文一致論は物集高見らに大きな感化を与えた。山本（1965）34頁。

²⁹藩医の家に生まれた西は、早くから西洋の法律学、哲学を学び、1862年、津田真道らとオランダに留学し、政治・経済の科目を学習した。帰国後は、幕府の命で万国公法を翻訳出版し、徳川慶喜のために憲法草案を起草した。明治維新後は近代軍制の整備のため外国兵制の調査を任せられ1870年（明治3）から兵部省に努め、1872年には陸軍大丞、1874年（明治6）には陸軍省第一局第六課長、後に1878年（明治11）には参謀本部出仕を歴任した。以上は、梅溪昇（1961）「軍人勅諭成立史の研究」『大阪大学文学部紀要』第8号 79（163）頁参照。

を知て、実用に適するを知らず。実用に適するものは候文にして、すでに言うところと異なり、近日この書のごとく片仮名交じりの文、すこぶる一定の文体となる。しかれども間（ま）にこの書のごとく漢語法を用うるあり、また和語法を用うるあり、その体（てい）また一ならず³⁰」として漢語法と和語法の二極があることを指摘した。二極とは漢文体と和文体のことであろう。西は、当時まで実用的文体として使われていた候文に対し、すでに言うところと異なるといい、「かつ王朝の古、官府また漢語を用うゆえ、その文化（和文化：引用者）、局して海内に市くを得ず。ついに變じて候文となり、和語においても、奉る、致す、為め、如し等を上に置く。およそこれら天性の言語を廃し、他の言語を用いんと欲する弊、殷鑑的然たる³¹ものにあらずや³²」とした。言文一致という語こそ用いていないが、独自の文体を確立せず、漢語や漢文体の影響から脱することのできなかつた結果、候文という非言文一致の文体を用いる上、文化の面でも独自の和文化を確立できなかつたと力説した。

さて、このような議論のあと、西は、敬語に関して次のように言及する。

雅俗両家の喧嘩は講和に就んと欲するなり。しかれどもこれらのみならず、アルをゴザルといい、座（ま）ス、申スなど、そのほか種々の敬語など捨るにも捨てられず、取るにも取られず講和も出来ざるもの沢山あることなれども、これらは雅文の代理人も俗語の首唱も互いに折れて、あまりに高上過ぎたる語格は平素は用いず、またその代わりには言語もなるたけ意を注して、直に文字に書かれ得るほどに言うことを勉強せば、自然、習も性となり、百年も立つうちには、欧州の美にも庶幾すべきにいたらんか³³。（下線は原文）

百年のうちに匹敵しうるといふ「欧州の美」とは一体どのような文体を指すだろうか。西は、ゴザル、座（ま）ス、申スなどの語を敬語と称し、これを日本文の「捨るにも捨てられず、取るにも取られず」の要素とした後、「雅文」と「俗語」、「あまりに高上過ぎたる語格」と「直に文字に書かれ得るほどに言う」を対立させている。文と語を明確に分けてはいないが、西はこの両者の中間地帯に「欧州の美にも庶幾すべき」語格を見つけ出そうとした。西がこの論文でもっとも強調した美德は、実用性である。実用の観点から言えば、敬語は、決して好ましい文体の要素ではない。しかし、西は敬語を捨てるにも捨てられない和文・和語の要素とし

³⁰西周「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」『明六雑誌』山室信一・中野目徹硬校注（1999）『明六雑誌（上）』岩波文庫、41 - 42 頁。

³¹戒めとすべき前例がはっきりしているさま。古代中国の殷の国民が前代の夏が亡びたのを戒めとしたという『詩経』の記述のこと：同書 36 頁の原注。

³²同書 36 頁。

³³同書 45 頁。

て捉えている。ごく短く敬語に触れているため、西が敬語を如何に受け止めていたのか判断することは難しい。しかし、この言及を手短に整理すれば、西は、口語と文語両方において敬語を取り除けない要素として捉えていた。オランダに留学し西欧の近代新知識の「洗礼」を受けた西にとって、漢学／漢字で形成された前近代の知識と文化は、文明開化を目指すために脱却せねばならない固陋であった。西欧の先進文明を吸収するツールとして日本の言語があまりにも貧弱であり、過去の漢文体のような習性は早く脱ぎ捨てなければならないと焦っていた。この「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」もその現れであろう。しかし、この時期すでに明治政府に重用され、天皇の教育掛りである侍読を務めていた西³⁴は、「敬語」に対しては決してその批判の矛先をむけなかった。候文に対する批判もその理由を「すでに言うところと異なる文体」であることを挙げ、敬語要素に富んだ候文の位階性に関する言及はしない。洋字使用を提案するほどあまりにも急進的な西であるが、敬語に対しては特別に価値判断を下していない。

西は、論文の中で、「洋字をもって和語を書」すときの利の一つとして「言うところ、書くところとその法を同うす。もって書くべし、もって言うべし。すなわちレキチュア、トーストより会議のスピーチ、法師の説法、みな書して誦すべし、読んで書すべし³⁵」としている。言文一致という語こそ用いていないが、なるべく語格を平易にすべきであると主張するが、実用性を理由に敬語を廃すべきとの主張は文章全体を通して示していない。

しかし、このような敬語にたいする態度だけを取り上げ、民権思想家たちと比較される西の位階秩序に対する意識を確実に捉えることはできない。近代啓蒙思想を基に、新知識の伝播に誰よりも先頭に立っていた西の位階に対する持論をより確実に著わしているものが以下で検討する。「軍人勅諭」と西作成の第一草案である。

「軍人勅諭」と西の起草案に見られるもの

よく知られている通り、明治15年(1882)西の起草を元に山縣有朋や福地源一郎らが修正作成した文章が天皇の勅諭として軍に下賜された。軍に対する天皇の統帥を宣言する内容のこの勅諭は、1890年(明治23)発布される教育勅語より8年先立つもので、正式の名称は「陸海軍軍人に賜りたる勅諭」である。勅諭は、天皇の言葉を意味する勅語と違って直接訓示・指導を行う

³⁴安丸良夫『神々の明治維新』岩波新書(1979)138頁。天皇の教育掛りにあたる侍読も、(明治：引用者)四年前半ごろにはまだ平田延胤のような国学者が重用されていたが、八月には、西周が侍読となり、西、加藤弘之のような啓蒙思想家が重んじられるようになった。明治四年、宮中では、お黒戸の位牌の移転など仏教色の払拭と神殿の設立や皇霊の遷祀など祭祀体系の樹立がいきよに推進されてゆくが(前述)、こうした事実が近代的啓蒙的改革に矛盾するものとは、けっして意識されていなかった。

³⁵以上、前掲書36-37頁。

意味で、天皇みずからの統帥権宣言に加え、陸海軍にたいする訓示事項五カ条が設けられている。「一、忠節を尽くすべし／一、礼儀を正しくすべし／一、武勇を尚ふ／一、信義を重んず／一、質素を旨とす」との五カ条がその訓示の内容である。

ところが、最初、山縣の依頼で西が作成した草案では、軍人の徳目として「一、秩序／一、勤儉／一、信義」の順で三項目が挙げられている。西が第一項目として挙げている秩序の内容は次の通りである。

西周作成草案

(前略)

一 軍人第一の精神は秩序を紊ること無きを要す。凡そ軍人たる者は、上に 朕を戴きて首領となすより、下最下等の兵卒に至るまで、其間に官階等級ありて貴賤相隸属する所有るは勿論、同列同級の間にて亦停年に新舊有りて、新任の者は必舊任の者の指揮に従ふを法とす。然れば何事に依らず此意を体し、己が隸属する所に奉事して、其命令を敬承するは、直ちに 朕が命を奉ずると異なる無きを宗とし、縦ひ隸属する所ならざるも官階等級の上なる者には勿論、停年舊着にお敬体を盡し、又官階等級又は停年の新しき者を待つには、公務上にて威厳を主とする時は格別、其平素に於ては成る丈親切に論道して、麤略に流れざるを宗とす可し。此の如くして上下相和し通体一致して国の王事に服役するを、総軍人が 朕に対する忠節なれ、縦ひ何様な美事善行にても軍人なる者が此秩序を紊りて、上にたいしては敬礼を失ひ、事抗戻るに洩り、下を待つに待つには傲慢にして和を失ふに至りなば、軍人精神の蠹毒とや謂ふべき³⁶。

まず、天皇が自身を称する代名詞「朕」のまえには闕字を置いているのが目につく。西は「軍人第一の精神は秩序を紊ること無きを要す」と闡明して、何よりも重要な軍人への訓戒としてあげている。軍隊内の上下位階秩序を紊るものを「軍人精神の蠹毒」とまでいい、「秩序」の維持を呼び掛けている。西は、この草案で国法上に最高権力として定められた天皇を頂点にして、最下等の兵卒までの軍を一つ有機的機械に捉え³⁷、その厳格な位階秩序を内面化することで、近代的性格の軍隊として調練することを期待している。戦前期までタブー視されていた勅

³⁶梅溪(1961) 114(198) 頁から再引用。

³⁷梅溪(1961)によれば、1878年陸軍卿山県有朋の名で発布された軍人訓戒の起草も担当した西は、この起草に先立って西が将校を対象に行った四回の講演を行い、これを報道した新聞連載をまとめた「兵家徳行」を小冊子として軍内に配布した。この「兵家徳行」において西は、近代軍隊の特質を「所謂“メカニズム”ニテ機械仕掛ト云フコトナリ」として、軍隊組織におけるメカニズムを強調した。梅溪は西が「人ヲ機械ノ如ク用ウル考ヘナリ、即チ千軍万馬モ大将一人ノ自カラ手足ヲ動カス如ク指揮スル考ヘニテ此“メカニズム”ノ意ヲ訳スレバ節制ノ兵ト謂フベシ」と、メカニズムを「節制」(デイスチプリン disziplin) と等置していることを指摘する。

論の成立史を研究した梅溪（1961）は、「勅諭」と全五種に渡る各草案との違いを詳らかに分析し、軍人勅諭の発布がもたらした近代日本社会や国民への影響を分析した。彼はこの勅諭の企画者である山縣有朋や井上毅などと対比される西草案に見られる啓蒙知識人としての合理的・客観的見解を評価した。

西草案で第一項目にあげている「秩序」に照応する項目は、上の「忠節」と「礼儀」である。梅溪の指摘通り、西草案は、「忠節」が「秩序」の概念の中に包摂され、もっぱら軍人が軍隊の上下関係一階級秩序をよく守ることを主な内容とし、天皇との関係も間接的に捉え、「勅諭」での「忠節」概念のような軍人の直接天皇に対する絶対的献身を内容にして第一の独立の絶対規範としての性格づけられていない³⁸。では、山縣と井上の意見で加筆修正された「勅諭」の内容を見てみよう。

陸海軍軍人に賜はりたる勅諭（軍人勅諭）

（前略）

- 一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならさるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ
- 一 軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のもの上級の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隷屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし³⁹

³⁸梅溪（1961）は、西草案と「勅諭」はその前文においても思想的差異をみせしていると指摘する。西草案は、「前文で「此故ニ国法上に於テハ朕我カ帝国日本海陸軍ノ大元帥トシ総テ軍人ノ首領タレバ」としていて、勅諭が天皇の統帥大権を歴史的国体の上で絶対的ものに基礎付け天皇を絶対者として軍人に臨んでいると述べているのに対し、西は、天皇の地位や統帥権の帰属をもっぱら学理上、すなわち近代国法学における国家元首ないし君主の地位・属性の関する規定から、近代的・合理的に基礎付けているとした。従って天皇の地位の説明も多分に機関説的解釈となり、勅諭のような高い調子の国体的絶対観が認められないとした。171（255）－172（256）頁。

³⁹「陸軍省達」『法令全書明治十五年』内閣官報 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787962/304>

忠節を要求する第一徳目では、「政治に拘らず只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ」として、軍の政治の不関与と死をもって献身する絶対的忠節を国に捧げることを述べている。そして、礼儀を強調する項目は、西草案の「秩序」と内容の面ではほぼ重なっている。しかし、西草案では、軍人それぞれが組織の中で属している位置をわきまえ、その秩序を紊ることを、「軍人精神の蠱毒」とまで呼んで警戒した。しかし、当の「勅諭」では、「秩序」が「礼儀」に置き換えられ、「新任の者は舊任のものに服従すへき」で「公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を専一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ」と前近代的徳目である君臣觀の忠節と父子間の慈愛を借用している。この勅諭発布の背景には、陸軍卿の山縣が、自由民権運動と国会開設請願の高揚に危機意識を抱き、天皇の地位を絶対的權威・権力として位置づけ、軍の非政治化を通して政権を強化を望んだ意図があった。

ところで、この勅諭は、他の勅語が漢文体で書かれたことと違い、和漢文体とはいえ敬語に加え「古事雅語」を多用難解な文章である。勅諭の対象である兵士たちには到底解せないもので、出門を控え部長の朗読する勅諭を直ぐに解せる兵士は数少なかった。発布以後、山間僻邑から集まった文字の知らない兵士たちが暗誦させられた勅諭は、その嚴肅な雅言のゆえに却って虚文に等しいものであったのだ⁴⁰。徴兵された各自の国ことばを話す匹夫たちが上官から「軍人勅諭」を教え込まれる際、正確な意味を掴めないもどかしさは、その絶対的尊嚴性の実感に変わって身体に刻み込まれたれあろう。天皇からの下賜で奉読される勅諭はそれ自体で尊嚴神聖を持つ絶対的威嚴として戦前の日本軍内で「奉られた」⁴¹。

⁴⁰秋月種枝（1888）「緒言」『軍人勅諭写』参照。は、著者が勅諭に訓戒を施したもので漢語の音読みや意味などを詳しく原文に書き加えたものである。このほかにも数多くの勅諭解説書が発布後出版された。

⁴¹「勅諭は一切の事情、一切の異質者を超越した勅諭として尊嚴神聖なりものであって、如何なる事情の下に勅諭の煥發を必要とするに至ったか、又如何なる人々が其の起草に賛成したかなどといふことは問題でない、（中略）之を問題として其の事実を明かにするは、寧ろ勅諭の尊嚴神聖を冒瀆する」とした亙は、勅諭の起草に西周が思想の方、福地源一郎が修辭の方に力を致したと述べている。亙理章（1932）『軍人勅諭の御下賜と其指摘研究』中文館書店 103 - 105 頁。

1.3 三橋要也「邦文上の敬語」 - 美文的要素としての「敬語」

日本人による敬語論の嚆矢

では、ここからは、論点を敬語論に限定してみよう。日本人の手による最初の体系的な敬語論は三橋要也の「邦文上の敬語」『皇典講究所講演』71号、72号、1892年(明治25)⁴²とされている。この文章は、「敬語に『敬語』という輪郭を与え、その『分類』や『必要』を考察した⁴³」ものとして、日本の敬語研究史における意味は高く評価されている。著者三橋は、「本邦の万国に卓越したる所の者は、ただに皇統の一系に坐します一事に止らずして、諸般の事、其の有形たると、無形たるとに論なく、すべて善良美好にして、他国の企て及ぶ所にあらざるを明にせんとて、特に其の最重要なる言語文章の上に就きて、僅に一部の長所を、示したるに過ぎざりしなり⁴⁴」と、敬語を論じる自身の行為が強い国家意識と結びついていることを冒頭に明かしている⁴⁵。この論文が掲載されている『皇典講究所講演』を発行している皇典講究所は、1881年松方内務卿の請願で翌15年有栖川宮熈仁親王を総裁に開校した、現在の国学院大学の前身である。同所は機関誌『日本文学』(後にその名前が『国文学』となり『國學院雑誌』になる)や、皇典講究所の講演を開催⁴⁶しその内容をまとめた雑誌を刊行し、臨時に『法制論纂』『国史論纂』『国文論纂』などを出版した⁴⁷。さてこの「邦文上の敬語」は、1.1で見た西周の「洋字を以て国語を書するの論」(1874)より二十年足らず後の1892年に書かれた敬語論で、この時期に至っても固有名詞としての「国語」の概念が人々の言語意識に根付いていなかった。イ・ヨンスク(1996)は、「明治10年代前半までは『邦人』、『邦国』などの語と結びつく形で『邦語』という表現の方が一般化する⁴⁸」が、「明治20年代初頭になっても

⁴²本論に入る前、三橋は、講究所の五十九回の講演で上古文章の長所と題して述べたことを言及している。

⁴³ 滝浦真人(2005年)、17頁。

⁴⁴ 三橋要也「邦文上の敬語」『皇典講究所講演』71号、1892年(1892a)、31-32頁。

⁴⁵しかし、ここで留意したいのは、枕詞のように「皇統の一系」を強調してはいるが、「最重要なる言語文章の上に就きて」もその長所を示すために、「敬語」を取りあげると明言するところである。以後の敬語論では、萬世一系の国体と敬語を一体化させ強調するが、この時期の三橋の敬語論にはまだ国体と敬語の混合が行われていない。

⁴⁶実際、この文章は著者三橋が明治25年1月に同所の第90回講演で発表したものである。

⁴⁷ 国学院大学編『皇典講究所草創期の人びと』国学院大学、1982年、14頁。なお「国体の講明と徳性の涵養という永遠の進路」を「建学の精神として一貫して今日に至って」いるという国学院大学は、上田万年が学長を歴任し、金田一京助が明治41年(1908)講師として教鞭を取り始め、昭和43年名誉教授となるまで在職した大学でもある。

⁴⁸ イ・ヨンスク(1996)、80頁。

まだなお、language の訳語としての『国語』と語のレベルで『漢語』、『洋語』に対立する『国語』という二つの層が、『国語』という表現のなかにとけあわないまま併存していた⁴⁹⁾とした。なので、三橋があえて「邦文」の敬語を論じるというのは、国学者である彼のアイデンティティと口語と区別される文語の要素として敬語を捉える視点をあらわしているといえよう。

では、ここからは具体的内容を確認して行こう。本論文は、下の冒頭の言葉につづき「敬語の区別」、「敬語の沿革」、「敬語の必要」の三つに分けられている。

我が国の言語文章は、これを漢土西洋等の国々の者に、比較したらんには、先その大體の構造を、別にするは言ふ迄もなく、其の言辭の活用變化等にも、著き差異の點を見出づべし、さて然異なるが中に、一きわ目だちて知らるゝは、己が尊敬すべき人の上の事を言ひ、及び尊敬すべき人に對して、己が上の事を言ふに當りて、我には常に相當の敬語といへる者を用ゐて、其の意を表すも彼にはかゝる事なきことこれなり、尤彼の国の言語文章にても、或る場合には、多少の敬語を用うる事あるも、其の数も、甚少く、且その区域も、至りて狭くして、我が国の如くなること能はず、例へば我が国にては「君獵せり」といふことばを「大君御獵し給へり」といひて、「君」といふ語には、「大」といへる敬語を加へ、その君の爲したまふ「獵」といふには、「御」といへる敬語を加へ、その行為をあらわす「せり」といふにわ（ママ）、「給ふ」といへる敬語を加へ、かく言では、言語の常の儀に適はで、心足らぬが如くに思へるも、漢土にては、ただ「王遊獵」といひ、英国にては（A king is hunting）などいひて、大抵は聊の敬語をも用ひざるが如し⁵⁰⁾、（強調は引用者）

何よりも、敬語が他の国に比べ特に日本の言語文章上に発達している特徴であることを強調して論を始める。漢土や英国のことばと対比させ、日本の言語には敬語がより複雑に発達していることを際立たせるこのような記述は、その後登場する敬語論の冒頭を飾る常套句である。以下では三橋の敬語の分類をまず見てみよう。

○敬語の区別 古来の語学者にして、敬語を区別したりし者、未有らざりしを以て、今これを為すに當りては、仮に其の名称を設けざるを得ず、左に挙ぐる所は、皆余が創

⁴⁹⁾ 同書、82-83 頁。

⁵⁰⁾ 以上、三橋要也(1892a)、32-33 頁。

意に係るものなれば、或は適當せぬも有りぬべけれど、そは他日を待ちて訂正する所あるべし、

三橋が、自身が最初にこの敬語を分類し用語を定めると明かしている部分も記憶しておこう。上のような分類基準に従い、三橋は、敬語をその使用条件によって他称敬語と自称敬語にわけ、その特徴を記述する。「敬語は其の他人の上を言ふと、自己の上を言ふとによりて、これを二種に分つべし、他称敬語、及自称敬語これなり」と二分した後、

(一)他称敬語とは、己が対したる人（二人称）及己が談話の上に戴すべき人（三人称）を、尊敬する時に、其の人、及その人に付属せるもの、及其の人の動作存在などに用うるものをいふ。例へば、「君」「御衣」「給ふ」「坐す」等の如し。

(二)自称敬語とは、己が対したる人（二人称）及己が談話の上に戴すべき人（三人称）を、尊敬する時に、自己、及自己の動作存在等に、用ふる者をいふ。例へば、「やつがれ」「奉る」「侍り」「候ふ」等の如し。

その後、三橋は、敬語を文法的機能によっても区別している。

第一 代用敬語には、名詞敬語、動詞敬語の自称・他称敬語

第二 附接敬語には 接頭敬語、接尾敬語の自称・他称敬語

自他に掛かる名詞敬語（みまし、いまし。きみ。やつこ、やつがれ、まる、）や動詞敬語（みす、めす、みそなはず、まつる、たてまつる、まおす、ます、います、はべり、さふらふ）とこれらに付加接続する附接敬語の接頭敬語（かむ、すめ、すめら、おほ、おん、お、ご、まゐ、まう）と接尾敬語（きみ、みこと、みす、めす）に分けている。ここでは、僅かだけの例を書いたが、三橋は、「大抵は右の区別の中に、入りぬべければ、強ひて求め出でざるなり」と言うくらい、当時使われていた敬語語彙を殆網羅してそれぞれを区別している⁵¹。

⁵¹敬語を、石坂正蔵（1951）は、この三橋の敬語分類を指して、「「尊敬する時に」といふ動的な把へ方と、尊敬謙讓等の語を用ひない定義の仕方に移植がある」としているが、今の尊敬語に当たる他称敬語と、謙讓語ごとと自称敬語ともに「尊敬する時に」使用するというシンプルな定義は、三橋が身を置いていた学術的思想的背景から得られた当然の見方であった。山田孝雄の人称説の影響を受けた石坂の見解であるが、山田孝雄が人称説を主唱したのは、『敬語法の研究』（1924）であり、『日本文法論』（1908）では、包括的意味の「敬語」ではなく、敬語と謙語を対等な概念で用いるなど、まだ敬語の定義と文法的範疇が現在の様子とことなっていた。石坂正蔵（1951）「敬語的人称の概念」『論集日本語研究9 敬語』北原保雄編 有精堂、68頁所収。

その後、三橋は、「敬語の沿革」で自身の分類に従って、様々な敬語語彙を一つずつ、その後の原義や、用いられた年代を上世、中世、近世に区別し、その例証などを記した。

「たまふ」は「与ふ」の敬語として上世より今に用ゐらる。また約転して「たぶ」或は「たうぶ」となりて、中世に用ゐられたり。「くださる」は近世の語にして、其の意は「たまふ」に同じ今の俗多くこれを用う。

このように、約 60 余りの敬語語彙の沿革をたどり、合わせて 100 語以上の語彙を羅列しながらそれぞれの沿革を詳しく記述した後、三橋は、これらの研究内容に加え、つぎの「敬語の必要」において、文章と社会における敬語の意義を唱える。

敬語の必要

1. 2 でみた西周、加藤弘之は啓蒙主義の立場から功利的・効用的ツールとして、覚えやすく書きやすい文体の創出を新時代の優先的課題であると認識していた。西洋のことばと学問を習った二人は、道具的言語観で、以前までの言語文章そのものを覚えるための「無駄な」努力を取り除くために奮闘した。しかし、口語の敬語を取り除くことが絶対に不可能である点を挙げ、言文一致に於ける敬語の省略もあり得ないと主張した国学者物集高見⁵²と大差ない敬語観を見せていた。このように決して批判的ではなかった明治初期知識人たちの敬語認識は、しかし、この三橋の敬語論に及んで、確信に満ちた肯定に変化する。三橋は、敬語の必要性を、文章と社会に於けるものに分けているが、その前、まず先に強調するのは、「敬語は、即文章を美ならしむる所以の一要具なり」とのことである。「言語文章の意義に於きては、其の有ると無きとによりて異なることなし。されば其の意を通ずるのみを以て、言語文章の機能畢るとせば、これ等の敬語は、一切無用のものとなり、却りて文辞を繁雑冗長ならしむる害物たるべし。されど言語文章は、たゞ達理のみにて、足れりといふべからず。」西のような明治初期言語文章論における実用主義を意識している発言である。三橋は、「達理」のみ言語文章の要件ではないとして、「美」の追求を普遍的要件として持ち出す。「すべての人には、美を好み醜を悪む心ありて、（中略）天下万物の醜を去りて、美に就くは、即ち質を脱して、文に進み、俗を離れて雅にはいるなり。換言すれば、野蛮より文明に進むなり」。「達理」ではなく「美」をも

⁵² 物集高見の敬語に関する見解を述べた文章に『言文一致』（1886）がある。物集は、敬語は文章を冗長にする要因である指摘して、話すとおりに書くと文章が長たらしくなるため、言文一致の障害になるとした。物集の言文一致に関する見解と敬語に対する認識変化に関しては、山本（1965）参照。

って「野蛮」と「文明」の域を区分しているところは、精神論を強調する日本国体論の特徴と見せてくれる。論文の冒頭で、「漢土」と「英国」の敬語のない文章を例に挙げ、比較した三橋は、その必要性を主張するに至って、「生存上の最大要具たる言語文章の」「次第に美の域に進み行くは」「言語文章の達理の外に美の存する所以にして、又其の必美ならざるべからざる所以なり」とした。西洋に範をおく物質の「文明」ではなく、上世から伝わる敬語の美に日本の「文明」が胚胎されていたとの言説はこの以後登場する敬語論のなかでより精緻にそのイデオロギー性を強化していく。では、三橋は何を敬語の「美」と規定したのだろうか。三橋は、日本の文章が具えるべき美を次の二つに要約する。

○敬語の必要⁵³

- (一) 厳粛なるべき文章は、これによりて、益々その厳粛の度を高かむべし、
- (二) 優美なるべき文章は、これによりて、益々その優美の度を高かむべし⁵⁴、

上世の祝詞や宣命が厳粛なのは、「至尊及神祇の言行を叙するに当たりては、常に厳格に敬語を用ゐ、その尊容を保ち、稜威を墜させ奉らざりしに因る」として、「文辞の遒健簡古なりし」ことを美的文章の要件と捉え、前節でみた西の文章観とはかなりの開きを見せている。また、三橋は、中世の物語を引いてそれが優美高尚なのは、「文体の艶麗華美なりしに因る」として、「人の行動等を叙するに当たり、常に多数の敬語を用ゐて、その心情を高らしめ、その品位を

⁵³三橋は、厳粛なるべき文章は鎮火祭の祝詞、優美なるべき文章は「竹取物語」から例文を引用し、それぞれ敬語を除いた文章も並べて比較している。

高天原にかむづまります、皇親神漏義かむろみのみこと持ちて、皇み孫命は、豊葦原の水穂の国を安国と平けくしろしめせと、天の下寄さし奉りし時に、事よざし奉りし天津のりとのふとのりごとをもちてまをさく、(中略)延喜式所載鎮火祭祝詞等の如し

上世の祝詞宣命の厳粛なるは、其の叙事の莊嚴謹肅にして、文辞の遒健簡古なりしによるべしといへども、至尊及神祇の言行を叙するに当たりては、常に厳格に敬語を用ゐ、その尊容を保ち、稜威を墜させ奉らざりしに因ること多しといふべし。上の文につきて、試しのその敬語を除き去らば、

高天原に留る皇親男神女神のこともちて、皇みまは、豊葦原の水穂の国を、安国と平けく治めよと、天の下寄せし時に、ことよせし天津のりとののりごとを以ちていはく、

以上、三橋要也「邦文上の敬語」『敬語』北原偏 19 頁。

⁵⁴ 同書、33-34 頁。

保たしめたるによる」として、「厳肅」とならんで「優美」を文章における敬語の美的要素として規定している⁵⁵。

しかし、三橋がこの美的機能より強調したいのは社会における敬語の役割であった。社会における敬語の必要性を述べた内容を見てみよう。

敬語の必要は、たゞに文意の上にもみ止まらず、其の有無は、社会団結の上 に、大なる影響あるものなり、これを社会上必要となす、(中略)而して恭敬は、徳義の高尚なるものなり、君臣上下貴賤尊卑、各其の位に安んじ、その分を守りて、相凌ぎ相犯すことなきものは、一に恭敬の徳によらざるはなし、されば恭敬は、社会の秩序を保ち、其の団結を固くする所以の根幹にして、一朝これを失はゞ、忽に土崩瓦解の禍を免れざるべし。(中略)言語文章によりて恭敬の意を表はさんとする時は、必しもこの敬語に依らざるべからず、誰かこれを必要ならずといはむ⁵⁶、(強調は引用者)

「君臣上下貴賤尊卑、各其の位に安んじ」る「恭敬」が社会の秩序を保たせると述べている三橋は、敬語こそがその「恭敬」の意を表す手段であるため、社会に必要であると主張している。「各其の位に安んじ」ることを徳義としている三橋は、位階の秩序を「敬語」に投影させている。

「されば敬語を用うるは、即恭敬の心を維持せしむべき一手段とも謂ひつべし。それ坐作進退の儀則の、人間の行為を規定し、社会の秩序を維持する上に、大なる必要ありとするは、礼は野蛮の異習なりといふ或一種の偏見学者を除く外は、殆一致する所なり。既に行為上の礼を、必要なりとする上は、これと並べる言語上の礼、即敬語の必要なること、亦言を俟たざるべし。されば敬語の利をのぶるは、礼の利をのぶと、同一なるものなり。これ余が敬語に社会上の必要ありといふ所以の大略なり。(中略)余は敬語を存して永く我が国言文の真価を失はざらしめむことを望むと共に我が国をして、久しくこの令名を保たしめんことを希ふものなり、(完)⁵⁷

⁵⁵しかし、三橋は「文章において」活用された際に発揮される敬語お「厳肅」と「優美」をその必要性として挙げている。2章で述べる山田孝雄の敬語論と対比させるところである。

⁵⁶三橋要也「邦文上の敬語」『皇典講究所講演』72号、1892年(1892b)、66-68頁。

⁵⁷三橋要也(1892b)、69-70頁。

王政復古により仏教への抑圧と神道の育成がなされたのは明治元年からの社会情勢であった。政府は明治四年神祇官を神祇省に改め、翌明治五年にはこれを廃し教部省をおいた。「神儒仏並行して生徒の教育人民の教化に任ずる」ため、教導職や大教院などの管轄組織や職位が設けられ、神道は大衆を対象に説教を行った。上でも触れたように、三橋のこの論文もそのような講演会で大衆むけに発表されたものである。神道の「教化」内容は、主に「一、敬神愛国の旨を体すべきこと。一、天理人道を明にすべきこと。一、皇上を奉体し朝旨を遵守すべきこと」であった。しかし、「神仏共に振るわず」、明治五年の学制頒布以後は、当局が宗教を通じた教化より、国民教育の普及に全力を注ぐようになる⁵⁸。宗教学校に通い尋常小学教科を教わっても、公私立学校に出席しない児童は不就学に見做され、官の扶助金の配当も廃止されるなど、文部省の「教育政策」の対象から宗教は排除されていった。これに加え、新政府のキリスト教にたいする排斥方針にも拘らず、「当時の青年の渴望したる英語の教授を以て之に近き遂に信仰と熱誠とを以て宗教の感化を興ふる⁵⁹」外国宣教師の活動や、同志社英学校や東京青山学院等に代表されるキリスト教主義学校の有力化は、国家神道への脅威とされた。三橋が所属していた皇典講究所は国家祭祀と古典研究を職務とする神祇官を育成することでこのような近代改革を掲げた宗教教育行政やキリスト教の拡散に対抗した⁶⁰。

このような著者の宗教思想的立場とその宗教の政治性からこの「邦文上の敬語」を読み解くと、明治国家に祭政一致の理念を提供する国家神道の論理を下敷きにしているとみることができよう。しかし、三橋の敬語論は、敬語の必要性を強調する主張において、敬語を内在的に分析してその思想を見出すというより、文章や社会という外部との関係における意義と必要性を強調するにとどまっている。祝詞や宣命という国家祭祀の言葉や、皇室ではなく貴族文化が栄えた中世の物語の表現を平行して提示し、その美的機能を強調するのは、以後、天皇制国体イ

⁵⁸以上の教導職などによる神道の大衆向け説教の実施背景にかんしては、安丸良夫（1979）『神々の明治維新』を参照。引用は、181 - 185 頁。

⁵⁹井上哲次郎、坪井九馬三、芳賀矢一が監修、野田義夫著『明治教育史』526 頁。

⁶⁰同書では、次のように皇典講究所の設置に至った経緯を述べている。

第四章 専門教育 第十節 宗教学校

「欧化熱漸く旺盛なるに及び社会の一面には国民精神の反動を生じ彼の文明と雖も徹頭徹尾模倣すべきにあらず我には古来固有にして而も之を捨つ可からざる長所あるを自覚するに至る。此兆候は明治十四年六月福岡文部大臣の頒布したる小学校教員心得によりて之を見るべく翌十五月一月勅撰の幼学綱要を下賜せらるゝに祭し忠孝仁義を先にすべき勅諭を賜り同月武士道の精神より出でたる勅諭を各軍人に賜り同年四月伊勢大廟に於ては神宮祭主朝彦親王殿下の諭旨により神宮神官をして學術を研究せしめんがために神宮皇學館をおこす。同年六月全国神宮の団体は東京に皇典講究所をを起し本邦の典故文献を講究する所とし八月内務省の所轄となり九月三府四十県に皇典講究所を置く。又同月内務省より府県社以下神宮の選挙は皇典講究所の卒業證書若は同本分所の試験合格證書を所持ものに限る旨を令達したるを以て爾来此等の学校は神道教育の淵源となるに至れり。」以上同書 529—530 頁。

デオロギーの強化過程で中・近世の武士文化が否定・捨象されることと対照される地点である。日本の敬語論に限ってこの論文の叙述上の特徴は、まだ国体思想と完全に一体化していない敬語論として位置づけられると思われる。著者三橋は、上世、中世、近世として敬語語彙の沿革を述べているが、中世に対する価値判断をしめさず、客観的に語源や変化を述べるだけである。

中国思想の影響から離脱し、純漢文体ではなく、和文体の位階を定め、その厳粛な文体の頂点に敬語を多用する祝詞や宣命を置くことで、神格としての天皇の権威を強調している部分は、もちろん天皇国体イデオロギーに奉仕している。この日本初の敬語論は、国語及び国語学が形成される前に「敬語」という用語を用いて書かれた研究として意義を持ち、自由民権運動が衰退し、政府の国家統制や権力集中がいつそ強められた時期に現れた、「社会・体制維持論」としても読める文章といえよう。

1.4 日本人論に語られる敬語 — 芳賀矢一の『国民性十論』

忠孝一致の論理

日清・日露戦争の勝利で明治日本は、中華の政治秩序から抜け出し、西洋列強と肩を並べる強大国としての自我像を獲得した。維新直後明六雑誌などで書かれた日本人劣等論は、明治二十年頃には国粹主義的色彩を帯びた日本人優秀論に変わっていく。両戦争の勝利は、日本国民に戦勝国の誇りと、その国民性の「優秀性」を自覚させ、様々な角度から日本人優秀説が叫ばれた⁶¹。そのうち西洋留学の体験から、文化史的観点で詳しい国民性論を展開したのが芳賀矢一の『国民性十論』（1907）であった。当時を代表する国語・国文学の専門家芳賀は日本国民性の特質を挙げ、当時もその以後も人々に「日本人の国民性」という心象の形成に与えた影響は大きい⁶²。芳賀は次の十項目を日本の国民性として挙げた。

- (一)忠孝愛国
- (二)祖先を崇び家名を重んず
- (三)現世的实际的
- (四)草木を愛し自然を喜ぶ
- (五)楽天洒楽
- (六)淡泊瀟洒
- (七)繊麗繊巧
- (八)清浄潔白
- (九)礼節作法
- (十)温和寛恕

⁶¹ 国民性論の変遷については、明治期から現代にいたるまで、自然、風土、歴史的観点、文化などの観点から書かれた数多くの「日本人論」を網羅した南博（1994/2006）『日本人論』岩波現代文庫、を参照。

⁶² その五年後の著書『日本人』で、芳賀はより徹底した優秀説を著わした。彼は「第一章、すめらみこと」から書き出し、天皇を「現神」とする日本の国体を国民性の政治的土台と考え、「第二章、家」では、日本を「家族国家」と考え、その単位集団の家長に対する孝の念が天皇に対する忠の心と全く同じであるとした。このように、芳賀は皇室中心主義から大正期には『戦争と国民性』（1916）『日本精神』（1917）などの著作のなかでより国家主義の方向に傾斜していった。以上は南博（2006）『日本人論』岩波現代文庫 58 - 59 頁。

南（1994/2006）の指摘通り、芳賀の本書は、数多い日本人論の中、本格的に礼節と敬語を日本の特質として捉えた。世界に類例のない国体を強調すると同時に、言語上に現れる敬語と敬称の発達も類例を見ないものであるとその固有性を強調する。敬語と礼節を国家主義にリンクさせる本格的敬語精神論のプロトタイプである。以下ではまず、本書の第一章で述べられた忠君愛国の精神を理解した後、芳賀の敬語論の具体的内容を分析しよう。

序言で芳賀は、我が国は早くから「支邦」の文化を受け、「支邦」を通じて印度の文化をも受けたが、今日に於いては東洋諸国の中、日本ばかりが強国の班に入ったと述べる。本書の第一章、「忠君愛国」の中で「日本国民の皇室に対する考えは古今東西全く類例が無い」として、西洋と中国と対比される天皇制の一貫性に関しての誇りをあらわした。「西洋諸国の帝王も、支邦の天子も、国民の間から起つて……素性を洗ひ、祖先を正せば同等の国民」とされ、「王侯将相何有種」というのが西洋と「支邦」の考えであるが、「日本人は帝王といふ位は国民の決して覬覦すべきものではないと、誰も教へはしないが、祖先以来さう考へて居る」。そして、日本の歴史では「如何なる悪人でも叛人でも、皇室を尊ぶ考は必ずもつて居つた」ので、天皇の座を狙う考は誰も「毛頭徹塵」なく、日本国民には「皇室とは我等の本家宗家であるといふ考」があると述べる。また、この書全体を通して芳賀は、西洋のいわば「平等主義」と対比される日本の「カミ崇拜」を強調する。「叛人でさえ皇室を尊ぶ考を必ずもつ」国体観念を繰り返して強調し、「西洋の元来が平等主義の国と元来がカミ崇拜の国とは其間に自然に差別がある」という立場を貫く。このような発言の中で注目すべきなのは、「自然に」という副詞である。神と人間、天皇と国民の間に生じる差別を人為的意図を介しない「自然に」生まれるものとして、西洋と日本の差別は当然の帰結ととらえている。天皇と国民の位階を自然発生的親子関係やそこから拡張した祖先と子孫の関係として捉え、「叛人でさえ皇室を尊ぶ考を必ずもつ」くらい忠君の理念を「自然な」感情として強調する。

この思想の中には皇室と国民との間に多くの親愛の意味が籠っている。統治者と被治者といふ問題ではなくして心の底から上下互いに親睦して居る趣がある。八百万の神は皇尊の事業を愛餐する人々ばかりであるが、義理づくに服従しておそれているのではない。大本家の統領として親分として尊敬しているのである。親子的關係が成立つて居るのである。親の命令は子として聴かねばならぬ。親の心を喜ばせねばならぬ。親からは何を与へられてもうれしい。親子の愛情は人の至情でこれがマゴコロである。このマゴコロ

が即ち忠である。忠といふ語は漢字の音であるが、日本に訳せばアメゴコロつまりマゴコロの外は無いのである。日本では忠も孝も同じ事でどちらも同じくマゴコロである⁶³

忠孝一致の「マゴコロ」は統治者と被治者の義理づくの服従の次元を超えた親子の愛情という至情の感情なのである。ここに客観的価値判断を挟む余地はない。

マゴコロ即ち皇室に対する忠の概念が武家時代に至つては転じて主従の関係の連鎖となつた。(中略)徳川時代になつては諸侯は將軍に対して臣、諸侯の家来は陪臣といひ孔孟の教は常に主従の関係に応用されて説かれた⁶⁴

ここで、「マゴコロ」の「忠の概念」が、幕府によって位階性だけを強調する「主従の関係」に変わってしまったとの主張に注目しよう。

徳川幕府が謂大親藩、外様の区別で如何にその統御策に苦心したかといふことを見ても主従の関係が君臣の関係のやうに行かぬことが分かる。(中略)臣、陪臣など、表向きに称へさせたことも実は借り物であつたからである。⁶⁵

「幕府の世と雖も国民は決して皇室を忘れたのでは無い。(中略)一旦主従の関係にうつされた忠の解釈は明治の維持(ママ)とともに再び昔の通り皇室に対するものと限られて仕舞つた。否明治の維新そのものはその解釈を皇室に限るものとして徳川幕府を打倒したのであつた。維新後は祀士農工商は皆平等になつてこゝに一般国民が兵役に就くことになつた。陪臣、倍々臣の制度は廃せられていづれも天朝直参の臣となつた。久しい間武家で養成した武士道的精神は今や天朝に向つてのみ捧げられる事になつた⁶⁶

朝廷と幕府の差異を説明する芳賀は、親愛をもとにした親子の関係とは違い、將軍と諸侯、諸侯と家来のように主従の連鎖を可能にしたのが「孔孟の教」であるという。この教えは皇室に対するマゴコロと質的に違うものであり、幕府の権威に向けられた「忠」とその「忠の解釈」を「皇室に限る」ものとして明治維新は取りもどしたという。中国の孔孟の教えに代弁される

⁶³芳賀矢一(1907)『国民性十論』富山房。21-22頁。

⁶⁴同書 24-25頁。

⁶⁵同書 29頁。

⁶⁶同書 31-32頁。

伝統的儒教の道德律「忠」を、皇室へ捧げる不変の「忠孝」として潤色し、同じ幕府時代の産物「武士道的精神」も天朝に捧げられるものとなったと付言することも忘れない。この章の冒頭でみた一君万民の思想は、天皇と庶民とのあいだに介在する中間勢力を排除し、そのなかの身分的差別や地域割拠性を排除するものであった。臣、陪臣、陪々臣の除去により一般国民は直接天皇に服従でき、そのなかで守られた礼法も「天朝」にだけ捧げられるようになったのである。

安丸（1992／2007）⁶⁷は、ごく通念的に天皇制の内実として思い浮かべる事象は、実際、明治維新を境に近代化過程の中で作りだされたと強調した。近代天皇制の基本観念を、(一)萬世一系の皇統＝天皇現人神とそこに集約される階統性秩序の絶対性と普遍性、(二)祭政一致という神政的理念、(三)天皇と日本国による世界支配の使命、(四)文明開化のカリスマ的政治指導者さとしての天皇、と要約しその理念化の過程を明かした。芳賀の幕府と朝廷に対する歴史認識や「忠」・「忠孝」の対象を天皇と皇室だけに限定する行為は、国民的アイデンティティを天皇制の土台の上で構成していく地ならしの作業ともいえよう。前節で見た通り、前島の上訴「漢字御廃止之議」は徳川の第十五代将軍慶喜に宛てられたものである。建議の最後、候文体で書かれた泣訴の態度は、へり下りの極致である。その言葉遣いも極端なへり下りをもって将軍を待遇する敬語法である。芳賀は天皇や皇室に対する最敬の語法を頂点にその敬語法を再定立する必要性にも気付いていた。

一方、芳賀は日露戦争の勝利の秘訣を日本兵の日本精神の勝利といい、精神論の意義を強調しそれを国家主義へ結びつけ、つぎのように、万世一系の国体を国家そのものに等値させる。

物質的原因を以つて強兵のできるはずがない。太古以来皇室に対するマゴコロの表彰に外ならぬものである。唯このマゴコロの精神が萬世一系の国体をなした原因で東洋唯一の大強国となつた所以である。（中略）独り我日本では国土と皇室とは神話以来已離るべからざるものである。国の為家の為といふことは同一の意味と解釈せられる『朕は即ち国家なり』とは我国の天皇にして始めて宣ふことの出来る詞である⁶⁸。

礼節作法と敬語

芳賀は次に見る「九 礼節作法」の章で、「抽象的な」忠君愛國論を「言語」と「作法」という「具体像」をもって説いている。芳賀のその論証は説得的なのか。以下からは、第九章、礼節作法の内容をみてみよう。

⁶⁷安丸（1992／2007）『近代天皇制形成』岩波現代文庫、12－13頁。

⁶⁸前掲書 32－34頁。

日本人が始めて西洋の社会にはいれば日本に比べて又その応対挨拶の甚だ簡易なのに驚くのである。(中略)かふいふ事は社会が上下色々の階級に分れた結果で自分の仕へる主君の上に又主君があり、又其主君もあるといふわけであるから、主君に頭を下げる度よりは主君の主君に向つては、今一層低く頭を下げねばならず。主君の主君が頭を下げる主君の主君の主君には、土下座もしなければならぬといふ風に、多くのむつかしい礼儀の階級尊卑の階級が生じたのである。又一方上の方からみれば自分の尊厳を保つために段々と下の方に向つて礼節を嚴重にしたのである。これは足利時代よりも徳川時代に至つて一層激しくなつたに相違ない。むかしはそれほど身分の懸隔がなく主従の関係が複雑でなかつたから、この点は餘程輕便であつたのであろう。加藤先生のお話⁶⁹、幕府の詞には非常に敬語が多かつたが、宮中の用語はかへつて敬語が簡單であるとの事である。この様に幕府の權勢で七重の膝を八重にも折らせたことが、今日の日本人の礼節といふものを作つて居るには相違ないがさりとて日本人ははじめから西洋人の様に平等主義では無かつた⁷⁰。(強調は原文のまま)

はじめに、日本人の礼儀正しさに西洋人は感心するが、西洋の礼節作法は驚くほど「甚だ簡易」であるとの章ははじまる。日本の礼節は封建時代、とりわけ徳川幕府に深く影響され「一層繁縟」になった。それは「自分の尊厳を保つために段々と下の方に向つて礼節を嚴重にし」、「主君の主君が頭を下げる主君の主君の主君には、土下座もしなければならぬといふ風に」、幕府の位階秩序が嚴格だったためだそうで、加藤弘之の言及した幕府と宮中の敬語の差についても触れる。第一章「忠君愛國」ですでに言及した朝廷と幕府の違いや西洋の「平等主義」との違いにふれ、敬語を言葉上のその現れとして捉えている。「つまりは、神を貴ぶ風からでたのである。故に古代の言語の上に已に多くの敬語をもつてゐる。古事記の神々の名をみ

⁶⁹ 加藤弘之の『交易問答』(明治2年)、『真政大意』(明治3年)の「デゴザル」調談話体を指して、当時著者が抱いた自由民権思想を民衆によくわからせるために選んだもので、そこに言文一致的意図をうかがうことができる言文一致の最初の著書として史的価値を高く評価した。山本(1965)34頁。しかし、加藤も「日本ほど他国の為めに原文一意を害された国は無い、それを今直すと言ふ事であるから中々致し難い、先刻言つた通り漢文を書き下しに書いた文章は立派であつて俗語より品が宜いやうに見える習慣が附いた」として、漢文脈の影響から脱することを強調する一方、身分の差からくる言語上の差異、即ち敬語に関しては批判的態度を示さなかつた。社会進化論の日本への紹介者とも知られ、いわば「転向」宣言でも有名な加藤も1. 2で見た西のように、敬語の「位階性」を批判しない。加藤弘之(1902)「言文一致に就いて一言文一致会演説会席上に於て」『言文一致論集』帝国教育会内言文一致会編纂 東洋社 36-38頁。

⁷⁰同書 207 - 208 頁。

ればあまたの敬称尊称が認められる⁷¹⁾として、その後、古事記に登場する神々の名を詳細に分析して「ミ(御)」「オ(御)」などの「敬称の接頭辞」や「宣ふ」「おはす」「めす」などの敬語の動詞が「カミ即ち神、皇室、皇族ばかりでなく、大臣公卿にも用ゐ、次第に一般の人の間にも用ゐる様になつて、今日のように敬語の多い日本語となつた」と敬語の淵源を説明した。東京で味噌汁を「オミオツケ」と、足を「オミアシ」というのがその実例であるとして、これは「叮嚀に優美に」言うためであると論を進めている。

このような種々の階級的言葉は今後は段々に減つてゆくに相違ないが、これ等は強ち敬称の為、階級の為にばかり発達したのでは無い。叮嚀にいふ為に上品にいふ為にも発達したのである。恰も多くの礼節作法が単に屈従の為にばかり発達したのでは無いのと同様である。小笠原流の礼儀作法は実にやかましいものである。坐作進退一々その故実があり、規則がある。来客の座席から全の運び方、箸のもち方、中々面倒な事である。されば単に貴人に対して失礼にあたるといふばかりではなく、之を知らないのは紳士としての耻と見做されたのである⁷²⁾。

「神を尊ぶ」心情の発現である敬語や、「幕府の権勢」で繁雑に発達した礼儀作法は、ここで「今日の交際上の礼儀⁷³⁾」として再定義される。「礼儀は人の為ではない。自分の為である⁷⁴⁾」、これは、今日も礼儀の重要性を強調する決まり文句であるが、この「国民性十論」での言及以後、現代まで絶えず語られるクリシェになる。前節でみた三橋の「邦文上の敬語」が「君臣上下貴賤尊卑、各其の位に安じ、その分を守りて」の「恭敬」を社会秩序の維持のために必要であると主張したのに比べ、より近代社会の横の関係を意識している発言である。しかし、続く文章では婚礼はもちろん、武士の切腹や料理法にも作法があるとして狂言「鱸包丁」を詳しく紹介している。この外にも「応対の式、進物の法、如何なる瑣細な事」まで「正しい作法」が存在することをのべ、「ノリ」の概念を強調する。その後、「法も則もノリで道徳を支配するものである」とする芳賀は、中国の支配イデオロギーである「礼」を持ち出し、日本人の祖先崇拝とリンクさせる。

⁷¹⁾同書 209 頁。

⁷²⁾前掲書 213 頁。

⁷³⁾同書 213 頁。

⁷⁴⁾同書 214 頁。

礼節を貴ぶことは支邦人も同様である。孔子も礼楽射御書数といつて礼を第一の教とした。（中略）克己復礼を第一としたのである。論語の郷党篇を読めば其謹慎な容子が分る。周礼儀礼などは委しくむつかしい儀式を記してある。礼儀三百威儀三千といふのはこの事である。この教が日本にはいつた事も慥に日本人の礼節を重んじさせた一原因である。即ち祖先を崇ぶといふ事に大関係があらう。（中略）

孔子のいふ礼はお祭の根本である。礼といふ字の示偏であるのも其故である。社稷といへば国家といふ意味になるのもその為である。しかも日本人の祖先崇拝は支邦人よりも真箇の意義を有して居る。支邦国民の宗廟は時々変わるが日本人のは萬世不易である。日本人は上代からマツリゴトを以て国を建てたのであるから支邦人と同じ様、礼儀作法に於て慎んだ事はいふまでもない⁷⁵。

ここで、芳賀は、国家祭祀に関する儀礼に関連する意識を中国と比較している。孔子のいう礼とはマツリゴトの根本であり「礼節を貴ぶことは人も同様」であるが、祖先崇拝においても宗廟の萬世不易である点においても日本人の方が「支那人よりも真箇の意義を有して居る」とした。また、以下の続きの部分では、その祭祀の言葉である祝詞や天皇の命を伝える宣命の文体の特色がお祭り同様、その重複や冗長さにおいて「莊重森嚴に」出来ていると強調する。

祝詞の文の結構は恰もその儀容を見る様に語を重複し、対句を重複し、文段を重複し、莊重森嚴に出来て居る。文に省略がない。冗長である。同じ事の繰り返しである。お祭りと全く同じ性質である。かやうに神をまつる儀式祖先を祭る儀礼を貴んだ国民であるから、之が即ち平常の坐作進退にまで及んだのである。かやうにカミに対する心得が日常の生活にまで及んだのである。孔子の教を待つて始めて礼を知ったのでは無い。宣命の形式も祝詞と全く其趣を同じくして居る。神主が唯と称へる代わりに皇子が先づ応と唱へそれから君臣一同応と唱へたのであつた。（中略）カミを祭りカミに対する心は敬虔の念が充ちてこの時は最も心の正しい時である⁷⁶。（強調は本文のまま）

「孔子の教を待つて始めて礼を知ったのでは無い」と宣言するのは、礼の強調が中華に淵源するものではなく、「大和」の世界を境界にその内側で発生した思想であるとの強調である。祝詞や宣命の文の構造もさることながら、礼の古語はキヤであると解釈する芳賀は、「キヤキヤシク（恭しく）神を祭る」時の態度と自ら身を修める態度から国民の礼儀が発達したとのべる。

⁷⁵同書 218 - 219 頁。

⁷⁶同書 218 - 224 頁。

このような日本人の礼儀観念は、西洋とも区別され、「元来が平等主義の国と元来がカミ崇拝の国とは其間に自然に差別があるのである」として、西洋のエチケットと区別される日本の礼節作法の性格をのべる。ところが、芳賀は、当時の礼儀作法の混交した様子も素直に言及している。

今日日本は何事も混雑の世で、一切の礼儀作法は大に乱れた。それもその筈数百年来三百諸藩其々の習慣風俗も一固りになり、東西の風俗も混交したからである。礼節としては何も極つて居らぬ。今の社会の上流に立つ人は、いはゆる明治維新時代の乱暴な時世を経過した人で、これ等の人々の礼儀を頓着しない風が国民に影響した事も多い⁷⁷。（中略）

書生社会に於ては殊更礼節の観念は薄い。書生上りの知事が奉幣使として官国弊社に参向した失策話はむかしならば切腹ものであるが、今日は唯其失策を笑ふばかりで誰も之を咎める人が無い。古来カミを貴ぶ礼節の国民がこの様に一切の旧例忘れる程^{ママ}な大変革をやつたればこそ明治の維新も出来たのであるが、せめては一切の礼式に於てもう少し秩序が立たなければなるまいとおもふ。国民は我国体と大関係ある礼節を忘れてはならぬ⁷⁸。

安丸（1979）は、明治政府の指導者は天皇を中心にする新しい民族国家への国民的忠誠心を必要とし、その確保のために国家神道及び国家祭祀を再整備（若しくは創案）したことを論証し、「国学者や神道家の祭政一致思想や復古神道的な教説は、わりきっていえば、そのためのイデオロギー的手段として採用されたのであったから、国民的忠誠心を有効に確保してくれそうなどんなイデオロギーも、新政府と結びつきうる可能性があった⁷⁹」として、明治国家の国体イデオロギーの虚構性を指摘した。上の引用で芳賀も率直に述べている通り、明治維新以後の社会情勢は、彼が重ねて強調した国体の普遍性や威厳が国民の認識に浸透せず「一切の礼儀作法は大に乱れた」状況にあったのがより真相に近かっただろう。そして、幕府の礼節を煩雑であると批判しながらも、小笠原流の礼儀作法を高く評価するなど、前時代を丸ごと壊して、明治の礼節を新しく定立することは最初から意図していない。ただ彼は、国体と軌を共にするとした礼儀作法を、敬語・敬称や祝詞・宣命の歴史性をたどり、天皇の歴史や権威に一致させることで、その萬世一系の国体の尊厳さを自然で当為のものとして強調している。本稿で芳賀の敬

⁷⁷同書 227 頁。

⁷⁸同書 229 頁。

⁷⁹安丸良夫（1979／2014）『神々の明治維新』岩波新書 118 頁。

語及び礼節論をこれほど仔細に分析したのは、彼が当時、名をはせた国語国文学者であったためだけではない。芳賀は、この時期実施された国定教科書制の下で、国語科読本の編纂者として主導的役割を果たした人物でもあったのである。以下では、実際上で見たような敬語・礼節観のもつ芳賀が、如何に国語教科書にその思想を盛り込んでいたのかを考察しよう。

国定教科書国語読本に見られる敬語

1872年「学制」により近代的義務教育制度がはじまり公立小学校が設立され、国民創出のための近代教育が始まった。明治初年、政府は教科書の自由発行自由採択制をとっていたが、1880年代以後は自由民権運動の激化に対抗し教科書統制を強化した。開申制、認定制を経て1886年には検定制にかわり、日露戦争の勃発した1904年には教科書疑獄事件を口実に国定制度が実施された⁸⁰。「大日本帝国」の「躍進」とともに国定教科書による授業が展開されたのはまことに象徴的であると中村（2008）は指摘する。以後、教科書国定制度は、戦後「国民学校令」が廃止されるまで40年間存続した。中村（2008）は、1904年の国定教科書が使われてからその出来栄えについて、多くの批判があった。特に修身教科書については忠孝道徳が軽視されているとして、枢密顧問官らが文部省に新たな教科書の草案を提示して積極的に反対行動を起こした⁸¹。このような動きを受け、1908年9月に発足された教科用図書調査委員会は、小学校の修身、日本歴史、国語教科書の起草と調査審議を行い、その後の教科書の全面的改定においても編纂審議を行う機関であった。会長は当時貴族院議員・枢密顧問官・文学博士・法学博士・男爵との肩書の加藤弘之で副会長以外35人程度の委員で構成された。国語は部長井上哲次郎、主査委員の芳賀矢一、松村茂助、三土忠造⁸²らが担当した。通常便宜的にわける教科書国定期の時期区分とその該当読本を共に示せば、つぎのようである⁸³。

⁸⁰小学校教科書の採択をめぐり1902年末に発生した贈収賄疑獄事件で国定教科書制導入の直接の契機になった。中村は、「「教育勅語」の趣旨を徹底する忠孝愛国や富国強兵の精神啓発をもち込んだ教育内容の全国統一化を欲した」文部省の用意周到な方策であったとその事件の真相を指摘している。事件の経緯に関する詳しい内容は、中村（1992）『教科書の社会史』岩波新書。

⁸¹枢密顧問官・野村靖、東久世通禧、田中不二磨朗などが、「文部省著作修身ニ関スル意見」と独自の尋常・高等小学用修身教科書草案を文部省や枢密院長老・学者に提示、また日本弘道館は「国定小学修身教科書ニ対スル意見」と題する小冊子を発表した。読本についても帝国会議衆議院議員の根元正が、議会で「社撰疎漏」と批判質疑した。文部省は、このような動きに合わせ訓令「小学校における修身教科書修正ニ付キ教科の目的貫徹方」を発し教育勅語の趣旨に基づき、「忠孝ノ大儀ヲ明ニシ国民固有ノ特性ヲ發揮セシムル」ことを明示した。中村紀久二（2008）『「復刻版 国定教科書編纂趣意書」解説』22-33頁。

⁸²同調査委員の一人、三土忠造は1910年出版した『社会百言』の中で「六十五、敬語」の項目を書いた。「我が国語の如く敬語の種類に富めるはなし」とはじまる彼の敬語論は、何重にも敬語を重ねるのは「悠長なる時代には餘り不便をかんぜざりしなるべしと雖も、今日の如く多忙なる社会には長

- 第一期 1904（明治 37）年 4 月使用開始『尋常小学読本』
- 第二期 1910（明治 43）年 4 月使用開始『尋常小学読本』
- 第三期 1918（大正 7）年 4 月使用開始『尋常小学 国語読本』
- 第四期 1933（昭和 8）年 4 月使用開始『小学国語読本 尋常科用』
- 第五期 1941（昭和 16）年 4 月使用開始『ヨミカタ』『初等科国語』巻一～八

第一期読本が、言語主義、語法主義であったのに比べ、芳賀読本とも呼ばれた第二期読み本は、国民の思想精神を啓培する目標をもって編まれた特色を持ち、「極言すれば国民思想読み本といった趣⁸⁴」があると評される。近代日本の「国語」構築と関連して口語概念の発生を研究した 邢鎮義（2004）は、第四期までの国定読本の内容を分析し、「第二期は対話文が大幅減少したにも関わらず、敬語の使用は増えていることがわかる。しかも第一期より種類も増えている」と第二期読み本の敬語使用増加を指摘する⁸⁵。その分析では、第二期読本で尊敬語「あそばす」「ごらんくださる」の用例が新出され、「お～になる」の語法は第一期の 21 回から第二期の 35 回に大幅に増えた。謙讓語「いただく」「いたす」「うかがう」「うけたまわる」「さしあげる」「ぞんずる」「もうす」の動詞の用例も第二期から大幅に増えた。教科用図書調査委員会の設置前年に書かれた『国民性十論』で神を貴び、皇室に忠孝を捧げ、優美に言うために敬語が発達したとした芳賀は、翌年改定される第二期の『尋常小学読本』で思想的啓培を図ると同時に談話体での記述において、前期より多くの敬語を盛り込んだのである⁸⁶。第二期国定読み本の敬語使用増加は、呼称の面でも目立ち、「おもに「さん」を用いた第一期から第二期では「さま」が多用され、「第一期の「さん」が「さま」に改められたりする。家族呼称にも、第一期で「お父さん」「お母さん」に統一されたはずの単語が、第二期において「おかあさま」が登場したりもする⁸⁷。『国民性十論』（1907）で、「日本の親子夫婦は西洋の

く此の風を守るべからずなるべく之を省略して簡単にする必要あり」として敬語の多用を「非経済的」と捉えている。芳賀が、何重にも敬辞を付け、味噌を「オミオツケ」、足を「オミアシ」ということを、「丁寧に優美に言つた」ものであると捉えているのと対照的である。

⁸³中村紀久二（2008）『「復刻版国定教科書編纂趣意書」解説』10 - 11 頁。一方、邢鎮義（2004）によれば、「敬語」と口語法に関連する論議が、奥田正美「待遇法」『言語学雑誌』（1900）、大関鶴磨「待遇語考」『国学院雑誌』（1903）などの書で目立つようになる。同論文 50 - 51 頁。

⁸⁴中村紀久二（2008）

⁸⁵邢鎮義（2004）「近代日本における「国語」構築と「口語」概念の発生」一橋大学学位論文 74 頁。

⁸⁶同箇所。

⁸⁷邢（2004）は、このような第二期読み本の敬語使用増加に先立ち、いわゆる「東京語」の敬語をその標準に定めていることを指摘した。新村（1943）の分析を引き、「東京の言葉の方が、京都の言葉より敬語が進んでおり、敬語の階級性というものを歴史的に考察すれば東京の方が、厳重に行われ、

様になれなれしいものでは無い。家族の間にも礼節を主とする⁸⁸⁾という芳賀の規範意識を反映した結果といえよう。再び中村(1992)のことは借りれば、「第一期の国定教科書は拙速主義が優先し、「杜撰粗雑」「膏薬貼り教科書」と帝国議会などで批判されたが、第二期の教科書は日本の国家が求める国民像を集約した見事な結晶体といえる本格的な「国定」教科書の完成⁸⁹⁾であった。このようは国語読本より明確に「忠孝ノ大儀」を教育目標として明示したのが、同期の修身科の教科書である。教科書使用開始に先立ち1910年3月に出された文部省訓令は「小学校ニ於ケル修身教科書修正編纂ニ付キ教科ノ目的貫徹方」として端的に第二期修身教科書の性格を「忠孝ノ大儀」を教えるように指示した。これを受け、第二期修身教科書では、天皇と国家に対する道徳を強調し、個人道徳の内容は減少した。もちろん、読本や唱歌教科書にもこの傾向は顕著に現れ、この第二期の教科書には明治天皇教材が全五期を通して最多に登場する⁹⁰⁾。明治初年、自由発行制だった教科書制度は、1880年代以後、政府の自由民権運動の激化の対抗策の一環で国定に変更された。1904年の第一期教科書にも、枢密院や帝国議会の人士から批判が向けられるほど、政府及び保守派の危機意識は強かった。以上で見たように、その危機意識は、明治教育と言説の生産を通して天皇制の威厳を強化する原動力として働いた。

上方の方が非常に寛容である」認識されたことを述べている。(新村出(1943)『国語の規準』敝文官)以上の内容と引用は邢(2004)77頁。一方、中村(1992)は、「『おかあさん』という呼称は、第一期国定国語読本によってはじめて教科書が採用し、国が『おかあさん』という言葉年全国に普及させようとしたわけである」とその定着過程を紹介している。中村紀久二(1992)『教科書の社会史—明治維新から敗戦まで』岩波新書、163-169頁。

⁸⁸⁾芳賀(1907)前掲書、225頁。

⁸⁹⁾中村(1992)前掲書34頁。

⁹⁰⁾中村(1992)前掲書33-34頁。

2. 第二章 国語学における敬語の主題化 - 山田孝雄の敬語研究

西田(1987)⁹¹によると、「敬語」という用語の由来は、江戸時代に本居宣長が『玉あられ』寛政4年(1792刊)で「敬ひ詞」と言い、これがその門流に受けつがれたという。なお、「敬語」という字面は井上淑蔭の『活語新論』(文久3年(1863)序)に見られるとしている。その後、明治期になって、田中義廉の『小学日本文典』(明治7年(1874))の第十九章の人代名詞に関して「敬語」という名称が用いられ、日本最初の国語辞書である大槻文彦の『言海』(明治22-24年(1889-1891)に、「敬語 敬^{うやま}ヒテ称する^{ことば}語」)として記述されるようになる。この『言海』の著者大槻文彦は、各冊の巻頭に「本書編纂ノ大意」に続いて「語法指南(日本文典摘要)」を載せている。「当時、これにまさる日本語文法の成書がなかったこともあって、たちまち、諸学校においてこの「語法指南」の部分が教科参考書として利用されることとなり⁹²」以後、明治23年(1890)には単行本として初版が出版されるが、その『語法指南』で大槻は、助動詞の下位項目に「敬語」を入れて説明する。そこには、

「○敬語 使役、受身、ノ助動詞は絶エテ使役、受身、ノ意無クテ、唯、他ノ動作ヲ敬ヒ言ふ語トナル アリ、コレヲ敬語^{けいご}トイフ。」

と定義している。主に「る」、「らる」の助動詞を取り上げ、その他の意味である能力、自発の用法と一緒に活用例を説明した。

20世紀に入って1.3でみた三橋のように、国学の流れに属する研究者たちの敬語研究が始まった。明治34年(1901)、松下大三郎⁹³が著した『日本俗語文典』は口語文典の先駆とされているが、同書で「待遇」という言葉をもって敬語を説明している。また、明治41年(1908)三矢重松は『高等日本文法』で口語に触れつつ、尊他・自卑・関係・対話の敬語に卑罵を加えて考察した⁹⁴。三橋同様、松下大三郎と三矢重松この二人も、皇典講究所に籍を置いていた。のちに皇典講究所の後身である国学院大学で二人とも教授をつとめた。

このように、国学の伝統を受け次ぐ国語学者たちによって、初期の敬語研究がなされたことは、第1章で検討した天皇崇敬と位階秩序の維持という敬語の性格を想起すれば、彼らにとってご

⁹¹ 西田直敏(1987)『敬語』東京堂出版、25頁。

⁹² 大槻文彦、北原保雄・古田東朔編、『語法指南』勉誠社、1891/1996年、解説3-5頁。

⁹³ 松下大三郎も論文「国語より観たる日本の国民性」において敬語を取り上げ、「文法的敬語は国民の間に自然に出来たもので人に対する思惟の念が言語に現れたものである」として「その体系の壮大は実に敬嘆に値する」文法的敬語の性格を強調した。『国学院雑誌』1923年5月号、42-43頁。

⁹⁴ 三矢重松(1908/1926増訂改版)『高等日本文法』明治書院。

く自然に関心を抱かせる主題であったに違いない。本章では、以後、近代日本国語学に於ける敬語研究の先駆とされる山田孝雄の著作を取り上げ、大正時代に現れたこの敬語の集大成の意義と影響に関して考察していく。

2.1 山田孝雄の敬語研究

明治期以後から戦前までもっとも敬語研究史に大きい足跡を残した著作として山田孝雄の『敬語法の研究』（1924）を置いて他を挙げることができるだろうか。敬語を研究主題に取り上げ最初の単行本としてまとめた『敬語法の研究』は、その後の敬語研究に多大な影響を及ぼした。山田孝雄は（1873-1958）は、富山市総曲輪生まれで富山中学中退後、小中学校教員検定試験に合格し、丹波笹山鳳鳴義塾・奈良県五条中学・高知県立中学などを経て1907年国語調査委員会補助委員となった。1924年東北帝国大学講師、1927年に教授となり、1929年には「日本文法論」で東京大学から文学博士号を受けた。1935年東北帝大退官し1936年文部省教学刷新評議会委員。1937年、教育審議会議員として文部省教学局に参与。1940年神宮皇学館大学学長兼神宮皇学館館長。1944年には貴族院議員になり、同12月に国史編修官。翌1945年8月17日には国史編修院長に就任し、11月に依願免官。1946年公職追放され（勅令第百九号）。1951年解除された。1953年、文化功労者。1957年、文化勲章を受章した。国語学・国史学・文献学などに渡る広範な研究活動を行い、国語学においては『日本文法論』（1908）、『日本文法講義』（1922）、『日本口語法講義』（1922）、『日本文法学要論』（1936）を著し、山田文法と称される文法体系を作り上げたと評価される。『敬語法の研究』（1924）、『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』（1935）の研究は、文法学の新領域を開拓し体系的論を展開したとされている。各種古典の注釈などの国文学の業績もたかく、『国学の本義』、『大日本国体概論』、『神皇正統記述義』、『国史に現れた日本精神』などの著で国粹主義を鼓吹した。国語問題についても同主義に基づいた『国語尊重の根本義』、『国語政策の根本問題』、『国語の本質』などの著書を説き、国語改革を一貫して批判し反対した⁹⁵。山田は、『国語学史要』（1935）で「国語学の厳密な意味」とは、

わが国語学はわが国民の間に自発的に起こったものであつて、外国の學術の移植でも無く、模倣でもないといふ著しいこの事蹟を考へてみることを要するのである、我が国に嘗て行はれ、又現に行はれている多くの学問のうちで外国からの移植でも無く、又外国のまねでも無く、我が国民の間から自発した学問を求むれば、その数は多くはあるまいが、恐らくはこの国語学がその著しいものの一つであらう。この意味から見

⁹⁵ 滝浦真人（2009）「山田孝雄年譜」『再発見日本の哲学 山田孝雄—共同体の国学の夢』講談社、『国語学会編『国語学大辞典』東京堂出版刊行、1980年を参照。

れば、国語学はわれわれ国民が自国の語に対して行つた自覚反省の結果であるといはるるであらう⁹⁶。(強調は引用者)

と定義した。「外国からの移植でも無く、又外国のまねでも無く、我が国民の間から自発した学問」としての国語学を繰り返して強調している。当然この文章が暗に批判しているのは、上田らが構築しようとした西洋言語学に範を置く国語学のことであろう。そして山田は国語学を「われわれ国民が自国の語に対して行つた自覚反省の結果」として、外国人による研究をそもそも国語学の研究として認めていないことさえ窺わせる。

西洋言語学の国語学研究への導入に批判的だった彼は、『日本文法論』(1908)の序論で⁹⁷、「我が国語は其の語の構造の上よりも語相関係の上よりも単語配列の上よりも支那又は英独諸国の語と背馳せる点あるは明なり⁹⁸」として、「この形(西洋文典の法則：引用者)を以て我が国語を律せむとす。靴の為に足を削り、冠の為に頭に布を纏ふ類にあらざらむや。然れども泰西人精緻の工夫に出でしもの、其の外形こそ加ふべかれざれ。其の根本なる真理に至りては、恐らく適用せられざることなかるべし⁹⁹」として西洋言語学を基準にして国語学を研究することを批判している。

では、まず『敬語法の研究』以前の山田の敬語研究を一瞥しよう。山田の敬語に関する初期研究は、先に触れた『日本文法論』(1908)でその様子を見ることができる。第一部「語論」と第二部「句論」に大別されている本書で敬語に関連する所は、第一部「語論」の第四章の、語の運用その二、「語の転用」に分類されている「三、敬語動詞」と「四、敬意をあらはす複語尾」である。ここで、山田は「敬語動詞」には「準形式用言として敬意をあらはすに用ゐらるゝものは通例左の十一語あり」とし、「ます、まゐらす、あそばす、さふらふ、まつる、たてまつる、つかうまつる、ます、います、たまふ、たまふ」の11語の動詞のみを取り上げている。「これらは本来実質的用言にして皆それぞれ自家の特有の意義を以て普通の動詞として用ゐられてあれど、一方に於いては又其の原義より分かれて敬意を表はさむが為に動詞の下に付属するなり」とした所は、「邦文上の敬語」で三橋が、「代用敬語」と「附接敬語」の区別を立てていたことを連想させる。

⁹⁶ 山田孝雄『国語学史要』岩波書店、1935年、8頁。

⁹⁷ 文語文法を対象に『日本文法論』(1908)等を著した山田は、国学者富士谷成章の文法論に影響されたという。富士谷成章(1728-1779)は、本居宣長(1730-1801)とほぼ同じ時期の国学者である。『挿頭抄』『脚結抄』などで品詞を名(な)、装(よそひ)、挿頭(かざし)、脚結(あゆひ)の4つに分類した。

⁹⁸ 山田孝雄『日本文法論』宝文館、1908年、5頁。

⁹⁹ 以上、山田孝雄(1908)、4-5頁。

もう一つ、この『日本文法論』に見られる山田の初期敬語論の特徴として確認しておくべき事項は、「敬語」の意味を尊敬の表す語に限定し、謙讓語に関しては「謙語」と名付けて敬語の対称概念として区別している。

「敬意をあらはすものは、自にいふと他にいふとの別あり。ある動作、状態を陳べむとする際に、自家の詞づかひとして謙遜の意を表していふもの、之を謙語といふ。他の動作状態を述べむとする時、そを尊敬していふもの之を敬語といふ」¹⁰⁰

「謙語」に関しても「敬語動詞」という項目で説明するが、本書での山田は確実に、「敬語」を「謙語」と分けて考えていた。それは、山田がこの「敬語動詞」を本書の第一部、「語論」のところで扱っていることとも関連している。初期の敬語研究において山田は、まだ敬語を「語」のレベルで把握し、その意味の区別から敬語と謙語に分けていた。これは、以後『敬語法の研究』において、動詞をはじめ、体言、形容詞、補助動詞、副詞などの要素を分析対象として網羅していることや、「句の組織に於ける敬語」に関しても分析し、「敬語」ではなく「敬語法」と呼ぶべきと主張するのと対比される。また、『敬語法の研究』で強調する口語の敬語より、主に古典の例文を用いて文語の敬語を分析していることもこの『日本文法論』での特徴である。

一方、「四、敬意をあらはす複語尾」の所では、「受身」の意の「る/らる」と、「使命（使役）」の意の「す/さす」を用言の本幹に附属させ、「崇敬」の意に転ずることについて述べている。これらの活用に関して、山田は、「崇敬をあらはすには、多くは、其の人其の事を直接にあらはすを避くるなり¹⁰¹」として崇敬を「間接性」を以って表現すると説明している¹⁰²。

それから、山田は、『敬語法の研究』で繰り返し強調する「人称」に関してもこの『日本文法論』では言及しておらず、「受身」と「使命」が「崇敬」の意に変わる「転用問題は国民心理学上好個の題目なれども今之を論ずる遑なし¹⁰³」としてそれ以上議論を深めない。

以後、山田は 1922 年『日本文法講義』や『日本口語法講義』で徐々に敬語に関する考察を重ねていく。両書の序文でも敬語に言及して、以後、自身が一冊の著作で敬語に関して記述する

¹⁰⁰ 同箇所。

¹⁰¹ 同書、802 頁。

¹⁰² これに関して、滝浦は、『敬語法の研究』の山田がこの「間接性」については再び触れることなく、「推讓」と「親愛」を「敬語」の意味として述べている差異とその問題性に関して指摘した。滝浦真人（2009）「『敬語』の語り方—山田孝雄が遺したもの」『山田孝雄—共同体の国学の夢』108 - 112 頁。

¹⁰³ 山田孝雄（1908）、803 頁。

ことにも触れながら、敬語研究の重要性を強調している。その著作が 1924 年の『敬語法の研究』である。

2.2 人称と敬語 一文法化と内在化

山田がどのような意識を持って研究を行われたのかに注意しながら、以下では山田の敬語研究の集大成である『敬語法の研究』の内容をより具体的に分析し、その内容から見られる特徴を確認していく。まず、『敬語法の研究』の目次を章別順に整理したものは次の通りである。

第1章 総論

第2章 敬語法の大綱

第3章 口語の敬語法

第4章 候文の敬語法

第5章 普通文の敬語法

第6章 結論

口語文・候文・普通文¹⁰⁴のそれぞれについて敬語法の全貌を示している。紙幅の関係上、目次の詳細をここに載せることはできないが、その構成から見て、山田が敬語体系を記述しようと努めたことを窺わせる。山田はまず、第一章の「総論」で

敬語は交際に用いる言語の一形式にして国語にのみ存する現象にあらず。然れども国語のごとく敬語の発達せる言語は世界に比類なかるべし。さればかのチャムバレン氏は曰はく「世の如何なる言語といへども日本語より多くの敬語を有するものなし」と。これ氏が言語学上の見地より出でたる公平の言にして博く世界の言語を知り、兼ねて国語に対しての真の了会ある人ならではかく断言するを得べからざるなり¹⁰⁵。

として、チャンバレンの研究に言及する。チェンバレン¹⁰⁶は、近代日本の国語学における敬語研究に刺激と影響を同時に及ぼした。上田万年や岡倉天心の師としても知られているチェンバ

¹⁰⁴ 普通文は主に中古文の語法を基にした文語文として、記事や論説に多く用いられた。具体的には明治35年(1902)発足の国語調査委員会において「現行普通文体ノ整理ニ就キテ」という調査項目にも挙げられた。文化庁(2005)、101頁。

¹⁰⁵ 山田孝雄『敬語法の研究』宝文館、1924年、1頁。

¹⁰⁶ Basil Hall Chamberlain (1850-1935) 日本学者。イングランドのポーツマス生まれ。明治6年(1873)来日し、日本語・古典の研究に従事。明治19年に東京大学文科大学教師となり、日本語・博言学を教授し年後辞職した。同24年(1891)名誉教師の称号を授与している。日本語・文学・歴史・宗教など研究は多方面にわたり、特に日本語に関するものとしては、『日本近世文語文典』、『日本口語文典』、『日本小文典』などの文法書のほか、『琉球語文典並に辞典に関する試論』、

レンが英語で著し、ロンドンと東京で刊行した『日本語口語便覧』（A Handbook of Colloquial Japanese）（明治 21 年、1888 年）に「敬語」を独立した 1 章（CHAPTER XI. Honorifics、392 項-419 項、pp244-259）として書いているのがそれである¹⁰⁷。

さて、山田は『敬語法の研究』第二章、「敬語法の大綱」で、

抑も敬語は主として体言用言に存するはいふまでもなきことなるが、それら単語に存するを説き、又その形体を論ずるといふとも未だこれを以て敬語法とは称すべからざるなり。既に敬語法といふ以上はそれら、（中略）語法上如何なる地位を占め、如何なる用法又は組織をとれるか又それが普通の文法と差別ありや否やを明にせずばあるべからず¹⁰⁸。

日本語の敬語を語彙の面だけでなく、「語法上」即ち文法現象のレベルで捉え記述しなければならない、という自分の見解を明らかにしている。その後、

さて又西洋文法上の所謂称格は名詞以外、代名詞、動詞等にも一致すべき文法上の必要ありて之が研究は又甚必要なることゝせられたり。わが動詞には称格によりて語形の変化あることなきが如くなるによりてこの点より見て又必要なきが如く見ゆ。然るにこゝに従来の文法研究に於いて殆ど全く放擲せられたる如くに見えてしかも称格上の問題として国語独特の現象と認められたる敬語あり¹⁰⁹。

と宣言している。山田はこのように西洋語における称格（人称）の概念を念頭にその働きを敬語に担わせようと、人称による敬語の分類を試みる。その人称別の分類で彼は、まず敬語全体を大きく謙称・敬称の二つに分けている。本書のことばに即して言えば、謙称は「他に対して

『アイヌ研究より見たる日本の言語神話及地名』が有名である、『古事記』の英訳も行った。後の東京大学の国語国文科の主導者上田万年・芳賀矢一らがその弟子である。国語学会編『国語学大辞典』東京堂出版、1980 年を参照。

¹⁰⁷ 山田が言及したのはこの部分に思える。チェンバレンは、この章の冒頭で敬語は他の言語に比べ日本語における大きな特徴であると述べる。

No language in the world is more saturated with honorific idioms than Japanese. These idioms affect, not only the vocabulary, but the very grammar itself. [...] without a proper mastery of which it is impossible to speak Japanese with any approach to correctness. B. H Chamberlain, Handbook of Colloquial Japanese (4th Edition), 1907, p.245.

¹⁰⁸ 同書、12-13 頁。

¹⁰⁹ 同書、14 頁。

謙遜する意をあらはす語にして、主として第一人称に立てる者が自己をさし又は自己に付属するものをさしていふに用ゐる¹¹⁰⁾ものであり、敬称は「対者又は第三者に関するものをさして尊敬の意をあらはすものにして、第二人称又第三人称をいふに用ゐるもの¹¹¹⁾」である。そして、この敬称は、名詞の場合に限ってさらに対称の敬称（二人称、または、二人称の側に用いるもの）と、一般の敬称（三人称を主として、二人称にも転用されるもの）の二に細別される。しかし、このような山田の人称を軸にした分類は、以後、時枝誠記や石坂正蔵そして三上章などの研究者によってその不備を指摘される。やや長くなるが、滝浦（2005）がまとめているその不備に関する指摘をここに紹介すると、

山田のおこなう敬語分類は、実質においては三橋のそれと変わらない。しかし、敬語が「実に称格（＝人称）に関連するもの」であることを示したい山田は、あえて領域的分類である「他称/自称」を避けて意味論的分類である「敬称/謙称」を置いた上で、そこに重ねる形で「西洋文典の person」による文法的対応を作るという、手の込んだ手続きを踏んでゆく。（中略）だが、三橋のような「自称/他称」を基本とする線引きと、「一/二/三人称」の「人称」範疇による線引きとが、そのまま重なるわけではない。現代語の例で言えば、

「一人称」がお持ちする／「二人称」がお持ちになる

では前者と後者の間に

一人称→「謙称」／二人称→「敬称」の対応関係があるかに見えるが、ひとたび主語が三人称者になるや、

「三人称（e. g. うちの秘書）」がお持ちする／「三人称（e. g. 先生）」がお持ちになるとなると

三人称→「謙称」／三人称→「敬称」

のように対応関係はたちまち分裂してしまう。山田自身そのことには気づいていたから、「第三人称の句に於いては敬語は二様の状態あり」と述べざるを得ないのだが、これは「二様の状態」というよりも、「三人称」においては敬語の関係暗示的機能は発揮されないと見るべき事柄だろう¹¹²⁾。

¹¹⁰⁾ 山田孝雄（1924）、15頁。

¹¹¹⁾ 同箇所。

¹¹²⁾ 滝浦真人『日本の敬語論－ポライトネス理論からの再検討』大修館書店、2005年、212-214頁。

滝浦は、山田敬語論の「人称説」を「この学説は、学的対象としての敬語の定位にかかわる一つの立場であり、その洗練形において現在でも有力な立場であるとした。山田孝雄を唱導者とするこの説は、日本語敬語の内に『人称』を軸とした主述間の形態的呼応を認め、それによって敬語を『文法論的』現象と見ることを基本とする¹¹³」と評している。しかし、「その洗練形において現在でも有力な立場」であると滝浦が限定しているのは、以上で見たように、その「唱導者」山田が「『人称』を適用してゆく手続きには力づくと言える強引さがあった¹¹⁴」からである。敬語研究史の研究者辻村も、著書『敬語の史的研究』で本書『敬語法の研究』の解題を書いているが、そこでも山田の人称説自体を否定してはいるものの、その強引さを指摘している¹¹⁵。

山田も述べているように、人称（称格）という概念は、大概の西洋語文法において性、数の概念によって区分され、動詞の変化を伴う文法的機能が著しいものである。彼は、人称の概念において複雑に発達した西洋語に比べごく単純と思われた日本語であるが、敬語を以ってその人称の区分ができると主張した。敬語の発達の間では西洋諸語との差別性を、そして、今までかけていたと認識された人称の概念においては敬語を通して西洋諸語と同じ普遍性を獲得する狙いに思われる。国語学を西洋の言語学の方法で研究することを常に批判していた山田であるが、その根底には西洋語との反照から欠如した国語の自我像を見つめかねていたもう一人の山田がいたに違いない。

本書全体を通して「わが国語の敬語」、「わが動詞」との主語で国語の敬語法を説く山田は、敬語における人称の別が西洋語の称格に該当する性格を持ち、その文法的機能を果たしていると繰り返し強調している。一方、山田は本書で次のようなことも述べている。

わが国語の敬語に一定の法則ありて、しらずしらず平常の語にては之を體認するが故に誤ることなきものなるが、その知識正確ならざるが故に、一旦漢語その他を用ゐて、改まりたる口上をなさむとする時に之を処理する所以を知らざるによるなり。而して西洋人等をはじめよりこの法則を知らず、国人の之を彼等に伝ふ

¹¹³ 同書、208-209頁。

¹¹⁴ 同箇所。

¹¹⁵ 「敬語と人称とを結びつけて、それを文法的事実として説明した点に注目しよう。著者は前述のように、くどいまでに敬語に人称の無視し得ないことを説く。そして、これはその学説の最も大きな特色をなすものあろう。ただ、それは著者の全くの独創ではなく、おそらく B.H. Chamberlain の A Handbook of Colloquial Japanese (明治21年) の影響を受けているものと思われる。なぜなら、その中には敬語が文法的事実であることが指摘されているし、著者自身その書の言を引用しているからである。」以上は、辻村敏樹『敬語の史的研究』東京堂出版、1968年、334頁参照。

るもの亦これを法則によりて説明する方途を知らず、漫に実例を列臚するに止まる。これを以て之をきく人之を了会する方途に困み、五里霧中に彷徨するに止まる。これ西洋人をして国語の敬語を最も難解なりと叫ばしむる原因なり。

今若しこれが法則の存するを知らざる徒ありて敬語を用ゐるを難ずることあらば、余はただそれらは己か無智を掩はむが為に国語を罵るものと認めむ。而もそれらの徒は実に国語の賊たるのみ¹¹⁶。

山田は敬語に一定の法則が存在することを強調する。「わが国語の敬語」に対し、「西洋人等ははじめよりこの法則を知らず」に、「漫に実例を列挙するに止まる」説明の仕方を批判する。文法こそがその民族の思想の現れであると述べていた山田にとって、彼が敬語に付与していた意味を考えてみると、その敬語の文法化とはあまりにも当然な山田の学問的営みであった。第一章でみた論者たちのものと区別される山田敬語論の特徴は、日本の敬語が語彙的次元を超え、人称の役割により文法化されているくらい、内在的秩序を獲得していると主張するところにある。そして、その結果、敬語と日本の国体そしてその社会を限りなく一致させているのが他の敬語論と区別される地点である。1. 3 でみた三橋は、文章や社会における敬語の役割を論じる際も文章・社会における敬語の役割を述べるにとどまっていた。1. 4 の芳賀も、礼節及び敬語の性格が位階秩序の維持に大いに利用できる面を意識し、国体イデオロギーに奉仕する礼節・敬語論を展開するが、その記述に山田のような「洗練さ」は見いだせない。国語学者・国学者として山田がなした知的作業をすべて検討していないので性急な診断であるが、彼の学問と信念の根底を貫くのは外でもなく万世一系の国体意識である。そして、その国体意識は、自然さを強調する『自発性』を鍵概念にしていて、彼の研究は国体の自発性を如何に自然なものとして具現するかには捧げられた。法律として定める行為には「人為性」を認めざるを得ないが、言葉に潜められた法則性は、すでにそのように定まっているというもので、「自発的」現象として日本国民の心性による自然な現象であるというロジックを構築するのである。しかし、上でもみてきたように、人称をもって敬語法たらしめんとするその行為は、多いに「人為的」企てであった。この節では、山田の敬語研究が人称にこだわった動機や過程において他者、とりわけ西洋を強く意識した面が「人称説」の不備を通して見られることを確認した。以下では、山田の自発性へのこだわりが露呈されているもう一つの理論である親愛の敬語論を取り上げてみよう。

¹¹⁶ 山田孝雄（1924）、8-9 頁。

2.3 「親愛」の敬語

国語研究者でもある山田は固有の方法による国語学研究を主張し、国語の伝統を何より重要な国語の本質であると考えていた。山田が言うその伝統とは、書き言葉、なかでも古典に書かれた祖先の言葉をそのまま保存することを意味した。従って、国語調査委員会の活動、例えば仮名遣いの改定、漢字の制限などのいわゆる国語改革を国語の伝統を傷つける行為であると激しく批判していた。次の文章は、『国語の本質』（1943）に収録されている「国語とは何ぞや」の一部である。

文語と口語とに関する明治時代の国語学のいふ所には首肯し難い点が少なからず存する。彼の現代の口語のみが実際の国語で、文字で書いたものなどは重きをおくに足らぬといふやうな意見は、文語と口語との区別を知らないのみならず、公的言語と私的言語との区別がこの差別の間に寓せられてあることをも知らないものであって、一面には文化といふ重大な事実を無視し、野蛮人の言語を標準とした謬見であつて、文化を有する国民を侮辱したものである。凡そ文化を有する国民にあつては言語は口と耳との間に授受せらるるに止まるものでは無くして、文字により文章として盛んに用いられ、之によつて、各般の文化事実が絶えない進展をなすこととなるものである。今若し文明社会から一切の文字文章を奪ひ去つたならば、その文化は忽ちに消え失せ野蛮の境に陥ることは明らかである。特に文語は我が国にあつては国家公式の語として之を尊重せねばならぬものである事は事実上明白である¹¹⁷。（強調は引用者）

1922年に『日本口語文法』を著している山田であるが、彼はこのように一貫して文語の「価値」が口語より上にあるとの姿勢を崩さなかった。彼は「公的言語」と「私的言語」の差別を論じながら、文語は文化を有する国民の言語であることを強調している。しかし、「文字により文章として盛んにもちいられ」た「公的言語」とは、よく考えてみれば、決して彼が言う「国民」の全体、否一人一人の言葉ではない。引用の最後の文章からも分かるように、彼は「国家公式の語」として文語を尊重しなければならないと考えていた。しかし、宣命と祝詞のような支配層の専有であつた文語を国民全体の伝統として重んじるべきと主張した山田であるが、こと敬

¹¹⁷ 山田孝雄「国語とは何ぞや」『国語の本質』白水社、1943年、51頁。なお、この文章は、朝日新聞社刊行の『国語文化講座第2巻国語概論編』にも収録された。

語に限っては、文語より口語の敬語がより発達し、それ故、口語上の敬語の研究がより重要であると述べる。

しかも敬語はなほ依然として一定の方式を以て行はれてあるのみならず、口語の敬語法の如きはかへりて候文の敬語法よりも実質上進歩し発達せる処あること本書に説く所の如きにあらずや。されば吾人いふ。敬語は明治維新以後かへりて活発の生命を得て復活せりと。そのかくいふ所以はかの万葉集及びその以前の文献に伝ふる敬語の現象と現代の口語の現象とが共に活力に富み生気に満ちて、一道の気脈相通するものあるにかかはらず、候文乃至中古の雅文の敬語には形式の整へる点はありとしても生気乏しかりしを以てなり。されば吾人は現代を以て敬語の衰期と目することなくかへりて復古更新の盛時なりと目するものなり。かの敬語の衰減を説くが如きは全然国語を知らざる徒の妄言のみ¹¹⁸。

彼の文語中心の国語思想に照らしこのような山田の言葉を見てみると、なぜ彼が敬語に関してだけは口語の発達とその重要性を強調していたのか、もう一度その理由を考えてみなければならぬ。まず、上に引用した文章から分かるように、山田は現代の口語が万葉集及びその以前の時代と相通じ、活力や生気に満ちていると言ひ、候文や中古の雅文は形式が整っているだけであるとその価値を決して評価しない。山田は、上の引用部分に先だつて「敬語は専制時代の階級制度を背景として発達したるものにして、自由平等の新時代には排斥すべきなりと¹¹⁹」の批判があるが、それは間違いであるとした。「もとより階級制度の著しかりし時代にはそれを背景として敬語が異常に発達¹²⁰」した。しかし、「それも実はただ形式的に繁文褥禮となりたるのみにして、その繁雑なる形式は明治維新以後社会の状態の改まると共に漸くにすたり¹²¹」と、つとめて敬語における専制時代と階級制度の影響を矮小化させる。中古の専制時代において、敬語が形式的には非常に発達したのは事実だとしても、現在の王政復古という時代精神に反映されている敬語の性格は、その前にあった万葉時代の「活力に富み生気に満ち」たものであるとしている。山田は、敬語批判論者に指摘される敬語の「封建性」を中古時代のものに限

¹¹⁸ 山田孝雄（1924）、5頁。

¹¹⁹ 同書、4頁。

¹²⁰ 同書、4頁。

¹²¹ 同書、4-5頁。

定させ、現代の口語には純粋な上代敬語の精神が相通じていると主張するのである¹²²。このように彼が敬語から専制時代の封建性をそぎ落とすために持ち出したのが「親愛」の概念である。山田孝雄の言う「親愛をあらわす敬語」という表現は、形容矛盾である。「親疎」の感覚で使用有無が判断される敬語を、「親愛」の現れであると規定したのは、なぜだろうか。ここで1.4でみた芳賀の「国民性十論」での叙述を想起してみよう。芳賀は、親愛の関係である天皇と臣民との間には、将軍と諸侯のような主従の関係ではないとして、幕府の権威に向けられた「忠」を、明治維新後、「皇室に限る」ものとして取り戻したことを力説した。しかし、この書で芳賀は、日本の礼節と敬語を強調しながらも、「日本の親子夫婦は西洋の様になれなれしいものではない。家族の間にも礼節を主とする¹²³」として日本の親子関係には厳格さがあると述べている。また、1.3でみた三橋の場合にも、「わたくし」を略して「わたし」といへば、「やゝ狎れ親しみたる時の語となり、又略して「わし」といへば、やゝ驕りたる語となるなり¹²⁴」としており、敬語と「親しさ」を併置しなかった。しかし、山田は、天皇がみずからを朕と指す用例を、自敬敬語と命名し、天皇を慈悲深い父として描き、その敬語運用の性格を「親愛」の現れであると規定した。

この山田の「親愛の敬語」の強引さに関し、滝浦（2009）は、いわば自敬敬語論争を軍人勅諭の内容分析などを通してその原因を考察した¹²⁵。滝浦は、山田にとって「敬語は上下貴賤の区別をあらはすに適すといへども必ずしも階級制度の結果とのみいふべからず」と言うべきもので、そうでなければ、敬語が、「親愛」の表現にはなり得ないからである。敬語が「国民の真の声」であるためには、武家支配による「階級制度」との連関を断ち切っておかなくてはならなかったと指摘した。山田孝雄が国語改革を反対したのは、それが国語の伝統を傷つける行為であるからであった。「言葉が正しいか正しくないとかいふことの根拠」は、哲学の真理とか論理学上の矛盾の有無ではなく、「伝統の通りに用ゐられてゐるかどうかに在る」とした山田は、幕府時代を日本の歴史からそぎ落とす際、そのなかで発達した候文の敬語も切り捨てた。しかし、一貫して変わらぬ天皇制国体を主張するためには、まずその伝統の流れから幕府時代をそぎ落とさなければならない。ここまでは、1.4でみた芳賀と同じ態度である。『敬語法の研究』で山田は、候文を指して、「ただ、形式上の礼儀をのみ重んぜし徳川幕府時代の弊を

¹²² 1.4で見た芳賀矢一の「幕府の世と雖も国民は決して皇室を忘れたのでは無い。（中略）一旦主従の関係にうつされた忠の解釈は明治の維持（ママ）とともに再び昔の通り皇室に対するものと限られて仕舞つた。否明治の維新そのものはその解釈を皇室に限るものとして徳川幕府を打倒したのであった」という『国民性十論』の王政復古に資するための主張と通じている。

¹²³ 芳賀（1907）前掲書、225頁。

¹²⁴ 三橋要也「邦文上の敬語」北原版 11-12頁。

¹²⁵ 滝浦真人（2009）、112-129頁。

うけて皮相的に発達せしに止まり」として、さらにその中で生まれた言葉の伝統である候文、そして候文の敬語を否定する。幕府時代を武士階級による専制政治として規定し、その階級性を批判したが、その結果、天皇制政体が孕む階級性に対する批判を弁護しなければならない。そこで山田が持ち出したのが「親愛」の概念である。滝浦（2009）は、『敬語法の研究』という書物はつまるところ二つの主張をなすために書かれたとして、一つは、新時代明治の口語敬語が、人びとの推譲と親愛の情に満たされた生气と活力にあふれた「国民の真の声」（四〇七頁）であるという主張、そしてもう一つ、そうした敬語は同時に、言語の仕組みの問題として、西洋語における人称と同等の法則性において捉えるべきものであるという¹²⁶二点である分析した。この指摘通り、山田は、国語の敬語を文法現象たらしめ、またその性格を親愛と規定する『敬語法の研究』を表した。

山田のよどみのない文章は、敬語と親愛を併置する形容矛盾にも拘らず、読者を説得させる力があるが、山田の描く一君万民の世界と敬語論の両方には、それぞれ、彼が敢えて言及しない何重の位階が存在している。従って、このような口語を強調し、人称説を無理して主張するのは、敬語そのものの封建性ないし階級性を否定し、国体に対しても、厳格な位階の構造を親愛を基にする平らな世界に描写する手立てとしてみるべきであろう。この点は、当時の口語研究の認識の基盤である共時的観点からの口語強調でないことから窺われる。山田は、口語における敬語の重要性を強調するにおいても、その共時的現在性には殆ど言及せず、もっぱら口語の敬語に現れた通時的歴史性—しかも都合よく断絶と継承を繰り返す—だけを強調している。国語調査委員会の口語法調査は標準語の選定を目指して方言調査などを行い、その中には敬語の方言差などに関する報告が見られる。彼自身、国語調査委員会の補助委員でもあった山田にその事項への認識が全くなかったとは考えにくい。しかし、この書『敬語法の研究』には口語敬語の標準若しくは方言差に関する言及は一切見当たらない。後世の研究者に指摘された人称説の無理と、通時性を通して口語敬語を強調する無理は、山田敬語論が如何に強い国体意識に基づき、またそれに奉仕するため著わされたのかを物語っているのである。

1922年の著書『日本文法講義』で「国語を思想に応じて運用する法則を文法といひ、その文法を研究する学科を文法学といふ¹²⁷」と明言している山田は、「思想は文法にあらず¹²⁸」が、

¹²⁶滝浦（2009）、113 - 114 頁。続いて滝浦は、「繁文褥禮の虚しさに対して、山田は「親愛」の概念を置く（四〇六—四〇七頁）。山田において、親愛の敬語の一つは明治の新時代における口語だが、じつはもう一つある。それは候文でも普通文でもなく、それゆえ『敬語法』の章立てには入っていない古代の敬語。万葉集などに、天皇などが自分に敬語を使う「自敬敬語」が現れるが山田はそれを「君臣の間に親愛の至情溢るるもの」と評し、天皇がそうした敬語を用いるのは「和気鬨々たる愛をあらわさせ賜へる」からだとして、山田の自敬敬語論の背景を分析する。

¹²⁷ 山田孝雄『日本文法講義』宝文館、1922年、5頁。

「思想なくして文法といふもの存すべからず。思想を離れて文法を講究すること能はざるなり¹²⁸」と両者の関係を説いた。このような山田が持っていた国文法に関する思想を完全に理解するには、その国文法研究全般に及ぶ検討が必要であることはもちろんである。しかし、この著書『敬語法の研究』を通して捉えられる山田孝雄の文法思想は、「国体」という観念なしには解せないのは自明である。

山田は第 1 章の論者たちのように、西洋そして「支那」と区別される日本の言語上の固有性を、敬語をとおして主張した。西洋諸語に見られる人称による複雑な文法が、国語においては敬語がその代わりの役を果たしていると主張し、敬語の固有性を以って西洋諸語と並ぶ普遍性をも見出そうとした。国語では人称、即ち文章上の主語の役割を、敬語要素の他の文章成分が担うため、主語がよく省略されるという山田の説明は、以後総力戦体制の下で主張される日本人の「没我の意識」を支えることにもつながる。

そして天皇を頂点にする国体の擁護を、礼讓や恭敬の精神がこもっているのが敬語のその本質であると説くことで図っていた。それは、敬語を使うとき、話し手が認識する聞き手との上下の関係より、話し手の心に焦点を当てることで、古代から現在にいたるまでの身分意識や統治構造の変化に関係なく、特に口語の上に保存されてきたという主張である。このように捉えられた「敬語」は以後、国体明徴運動と軌を一にし、日本の伝統と国民性として意味を付与されるのである。

¹²⁸ 同書、6 頁。

¹²⁹ 同箇所。

3. 第三章 国体明徴と敬語

山田は、『敬語法の研究』の序で、「時偶かの大震災に遭うひぬ。余が萬は幸にして被害軽微なりしかども、かの大火災について起こりし流言蜚語はいたく不安を感じしめぬ。（中略）ただ失ふべからざるは重要な家門の文書と友人より委託されたる論文の原稿と某博士よりかりたる天下唯一の書となり。この三著はわが生命を以て保護せざるべからざる責任あるを以てこれを提檻の中に収めたり。然るにそこになほ餘地ありしを以てそれに収めたるは実にこの研究の原稿なりとす。かくて、余が身を離さざること十余日。物情稍定まりし後静に思ふにこの敬語法の研究は一時実に余が声明を以て保護せるものなるを以て永久これを記念せむを欲し、寶文館主大葉久吉を訪ね」刊行の快諾をうけたことを記している。『敬語法の研究』は1924年に出版されるが、この自序は1923年11月3日に書かれたので、同年9月1日に起きた東京大震災の影響がより生々しくにじみ出ているであろう。山田自身も流言蜚語と称しながらも、身の危険を感じながらこの書の原稿を守ったという所懐は、『敬語法の研究』の執筆に臨む際の山田の他者認識や、当時の社会情勢に対する受け止め方を窺わせている。

この震災のみならず、金融恐慌、世界恐慌を経験する不況の時代を経て学生層への左翼思想の浸透は1930～32年にピークに高まった。文部省は学生の思想を取り締まるため、1929年学務局の学生課を学生部に昇格し、1931年6月には学生思想問題踏査委員会を設置し思想問題に対しより根本的に原因と対策を究明する体制をとった。そこで、「学生政党左傾の原因」並びに「学生生徒左傾の対策」に関する文部大臣の諮問に対する1931年文部省に設置された学生思想問題調査委員会の答申¹³⁰の結果、翌1932年、国民精神文化研究所（以下、精研）が設立された。前田（1982）によると、「1920年代後半より高等教育機関における「左傾」学生の激増という思想問題が大きな社会問題となる一方で、1931年には満州事変が勃発するという対外的危機状況を迎え、それらに対処し対応する教育や学問のあり方が再び問い直され始めるのである。そのことは、1930年代盛んに叫ばれた教学刷新（教育と学問との刷新）という言葉に端的に表現されている。そして、明治以降の教育や学問のあり方を批判しかつ両者を新たに再編・刷新していこうとしたメカニズムのひとつに精研があった¹³¹」。この間、思想の統制はより強化され、1928年三・一五事件で1500人以上が検挙される共産党員一斉検挙が行われ、1930年にも共産党員共産党員全国大検挙で同じく1500人以上が検挙、その1/3が起訴された。1931年には、満洲事変が始まり、上に触れた国民精神文化研究所が設置に先立ち、満洲国が建国された。

¹³⁰答申は、「学生生徒左傾の原因」として、社会の情勢、思想界・学会の傾向、教育の欠陥、マルキシズムの性質、左傾運動、青年の心、境遇及素質を指摘し、その対策として思想界・学会の匡正、教育の改善などを挙げ、精研の設立に導いた。前田一男（1982）「国民精神文化研究所の研究—戦時下教学刷新における「精研」の役割・機能について」『日本の教育私学：教育史学会紀要』25、教育史学会、54頁。なお、国民精神文化研究所についても同論文を参照。

¹³¹同論文69頁。

以後、1935年、貴族院で、予備役陸軍中將で男爵議員の菊池武夫が美濃部達吉を名指して天皇機関説を攻撃し、美濃部が不敬罪で告発され著書は発禁処分をうける。いわば天皇機関説事件の発端であり、首相岡田啓介は議会で天皇機関説反対を言明し、同年3月23日、衆議院では、国体明徴決議案が可決された。政府側も、天皇機関説は我が国体に悖るとする第一、第二次の国体明徴声明をだし、同年11月には、「教学刷新評議会」が設置された。これらすべてが1935年の一年足らずで起きた国体明徴運動の展開である。

3.1 教学刷新評議会

1935年11月、勅令第三百七号により教学刷新評議会官制が裁可され公布された¹³²。同年12月5日、文部省で開かれた教学刷新評議会の第一回総会は、会長の文部大臣松田源治以下三邊文部次官田中思想課長、幹事11人、番号を振られた委員57人が列席した。最初は文部大臣の演述で、「畏クモ 明治天皇ニオカセラレマシテハ、夙ニ欧米文化模倣ノ趣向ニタイシテ 宸襟ヲ悩マシ給ヒ、或ハ各臣ヲシテ、議ヲ奉ラシメ給ヒ、或ハ大学ニ臨行アラセラレテ教学ノ実情ニ 大御心ヲ注ガセ給ヒ、（中略）而シテ明治二十三年ニ至ツテ遂ニ教育ニ関スル 勅語ヲ渙発アラセラレ、茲ニ我ガ国教学永世不変ノ大本ハ確立セラレマシタ（中略）刻下喫緊ノ要務ハ大イニ国体ノ本旨、日本精神ノ真義ヲ基トシテ誤レル傾向ヲ匡正シ、（中略）謬リタル国家観念ヲ以テ真ノ自由ヲ害フコトナク¹³³」我が国精神の下に外国文化の摂取を怠らず、現下の問題の解決に努力するための方針と必要な項目を議定することを評議会の使命であるとしている。明治天皇、宸襟、勅語のように、天皇に関わる語彙の前は欠字になっているのが目立つ。議事録の委員発言内容の外に、各議員の提出した印刷物資料では、このような欠字が多々見られる。

さて、以下では、この評議会での山田孝雄の発言を中心に検討しよう。「委員四十二番（山田孝雄君）」は、

（前略）現在ノ大学ノ源ハ徳川幕府ノ支配シテ居リマシタ所ノ藩書取調所ノ変形デゴザイマス、大体ノ方針ニ於テ藩^{マフ}取調所ノ延長デアル、然ラバ此大学ニ於テ外国的ノ思想ヲ取込ムト云フコトガ根本精神デアツタラウト思ヒマス、現実ニ於テ大学教授ニナリマスニハ大体ノ御方針ハ洋行ヲシテ来ナケレバ帝国大学ノ教授ニハナレナイト云フヤウナ傾向一規則ハシリマセヌガ、（中略）殊ニ国語、漢文ノ学問ヲヤル人デモ一^{マフ}遍外国ヘ行ツテ来ナケレバ教授ニシナイト云フヤウナ傾向ガアツタト云フコトハ、是ハ即チ外国ヲ中心ニシタ思想デアリマスノデ、此外国ヲ中心ニシタ思想ヲ基ニ致シマシテ、サウシテ如何ナル決議ヲ致シマシタ所デ到底思フ通りニ行カヌノデアルト思ヒマス、（中略）其ノ根本精神ガ一大転回ヲ致シマセヌ以上、（中略）其軌道ノ上ニ載ツテ猶ホヤツテ見テモ是ハ致シ方ガナイヂヤナイカト思フノデゴザイマス¹³⁴、

¹³²1935年11月18日付『官報』

¹³³『教学刷新評議会資料上巻』芙蓉書房出版 2006、20頁。

¹³⁴同書、36 - 38頁。

として、彼は外国の思想を基にした教育を批判している。山田の発言は、段々強く外国思想の影響を批判する。次に、昭和 11 年 10 月 12 日に開かれた第七回特別委員会の様子をみよう。

・番外（調査課長小川義章君）

大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ戴イテ永遠ニコレヲ統治シ給フ。コレ我ガ国体不易ノ中枢タリ。（中略）我ガ教学ハ大本ヲ国体ニ置キ、日本精神ヲ以テ核心トナシ、コレヲ基トシテ世局ノ進運ニ應（月）リ人文ノ發達ニ随ヒ、生々不息ノ發展ヲ遂ゲ、皇運隆昌ノタメニ竭スヲソノ本義トス。

（中略）

・特別委員長（原嘉道君）修正ノ御意見デスネ。何處ヲドウ修正ナサルノデスカ
五十一番（筧克彦君）我ガ教学ハ「源ヲ天皇ニ発シ」ト云フ句ヲ第一項ノ五行目ノ五字ト六字ノ間ニ入レタイト思ヒマス

（中略）

・特別委員長（原嘉道君）「我が教学ハ 源ヲ天皇ニ発シ大本ヲ国体ニ置き」デスカ
・五十一番（筧克彦君）左様デアリマス、（中略）
・二十三番（宇野哲人君）一寸——天皇ノコトヲ色々と申奉ることは委員トシテハ成ベクゴ遠慮申上ゲタイト思ヒマスカラ「源ヲ天皇ニ発シ」ノ句ヲ加ヘルコトハ私ハ憚ツタ方が宜クハナイカト思ヒマス、（中略）
・五十一番（筧克彦）度々立ツテ失礼デスガ、私ハサウ云フ立派ナ専門ノ方カラ「ナホ」ハ要ラヌト云フ仰セデアレバ、サウカト思ヒマスカラ（中略）、ソナコトハ私ハ能く自分ガ存ジマセヌ

[速記中止]

・四十二番（山田孝雄君）

私の考ヘデハ、大寶令ノ規定ヲ読ミマス、天尾ト直接ニ申上ゲルノヲ憚ツテ国家ト 申上ゲタコトガ、ハツキリ大寶令ニ書イテアリマス、サウ云フ意味デ天皇ト御指シ申上ゲルコトヲ吾々ハ矢張り憚ツタ方が宜イ、（中略）

「源ヲ国体ニ発シ」トシテ「大本ヲ国体ニ置キ」ト云フ言葉ニ代ヘタ方が宜クナイカト私ハ思ヒマス、ソレハ教学ト云フモノハ何處ソコニ源ヲ置キト云フヤウナ人為的ノ言葉デハナクシテ、国体ニ源ガ在ツテ、ソコカラ自ラ起ツテ来テ熄ム能

ハザルモノデアルト云フヤウナ意味ヲ人ニ思ハセルと云フヤウナコトニナリハシ
ナイカト思ヒマスノデ、假ニ卑見を申上ゲテ御参考ニ供シタイト思ヒマス

- ・特別委員長（原嘉道君）山田委員ニ御尋ネ致シマスガ、卑見ヲ申上ゲルト云フノ
デハ ……
- ・四十二番（山田孝雄君）ソレデハ修正ヲ……
（中略）
- ・特別委員長（原嘉道君）筧委員如何デスカ
- ・五十一番（筧克彦）山田委員カラノ御修正至極御尤ト思ヒマスカラ、私ハ其修正
ニ従 ヒマシテ、私ノ修正案ヲ撤回致シマス
- ・特別委員長（原嘉道君）山田委員ノ御發議ニ對シテ筧委員ノ御賛成ガアリマシタ、
之ニ皆様御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕¹³⁵ （強調は引用者）

山田のまとめで筧克彦と宇野哲人の口論が収まる様子である。山田は、平素の持論通り、「ハ
ツキリ大寶令ニ書イテアリマス」ことを根拠として、天皇を直接呼名することを憚っている。
全九回にわたる委員会でもとまった教学刷新評議会答申前文では、山田の意見を追って

大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ
（中略）

我ガ教学ハ原ヲ国体ニ発シ、日本精神ヲ以テ核心トナシ、コレヲ基トシテ世局
ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ随ヒ、生々不息ノ發展ヲ遂ゲ皇運隆昌ノタメニ竭スヲ
ソノ本義トス。

（下略） （強調は引用者）

と定まった。人為性を嫌う山田は、「置く」という意志のある動詞ではなく、「発する」とい
う意志の主体が曖昧な表現をもって、国体の自明性をより強化させている。この評議会の先立
って山田が著わした『国体の本義』（1933）ではこのような山田の国体の自明性への想いがよ
り鮮明にあらわれている。

自序

¹³⁵ 『教学刷新評議会資料下巻』芙蓉書房出版 2006、249 - 254 頁。

わが国体は神巖絶待（ママ）にして言辞に述べ得べきものにあらず。されば国体を説くと称するは明らかに第二義以下に墮するものなり¹³⁶。

山田の説く『国体の本義』の自序は、このように、それを「言辞に述べ得べきものにあらず」という宣言から始まっている。国体明徴のために行われる教学の刷新をはかるにおいても、まず、日本国体の自然さに淵源する教学の自発性を説くことから、論を発展させていることと軌を同じくしている。そして山田は次のように日本国体の地形を説明する。

政体と国体との関係をなほ考ふるに、政体は動的のものにして、国体は静的のものなり。（中略）かくの如く見来れば、わが天皇お行はせらるる道といふのも亦この独楽中心によりて推測しうべし。抑も独楽の心棒はその形真直にしてその姿勢も亦垂直にしてその中心は不動ならざるなからず、その形真直ならざれば心棒としての形なし。その姿勢垂直ならざる時は心棒としての用をなさず。その中心不動ならざる時は心棒としての実をあげず。かくの如くゆがまず、頃かず、かたよらず、動かざることこれ即ち不偏不党蕩々平々たる王道の姿にあらずや。而してこれ実にわが天皇の古來行ひたまひし道にあらずや。物理学者はなほ曰はく、独楽の中心の静止的状态にあるやその中心の力は零にして絶無なりと。われわれが皇室に対して奉る心情には恐れ多けれどまさにかくの如く、如何にも皇室は積極的に権力を発せられぬものの如くに見ゆるなり。これその絶大の威力を有し、絶大の恩恵を垂れさせたまへるが為に、われらはその威力と恩恵とを知らざるなり。（中略）

空気太陽の絶大の威力と恩恵とは吾人これを忘れて往々これをあなどる。（中略）わが皇室の偉大さは吾人を包容する太陽空気の偉大さに比ぶればやゝ知るを得むか。要するにその大をいはば、宇宙に遍満し、その小をいはば絶対無の零の如き状を呈するその実態は即ちわが皇室にして、これ実にわが国体の中心たりといふべきなり。されど皇室を以てたとふべきは独楽の心棒にしてその心棒の中心たるもの即ち独楽の真実の中心たる点に比して考ふべきはわが天皇にありとす¹³⁷。

山田孝雄は、このヒエラルキーの頂点に位置する天皇を、独楽の心棒にたとえ、大和世界という独楽の円周を宇宙のサイズに限りなく接近させている。高さのある立体を平面に変換すれ

¹³⁶山田孝雄（1933）「自序」『国体の本義』寶文館、1頁。

¹³⁷同書、116 - 118頁。

ば、高さの高低は識別できなくなってしまう。明治維新以後四民平等がなされたと叫ばれたが、日本社会における階級制度、位階秩序がすべて崩され、完全な平等社会が実現されたわけではない。第一章でみたように、啓蒙思想家をはじめ、国学者や国語学者のように日本の教学に携える知識人たちが、誇らしげに認める通り、天皇を頂点に、皇室、華族が平民の上に君臨し、賤民解放の措置以後も従来の身分秩序やその意識は鞏固であった。

山田の論ずる「敬語法」と「国体」の性格の特徴は、その自然さの強調にある。敬語の文法として機能する法則性がすでに内在しているという学的主張は、評議会で山田孝雄が主張した国体の自明性という大前提に従っている。山田が敬語の性格として規定する「推譲」と「親愛」が至極自然な心情になるためには、その「原を発する」基である国体が自明な自然体の一家族であることが要求されていた。

ところで、もう一つ、山田孝雄の国体意識の中で朝鮮に対する認識を見られる文章を紹介しよう。彼は、「朝鮮皇族」にかんして次のように書いている。

萬世一系の皇族は唯一無二の主権を有したまふわが神聖至極の天皇お御祖先及御子孫によりて表現せられたり。かるが故に、わが国体にては皇室皇族はたゞ一あるのみにして二あらず。近く朝鮮王族のわが皇族に准ぜられたるものありといへども、これただ特種の寵栄を表明せさせ給ふによれるものにして決して我等君主と仰ぐ皇族と紛亂せらるべきものにあらず。皇族に准ぜらるとはこれ即ち皇族にあらざることを言外に表明したるものなり。たゞその尊貴もと一国の君主たる栄位にありしが故にその特別の地位を表彰せんが為に聖慮によりて賜はりたる至大の恩典なるのむ。これを以てわが皇統に似たりと思ふものあらば、その愚実に実に実に濟度すべからざるなり¹³⁸。

「皇族に准ぜらるとはこれ即ち皇族にあらざることを言外に表明したるものなり」というところは、上でみたように日本国体の自明性を強調する山田として当然な認識であろう。親愛を基にした疑似家族のように国体の自然発生を強調する山田にとって、朝鮮王室をいくら法が定めたとしても皇統として認めるわけにはいかなかった。皇室の偉大さは、「その大をいはずば、宇宙に遍満」するとしたが、それは、大和世界の純粋性が担保される限りでの想像であった。

¹³⁸山田孝雄（1933）『国体の本義』宝文館 110 - 111 頁。

3.2 国体明徴と敬語

教学刷新評議会の答申が出された 1936 年、駒沢大学の国文学教授新井無二郎は、『国体明徴指導原理』（1936）という教育指針書において、猛烈な口調で敬語使用の理念と実践を説破した。著者新井は凡例の手始めに、「国体明徴の記録及び事実について考証することは、国家的大事業であつて、中々一朝一夕に出来ることではない」としながら、「専門家以外の人々の参考となるべき事」や「国体と両立しない時弊」に論及し「外国精神の非なる所以を説いた」と自書を紹介している。「非常時といふ語が、官民間の口癖となつて」いた 1936 年の夏、「国家的大事業」の一環として「一ヶ月未満の短時日に書き終わった」ものであるという著者の言葉は、この時期膨大な量の国体関連図書が世にあふれ出る勢いを実感させる。国語学専門であった新井は、「第十六章 敬語と謙辞」でつぎのように、国体明徴と敬語の関係について述べている。

萬世一系の国体を、言語の上にて最も明瞭に現はしてゐるのは、実に我が敬語である。すめらぎ、すめらみこと、大君（オホキミ）大朝廷（オホミカド）、等の語は、天皇の御尊称、ます、まします、おはします、たてまつる、宮、大宮、宮處（都）等の語も天皇及び神祇の御上に申す敬語である。天皇と神祇とを敬ふに敬語を用ゐるのが、我国人倫の大本であつて、敬語の区別によつて、君臣の分が明らかである。

日本の国体が言語の上に最も明瞭に現れているのが、敬語であり、この敬語の区別が君臣の分につながっているとのことである。「天皇を尊崇する国民の意思」が「朝廷を尊崇する」まで広がり、「朝廷の重臣を敬ふ心が移つて一般国民どもも、相互に人格を敬重して、敬語を用ゐることになったのは、家格身分年齢の階級に応じて、秩序を保つ上に必要」を強調するところでは、天皇を頂点に、君臣、家格、身分、年齢の階級に応じたそれぞれの秩序を乱すことをまず警戒している。その後、

我国の敬称敬語は、上位の圧迫や命令の如き、人為的制度的から起つたのでは無く、天祖を敬ひ、天皇を敬ふ真心、祖先を敬ひ、親を敬ふ心から起きたもので、西洋のデモクラシイの如き、一般人民の支配権を主張する思想の国とは、全然根

拠も出発点も異なつてゐる。西洋諸国の、民本主義民主々義を唱へるもんとは、国体の基礎が違ふのである。（中略）

世界無二の国に生まれて来たから、皇室に対する敬語を苟もせぬのは勿論、国民相互の敬語も、階級に対する敬語は極めて嚴重である。若しも他に対する敬語の常識を誤り、他に対する自己の謙辞、即ち減下る語法を誤る者がある時には、無教育又は劣等人待遇を受けねばならぬ。即ち敬語の常識の有る無しで、人格の優劣を量定されるのである。故に人格の標準を定める計量器は、敬語を知ると知らぬとにある。

敬称敬語が、上位の圧迫や命令のような「人為的」ものではなく、天祖→天皇→祖先→親の順に並んだ上位に対して「自然に起こった情」や「敬う心から」起きたものであるとした。この順序は、まさに日本の血統国体の図式である。我が国の天祖から天皇、天皇から我が祖先、そして祖先から我が親につながる縦の関係は、私を起点にその逆順をたどれば天皇、天祖に帰着し、親に対する孝行が、天皇に対する忠孝に、また天皇制国体にたいする献身に拡大するロジックに敬語使用をリンクさせている。これら四位のなかでもこと天皇に対しては「敬う真心」を強調することも忘れていない。また、新井は、敬称敬語が「自然な」現象であると力説しながらも、敬語や謙辞の語法を誤る者には、無教育または劣等人の待遇が尤もであり、敬語の常識は人格の優劣を量定するものであるとも断言した。上の引用以外でも彼は、かなり強い口調で「敬語法の紊乱」「敬語乱用」「敬語錯乱」を非難し、「とりわけ我が国人で敬語を無視するのは、国体を無視すると同一なわけで、乱臣賊子の道へ踏み出す第一歩となる。親が子に、教育家が生徒に、敬語と謙辞を教へないのは、忠孝破壊の階段を与へるも同様、其の国家に影響する所極めて重大である」とまで言い切る。

新井は「敬語法の紊乱」は「主として国語教育の不振」に原因があるとして、自身が実験した某大学本科生の敬語テストの答案を分析して「今日の青年で、しかも大学本科に在籍中のものどもの敬語に対する非常識」を嘆いている。そのうちの一例をしめすと、

(問) 山科の禪師の親王 おはします、その山科の宮に……まうで 給ひて。

(答) 山科に居る禪師の親王のいらつしやる所い立寄りました。

「親王おはします」を「いらつしやる」と書きながら、上には「居る」と書き、又「まうで給ひて」は、親王に対する敬語であるから、「参上せられて」と書かなくてはならぬのに。「立寄りました」と書いてゐる。

(問) むかし、たかき子と申す女御 おはしましけり。（伊勢物語七六段）

(答) たかき子といふ女御がをりました。

「おはしましけり」を、「をりました」と書く如きは、全然敬語使用の觀念が、平素から無い事を表してゐる。

テストの正解率がどれほどなのか書いていないが、この例の学生の誤答をみる限り、「皇室を尊崇する国民の意思」が「言語上に最も明瞭に現は」れた敬語を大学の本科生にしても間違ふのを確認できる。ここで例に挙げた伊勢物語や記紀万葉などに、「実例」がしるされていることが、大学の本科生が敬語を使いこなし、皇室に対しての敬意を表せる心得の必要十分条件ではないことを露呈させている。国体明徴を指導すべく、この書を著わした著者は、敬語を使うべきであるとの意識と実際の敬語使用能力が一致していないことを次の問答で新井が指摘するのは、今日、内と外の概念化によって「相對敬語」とよぶ敬語使用の規則違反の面々である。このテストの内容分析以外に、新井は代名詞などにつける接尾辞「ども（共）」や「たち（達）」の違いを述べて、減り下った表現「ども」の代わりに「タテマツル」にちなんで尊敬を意味をもつ「たち」が一人称に附いて「乱用」されていることを声をあげて批判した。それから、「八百屋の奥さん、建具屋の奥さん、（中略）どんな身分の低い、無知な境遇の者までも、いつのまにか、「おかみさん」が悉く奥さんに変つてゐる。呼ぶ者も平気で、呼ばれる者も恥ずかしいとも思はぬ」が、十数年前までは、「奥さんといえば、有位有爵の人から、学識人格など具へた人の妻か若しくは文武官吏か、相当な地位を具へた人で無ければ、奥さんとは云はなかつた。民本思想の影響か、社会意識の墮落か、現在では全く平等無差別な言語に変転した」と、批判した。

日本の国体は、君民の関係が本となつて、上下尊卑の階級に應ずる敬語と云ものが、数千年の久しきに互つて重要視せられ、敬語の区別は国民間の常識となつて来たが、一朝にして破壊されたのは実になさけ無い事である（中略）無学な職人や人夫が、此の頃は「おれ」「おめへ」を止めて、皆君とか僕とか云つてゐる。これも「おかみさん」と「奥さん」の区別を失うたと同一な、社会意識の墮落現象と云ふべきであらう。

著者が社会意識の墮落現象と指摘する敬語使用の拡大は、「達」「奥さん」のような敬語語彙が社会でよく使われているうちにその敬意が逡減する現象である。1930年代の日本で、国体明徴論に登場する位階の維持機制としての敬語とは別に、社会で「平等無差別な言語に変転した」敬語が使われていたことは、敬語の理念化と使用現状を間隔を窺わせている。

3.3 没我帰一の敬語論 —『国体の本義』の配布

この節では、文部省編纂の『国体の本義』に見られる敬語関連叙述を検討しよう。1937年（昭和12）7月の蘆溝橋事件をきっかけに日中戦争が勃発した直後、近衛文麿内閣は同年8月24日の閣議決定で「国民精神総動員実施要綱」を発表した。「挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処スルト共ニ今後持続スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為官民一体トナリテ一大国民運動ヲ起サントス」をその「一、趣旨」としている本要綱は、「挙国一致」「尽忠報国」ノ精神ヲ鞏ウシ事態ガ如何ニ展開シ如何ニ長期ニ亘ルモ「堅忍持久」総ユル困難ヲ打開シテ所期ノ目的ヲ貫徹スベキ国民ノ決意ヲ固メ之ガ為必要ナル国民ノ実践ノ徹底ヲ期スルモノトスをその「運動ノ目標」¹³⁹とした。

しかし、このような戦時下の国家的取組みの以前から、国体明徴運動の展開の中で、1936年4月の時点ですでに、教育政策のレベルでは『国体の本義』（以下『本義』）の編纂事業が始まっていた。文部省により昭和12年（1937）制作された『本義』は、初版30万部が印刷され、文部省や地方庁が全国の官公私立の小学校、青年学校、中等学校、高等専門学校、大学及び図書館等に配布した¹⁴⁰。長浜（1987）は、「群馬県国民精神総動員実践事項ノ具体的申合事項例」を紹介している。そこには、市町村や学校その他の機関で、「文部省編纂「国体ノ本義」ノ連続講話会又ハ輪読会ヲ開催スルコト」が「日本精神ノ発揚」という運動目標の実践細目として挙げられていた¹⁴¹。小野（1999）によれば、『本義』の配布に祭し文部省は、「小学校においては、教科教育、特に修身『国史』『地理』『国語』などの授業でその趣旨を述べるとともに、祝祭日の学校儀式などの訓話にもその内容について論究すること」を指示した。その後、実際教育での利用実態を把握する全国一斉調査を行うなど、そお使用状況に強い関心を寄せた。高等学校、師範学校の入学試験はもちろん、文部省中等教員試験検定、各府県の小学校教員試験検定に出題され、受験の必読書の一つであったともいう¹⁴²。そして、教育関係者すべては、この『本義』に目を通すことが要求され、当書に関する講習会が全国津々浦々で解された¹⁴³。国

¹³⁹ 内閣情報部『国民精神総動員実施概要第一輯』内閣情報部、1938年、23-24頁。

¹⁴⁰ 小野雅章「国体明徴運動と教育政策」『教育学雑誌』第33号、1999年、53頁。

¹⁴¹ 長浜功『国民精神総動員の思想と構造—戦時下民衆教化の研究』明石書店、1987年、44-45頁。

¹⁴² 同箇所、なお、小野（1999）は、この内容を三浦藤作『国体の本義精解』東洋図書、1941年、408頁から引用。また、前田一男「教育刷新」の設計者・伊藤延吉約密 寺崎昌男・編集委員会編『近代日本における知の配分と統合』第一法規、1993年を大いに参照したことを記している。

¹⁴³ 同箇所、

民精神文化講習所¹⁴⁴が設置され、文部省の「出先機関」として「教学刷新」と『本義』の趣旨徹底の為に活躍した。このような講習所の活動を通して学校での教育現場以外でも国体明徴への国民精神総動員は文字通り、国を挙げて展開された。それでは、敬語を言及している『本義』の内容を検討してみよう。次は、その『本義』「第二 国史に於ける国体の顕現」の「三、国民性」の一部である。

没我帰一の精神は、国語にもよく現れてゐる。国語は主語が屢々表面に現れず、敬語がよく発達してゐるといふ特色をもつてゐる。これはものを対立的に見ずして、没我的・全体的に思考するがためである。而して外国に於ては、支那・西洋を問はず、敬語の見るべきものは少ないが、我が国に於ては、敬語は特に古くより組織的に発達して、よく恭敬の精神を表してゐるのであつて、敬語の発達につれて、主語を表さないことも多くなつて来た。この恭敬の精神は、固より皇室を中心とし至尊に対し奉つて己を空しうする心である。おほやけに対するにわたくしの語を以て自称とし、古くから用ゐられる「たまふ」、或は「はべる」「さぶらふ」等の動詞を崇敬・敬讓の助動詞に転じて用いる如きがこれである。而してこの「さぶらふ」「さむらふ」といふ文字から武士の意味の「侍」の語が出たのであり、書簡文に於ける候文の発達となつた。今日用ゐられてゐる「御座います」の如きも、同様に高貴なる座としての「御座ある」と、「いらつしゃる」「御出でになる」といふ意味の「います」から来た「ます」とからなつてゐるので

(後略)¹⁴⁵

(強調は引用者)

敬語が発達し、主語を表さない国語の特徴は「没我帰一の精神」になり、「恭敬の精神は、固より皇室を中心とし至尊に対し奉つて己を空しうする心である」という。「外国に於ては、支那・西洋を問はず、敬語の見るべきものは少ないが、我が国に於ては、敬語は特に古くより組織的に発達して、よく恭敬の精神を表してゐるのであつて」と、三橋の敬語論以来日本敬語論の紋切り型である西洋・「支那」と区別される国民性の強調も欠かされていない。

『本義』配布直後、日中戦争が勃発し、文部省では教学局が設置された。既に、国体明徴運動の展開され 1937 年 8 月には、国民精神総動員実施要項決定から半年後、1938 年、4 月 1 日には国家総動員法が公布される。以後、文部省の通牒で、勤労働員が始まり、1939 年 2 月には、政府によって国民精神総動員強化方策が決定され、同 6 月、国民総動員委員会は生活刷新案をま

¹⁴⁴その設立経緯や活動内容に関しては、同書 53 - 55 頁参照。

¹⁴⁵ 文部省編『国体の本義』文部省、1937 年、98-99 頁。

とめた。「没我帰一の精神は、国語にもよく現れてゐる」根拠として取り上げる敬語の発達、「主語の著わさないこと」は、国家総動員体制の強化につれてますますそのイデオロギー性を強めていった。敬語の「没我帰一精神」とは、言ってみれば、「聖戦だ己れ殺して国生かせ」という標語の格調ある言い回しではないだろうか。

4. 第四章 政策としての礼法の普及 ―敬語遣いを中心に

「1881年（明治14）5月「小学校則綱領」が定められ、「修身」の一部として「作法」が教えられるようになった。同年同月、小笠原清務・水野忠雄の「小学女礼式」が刊行され、1883年（明治16）には文部省編集局が『小学作法書』を出版した。これは、文部省が編纂した最初の作法書で、冒頭の「教師心得七則」には

小学初等科に於ては、主として修身書を授け、兼ねて作法を授くるものとす。
此書は多く幼童行儀の事を記して、以て教師其作法を教ふる時の掌記に供するものなり。

と書かれ、作法の指針にした。以後、礼法に関する教科書が数多く出版されている。この時期教育の場における礼法関係の呼称については、「礼式」「礼法」「容儀」といった呼び方があった¹⁴⁶。

この章では、1910年代から文部省の編纂した作法書を通して礼法及び敬語遣いの教育が普及される過程を考察し、具体的な教授内容を検討する。また、この流れが1940年以後の戦時体制にもつながる連続性を見る。また、この間に書かれた柳田国男の敬語に関する文章を取り上げ、敬語の規範化に対する彼の批判的視点と認識を考察する。官主導の敬語や礼法の規範化過程や内容を確認し、それに対する認識を確かめることを試みよう。

¹⁴⁶錦拔豊昭（2012）「明治時代に礼法はいかにして伝えられたか ―出版メディアを中心に」筑波大学附属図書館 10 - 16 頁。

4.1 文部省の「作法教授指導要綱」普及

1910年5月末、日本各地で天皇暗殺を計画した嫌疑で社会主義者やアナキストたちの検挙が始まった。幸徳秋水ら24名が死刑に処された大逆事件の始まりであった。社会主義運動への弾圧が公権力の行使として具体化していくこの時期、文部省は、1910年（明治43）作法教授事項取調委員会を設置した。1908年9月に発足された教科用図書調査委員会は、小学校の修身、日本歴史、国語教科書の起草と調査審議を行った。その後の第二期国定教科書の全面的改定で国語読本と修身教科書に天皇・皇室に関する内容や敬語表現が増えたことはすでに前節でのべた。以後、作法教授事項取調委員会は、1910年6月11日の第一回の委員会をはじめ、全二十九回にわたる審議を経て同年10月31日付で調査内容を四十頁余りの冊子にまとめ文部大臣小松原英太郎に報告した。翌1911年8月には、『文部省調査師範学校中学校作法教授要項』もまとめられ、その詳細が官報に報告された¹⁴⁷。委員長は、1910年当時、国語調査委員会で活動した文部書記官の松村茂助で、1911年には、同じく文部省官僚の田所美治が務めた。『文部省御調査小学校作法教授要項』の趣旨は、従来小学校の作法教授は教材の範囲選択や作法の形式を巡ってその標準が定まっておらず、「最普通ニシテ適切ナリト認メタル形式及心得を選定¹⁴⁸」するためであった。この要項は修身科教材に配当され、各学校の裁量で教授形式や教授細目が編成された。要項が示している作法は、居常の心得、姿勢、起坐、敬礼、歩行から戸障子の開閉といった日常の行動様式から、祝祭日の儀式にいたるまでの作法を細かく規定している。1911年10月の『文部省御調査師範学校中学校作法教授要項』の出版後、1913年（大正2年）には改定された『文部省制定小学校作法教授要項』が改めて冊子にまとめられた。選定の趣旨通り、この両「要項」を準拠にした数多くの作法書・作法指導書が世に出回った。前節でみた芳賀矢一は、「国民性十論」で、日本の生活全般にわたって、まだ適切なエチケットが定まっていないことを随所で指摘していた。国語読本の制作に携わった芳賀のこのような考えが、作法要項の制作に如何に関連していたのかは明らかでない。しかし、生活全般の礼儀作法に関する文部省の作法教授要項がまとめられ、修身科の補助教材として活用された事実は、学校教育を通しての国民創出における礼儀作法の身体化の必要性に政府や教育当局が早くもこの時点で認識し対応したことを確認させてくれる。「要項」の礼儀作法一つ一つは、生活全般を網羅しているが、つぎ

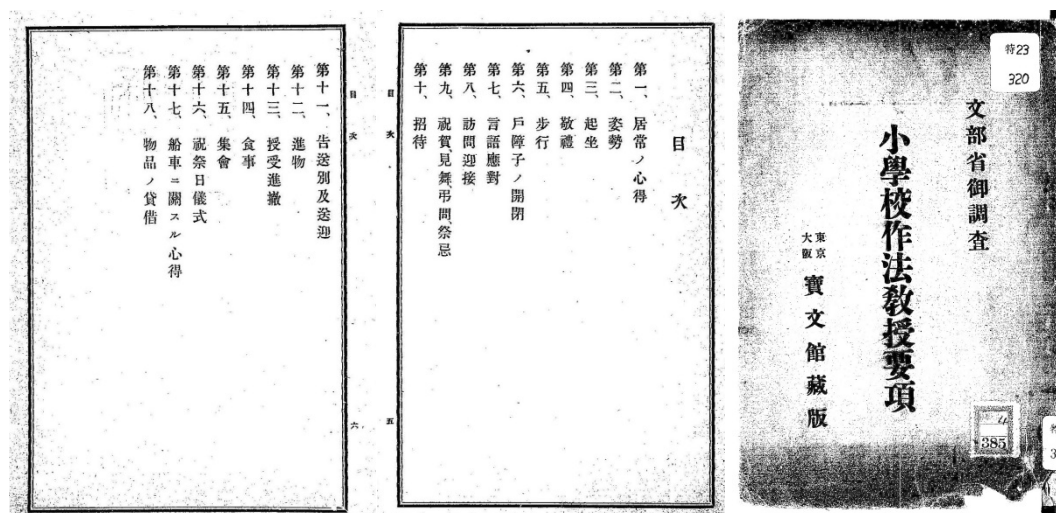
¹⁴⁷1911年（明治44）8月31日付官報の「学事」欄には、「○師範学校中学校作法教授要項 文部省ニ於テ纂ニ作法教授事項取調委員ヲ置キ小学校児童並ニ師範学校、中学校及高等女学校生徒ニ課スヘキ作法教授事項ノ調査ヲ命シタルニ右の内小学校児童に関する分は昨四十三年十月終了シ目下整理中ナルカ今般師範学校（男子）及中学校生徒に課すへき分左の通審議決定シタル旨文部大臣に報告せり」としてその全内容が発表されている。

¹⁴⁸（1911）「凡例」『文部省御調査小学校作法教授要項』3頁。

の資料では、「言語応対」の敬語関連項目に絞ってその内容を確認してみよう。以下の引用は、1911年2月に発行された『小学校作法教授要綱』の「第七言語応対」の全十九項目の一部である。

- 一 言語ハ明瞭ナルヘシ
- 一 下品ナル言語及方言・訛音ハ之ヲ避クヘシ
- 一 呼掛・称号ニ注意シ皇室に關スル談話ニハ必敬語ヲ用フヘシ
- 一 人ヲ呼掛クルニハ「もし」又ハ「もしもし」と呼フヘシ
- 一 姓又ハ名ヲ呼ヒ掛クルニハ「何さん」ト呼フヲ通例トス
- 一 貴人又ハ尊長ニ対シテハ余儀ナキ場合ノ外呼ヒ掛クヘキモノニアラス
- 一 人ヨリ呼掛ケラレタルトキハ「はい」ト答フヘシ
- 一 自称ニハ「私^{ワタシ}」ト称シ対称ニハ「あなた」ト称スルヲ通例トス
- 一 他称ニハ相当ノ敬語ヲ用フルヘシ但シ自己ノ家族・親戚ニ關スル場合ニハ敬語ヲ用ヒサルヲ通例トス (後略)

(図4-1) 「目次」及び「第七言語応対」『文部省御調査小学校作法教授要綱』(1911. 2. 23)

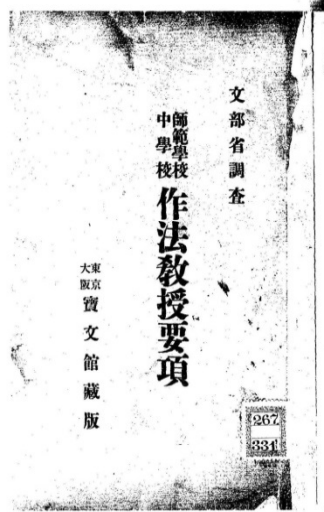


<p>一 祭祀儀式等ノ場合ニ於テ坐敷ノ戸障子換等ヲ開閉セ ントスルトキニハ隨キテ之ヲ行フヘシ</p> <p>第七 言語應對</p> <p>一 言語ハ明瞭ナルヘシ</p> <p>一 下品ナル言語及方言訛音ハ之ヲ避ケヘシ</p> <p>一 呼掛稱呼ニ注意シ皇室ニ關スル談話ニハ必敬語ヲ用フ ヘシ</p> <p>一 人ヲ呼掛クルニハ「もし又（もしもし）呼フヘシ 一 姓又ハ名ヲ呼ヒ掛クルニハ「何さん」呼フヲ通例トス</p>	<p>一 貴人又ハ尊長ニ對シテハ餘儀ナキ場合ノ外呼掛クヘキ モノニアラス</p> <p>一 人ヨリ呼掛クテラレタルトキハ「はい」答フヘシ</p> <p>一 自稱ニハ「私」稱シ對稱ニハ「あなた」稱スルヲ通例トス</p> <p>一 他稱ニハ相當ノ敬語ヲ用フヘシ但シ自己ノ家族親戚ニ 關スル場合ニハ敬語ヲ用ヒサルヲ通例トス</p> <p>一 卓子椅子ノ備アル處ニ於テ對話スル場合ニハ先方カ立 チタル儘ナルトキハ己モ立チ腰掛クタルトキハ腰掛ク タルヲ通例トス但シ先方カ尊長ナルトキ椅子ヲ進メテラ タル場合ノ外ハ腰掛クサルヲ禮トス</p> <p>一 座敷ニ於テ對話スル場合ニ先方カ坐セルトキハ己モ必 坐シテ應對スヘシ</p>	<p>一 先方カ用事又ハ對話中ナルトキハ其ノ終ルヲ待フヘク 急用ナルトキハ會釋シタル後ニ話シ掛クヘシ</p> <p>一 先方ノ談話ハ之ヲ傾聴スヘク己ノミ談話スルハ宜シカ ラス</p> <p>一 他人ノ談話ニ差出口ヲ爲スヘカラス</p> <p>一 途上人ニ道又ハ家等ヲ尋ネントスル場合ニハ帽ヲ脱キ 挨拶シ問答ノ後ニハ厚ク謝辭ヲ述フヘシ</p> <p>一 途上人ヨリ道又ハ家等ヲ問ヘシタルトキハ己ノ知レル 所ハ親切ニ之ヲ告ケ又知ラサルトキハ其ノ旨ヲ丁寧ニ 答フヘシ</p> <p>一 途上人ノ立話ハ成ルヘク之ヲ避ケヘシ</p> <p>一 電話ハ用談ニ止ムヘク之ヲ終リタルトキハ互ニ挨拶ス</p>	<p>一 止ムヲ得サル場合ノ外ハ尊長ヲ電話口ニ呼出スヘカラ ス</p>
--	---	---	---

「言語ハ明瞭ナルヘシ」を第一に挙げ、下品なる言語と方言・訛音を同時に並べて避けるべき言葉に規定している。当時國語政策の主眼であった標準語の制定・普及と関連した項目といえよう。ところで、一つ確認しておきたいのは、第三項目に「一 呼掛・称号ニ注意シ皇室に關スル談話ニハ必敬語ヲ用フヘシ」として皇室に対する敬語使用を挙げている点である。同年10月に発行される『文部省調査師範学校中学校作法教授要項』では、「言語應對」の第一項目に「一 皇室ニ關スル談話ニハ必ス敬稱・敬語ヲ用フヘシ」が挙げられている。皇室に対する敬語使用をこの時点では小学校生徒には言語應對の第一項目として配置していない。他の項目では、自称と対稱をワタクシとアナタを通例として定め、「自己ノ家族・親戚ニ關スル場合ニハ敬語ヲ用ヒサルヲ通例トス」など、日常で用いる呼称と、いわば相對敬語をその運用規則として提示している。このように「言語應對」の内容の大部分は、敬語の使用規範であり、その数か月後に発行される『文部省調査中学校師範学校作法教授要項』ではより具体的に言葉遣いの規範が提示されている。

(図4-2) 「目次」及び「第八章言語應對」 『文部省調査師範学校中学校作法教授要項』 (1911. 10. 13)

<p>師範学校 作法教授要項</p> <p>目次</p> <p>第一章 居常ノ心得……………一頁</p> <p>第二章 衣類及進退……………二頁</p> <p>第一節 衣類……………二頁</p> <p>第二節 歩行及進退……………三頁</p> <p>第三章 著稱禮節及著稱起原……………五頁</p> <p>第四章 器具等ノ開閉出入……………六頁</p> <p>第五章 敬禮ノ心得……………六頁</p> <p>第六章 普通禮……………六頁</p> <p>第七章 最敬禮……………六頁</p>	<p>第八章 言語應對ノ場合ノ敬禮心得……………七頁</p> <p>第九章 通達行進及教室内ノ敬禮心得……………七頁</p> <p>第十章 附 籠手禮……………七頁</p> <p>第十一章 腰掛……………七頁</p> <p>第十二章 腰掛ノ心得……………七頁</p> <p>第十三章 授受進退ノ心得……………七頁</p> <p>第十四章 授受進退ノ心得……………七頁</p> <p>第十五章 用具……………七頁</p> <p>第十六章 文書……………七頁</p> <p>第十七章 招待及應招……………七頁</p> <p>第十八章 招待ノ心得……………七頁</p>	<p>第九章 應招ノ心得……………七頁</p> <p>第十章 食事及餐禮……………七頁</p> <p>第十一章 日本食及其ノ禮……………七頁</p> <p>第十二章 西洋食及其ノ禮……………七頁</p> <p>第十三章 言語應對ノ心得……………七頁</p> <p>第十四章 稱呼及敬語……………七頁</p> <p>第十五章 應酬ノ心得……………七頁</p> <p>第十六章 訪問ノ心得……………七頁</p> <p>第十七章 祝賀及慶賀ノ心得……………七頁</p> <p>第十八章 接遇ノ心得……………七頁</p> <p>第十九章 贈答ノ心得……………七頁</p> <p>第二十章 集會ノ心得……………七頁</p>	<p>第十五章 通信及交通……………七頁</p> <p>第一節 通信ノ心得……………七頁</p> <p>第二節 交通ノ心得……………七頁</p> <p>第十六章 祝祭日ノ心得……………七頁</p> <p>第十七章 家例及祭意……………七頁</p>
--	---	--	---



立シテ之ヲ舉テ互ニ目禮ノ後乾盃シテ箸ヲ行スルモノトス

一四 食後フセシガ、ガラスヲ出サレタルトキハ之ニテ指頭ヲ洗ヒ又便宜唇ヲモ洗フヘシ此ノ際水ニテ嗽キ若クハ器中ニ吐出スヘカラス

一五 食事了リタルトキハ客ハ主人ニ從ヒテ徐ニ客室若クハ控席ニ移ルモノトス

第八章 言語應對

第一節 稱呼及敬語

一 皇室ニ關スル談話ニハ必ス敬稱敬語ヲ用フヘシ

二 稱呼ハ自他ノ身分ニ相當シ正シクシテ且野卑ナラサルモノヲ用フヘシ

モノヲ用フヘシ又人ト談話ヲ交フル場合ニハ相當ノ敬語ヲ用フヘシ

三 自稱ハ通常私ト稱スヘシ同輩ニ對シテハ僕ト稱スルモ差支ナシ

四 對稱ハ通常貴方ト稱スヘシ同輩ニ對シテハ君ト稱スルモ差支ナシ

五 對話者以外ノ人ニ就キテ語ル場合ハ相當ノ敬稱敬語ヲ用フヘシ但シ自己ノ家族親戚等ニ就キテハ之ヲ用ヒサルヲ通例トス

六 官公職尊位等ハ他稱若クハ對稱ノ場合ニ於テハ其人ノ姓ニ此等ノ名ヲ附稱シテ差支ナレト雖モ自稱ニハ之ヲ用ヒサルモノトス

七 親任官其ノ他高貴ノ人ニ對スル對稱ニハ通常其ノ官職名爵名等ニ閣下ヲ附稱スルモノトス但シ陸軍部内ニ於テハ將官以上ニ閣下佐官以下ニハ殿ヲ附稱スルヲ例トス

八 薨去ニ卒去死亡等ノ語ハ一定ノ用例ニ從ヒ注意シテ之ヲ誤用セサルヘシ

第二節 應對ノ心得

一人ト應對スルトキハ正シク相對シ温容ト誠意トヲ旨トシテ成ルヘク明快ニ談話ヲ交フヘシ

二 應對中ハ倦怠倨傲等ノ態度ナキヤウニ注意スヘシ

三 對話中先方ノ談話ニ對シテハ敬意ヲ表シ其ノ要領ヲ聽取ルコトヲ又己ノ談話セサルヤウニ注意スヘシ

四 言語ハ順序及語調ヲ整ヘテ簡明ニ發表シ早言冗辯等ニ涉ラサルヤウニ注意シ又餘談等モ場合ノ緩急ニ應ジテ斟酌スル所アルヘシ

五 普通ノ談話ニ使用スル語辭ハ平易ニ選ビ且野卑ナラサルモノヲ用フヘシ產ニ新語古言漢語外國語學術語等ヲ用フルハ宜シカラス

六 應對中傍見書見中座等ノコトアルヘカラス己ムテ得テ用務起リタルトキハ其ノ旨ヲ述ヘ若クハ會釋シテ中座スルモ妨ナシ

七 應對中屢々時計ヲ視テ如キコトアルヘカラス

八 應對中暖嚏等ノ出フルトキハ下座ニ向ヒテ靜ニ之ヲ爲スヘシ

九 多人數相談話セル際安ニ容喙シテ他人ノ談話ヲ妨ケヘカラス

一〇 對話中ハ徒ニ談論戲弄ヲ弄セサルヤウニ注意スヘシ

一一 親密ノ間ナリト雖モ疎略若クハ侮蔑ノ語辭ヲ用フルハ宜シカラス

一二 自己ノ才學技藝ハ勿論家ノ權勢等ヲ誇顯シ語ラサルヤウニ注意スヘシ

一三 諷刺嘲笑等ノ慎ムヘキハ勿論有モ人ノ身上ニ關スル談話ハ輕卒ニ之ヲ爲サ、ルヤウニ注意スヘシ

一四 他人ノ面前ニ於テ人ノ過失短所等ヲ指摘スルハ宜シカラス

一五 一時ノ感情ニ驅ラジ爲ニ談話ノ體ヲ亂サ、ルヤウニ注意スヘシ

全体の内容は、日常の立ち居振る舞いから敬礼や握手の作法を提示し、和・洋服の礼装の標準、和食・洋食のテーブルマナーにいたるまで、生活全般にわたる礼儀作法の規範を仔細に紹介している。小学校用の教材より、「心得」を強調しているのもその特徴である。

「第八章言語應對」の一部、『師範学校中学校作法教授要項』（1911. 10. 13）

「第一節 稱号及敬語」

- 一 皇室ニ關スル談話ニハ必ス敬稱・敬語ヲ用フヘシ
- 二 呼稱ハ自他ノ身分ニ相當シ正シクシテ且野卑ナラサルモノヲ用フヘシ又人ト談話ヲ交フル場合ニハ相當ノ敬語ヲ用フヘシ
- 三 自稱ハ通常「私」ト稱スヘシ同輩ニ對シテハ「僕」ト稱スルモ差支ナシ
- 四 對稱ハ通常「貴方」ト稱スヘシ同輩ニ對シテハ君ト稱スルモ差支ナシ
- 五 對話者以外ノ人ニ就キテ語ル場合ハ相當ノ敬稱・敬語ヲ用フヘシ但シ自己ノ家族・親戚等ニ就キテハ之ヲ用ヒサルヲ通例トス

- 六 官公職・爵・学位等ハ他称モシクハ対称ノ場合ニ於テハ其ノ人ノ姓ニ此等ノ名ヲ附称シテ差支ナシト雖モ自称ニハ之ウヲ用ヒアルモノトス
- 七 親任官其ノ他高貴ノ人ニ対スル対称ニハ通常ソノ官職名爵名等ニ「閣下」ヲ附称スルモノトス但シ陸軍部内ニ於テハ、将官以上ニ「閣下」、左官以下ニハ「殿」ヲ附称スルを（通）例トス
- 八 「薨去」「卒去」「死亡」等ノ語ハ一定ノ用例ニ従ヒ注意シテ之ヲ誤用セサルヘシ

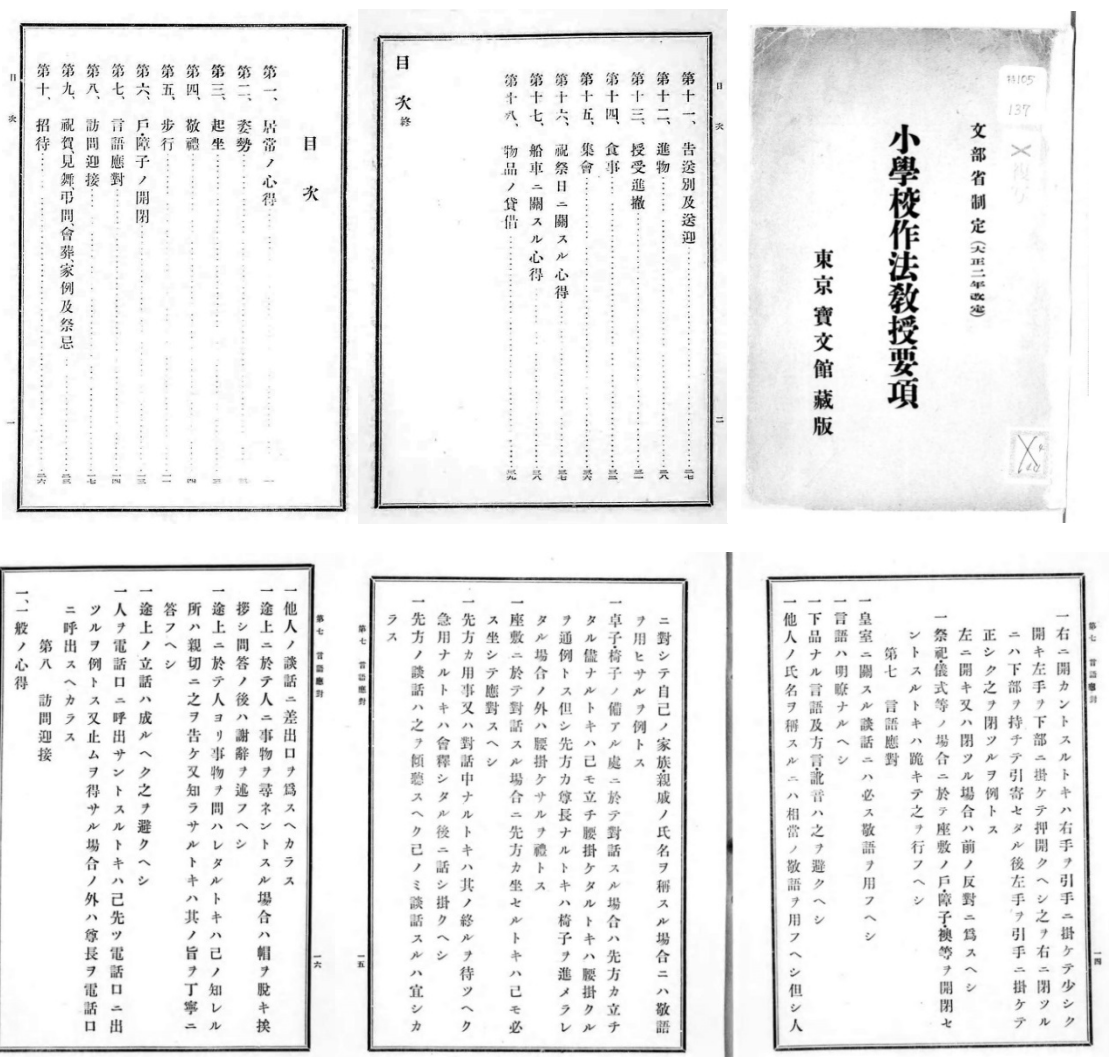
「第二節 応対の心得」

- 一 人ト応対スルトキハ正シク相對シ温容ト誠意トヲ旨トシテ成ルヘク明快ニ談話ヲ交ふヘシ
- 二 応対中ハ倦怠倨傲等ノ態度ナキヤウニ注意スヘシ
- 三 談話中先方ノ談話ニ対シテハケ イイヲ表シ其ノ要領聴誤ルコトナク又己ノミ談話セサルヤウニ注意スヘシ
- 四 言語ハ順序及語調ヲ整ヘテ簡明ニ発表シ早言・冗辨等ニ涉ラサルヤウニ注意シ又余談等モ場合緩急ニ応シテ？酌スル所アルヘシ
- 五 普通ノ談話ニ使用スル語辞ハ平易ニシテ且野卑ナラサルモノヲ用フヘク濫ニ新語・古言・漢語・外国語・學術語等ヲ用フルハ宜シカラス
- 六 応対中・傍見・書見・中座等ノコトアルヘカラス已ムヲ得サル用務起リタルトキハ其ノテ中座スルモ妨ナシ
- 七 応対中、屢々時計ヲ？クカ如キコトアルヘカラス
- 八 応対中、咳・嚏等ノ出ツルトキハ下座ニ向ヒテ静ニ之ヲ為スヘシ（中略）
- 十一 親切ノ間ナリト雖モ疎略若クハ侮蔑ノ語辞ヲ用フルハ宜シカラス（後略）

上に引用した「第八章言語応対」の内容をより詳しくみてみよう。第一に「皇室ニ関スル談話ニハ必ス敬称・敬語ヲ用フヘシ」があり、個々人の「談話」において皇室に対して敬語を欠かせないことを呼び掛けている。皇室崇拝を頂点に定め、以下の項目では「呼称ハ自他ノ身分ニ相当シ正シク」して「談話ヲ交フル場合ニハ相当ノ敬語ヲ用」いるとしている。同輩間では「僕」「君」を使用しても、上に対しては「ワタクシ」と「あなた」を使うことを「通例」と定めている。小学校用と同様に、相對敬語の使用規則も示し、「自己ノ家族・親戚等ニ就キテハ之ヲ用ヒサルヲ通例」とした。第七項目では、「親任官其ノ他高貴ノ人ニ対スル対称ニハ通常ソノ官職名爵名等ニ「閣下」ヲ附称スルモノトス但シ陸軍部内ニ於テハ、将官以上ニ「閣下」、左官以下ニハ「殿」ヲ附称スルを例」としており、天皇以下の位階序列に応じて対称の形式を定めていることを確認しておきたい。戦前の敬語使用原理は天皇・皇室に対する崇敬を根幹にして、その以下の序列に従い、適宜の敬語を使用するものであった。対称においても、同輩以上のものには相当の敬語を用いるべしと定めており、上下の区別が何より優先されてい

る。「高貴ノ人」として「親任官¹⁴⁹」を代表に挙げていることから分かるように、権威の源である天皇との「親疎」は「高貴さ」の尺度として機能している。天皇を頂点に「皇室」と「官」そして「軍」がその権威と権能裾分けしている位階秩序が「近代改革」としての明治維新以後も確固たるものとして機能し、その秩序維持に敬称・敬語が使用された。このような「官」のお墨付きの作法書は、1941年（昭和16）文部省が『礼法要項』を刊行するまで数多く出版された礼儀作法書の典範として引用された。

(図4-3) 「目次」及び「第七言語応対」『文部省制定小学校作法教授要項』（1913. 6. 23）



さて、二年後に発行された改訂版『文部省制定小学校作法教授要項』では、「言語応対」の内容が全体的に細かい作法の要項を一項目にまとめ、より簡潔な叙述に変えている。『文部省調査中学校師範学校作法教授要項』同様、精神論の言及が目立ち、作法の行動様式より「心得」

¹⁴⁹親任官は、明治期官僚制度における最高位の官吏である。天皇の親任式で任命され、要項の通り、敬称は「閣下」を使用した。台湾・朝鮮総督も親任として任命された。

を強調する箇所が多くなった。資料に確認できるように、改定版の第七言語応対では、「一皇室ニ関スル談話ニハ必ス敬語を用フヘシ」を最初に配置させたのが目立つ。小学校用の教材も中学・師範学校用と歩調を合わせて皇室に対する崇敬を敬語使用の第一根幹として定めているのである。このほかに、改訂版では、礼法作法の細かい部分までいちいち指定するのを止め、学校でも祝祭日の儀式に関する内容などが省略された。明治時代の終わりに登場したこれ等の礼儀作法書は、挨拶から衣食生活、敬礼の仕方から祝賀・告送別・慰問・弔問のしきたりにいたるまで、「国民の礼儀作法渾沌たるの時¹⁵⁰」と認識した官が、「品性ノ陶冶ニ資スル¹⁵¹」目的で定めたものである。皇室崇拝を第一原則としているのは上で述べたが、その他の記述において毎項に優先的に登場するのは「尊長」「長上」、そして「身分（不）相応」という語である。「尊長と同行するときは少しく後れて随行するを礼とす」のように、如何に「尊重」「長上」を待遇するかを礼儀の本領として捉えている。また、「呼称は自他の身分に相当し正しくして」「身分不相応の贈物を為し若くは濫に之を為すは礼にあらず」のように、分相応を弁えることが「礼」であると規定していることも、この作法要項の基本理念である。

¹⁵⁰ 「緒言」『師範学校中学校作法教授要項』宝文館、1911年 1頁。

¹⁵¹ 「例言」同書 4頁。

4.2 柳田国男の敬語観 — 相対敬語という神話

本節では柳田国男が書いた文章を取り上げ、彼の敬語観と国体明徴に関連した没我の敬語論との差異を確認しよう。一般に民俗学者とされている柳田国男は同時代の言語やその議論について鋭い洞察を行ったのは周知の事実である。特に、『蝸牛考』（1930）で提唱した方言周圏論は標準語の制定と普及が国是であった時代に書かれただけに、注目に値する価値があると言えよう。この節で検討するのは、彼が1938年に書いた『国語の将来』に収録されている「敬語と児童」である。この文章の内容から窺われる柳田の敬語観は、山田孝雄をはじめとする国体擁護の敬語論と対比されるものがあり、その内容をここで確かめておきたい。以下では、彼の文章を引用しながら柳田の敬語に関する視点、当時の実際の敬語使用がどのような様相を呈していたのかを覗いてみよう。柳田は、自分の少年のころ、生まれ故郷潘州中部を離れ突如下総利根川にきてから「可なりかはつた言語経験」をしたことを語りながら、論を始めている。その経験とは、

第一には子供の仲間に。サンとかチャンとかいふ敬称が非常に少ない。（中略）村に共々に育つた者は、お互ひが皆所謂呼棄てで、最初は親類でもあるかと思ふやうであつた。（中略）殊に奉公人などの主人には言葉を改める者までが、主家の子たちへは皆「来い」「行け」で「おいで」とも謂はぬのが著しく奇怪に感じられた。第二には間接敬語、即ちそこに居り合さぬ第三者の話をする時に、少しも其人の地位を考へ叙説法をかへないので、屢誰のことを言つて居るのかを知り難く、まごづく場合があつたことを覚えて居る。「是を先生にやりたい」「旦那が帰つたら見せて下さい」など言はれると、上方では、あゝあれだなと心づく部落があつた位であるが、少なくともこの時代の関東の田舎では、是が通例であつて何人も怪しまず、寧ろ相手によつて言ひ方を変へようとするれば、特別の努力と心構へを必要とし、従つて空々しくも亦耳立つても聞えるのであつた¹⁵²。

と、敬語の使用やその規範が地域によってかなり異なっていたことを話している。これに加え、「敬語が煩瑣になつて行くことを、発達と名づけてよいかどうかにはまだ疑問があるが、（中略）敬語の発達は、土地によつて著しい遅速があつた。全国は決して一様でなかつたことは、大づかみにも之を認めて居る人が多いであらう¹⁵³」としている。柳田は、敬語の方言差として

¹⁵² 柳田国男「敬語と児童」『国語の将来』創元社、1939年、167-168頁。

¹⁵³ 同書、170-171頁。

片付けられてしまうこのような地域特有の言語現象を、一定の基準を以って把握するのではなく、そのありのままの状況をまず肯定することから敬語を語っている。

これに加え彼は、「実は敬語が今日のように、国語教育のむつかしい問題になつて来るまでは、是が言語学上に一つの現象であるといふことを、私はまだ十分に心づいて居なかつたのである¹⁵⁴」として敬語への認識・意識が以前から明確ではなかつたとした後、

私などの目下の仮定では、敬語を日本語の持つて生まれた特性の如くいふ説は、沢山の制限を付けてゝ無いと、其まゝには受取れぬもののやうである。固より国語に其表現の可能性がある、且つかねて高く貴きものに対する用語法の殊別を必要として居なかつたら、今頃この問題を引起す原因も無いのだから、それ迄は日本語の比類無き長処ともいふことが出来るが、たゞ是を拡張してあらゆる事物、国民相互の一切の社交に、必ず尊卑何れかの形をきめることを要するといふのは、最初からの約束とは何としても思われぬ。敬語の一般化は今もなほ前進の途次に在り、しかもまだ是まで踏んで来た跡を見かへる折が無く、複雑なる生活事情に揺蕩せられている為に、一方には容易に安全なる標準を示し得ず、又他の一方には土地限りの理由によつて、幾つかの異なる状況を残留し、一層その統一を無理不自然にするのではないかと思ふ。仮にもしこの自分の想像が外れて居らうとも、其経過を丸で不明に付して置いて、国語の改良を説いてもだめなことだけは明らかである。中古以前の文献に偏した、是までの国語史研究がそれを能くしなかつたのは、単なる不可抗力とは辨疏することが出来ない。方法は別に具はつて居る、といふことを私は説いて見たいのである¹⁵⁵。

(強調は引用者)

「敬語が煩瑣になつて行くことを、発達と名づけてよいか¹⁵⁶」疑問であるとする柳田は、敬語に対する認識、或は敬語研究自体が注目され始めたのがさほど久しくないことを、自分の場合に照らして言いながら、敬語に対する過剰な意味付けを警戒している。中でも、「私などの目下の仮定では、敬語を日本語の持つて生まれた特性のごとくいふ説は、沢山の制限を付けてゝ無いと、其まゝには受取れぬもののやうである」という発言は当時の敬語論に対する柳田の異議申し立てである。引用の後半部では、敬語の標準化には肯定的な捉え方をしている点も窺わ

¹⁵⁴ 同書、169頁。

¹⁵⁵ 同書、169-170頁。

¹⁵⁶ 同書、170頁。

れるが、柳田は、本文章全体を通じて敬語という言語現象が地域別に異なり、その意識も民衆の間に深く根付いてないことを述べる。

江戸ではあれほど二本差した人に対して、遠慮した物の言ひ方をする土地柄であつたにも拘らず、仲間同士の会話は所謂ぞんざいでいかついものだつた。殊に中分以下の婦人などは、男に対しても別に女言葉も使はず、平気で行くか来るかどうするのだなど言つて居たことは、(中略)それが明治に入つて程も無く影を潜めたのは、隣近所へ雑多の他処者が入つて来て住んだからで、つまり敬語を必要としなかつた「仲間」が、崩壊してしまつたのである¹⁵⁷。

(強調は引用者)

柳田の敬語使用に対する認識は、この文章が書かれた 1938 年という時期に国民精神総動員体制の下で敬語にどのような価値づけがされていたのかを想起してみると、このような柳田の敬語やその研究に関する批判的姿勢は十分注目に値するのである。敬語を必要としない「仲間」が崩壊してしまつたことで、「仲間同士の会話は所謂ぞんざいでいかついものだつた」のに、「遠慮した物の言い方」に変わってしまったという意見を述べていることも注目に値する。彼が「敬語の種類 of 非常な増加、言葉の頻繁なる使用に伴ふ古びと印象の鈍り、それを補はねばならぬ新しい表現の続出 (中略) それよりも大きな変化は真の敬意が心の中に動くか否かを問はず、是を良い言葉又は上品なる言葉として、使用を強ひ省略を責める気風の起こつたこと」を述べ、「無用無意味なる「敬語如きもの」を停止して、内部の感覚の淀なく、表出せられる道を講ずる力が急務ではなからうか」と敬語の過剰な使用を指摘しているのは、山田のような敬語研究者たちの意見と対比される興味深い部分である。

一概にそれを下品と評したり、又は、人物粗野などと報告したりすることは、手短に申せば因習のしもべであつた。又歴史を正しく視ることの出来ぬ者の、あはれなる現状維持説であつた¹⁵⁸。

しかし、この言葉からも分かるように、柳田は敬語そのものの価値に関しては否定的ではなかつた。敬語には階級意識が潜められていると指摘しながらもそれを理由に敬語廃止などの主張はしない。次に引用した敬語発達の原因を分析している彼の言葉を見よう。

¹⁵⁷ 柳田国男(1939年)、174-175頁。

¹⁵⁸ 同書、178頁。

敬語はただ単に時の進みに伴うて、今日の如き発達を見たのでは無いらしい。是には人口の増加と社交の錯綜、即ち目前に多くの異邦人が、出現したことも新たな原因であり、それよりも大きな別種の変化は、敬語と上品なる生活との混同、よい生活をする人がすべて敬語を使用する階級なるが故に、せめて是だけでも模倣をしてみようとして、格別必要ものない区域にまで、之を拡張し始めたのが繁雜のもとであった。

児童が最も遅くまで其風に染まなかったのは、箕輪衆と同様のうれしい素朴である。いよいよその児童に敬語の教育を強ひんとするならば、少なくとも予め敬語の歴史を明白にして置くことが、文政の局に当たる人々の必須の義務だと私は信じて居る。¹⁵⁹ (強調は引用者)

このように、敬語の発達が国民の禮讓を尊ぶ心性からの自然な発達であるとする山田の敬語論と対比される柳田の敬語観は敬語に対する認識やその価値づけがどのように形成されてきたのかを考える際に、重要な示唆を与えている。

つづく節で柳田は、礼儀作法の伝統として伊勢流、小笠原流が出現した淵源を述べる。「この二流の元祖は何れもみな室町幕府の胥吏であり、さうして又田舎者であつた。別に上代以来の伝統を主張したわけでは無く、方式はすべて時代に即した発明であつた」と。敬語に潜められた「階級性」を否認した山田の敬語論との対比を留意しておきたい。本文章の結論を柳田は次のように述べている。

結論として言ふことは簡単である。敬語は中世以後やや不必要に用途が拡張せられ、又幾分か安売に過ぎて居る。頻繁なる使用によつて言葉のきき目が鈍り、次から次と新しい単語が差し替へられ、従つて地方毎の変化が格別に区々となつて、為に却つて交通の累ひをなして居る。現在は我人その不便不安を散ぜんが為に、言はず語らずのうちに出来るだけ、其種類と段階とを省略せんとする傾向を示して居る。国が大きな再統一を為し遂げたと同様に、或は単純にして且つ厳肅なる以前の限定使用に立戻る見込さへあるのである。斯ういふ時代に在つて、今まで折角平語対等

¹⁵⁹ 同書、179頁。なお柳田は、「箕輪には昔から、箕輪衆といふ小さな地土が多数住んで居て頭を押さへ付。る殿様といふものゝ怖しさをあまり知らない。それであの通り折屈みが下手で、見たところ人づきが荒いのだといふことであつたが、もしさうだつたら懐かしい無形の記念物といふべきである。」として、敬語が発達していない箕輪地方の特徴を書いている。同書178頁。

の言葉使ひを許されて来た児童の群に、わざわざ繁雑にして誤り易い敬語の一般的
使用を、強制するのはどんなものかといふのである。是が先例どほりの踏襲であつ
てさへも、なほ無益なことのやうに考へられる¹⁶⁰。

敬語の過剰使用を戒め、学校などで児童に敬語教育を施すのを批判することで締めくくられ
ている柳田の敬語観は、敬語の規範化が図られた時代に述べられた点だけでも注目する価値が
ある。また、彼の標準語に対する姿勢や考え、そして国語に対する考え¹⁶¹をより綿密に把握し
た上でこそこの彼の敬語論も正しく理解できるものであろう。しかし、この節では、この時期
世に送り出された他の敬語論、特に国体と関連した敬語論と対比される敬語使用認識や敬語そ
のものに対する意識のコントラストを確認しておく。

¹⁶⁰ 同書、193 頁。

¹⁶¹ 『国語の将来』の序文には次のような内容が書かれており、彼の国語観の一端を窺うことができる。
「国語の愛護といふことは、今更之を口にするのをかしい位に、一人だつて反対する者の無い
国一致の政策である。たゞこの日本語をどうすることが、愛護であるかといふ点について、
〔…〕私は行く行くこの日本語を以って、言ひたいことは何でも言ひ、書きたいことは何でも書
け、しかも我心をはつきりと、少しの曇りも無く且つ感動深く、相手に知らしめ得るやうにする
ことが、本当の愛護だと思つて居る」。なお、柳田の国語及び標準語に関する研究に関しては、
イ・ヨンスク（1997 年）、田中克彦「柳田と国語学」『言語からみた民族と国家』岩波書店、
2001 年が詳しく分析している。

4.3 『礼法要項』の普及と儀礼・礼法の強調

昭和 16 年（1941）文部省は『禮法要項』（以下『要項』）を制定し、国民の具体的礼義作法の指針書として提示した。前節でみた「作法教授指導要綱」同様、主に中等学校に於ける禮法教授の資料活用されたが、一般国民の日常心得べき禮法の基準を示すことも同時に意図していた。『要項』は前、後編に構成されており、前篇は、諸禮法に通ずる基本的な事項を掲げたもの、後編は、具体的項目を皇室国家や家庭生活、社会生活に区分して記述している。『要項』の冒頭では「一般国民の日常心得べき礼法の規準」という趣旨に加え、各内容の意義を次のように説明する。

「皇国国家に関する礼法」は、我が国礼法の根幹であつて敬神尊皇の誠を致し、国民精神を涵養する上に特に重要であり、「家庭生活に関する礼法」は、礼法修練の始をなし、且礼法体得の基をなすものであり、又、「社会生活に関する礼法」は国民一体の秩序と親和とを具現し、且国民の品位を向上せしめるに重要なものである。（下略）

皇室、家庭、社会の順にその礼法の価値を定義しているこの「要項」は、文部省の制定後すぐ、いくつかの出版社から同時に刊行される形で国民たちに普及された。翌年、禮法研究会から『要項』の内容に詳しい解説を加えた『禮法要項解説』（以下『解説』）が出版された。この『解説』内容を検討しよう。本書が掲げている禮法の要旨は次の通りである。

礼は、上、皇室を敬ひ奉り、下、億兆の相和する心より起る。これ我が肇国の精神の中に存するところ、これを正すは、方に国体の本義を明らかにし、社会の秩序を維持する所以である。（中略）礼は元来恭敬を本とし、親和を旨とする。これを表すのは即ち禮法である。（中略）小にしては身を修め、家を斉へ、大にしては国民の団結を強固にし、国家の平和を保つ道である。宜しく禮法を実践して国民生活を厳肅安固たらしめ、上下の秩序を保持し、以て国体の精華を發揮し、無窮の皇運を扶翼し奉るべきである¹⁶²。

¹⁶² 礼法研究会『礼法要項解説』皇国青年教育協会、1942年、4頁。

このような礼法の実践をとおして国民生活を厳肅安固たらしめ、上下の秩序を保持することが国体の精華発揮につながるという礼法論は、この時期にはなんの目新しくない決まりの表現になりきっていた。

『解説』の本文は三百頁の分量で、本『要項』が網羅する礼法の領域は、全編の「姿勢」、「最敬礼」「拝礼」、「敬礼・挨拶」、「言葉遣い」、「起居」、「受け渡し」から、「包結び」や「服制」に至る。後編では、皇室や家庭・社会生活に関する諸行事や立ち居振る舞い全般に対し、挿話入れて詳細にその規範を示している。この中、第一章の「姿勢」に続き、第二章では、「最敬礼」に関して記述している。

(図4-4) 『礼法要項解説』「第二章最敬礼」中の一部

前篇 禮法の基本

四〇

例によつて祭祀参拜の際は「拜禮」を行ふといひ、最敬礼といふ言葉は使はないやうになつてゐる。

二 最敬礼は、先づ姿勢を正し、正面に注目し、上體を徐に前に傾けると共に手は自然に下げ、指尖が膝頭の邊に達するのを度(約四十五度)としてとゞめ、凡そ一息の後、徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないやうにする。

「正面に注目する」とは高貴のお出でになる方に注目する意味である。恭敬の誠意を以て御見上げ申すのである。

「上體を徐に前に傾けると共に手は自然に下げ」とは呼吸を深くしながら上體を徐に前に傾け、それに應じて手を自然に側面又は前に下げる。ことさらに臂や手に力が入らぬやうに、體を傾けるにつれて、自然に軽く下げるのをいふ。

「指尖が膝頭の邊に達するのを度(約四十五度)としてとゞめ」とは手を體の側面に下げたときも、亦兩脚の前へ下げたときも、共に指尖が膝頭の邊に達するのを度としてとゞめるのをいふ。此の際指尖が體の側面より後方に出ると形がとゞめはなれない。多少膝前になる方がよい。男女共に帽子を持たない時は兩手を兩足の前方に下げるがよい。

兩手の指は開かないやうに軽く接してゐる。帽子を持つた時の外は、手は多少膝前になるやうにする。體の側面より後に出ると形が悪くなる。

「凡そ一息の後、徐に元の姿勢に復する」とは體を傾けてとゞめ、凡そ一息の後、徐に上體をおこすことで、呼吸は極く自然にして、特につめたり延ばしたりしない。又傾ける時間と、とゞまつて居る時間と、起す時間とが略々一致するのがよい。

「殊更に頸を屈したり、膝を折つたりしないやうにする」とは兎角頭ばかり下がりすぎて、背中の中まで見えるといふやうになり易いから、さうならないやう頭を上體と同じ方向に保つといふやうな心持である。又膝は穿る處の方へ張るくらゐの氣持するのがよい。

三 坐つてゐるときは、先づ姿勢を正し(手は體の兩側に下して置く)、正面に注目し、上體を徐に前に傾けると共に、兩手を膝前に進め、指尖の間を約五糎(約一寸五分)とし、頭は座面より約五糎(約一寸五分)の所まで下げるのを度としてとゞめ、凡そ一息の後、徐に元の姿勢に復する。殊更に頸を屈したり、腰を上げたりしないやうにする。

「上體を徐に前に傾けると共に、兩手を膝前に進め」とは、立禮の場合の如く上體を徐に前に傾けるに應じて手を自然に前に進め、上體を傾けてしまつた時には、手も置くべきところまで進めてとゞめるのである。どちらが早くも遅くもないのがよい。

第二章 最敬礼

四一



「最も重き敬礼」として「我が国に於ては此の最上の敬礼は天皇陛下に対し奉つて行ふべきもの」の由緒や具体的動作の説明、敬礼式に対する規定¹⁶³、皇族に対し奉る敬礼などに関する内容が書かれている。動作においては、指尖の間を置く長さまで細かい決まりを全て挙げている。では、『要項』の前篇中の「第五章言葉遣ひ」には敬語の具体的使用指針が明示されている。以下はその内容である。

『礼法要項』「前篇 第五章 言葉遣ひ」 昭和16年4月文部省制定¹⁶⁴。

- 一 長上に対しては相当の敬語（敬意をあらわすに用ひる語）を用ひる。
- 二 自称は、通常「私」を用ひる。長上に対しては氏又は名を用ひることがある。男子は同輩に対しては「僕」を用ひてもよいが、長上に対しては用ひてはならない。
- 三 対称は、長上に対しては身分に応じて相当の敬称（敬意をあらわす称号）を用ひる。同輩に対しては通常「あなた」を用ひ、男子は「君」を用ひてもよい。
- 四 対話者以外の人に就いて語る場合、長上は勿論、その他の者にも、相当の敬称・敬語を用ひる。長上に対して、その人より低い者に就いて語る場合にはたとひ自分より上位のものであっても、普通には敬称・敬語を用ひないか、又は簡略にする。
- 五 自分の近親に就いて他人に語る場合には、敬称・敬語を用ひない。一般に当方の事に就いては敬称・敬語を用ひないのを例とする。
- 六 受答には、必ず「はい」と言ふ。特に長上に対して「えゝ」と言ふのはよくない。
- 七 長上に対しては、なるべく「ございます」「あります」「参ります」「致します」「存じます」「遊ばず」「申します」「いただきます」等、時に応じて用ひる。長上には「です」「もらふ」「くれる」等は用ひない。
- 八 他人の物事には「お」「御」を付け、自分及び当方の物事には用ひないのを通例とする。一般的の物事にも用ひないのを通例とするが、口調や慣習（ならわし、しきたり）で用ひる場合もある。

¹⁶³ 『解説』では、「文官大礼服着用の場合ニ於ケル敬礼式ニ関スル件」1927年1月24日内閣訓令第一号の全文を本文に提示し、陸・海軍の礼式令における最敬礼に関する規定に言及している。『要項』42 - 43 頁。

¹⁶⁴ 以下は、同書、58-70 頁。

九 言語は、出来るだけ標準語を用ひる。

九、の「言語は、出来るだけ標準語を用ひる」を除いては全てが敬語の使い方に関連した項目である。『解説』によれば、「家庭に於ては、日々家族相互の間の言葉遣ひに注意し、子女が自然に正しい品の好い言葉を聞きなれて、自分も之を使ふやうにさせなければならない。また学校に於ては、先生が生徒に対しての言葉遣ひ、先生と先生との間の言葉が、なるべく模範とするに足るものであるやうに十分注意すべきである¹⁶⁵」として、日常の礼法における敬語の遣い方を四段に分けている。

- 第一段 特に丁寧な言葉遣ひ…社会的に地位の高い人・長老・地位の隔たりのある人、
- 第二段 丁寧な言葉遣ひ…地位の隔たりのない上役、年長者、先輩、親しからざる人・未知の人、
- 第三段 普通の言葉遣ひ…同僚、
- 第四段 普通の言葉遣ひ…目下

そして、この解説には、敬語の「内の用法」と「外の用法」が詳細に説明されている。この「内の用法とは、家庭・官街・会社・組織ある団体（法人・学校など）等で、その内輪同志の間に用ひられる言葉遣ひである。（中略）外の用法とは、家庭・官街・会社・組織ある団体が外部との交渉のあつた際に用ひられる言葉遣ひである」¹⁶⁶と説明し、詳しい状況説明や例文を加えそれぞれの遣い方を説明している¹⁶⁷。なかでも、内の用法には「イ 絶対の位の場合」をまず説明している。「皇族の御方」に対するこの用法は、自分より如何に身分・地位が高いものことでも敬語・敬称を用いないと強調する。主従の関係や師弟関係も「皇族の御方」の前ではその間の序列が無効化するが、「親子の場合」、「両親、祖父母、をぢ、おば」そして「兄・姉」の場合は、敬称・敬語を用いてよいとした。皇族の御方の「絶対の位」に相応しい言葉遣いとして、どんな主従関係も考慮せず敬意を示すべきであるが、ただ、親子や家族間の序列はそれに応じた敬称・敬語を使ってよいとするのは、天皇を頂点に疑似家族のメタファーで国家をイメージした国体意識の反映と言えよう。

¹⁶⁵ 同書、54頁。

¹⁶⁶ 同書、55頁。

¹⁶⁷ 主従の場合は、主に対して従のものが、互のことをいふ場合には、自分より上席のものことでも、やはり敬称・敬語を用ひない。師弟の場合、先生に対しては同門のものならば先輩のことでも敬称・敬語を用ひず、又先生は生徒に対して敬称も敬語も用ひないのを普通とする。『礼法要項解説』56頁。

一方、このような例文や解説を以って内と外の用法を詳細に提示していることは、日本の敬語運用上の特徴と言われる所謂「身内敬語抑制¹⁶⁸」の規範が全くの自然発生というより、官からの普及で後押しされた側面を見せてくれる。一方、上にあげている九つの項目それぞれに詳しい説明がされている中、特に女性に関するその規範の基準に男性との差異が明記されているのは興味深い点である。上の二と、三の項には、男子だけが「僕」「君」を使ってもいいとされている。解説のなかでも、「夫婦では、夫は妻に対しては名を呼び、妻は夫に対しては「あなた」と呼び、又家風に依つて「旦那様」とも呼ぶ。家長に対しては、妻を始め一家中の者が相当な敬称・敬語を用ひる。之は一家の秩序を保つ上にも肝要なことである¹⁶⁹」と家族のなかの序列、中でも男女の序列を強調している。六に関する解説では、「うん」「あゝ」は余程親しい同志か、目下の者にしか用ひてはならない。婦人は絶対に用ふべきではない」としているなど、「男女の序列」に依拠した性差による遣い方の区分が明示されているのに留意したい。

「戦時中のラジオドラマに見られる待遇表現」を考察した鈴木智映子（2004）は、戦時中に放送されたラジオドラマの台本分析を通じて当時の家庭内での敬語に関する規範意識を調査している¹⁷⁰。この研究の結果からも『禮法要項』に見られる「長上」や「男女」の区別を強調した敬語の規範意識がラジオという媒体を通じて一般に広がっていたことが確認できる。

先に検討した『国体の本義』の内容に比較してみると、前者に書かれた敬語に関する内容が、「日本精神ノ発揚」を訴える精神論の言説であったとすれば、後者『要項』で確認できるのは、敬語が国民の身につけるべき礼儀作法として規定され、実質その積極的使用を求められていたことである。以後、翌年昭和17年（1942）には『初等科国語』¹⁷¹巻7に、第4課「敬語の使い方」が掲載されるなど、敬語は教科書を通して教育されるようになる¹⁷²。前章で言及した国民精神総動員の実施に続き、1938年には、国家総動員法が制定され日本は、総力戦体制に突入した。これで人的・物的統制と動員を一層強化していくことになる。このような時代の状況に歩調を合わせ、敬語に関する研究や言説もこの時期に集中的に増加し、学校の教科書に記載さ

¹⁶⁸ 内と外の関係に基づいて、敬語を使い分ける日本語の敬語の特徴を指す。これに関しては、滝浦真人（2005）の[Ⅲ-2]〈視点〉と〈距離〉の敬語論を参照。

¹⁶⁹ 同書、60頁。

¹⁷⁰ 鈴木智映子「戦時中のラジオドラマに見られる待遇表現」遠藤織枝、木村拓、桜井隆、鈴木智映子、早川治子、安田敏朗（2004）『戦時中の話しことば：ラジオドラマ台本から』ひつじ書房、2004年。

¹⁷¹1941年、小学校を改め成立した国民学校初等科。皇国民の心身育成を目的とした。1947年再び小学校に戻る。

¹⁷² その教科書の内容と分析は、安田敏朗（2006年）、28-30頁を参照する。

れるようになる。そして、その中で敬語は国民の具えべき嗜みとしての規範性を強化していった¹⁷³。

¹⁷³この時期の教育雑誌には、敬語と礼法を学校教育を通して教える方案が集中的に提示された。

『教育研究』に見られる該当論文を提示すれば次の通りである。

- ・「学校礼法の指導組織」 川島次郎 1940年6月号
- ・「話し言葉の指導」 田中豊太郎 1940年6月号
- ・「国語話し方について」 井上敏夫 1940年9月号
- ・「随順の誠」 川島次郎 1940年10月号
- ・「国語の純化と其の指導」 山内才治 1940年10月号
- ・「儀式・学校行事の礼法的考察 ー四大節の儀式次第について（一）」
川島次郎 1940年11月号
- ・「国語話し方教育」 飯田恒作 1940年11月号
- ・「儀式・学校行事の礼法的考察 ー四大節に於ける式場の設備について（二）」
川島次郎 1940年12月号
- ・「大御心に副ひ奉る心」 川島次郎 1941年1月号
- ・「学校行事の礼法的考察」 川島次郎 1941年2月号
- ・「礼法の基本的修練」 川島次郎 1941年3月号
- ・「国民教育に於ける敬語の指導」 狩野重利 1941年3月号

第二部 植民地期朝鮮における「敬語」意識の錯綜・衝突・変容

5. 第五章 植民地朝鮮における「敬語問題」の諸相

朝鮮では、1894年 開化派政権主導の甲午改革により両班・良人等の身分制度が撤廃され、奴婢制度の廃止や賤民の解放がなされた。中華秩序からの離脱を闡明し、中国の年号を廃止、1896年独自の年号健陽を使用した。1897年には朝鮮の第26代国王高宗は皇帝に即位し国号を「大韓帝国」（以下、「韓国」とする）に改めた。しかし、半島をめぐる日・清・露諸勢力の角逐の末、韓国は1905年日本の保護国となる。1910年8月29日「韓国併合に関する条約」の公布・施行により、韓国皇帝（純宗）が日本の天皇に統治権を譲渡する形で、韓国は完全に日本の植民地になった。この際、勅令第318号を以って韓国の国号は「朝鮮」に改められた。この「併合条約」第一条から第五条までを以下に提示しよう。

第一条、韓国皇帝陛下ハ、韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス。

第二条、日本国皇帝陛下ハ、前条ニ掲ケタル譲与ヲ受諾シ、且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス。

第三条、日本国皇帝陛下ハ、韓国皇帝陛下・太皇帝陛下・皇太子殿下並其ノ后妃及後裔ヲシテ各其ノ地位ニ応シ、相当ナル尊称、威厳及名誉ヲ享有セシメ、且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス。

第四条、日本国皇帝陛下ハ、前条以外ノ韓国皇族及其ノ後裔ニ対シ、各相当ノ名誉及待遇ヲ共有セシメ、且之ヲ維持スルニ必要ナル資金を供与スルコトヲ約ス。

第五条、日本国皇帝ハ勲功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ為スヲ适当ナルト認メタル者ニ対シ榮爵ヲ授ケ、且恩金ヲ与フヘシ¹⁷⁴。

この条約には、「韓国」皇帝やその皇室・皇族の「尊称」「威厳」「名誉」「待遇」にかかる保障を明記している。同日発布された併合に関する詔書で、「韓国皇帝陛下及其の皇室の各員」に対する優遇を明示したあと、「民衆ハ直接朕カ緩撫ノ下ニ立チテ、其ノ康福ヲ増進スヘク、産業及貿易ハ治平ノ下テ発達ヲ見ル¹⁷⁵」とした。この詔書により、韓国の皇帝・皇族は、王族・公族に冊され、皇帝純宗は「昌徳宮李王殿下」、太皇帝高宗は「徳寿宮李太王殿下」と称され格下げされた。また、同日「朝鮮貴族令」を公布し、上層の両班に爵位を与え「朝鮮貴族」を創設した。このように韓国併合は、天皇の詔書や勅令をもって朝鮮の各階層を王族、公族、貴族、民衆の順に命名し、その位階のすべてが天皇と皇室の下に編入する形で行われた。行政上では、「朝鮮総督」を置き、「朕ノ命ヲ承ケテ陸海軍ヲ統率シ、諸般ノ政務ヲ総括セシ

¹⁷⁴ 「韓国併合に関する条約」『外交史料韓国併合、下』海野福寿編 不二出版 2003、731 - 735 頁。

¹⁷⁵ 「日韓併合の詔書」同書、738 頁。

ム¹⁷⁶」であるとした。上に万世一系の天皇を戴き、外地朝鮮の民衆までがその「緩撫ノ下ニ」立つとし、実際の統治権力として朝鮮の地に君臨するのは総督であることを示している。

この条約の締結で日本天皇の支配下に朝鮮の主権と権利がすべて従属し植民地に転落した。その渦中で、「相当ナル尊称、威厳及名誉」、「相当ノ名誉及待遇」を約束されたのは「朝鮮王・公族」そして天皇から爵位を授かった「朝鮮貴族」たちであった。では、ただこの「亡国」を目睹するしかなすすべがなかった朝鮮の民衆たちは天皇の「緩撫ノ下ニ」置かれることをどのように受け止めていたのだろうか。そしてその際、王政国家朝鮮の地で代々住んできた人々の位階意識はこの日を境にどのように変化し、あるいは変化しなかったのだろうか。この章では、位階概念をその中にすでに内包する「敬語」と「礼法」をめぐって植民地期朝鮮で起こった多様な事件や論争を検討し、日本の国体意識を支える道具としての「敬語」のあり方がどのように朝鮮の「敬語」意識と出会ったのかを分析する。

¹⁷⁶ 「日韓併合の詔書」同書、738頁。

5.1 王朝時代の礼法の「伝統」

儒教、とりわけ性理学を統治理念としてきた朝鮮は、両班と称される士大夫階層によって支配される中央集権的王朝であったと一般に知られている。しかし、性理学的秩序が建国初期から全王朝期を通して社会を統御する秩序として機能し続けたのではない。朝鮮中期 1485 年、「経国大典」全体の編纂と施行を通して朝鮮社会は政治思想や生活様式の両方で儒教的に転換された¹⁷⁷。三綱五倫¹⁷⁸を社会秩序の基幹とし、人間関係の倫理として年齢の上下はもちろん、身分の差による言葉遣いや礼法の規律が厳格に守られてきた。「経国大典」に代表される法制的秩序確立の外に、全朝鮮の細部に至るまで性理学的秩序が民衆を統御した装置の一つに郷規がある。郷規は、地域郷村の自治的規約でその支配階層である士族によって組織された。一方で、郷村民の大多数である農民階層によって作られたのが村規も存在した。「呂氏郷約¹⁷⁹」が普及・施行される 中宗 12 年 (1517) 以前から朝鮮には自生的結契、郷規が組織され、士族によって郷権維持の名分で組織されていた。以後、朝鮮後期に至り、とりわけ、壬辰倭乱以後「郷村社会の疲弊や身分秩序の再編をねらい、郷村の上・下民を網羅した新しい郷約¹⁸⁰」である地域の自治組織として上下合契の洞契・洞約が出現した。この洞契は士族たちが彼らの影響力の下に洞民たちを結束させ、士族中心の上下秩序を維持させる目的で組織された。地域により時期の違いがあるが、およそ 16 世紀に一般的に形成されたという。この洞契の規約は、洞規・洞約・洞憲、立義または郷約とも名づけられた。もちろんその内容は、「性理学的秩序を維持する中で、上下身分秩序の確立、洞内賦役の調整、四喪の扶助などが主¹⁸¹」であった。繰り返すが、洞契の全盛期は 17 世紀と判断され、未曾有の戦乱後士族中心の新たな身分・的経済的秩序の再建のための動きの現れであった。この朝鮮の洞契の成立過程をはじめ、第一部で考

¹⁷⁷これに関連しては、마르티나도이힐러(2003)「한국사회의유교적변환(韓国社会の儒教的変換)」대우학술총서아카넷、を参照。

一方、「조선후기신분변동과정자존대법체계의변화(朝鮮後期身分變動と聽者尊待法体系の变化)」정준영(1995)ソウル大学博士学位論文は、朝鮮後期の身分制度動揺に関連し、朝鮮語の敬語体系の単純化とその使用の拡大が起きたという研究結果を、『春香伝』のテキスト分析と朝鮮後期の身分制度の混乱に関する歴史的検討を通して明らかにしている。

¹⁷⁸君爲臣綱、父爲子綱、夫爲婦綱の三綱。五倫は、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。

¹⁷⁹中宗 12 年(1517)、慶尚道觀察使金安国は、『呂氏郷約』を刊行頒布し『諺解本呂氏郷約』を単行本として刊行頒布し全国に公告する決定的役割を果たした。

「여씨향약」『한국민족문화대백과사전 15』(1991) 한국정신문화연구원출판

¹⁸⁰金鎬逸・朴京夏外(1997)「朝鮮後期郷約資料集成—靈巖・海南・羅州」国史編纂委員会。

¹⁸¹同書 5 頁。

察した明治期の敬語論の台頭、そして、山田孝雄の関東大震災経験以後の『敬語法の研究』の出版など連続性のない出来事の中でも何等かの共通点を見出すことが出来るが、それはいわば支配勢力が社会の混乱を收拾すべく概してより保守的態度を取り、「秩序」に順応させる道具として上下間の礼法を強調する傾向を見せる点である。

では、礼法の拡大に焦点を合わせ、地方郷村の洞規の一つを例示してみよう。1658年作成された花樹同契の「大同稷追約」は定事の一つとして

一、上下分嚴少長序肅人莫不敬事莫不举而風類俗變漸不古若し以藁凌嫡下不尊上少不敬長坐席之間容貌墮慢論議之際辞氣暴勵傍若母人誠極寒心糾察上平坐喧嘩飲草相詰之員以致規（下略）¹⁸²

と定め、上下秩序の乱れを戒めている。この「追約」は、その中の「約條」に罰目を詳しく定めてある。「約條」の初めには、現在も韓国でよく知られている郷約の徳目「徳業相勉過失相規礼後相交患難相恤」が明示され、罰目の細目として「一、庶人凌蔑士族者」は「隋聞摘発告官依律科罪」、「一、凌蔑長上者、一、庸言相詰者」は「上重罰」に処する¹⁸³と定めている。これらの罰目は身分と長上秩序の維持、言語礼節の順守を呼びかけている。このように、国家次元の王権支配だけでなく、地方の士族による郷村支配の道具として機能した洞契とその規約は、その中で上下秩序の維持を徹底させ、下の農民層にまでにその影響力を及ぼした事実注目すべきである。このように、儒教的秩序によって社会の細部単位まで支配された朝鮮社会は、開化期をへて20世紀の初めには、いわば「近代的」統治を掲げる「列強」日本帝国によって支配されるようになった。

ところで、独立以後出版された『韓国家庭言語¹⁸⁴』という単行本の著者はその序文で、慶北星州のある村で開かれた郷約講会で父老たちに「正しい言葉遣いが崩れ、綱常が崩れる」と言われ、講会の教材として家庭言語規範を著わすよう命じられたと書いている。家族、親族関係で使うべき細かい言語規範を詳細に書いている本書で興味ある指摘が二つある。かなり、保守的立場の言語規範を羅列しながら著者は、「完全な文章が終わる前に、終わらせてしまう言葉を「パンマル」というが、こ「パンマル」は、夫と婦人の間だけで互いが同様に使用する言葉である」といい、この二人は同級であり、その以外の人には使用が禁止されているとした。彼は男尊女卑で婦人が夫に仕え、言葉は恭敬語を使うのは日本の風習であると断言している。また、我が言葉においては、「『尊敬語』という用語を捨て、『恭敬語』とするのが理に適う」とした。なぜなら、尊敬は選択されるものだが、恭敬は天から与えられた理であるため、ただ

¹⁸²同書 267 頁。

¹⁸³同書 271 - 274 頁。

¹⁸⁴呂増東（1987）『韓国家庭言語』 시사문화사。

従うべき義務であると、韓国の言葉遣いの「伝統」に関して日本との違いを述べた。本書で提示している家庭言語規範は、今日の韓国語使用の現状に照らしてみればかなり「固陋」であるが、夫婦の間では必ずパンマルを使うべきであると主張する根拠は、五倫の一つである夫婦有別が、同等な平等関係に基づいていると述べ、植民地時代の在朝日本人による影響であると主張している。1980年代に出版された本書は冒頭でも触れたように当時の言葉遣いの「乱れ」を懸念している保守的立場で叙述されているが、都市化による人間関係の疎遠化に加え、日本支配とそれによる言語習慣の影響をその原因として挙げているところは興味深い。この研究を紹介したのは、その分析の妥当性を問うより、朝鮮には言葉遣いにおける「伝統」があったが、それが日本支配を経て変質してしまったという「認識」に注目したからである。

5.2 植民地朝鮮の民族間葛藤と敬語

1920年代以後、朝鮮語新聞では「敬語」「パンマル」を素材にする多数の記事が報じられた。同時期日本では、「社会面」に登場する敬語関連記事は殆ど見当たらず、これは朝鮮社会に既存秩序の変動やそれによる葛藤が生まれたことを物語っているともいえよう。新聞に報道される敬語の記事を見ると、実生活の面でしきりに葛藤を引き起こす契機として捉えられていた。

では、ここで「敬語」をキーワードに当時の社会像をのぞかせてくれるいくつかの新聞記事を読んでみる。東亜日報の1920年5月23日付の紙面には三・一運動で投獄され刑を終えたと推定されるヒンガラムという人物からの読者投稿がある。

「声明の裏面ーヒンガラム」

我が人類の最も貴重な自由を失し捕虜の生活で冷たい風あたりに苦痛の声を叫ぶ我がみじめな友たちは十年間苦痛と苦痛を凌いで積もるに積もった胸を打つ悲しき歌が昨年の春やがて我らをして今如何なる状態に居るのかを自覚させた。（中略）

しかし、新総督が標榜する徳政だの無差別は唯の口説だけなのか、それとも紙上の泡なのかこれに対する調査がまだ終わっていないせいなのか、今までこれを標榜する言葉を実施することは別に見当たらない。（中略）黒衣を着て佩刀した人はどうして今まで忘れてもいないのか語頭から決まって「おい（오이）」とややもすれば「お前ばか（오마에빠가）」である。それで私はこのように思った。我らにはまだ敬語をやる立場でないからなのか。また思えばそうでもない。白衣を着た人には決まって下待をするのである。同じ黒衣で佩刀の人でもキョレ（族）が我がキョレであればやはり「お前（오마에）」と呼ぶのだ。出獄する日の夕方南大門巡査派出所で目途したことがある。ある日本巡査が朝鮮巡査を呼ぶ時には必ず「お前」と呼ぶ。

総督府が差別撤廃の政策として「朝鮮巡査補たちも今般すべて差別をなくすために巡査に昇格させ」たにも拘らず、気障りな「お前」よばわりをいまだに朝鮮の巡査たちが聞いているのはあまりにもひどすぎるといい、

（中略）停車場で汽車を待っていたらある小柄な日本人女が来て風体のいい年寄の朝鮮紳士に向かって憚ることなく軽蔑する音声で「お前」と呼ぶ。あの紳士はとても悔しい表情でまた待合室の人たちはみんな可哀想に思った。このようなことをやられるのが

非一非再が多いがこのような憎むべき行動が一体新総督の無差別を標榜した結果なのか。

(中略) 日本人たちは朝鮮人を見るにみんな奴隷のように見えていつも下待と侮辱することが習慣性になってにわかには直すことができずそうなのか。(下略)

と、日本と朝鮮の民族間の葛藤を際立たせる「お前」という呼称と敬語の不使用に憤っている。巡査と民衆の間だけでなく、一般民衆の中でも、朝鮮と日本民族の間に位階秩序が存在し、その不平等に朝鮮民衆は常に遭遇していた日常の風景が読み取れる。このような読者投稿だけでなく、社説のなかでも朝鮮民衆の日常生活に「敬語」がどのように一特にその不使用によって一自覚されていたのかを確認できる。同じ東亜日報の1924年1月11日の「人権蹂躪」と題した社説では、

(前略) 二、戸口調査や清潔検査に来る警官は決まって朝鮮人の内庭に突入しては日本人巡査なら「おまえ」といい、幸い朝鮮人巡査であればやっとな「ヨボ」という。**刑事被告でもあるまい以上敬語を略することは明らかに人権蹂躪である。**もし巡査の無礼を詰責して立ち向かう者がいれば警官に反抗するとして重ければ殴打、軽ければ「ヨボのくせに生意気」という号令である。ここに及んでは人権蹂躪の色彩はより濃厚になるのである。(後略) (強調は引用者)

と日本人巡査の横暴さを告発しているが、「刑事被告でもあるまい以上敬語を略することは明らかに人権蹂躪である」として、警官の殴打や号令よりも、敬語の不使用を「人権蹂躪」として捉えていることは特記すべきである。「巡査の無礼」が「人権蹂躪」に受け止められたのは、敬語の使用如何なかでも特にその不使用は、話し手の聞き手に対するヒエラルキー認識をそのまま露呈させる行為であるからである。しかし、このような手荒で傲慢な態度は公権力を委任された巡査たちだけではなかった。次の記事らを見よう。

①「係員と集配員の不注意で郵便局に対する非難」 東亜日報 1924年2月9日

郵便局の事務に対する一般の非難事例

一般民衆と接触が非常に多い郵便局所では一般の不平を能く買う朝鮮の警察官署に倣ったのか係員の不親切もさることながら、集配員の言葉遣いが不恭であると一般の不平が高まっている。特に最近この傾向の強いという一般の不平の中で最も主要な事例を挙げれば、

一、皆目敬語を使わず、ただ年寄も若者も姓名三文字だけきちきち呼ぶことが多い中、憎むべきなのは日本人には一々「さん」を付けることで、このようなくせは事務の係員たちにも集配員たちにも多く、（中略）

当局者の言葉

これに対して府内郵便当局者の責任ある答えを聞いたところ、「ただすまないという言葉しかありません。（中略）今も日頃させているものでありますが、今後もより注意を払い必ず敬語を使うようにして親切にするようさせます。（以下略）

②「栓をひねれば自ずと汽車の切符を売る機械」東亜日報 1926年2月10日

切符売り嬢のパンマルも聞かず

東京では栓をひねれば汽車の切符が自ずと出てくる機械がこの頃西洋から出たが、すぐに東京駅と上野駅で使用されるとのことである。栓だけひねてお金さえあれば行きたい停車場まで行く切符がポンとでるそう。早くこの機械が我が朝鮮にも使用されれば停車場ごとに切符売りを独り占めしている日本女子たちのパンマルを聞かなくても済むのである。日本の言葉幾つかを覚えて行きたい停車場の名前でも日本の言葉で話せ、お金の勘定くらい日本の言葉で出来なきや、決まってパンマルである。「ヨボどこ行く」「早く早く」「知らん」「ない」「ヨボヨボ」こんな言葉を幾つ覚えれば停車場の切符売り試験には受かるようである。日本語も、洋服でも着て日本人と見分けがつかぬほど達者であればいい日本語が出るが、そうでなく、朝鮮の服で日本語が下手であれば「なに」「いくら」「いけません」たくい言葉聞くのである。何故停車場の切符売り職まで奪いとり朝鮮の人たちにこんなにも悉く悲しみを与えるのか。

③「この頃朝鮮の七、七不可思議！！」別乾坤 第5号 1927年3月1日

学界の七不可思議（前略）問題の常語（常マル）使用、今ある人たちは児童及び下人にも敬語を使用するよう主唱し或は実行もしているのに、小学は勿論中等高等学校でも教授時間にまで一般生徒に常語（常マル）を使うことは何故なのか。刀を腰にすることが出来ずその代わりに言葉で威厳を見せるというのか、常語（常マル）でなら、良く教授でき、或は師弟の分が確別するのか。なんたることか疑問である。

これらの記事は、それぞれ①郵便局所の集配員、②停車場の切符売り、③学校の教師たちの言葉遣いが敬語ではなく常マル（パンマル）であることを描写し朝鮮人に対する日本人の敬語不使用の例を列挙している。もう少し、詳しく各事例を分析してみよう。①は、郵便局の係員や

集配員の言葉遣いが「皆目敬語を使わず」、年齢を問わず名前を呼び捨てていることを不平する一般の非難を載せ、これに対して当局者の答えを取材している。係員と集配員の民族は明かしていないが、日本人には一々「さん」を付けるのに、年寄にもきちきち名前だけを呼ぶという非難は、長上を敬う伝統的倫理観に反する行為に対する反感と読み取れる。しかし、それより、日本人と朝鮮人に対する態度の違いを不平し、当局者が謝罪の言葉を述べていることは、建前であっても民族間の差別をあるまじき行為として捉えざるを得ない公的反応として有意味である。同東亜日報だけにしても確認できる多数の記事で、このような公機関従事者たちに敬語ではなく、パンマルで対応され不快な思いをする経験が語られており、該当機関への取材結果をも紹介している場合も多い。

②は、民衆の間で広まっていた在朝日本人に対する朝鮮人の反感を読み取れる。その理由は、雇用機会の不平等のような構造的問題に加え、実際、日頃の日常において日本人から聞かれる日本語や片言の朝鮮語の敬語不使用がかなり朝鮮人たちに不愉快で、侮蔑感さえ与えていたことを描いている。ここでもう一つ注目すべきなのは、ここに引用されている言葉を見る限り、当時停車場で切符を買うような日常の行為で片言でも日本語を使用せざるをえない苦境に朝鮮人たちが立たされていたことである。言語の威信という観点から、国語としての日本語がその機能や影響力を発揮するのは学校教育や行政執行などの場面である。いくら威信の高い国語であっても民族語を使用する被植民者の日常私的領域において国語を使うように強制することは、まず物理的要件から不可能である。しかし、教育の機会がなく朝鮮語しか話せない一般民衆であっても、在朝日本人との接触では当然のように日本語を話す相手やその敬語不使用によって言語と民族のヒエラルキーを実感させられたのである。

③は、第 7 章で検討する啓明倶楽部の主張と思われる敬語使用主張と実行に言及しながら、学校の師弟間で教師が生徒に教授時に常マルを使うことを批判している。教室における教師の威厳や師弟間の区分を維持させる常マルの使用に不満を表し、教師の敬語使用を求めている。以上の記事からその一端を覗いてみただけであるが、植民地朝鮮の日常では無数に国語＝日本語を常用する者とせざる者の接触があった。この際、常に両者や両言語間のヒエラルキーを自覚させられるのは国語を常用せざる側、即ち朝鮮人たちであった。他にもこのように敬語に言及する記事は多々あるが、それらの内容を見れば、実際、何語で話すかより、敬語使用の有無の方がより重要視されている印象さえ受ける。いくら日本語が国語という確固たる地位のものであっても、両者が異言語で話すのは至極当然の事実であった。しかし、常用はおろか、片言

の日本語で用を弁ずることすら不得意であった朝鮮人たちにとって気になってならないのは敬語使用の如何であったのである¹⁸⁵。

敬語は、対話者間のヒエラルキー意識に基づいて選択される言葉遣いの一形式である。敬語使用を求められる側は、常にヒエラルキーの低層に属し、相手に敬語使用を求め、或は、自身の敬語使用如何を決定する権利のある方は、ヒエラルキーの上層にいる者である。もちろん、朝鮮人が前者、在朝日本人は後者に当てはまるのはいうまでもない。

このように、植民地朝鮮における支配する者と支配される者「位階」は、記事内容のように敬語使用問題を巡って日常的に被植民者たちに知覚された。これらの経験は、朝鮮人たちにとって、行政や武力支配とは違う次元の植民支配にほかならなかった。

ファンホドク（2008）は、「差別される植民地、差別を耐え忍ぶ植民地とはある意味で根源的フィクション性の上に基礎付けられている」と指摘した。「帝国の植民者たちが一視同仁のような同化策を標榜しながらも国語常用者／非常用者のような制度的差別を随行できた理由、また被植民者たちが完全な司法的・理念的支配下に置かれていながらも一つの排他的民族性を想定することの出来た理由がここにある¹⁸⁶」として、両方の言語的間隔という厳然たる現実性強調した。上でみた敬語関連記事は、日常における言語接触の具体的様子であり、それは、三・一運動以後文化政治を標榜して朝鮮統治理念に掲げた「一視同仁ノ大義」や「官民互イニ胸襟ヲ披キテ協力一致、朝鮮ノ文化ヲ向上セシメ文明的政治ノ基礎ヲ確立シ以テ聖明ニ奉答セムコトヲ¹⁸⁷」冀うという新総督の諭告の虚構性が、現実世界で露呈される瞬間の記録である。

¹⁸⁵朝鮮人同士でも敬語または半マルが原因で起こる不祥事もしばしば報道された。なかでは、若者が老人に敬語を使わない、女学生が男子学生に半マルで話したなどの理由で起きたトラブルを報じている記事がある。これらは、伝統的人間関係の規範意識が揺れ始めた兆しとして読み取れる。

¹⁸⁶以上は

、「国語と朝鮮語の間、内鮮語の存在論」 황호덕（2008） 「국어와조선어사이내선어의존재론」 『흔들리는언어들』 성균관대학교대동문화연구원 445頁。

¹⁸⁷ 『朝鮮総督府官報』1919年9月10日付。

5.3 敬語意識の錯綜と彼治者による変容

三・一運動直後、総督府が事件状況を把握するため、朝鮮憲兵隊司令部に命じて作成した次の報告資料は各道からまとめた朝鮮人の不満事項や要望が盛られている。下は、その収集された不平事項の一部である。

- ・郵便局署員、鉄道吏員、憲兵巡查等、人民直接ノ官公吏ノ態度、横柄ヲ極メ、何ラ懇切ナル指導的態度ナキノミナラス、徒ニ詰責セラルルノミニシテ、自国ニ在リナカラ自国語ニテ用ヲ辨スル能ハサル嘆アリ（中流以上ノ人民）
- ・内地人ニハ敬老ノ風ナク、身分低キ内地人若輩等、鮮人長老ニ対シ不遜ノ態度ヲ持シ、或ハ其ノ、面前ニ於テ飲酒喫烟シ、甚敷ハ鮮人通訳タル青年ヲシテ此ノ風ヲ見習ハシメ、漸次鮮人敬老ノ風ヲ破壊シテ行クハ、心外トスル所ナリ（参事、面長等）
- ・郡参事、面長等公職ニ在る者ニ対シ、郡庁員ノ態度甚タ不遜ニシテ、或ハ面長ヲ小使視スル者アリ。殊ニ鮮人雇員巡回教師通訳等ニシテ、面職員ヲ頤使スル者多ク、為ニ不快ノ念禁スル能ハサルモノアリ（郡参事、面長等）
- ・内地人ノ多数ハ鮮人ヲ蔑視シ、言語上態度上劣等民ノ待遇ヲナシ、聊カモ先輩者タル態度、又ハ真ノ友愛ノ情ヲ示ササルハ遺憾ナリ。併合ノ詔勅ニ依ルモ、同等ノ権利義務ヲ有スヘキニ、此ノ実ナキハ不平トスル所ナリ（官吏及有職者）
- ・内地人ハ一般ニ朝鮮人ヲ奴隸視シ殊ニ甚シキハ地方屈指ノ資産家ニ対シテ「ヨボ」ト呼ブモノアリ今日「ヨボ」ナル語ハオ前ト云フ代名詞ト化シタルヲ以テ侮辱ト認ムルノ外ナク憤慨ニ堪ヘス
- ・内地人ハ鮮人ヲ呼フニ「ヨボ」ト称スルモ卑化シタル言辞ナリ¹⁸⁸

（強調は引用者）

これらを見れば、「人民直接ノ官公吏ノ態度」の横柄さ、「自国語ニテ用ヲ辨スル能ハサル」ことに加え、「内地人ニハ敬老ノ風ナク、身分低キ内地人若輩等、鮮人長老ニ対シ不遜ノ態度」で一貫することを不満に挙げている。朝鮮に深く根付いていた長幼の序の道德律を無視し、「言語上態度上劣等民ノ待遇ヲナシ、聊カモ先輩者タル態度」をとる内地人を指して「併合ノ詔勅ニ依ルモ、同等ノ権利義務ヲ有スヘキニ」、そうでない実情の証左であるとしている。朝

¹⁸⁸ 『秘 大正八年朝鮮騒擾事件状況 朝鮮騒擾事件状況大正八年六月憲兵隊長警務部長会議席上報告』1969、朝鮮憲兵隊司令部編、極東研究所出版会。「九、朝鮮人ニ唱ヘラルル不平及要望」全羅北道（抄）395 - 399 頁、慶尚南道 411 - 414 頁、咸鏡北道 429 頁。

鮮の伝統的観念である年齢の上下秩序、資産の有無を問わず、「ヨボ」と呼んでしまう内地人に対する憤怒があらわに示されている。

本章の冒頭で触れたように日本と朝鮮の併合により、韓国の皇帝高宗は、「昌徳宮李王殿下」と称された。ここで、この朝鮮王の位号をめぐる騒動を報じた次の新聞記事を見よう。

「徳壽宮位号のために太極教員が昌徳宮に上書陛下と殿下の区別が問題¹⁸⁹」
太極教総本部が故李太王殿下の位号太皇帝陛下に改めてくれるよう当局に請願書を提出したとはすでに世の中に知られているとおりであるが、九日上午十一時頃太極教の儒生四十六人が昌徳宮金虎門前に伏し李王殿下に上書を奉りたいということで、李王職では代表二名と庶務課長、昌徳宮警察署長が面談したところ、上書の内容とはやはり李太王殿下の諡号を太皇帝陛下に直してくれるように請願し、また李王殿下に対しても陛下という敬語を書いたので、庶務課長はあなたたちは陛下と殿下の区別ができないはずがないのにこれはいったいどういう知覚のない行動であるかとする、代表二人はこれに答えて、それはあなたの見聞が狭いからで、陛下という敬語は必ず皇帝だけにつかう理由があるはずがなく、我々は皇恩が篤かったので感泣するあまり、殿下の位号くらいでは胸に溢れる敬慕之念を抑えられず陛下にしてくれることを願うし、昔中国の前例をみても滅亡した国の人君にも陛下の位号を全て与えたのに、どうしてただ朝鮮だけがその前例にならず、我らの上書になんの間違った意見があるのかと強請したので課長はやっと宥めて送り返したが（下略）
（強調は引用者）

警官が宮前にひれ伏している儒生一同に解散を命じたところ、「我々は行き場のないものたちで行くとしたら警察署に行く」として一齐に鐘路警察署に向かった。そこで太極教の代表者一同は一席の論説を聞いて三時頃すべて帰った。太極教は、1907年宋炳華が創始した儒教系の新宗教である¹⁹⁰。孔子を崇拜し、儒教精神を仰ぎ、道法禮儀の生活実践を教旨とした。記事は、彼らが中国の前例を持ち出して朝鮮王にたいする忠誠を再確認する行為が、公権力によって否定・制止される場面を詳細に報じている。

この「太極教の儒生」たちは亡びた朝鮮王朝に対する「敬慕之念」を吐露し、彼らに解散を命じる支配権力に向かい、朝鮮王朝に対する依然とした敬慕を訴えかける。これは日本と総督府によって与えられた新たなヒエラルキーを内面化しない朝鮮の人々の最も積極的な意思表示

¹⁸⁹ 東亜日報 1920年4月10日付。

¹⁹⁰ 「태극교」 『한국민족문화대백과사전 23』 한국정신문화연구원출판 1991 19頁。
1908年事務所を開設してまもなく、2000人余りが入教するなどの教勢であった。儒生と兩班の地位を獲得して上層階級に編入したつもの入教者が多かったとしている。1934年布教所二ヶ所と2275人の男子信徒がいた。

と捉えるべきであろう。「その後の措置に対して李王職長官李戴克氏曰くその上書を却下した理由は、他の文句はさておき、李王殿下に陛下という適当でない敬語を使ったので却下したもので」若し陛下という敬語さえなければ却下までする必要はなかったかも知れないが、「今回の上書却下は殿下にどうも申し上げないことにしている」と、後続記事は伝える¹⁹¹。この記事以外にも、亡き高宗を慕う李王職の回顧を取材した記事など、植民地の彼治者たちの朝鮮王朝への忠節と郷愁としか読み取れない態度を載せている記事も幾つか目につく¹⁹²。

さて、ここで、その一年半後に報道された大正天皇の容態に関する記事を見よう。

「陛下最近御容態¹⁹³」

宮内省發表陛下御容態는快方에向치아니하시고 最近精力이衰退하시기에
至하얏슴은恐懼를不勝하는바이라 (東京電)
同別報=陛下御容態는近頃御態度가弛緩하시고御發音의故障도其度を増하시고御注
意力御記憶力도減退하시며一般御容態가大概快方에向치
아니하시는模樣으로拜察함四日午前十一時半宮内省公表東京電

(宮内省発表 陛下御容態は快方に向かわれず最近精力が衰退されるに至られ恐懼を不勝されるところであり。(東京電) 同別報=陛下御容態は近頃御態度が弛緩せられ御発音の故障も其度を増され御注意力御記憶力も減退されり一般御容態が大概快方に向かわれない模様には拝察するなり。(四日午前十一時半宮内省公表) : 訳は引用者)

「天皇陛下」の位号に合わせ、記事本文の叙述もかつて王室に対して用いた最も丁寧な敬語体である。またハングルより漢字を多用している所も目につく。「李王殿下」の上位者「天皇陛下」の存在はこのように、新聞紙面を通して、辛うじて朝鮮語だけを解する民衆にまで「天皇陛下」という普通名詞が指す対象は日本の今上天皇に変わっていた。

¹⁹¹東亜日報 1920年4月13日付。

¹⁹²東亜日報 1920年9月8日付「秋雨소소한中에古李太王殿下六十九回誕辰茶禮」等。

¹⁹³東亜日報 1921年10月5日付。

6. 第六章 日本による統治の中の敬語意識と実態

明治以後、日本の敬語論及び敬語意識の頂点には天皇がいた。

この章では、そのような内地日本の国体意識と合体した国語の敬語が、外地と呼ばれた植民地朝鮮の民衆たちをもその思想的磁場下に置くことが出来たのかどうかを検討してみよう。

趙景達（2008）は、神社参拝や天皇崇拜等日本精神の移植をねらった植民政策の実効性に対して疑問を表した。趙は、最初、形式的で遊覧的傾向の神社参拝が「近時著シク真摯敬虔トナリ」「家庭祭祀ニ対テモ皇民意識ノ自覚を伴ヒ漸次内地化セラレ¹⁹⁴」るようになったという総督府の記録に対してこれは表面的ないし、過大な実績報告に間違いであると分析した¹⁹⁵。趙は、朝鮮人たちは「神宮大麻」や「昇神式」に対して真摯敬虔な態度をとらず「倭奴の神」として他者化していたと述べ、1945年8月開放直後の祠・奉安殿に対する朝鮮人の襲撃がわずか八日間で一三六件に及んだことを指摘する。神觀念の違う朝鮮人に対して日本神道を通しての「日本精神」の内面化は決してできるわけがなかった趙はいう。このような天皇に対する朝鮮人たちの反応を、趙（2008）からの再引用に加え、幾つか下に紹介しよう。

天皇の存在については、私たち朝鮮人はそんなに偉くは思っていませんでした。ただ、先生が学校で「天皇陛下」といえば、「キヲツケ！」って言いますから、やむをえずしたがっていただけです。中学校でも私たち朝鮮人の中学校では、天皇に対してはそんなに恭しく思っていませんでした。天皇は人間だ、と。天皇陛下といっても日本政府の機関だ、神様ではない、わたしたちはみんなそんなふうに思っていました¹⁹⁶。

朝鮮人から見ると日本人の習慣でいちばんなじめないのは、天皇に対する度のすぎた礼儀だった。校長が白い手袋をはめた両手で勅書を頭の上まで高々と掲げて歩く姿は正

¹⁹⁴「第八回帝国議会説明資料」『朝鮮総督府帝国会議説明資料』第10巻、不二出版（1994）、25頁。

¹⁹⁵趙（2008）は、主に知識人や都市生活を対象に植民地近代性論を問う研究の限界を指摘しながら、「民衆世界の精神の領域は、近代を容易に内面化できないがゆえに、植民地権力のヘゲモニーが容易に浸透し得ない『心の砦』」があったとして、単なる言説分析ではなく、民衆世界を逆照射する方向性の研究が必要であるという観点を提示する。趙景達（2008）『植民地近代性論批判－植民地朝鮮の知識人と民衆』有志舎、22 - 23頁。。

¹⁹⁶李輔金（1999）「わたしはすべてを許す」『百萬人の身世打鈴』東方出版、485頁、趙（2008）204—205頁から再引用。

直言してみつともなかったし、神社の前で拍手を打って頭を下げるのも、観光客がものめずらしげに眺めているにはいいが、まじめな顔で自分たちがするようなことではなかった¹⁹⁷。

日本人が「ね」を言葉の最後につける習慣をまねて、何でも「ね」をつける先生もいた。そのくせがどんなにひどいかといえば、彼は号令をかけるときも「ね」をかかさなかったほどなのだ。だから奉安殿の前を通り過ぎるとき、彼は大きな声でこう叫んだ。

「奉安殿にむかってね、最敬礼ね!」、私たちは最敬礼をし終わるとてんでに走って行ってはお腹を抱えて笑い転げた¹⁹⁸。

また、1904年から朝鮮に渡り、京城居留民の設立した日本人小学校でつとめ、1914年には京城府内の仁峴公立普通学校、1919年からは校洞公立普通学校長を務めていた岡田貢という人物が書いた、「普通学校における皇室教材に就て」¹⁹⁹という論文がある。その内容は、朝鮮と「支那」が内地とは区別される「王侯相将断じて種なしとする」君主観を有しており、「民の君に対するは絶対的にあらず相対的である」ことを述べながら皇室に関する主題を説き始める。朝鮮は、「素より万世一系の観念が生ずる訳もなく情は親子の如き^{ママ}温情を醸する機会が乏しく」、「内地人としては、実に大驚異であらねばならぬ」事項が多々あるとして次の五つを紹介する。

一、明治天皇は、伊藤公爵（又は乃木大将）に明治、孝明天皇を殺し奉り、かくの如き偉業を成就し給ふたと噂してゐた。

二、李王殿下が内地に渡せられた時、乗御軍艦の底部には大いなる穴が穿つてあつたと称した。

三、某師範学校の生徒は「恐れ多い」「もつたいない」等意義を幾度となく説明せられても尚ほ了解に苦しんで居たが、親しく伊勢、桃山、明治神宮に参拝して始めて氷解したと自白した。

四、某公職者に、内地視察の折、桃山御陵で国民が嗚咽するのを見て不思議に感じた。

五、某公職者は、普通学校長に私語して、何が故に、皇室は有難いかと問ふた。

¹⁹⁷ 羅英均著（小川昌代訳）『日帝時代、我が家は』みすず書房、2003年 150頁。筆者羅英均は朝鮮最初お女流西洋画家であった羅蕙錫の甥である。

¹⁹⁸ 同書 151頁。

¹⁹⁹ 岡田貢「研究 普通学校における皇室教材に就て」『文教の朝鮮』昭和2年2月号、41 - 45頁。

一、は朝鮮の易姓革命の歴史を想起させる世間の噂に関する言及である。二、は今は亡き朝鮮王朝にたいする心情的支持と日本に**対する**敵対感情を漂わせる事項であろう。三、四、五、は日本の国体概念、天皇や皇室への心的従属を理解しえない朝鮮の教育者や公職者の逸話である。これらの事項は内地人としては「実に大驚異」であると述べ、両民族の国体及び天皇に対する認識が真っ二つに分かれる実状を正直に報告している。本稿第一部の三章で山田孝雄の国体意識を検討したが、彼が朝鮮王室に言及し皇室との関係を述べたことを思い起こしてみよう。

「近く朝鮮王族のわが皇族に准ぜられたるものありといへども、これただ特種の寵栄を表明せさせ給ふによれるものにして決して我等君主と仰ぐ皇族と紛亂せらるべきものにあらず。皇族に准ぜらるとはこれ即ち皇族にあらざることを言外に表明したるものなり」として、彼は「わが神聖至極の天皇お御祖先及御子孫により」保持されてきた国体の純粋性における汚点として朝鮮王室を認識しており、一視同仁ひいては内鮮一体の論理が山田のような国体論者の内部ですでに破たんしていることを露呈していた。同時に、日本国体の尊厳と皇室への敬慕を要求される朝鮮民衆としても、その論理を決して「聖慮によりて賜はりたる至大の恩典」と受け止めていなかった事実を、上の引用から十分読み取ることができる。

このような事態を把握した岡田は、「如何に対君主観が内地のそれに比し相違して居るか」知るべきであり、「尊厳」「莊嚴」の念を喚起し培養するためには、朝鮮の儒教的忠君思想を基礎とする必要があると述べる。短いこの文章の随所で岡田はこのような内地と朝鮮の皇室に対する思想や態度の差を説き、「鮮人兒童の心情を凝視」し「その相違より出る悪感、反感、侮蔑心を艾除」しておかねばならず、「若し漫然として単刀直入教授すれば、皇室の尊厳を仰慕せしめんとして、却て畏れ多き反対の結果を來たすことゝなる」ことを「恐れに惶れ、謹みに慎むべき」であると強調する。

このように、総督府の朝鮮統治において教育を通して「涵養」しようとした天皇・皇室に対する崇敬と忠誠の観念は、民衆の朝鮮王朝に向けられた感情的従属や日帝に対する反感などで、その意図した成果を挙げられず、「単刀直入教授」の反作用を恐れ、儒教的伝統思想を迂回し、「国体」意識の涵養につなげようとした。

6. 1 修身教科書を通じた「国体」意識の「涵養」

朝鮮総督府は教育を通して何より児童たちを忠良なる国民にたらしめ、国語を普及することにその主眼を置いていた²⁰⁰。総督府編纂の修身教科書が発行されたのは1913年である。この時期は1. 4で考察した芳賀矢一の国定教科書読み本に与えた影響でも触れたように、内地日本の教育において「忠孝の節」が強化された時期と重なる。朝鮮の普通学校第一年学年の場合、第二次朝鮮教育令の発布以後まで修身科時数は全学年で週1時間であった。しかし、修身の教科内容は国語週10時間や朝鮮語科週6時間²⁰¹との連絡で重複して教えたので、算術週6時間や唱歌週3時間を合わせた週9時間をはるかに上回る授業時間を通して、朝鮮の児童たちはいわば「徳性涵養」の教育を受けた。この修身科教科書の『編纂趣意書』の「教授上ノ注意」としては、

- 一、修身科ノ教授ハ単ニ知識ヲ與フルニ止ラズ能ク之ヲ心情ニ徹セシメ、実践躬行セシムルコトヲ期スベシ。
- 二、皇室ノ御事ニツキ教授スルに当リテハ、教師・生徒トモ、言語・態度ヲ慎マンコトヲ要ス。マタ忠良賢哲ニツキ語ル際ニモ、敬意失ハザル様注意スベシ。

が挙げられている。修身科では「心情ニ徹セシメ、実践躬行セシムル」べき徳性として何を教えていたのだろうか。の節では、具体的にその内容を見ながら、総督府が涵養しようと試みた「徳性」の性格を考察する。皇室に関して言及した「教授上ノ注意」二、は教師と生徒両方に、言語と態度を慎めるよう注文し、忠良賢哲を語るにも敬意を失わないことを注意させている。

まずは、普通学校第四学年用の修身科の目次からその教授内容の全体を見ると、第一課に「大日本帝国」があり、第二、第三、第四課はそれぞれ「明治天皇」「昭憲皇太后」「能久親王（忠誠）」の課である。国体と天皇をはじめ皇室人物を順に挙げている。教授上の注意事項と編纂要項を記している『趣意書』では、第七課の「忠孝」や第二十三「国民ノ務」そして、教育勅語関連課を加えたこれらの課は、「特ニ注意シテ之ヲ教授センコト要ス²⁰²」と、修身教科の核心内容として定めている。

²⁰⁰第一次朝鮮教育令第五条では、普通教育は普通の知識機能を受け特に国民たる性格の涵養や国語の普及を具体的目的と明示している。

²⁰¹1911年第一朝鮮教育令による普通学校規則に定められた第1、2学年の場合

²⁰²「巻四編纂要項」その三、『編纂趣意書』（1915）11頁。

(図6-1) 「目録、第一課大日本帝国」『普通学校修身書卷四 生徒用』(1913)

普通學校修身書 卷四	
第一課 大日本帝國	十一
第二課 明治天皇	四
第三課 昭憲皇太后	七
第四課 能久親王(忠憲)	九
第五課 禮儀	十一
第六課 孝行	十三
第七課 忠孝	十五
第八課 兄弟	十八
第九課 三宅尚齋ノ妻内助	二十一
第十課 親族	二十三
第十一課 朋友	二十五
第十二課 鄭民赫(一)孝行	二十七
第十三課 鄭民赫(二)勲德	三十
第十四課 職業	三十三
第十五課 衛生	三十五
第十六課 分ヲ守レ	三十九
第十七課 伊能忠敬(一)勲德	四十一
第十八課 伊能忠敬(二)發學	四十三
第十九課 伊能忠敬(三)敬師	四十四
第二十課 誠實	四十六
第二十一課 反省	四十八
第二十二課 男子ノ務ト女子ノ務	五十
第二十三課 國民ノ務	五十三
第二十四課 教育ニ關スル勅語(一)	五十五
第二十五課 教育ニ關スル勅語(二)	五十八
第二十六課 教育ニ關スル勅語(三)	六十一

第一課 大日本帝國
 神武天皇ハ天照大神ノ五世ノ御孫ニアタラセラ
 レマス。國內ノワルモノドモヲオ平ゲニナツテ、
 第一代ノ天皇ノ御位ニオ即キニナリマシタ。此
 ノ年ガ紀元元年デ、今カラ二千五百七十餘年前デ
 ゴザイマス。
 御代々ノ天皇ハ皆深く大御心ヲ政治ニオ用イニ

続く第五課には「礼儀」、第六課「孝行」、第七課「忠孝」が配置され、日本に対するの忠節の「徳性涵養」を図っていることが読み取れる。その他「職業」や「衛生」「誠実」などの概念を近代的な生活倫理として各課で提示している。その一方、第十六課「分を守れ」では「上ヲ見ルナ」、「身ノホドヲ知レ」、「蟹ハ甲ニ似セテ、穴ヲ掘ル」の諺を我らがよく記憶すべきものとして並べ、「身分ノヨイ人や、富ンダ人」を「ミダリニソレヲ羨ンデモ中々思フ通りニハ行カナイモノ」で、却ってそれがために「禍ヲ招ク様ナコトモ」あるとして生徒の「分相応」でない向上志向を戒めている。教師用の指針には「注意」事項として、「農家・商家ナドノ子弟ガ其ノ業ヲ嫌イ、父兄ノ資力ヤ自分ノ才能ヲ測ラナイデ、濫リニ高イ教育ヲ受ケテ立身センコトヲ望ムノハ、失敗ノ本デアルコトヲ懇ニ論スベキコト²⁰³」と書かれている²⁰⁴。

最後の二十四から二十六課は「教育ニ關スル勅語」である。1911年制定された朝鮮教育令の第二条は、「教育ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ、忠良ナル國民ヲ育成スルコトヲ目的」として定めてあり、教育勅語は、教育の憲章として崇められただけに、当時最高学年である四年生の修身科に勅語の全文を提示しそれを解説している。『教師用』では同課の目的を、勅語の

²⁰³「第十六課 分ヲ知レ」『普通学校修身書卷四 教師用』112-117頁。

²⁰⁴日本人と朝鮮人の修業年限差など教育制度上の差別が、朝鮮人の知能を低位に抑制し愚民化せんとするものとする学問尊重の観念の濃い朝鮮人の不満が1919年三・一運動を触発した差別待遇に対する不満の一つであるとの分析があった。萩原彦三(1966)『日本統治下の朝鮮における朝鮮語教育』友邦協会、13頁。筆者は、朝鮮総督府の参事官、学務課長、文書課長を務め、教育法令の審議、新教育制度実施に関する業務を担当した。同書22頁。

大意を解説し生徒をして「常ニ 勅語ノ御旨趣ヲ遵奉セシメル」ことと注意させている。『趣意書』の編纂要項では「巻四ニハ教育ニ 勅語ヲ奉掲セルヲ以て、教師ハ生徒ヲシテ特ニ鄭重ニ之ヲ取扱ハシムル様、十分ニ注意センコトヲ要ス」と内容だけではなく「教育勅語」自体に対する鄭重な態度を要求した。

ところで、この第二十四課の「教授要領」には次のような解説が目を引く。

此ノ○勅語ハ、文章ガ高尚デ意味ガ深イカラ、十分ニヨク皆サンニ授ケルコトハ出来ナイケレドモ、皆サンハヨク大體ノ御旨趣ヲ會得シテ置イテ、決シテ忘レナイ様ニ心掛ケナケレバナリマセン。

此○勅語는 文法이 高尚하고、意味가 深遠함으로、너희들에게 十分 잘 가르쳐 줄 수는 업스나 너희들은、그 御旨趣의 大體를 잘 알아 두고、決코 잊지 말도록 마음을 먹지 안으면 못 쓴다。

(原本の闕字は○で表示し、一部ハングルの綴りを直した：引用者)

その意味を十分授けることはできないけど、第四学年からは勅語を「生徒ヲシテ隨時誦読²⁰⁵」させることが指導された。ここで自分の中学生時代に、玉音放送の意味がよく分からなかったと告白するある国語学者の回想に注目しよう。彼は小学一年生のときから、祝日その他機会があるたびに教育勅語の朗読を不動の姿勢で聞くことを強制されたし全文の暗誦はもちろん、「暗写」もさせられたので六十年以上過ぎた現在でも、教育勅語のほぼ七～八割を暗誦できるいう²⁰⁶。戦前まで日本内外地の学校現場で「奉られた」教育勅語の「威厳」を思い知らせてくれる。当時の中学生さえ勅語の言語的難しさを感じていたのに、朝鮮の普通学校生徒にとって、それがいくら「高尚」な文章で「深遠」な意味の勅語でも、その「御旨趣」が「大體」にさえつかめられるはずはなかった。1. 2で軍人勅諭を暗誦させられた明治期の兵士たちの戸惑いにも触れたが、勅語の「威厳」は却ってその理解しきれない難しさにあったとみるべきではないだろうか。漢文まみれの勅語の「高尚」な文語文の表現に加え、「奉られる」「仰せになられる」などの最上位敬語表現が用いられる授業は、内容よりは、その難しさからくる「威厳」を教えるものであった。

なので、教育現場での実際の教授を真面目に想定した上記引用の教授要領は、「勅語」の理解不可能さを正直かつ真摯に告白すると同時に、「国語」で行われる授業の「不真面目」さを是認するものでもある。

²⁰⁵1915『趣意書』2頁。

²⁰⁶以上は、宮島達夫(2007)「戦時下日本の語彙」『昭和前期日本語の問題点』明治書院 1-24頁。

ところで、『編纂趣意書』では第一学年用の巻一の注意事項としてまず学校や学校生活における心得を授けることを要するとした後、「三、天皇陛下の御事は出来得るだけ早く授けんことを欲して、之を第十課に提示せり」としている。『生徒用書』の本文は挿話だけであるが、『教師用書』には具体的教授内容が示されているので以下に合わせて提示する。

「第十課テンノウヘイカ（天皇陛下）」『普通学校修身書巻一教師用』（1913）及び、
（図6-2）「十、テンノウヘイカ」『生徒用巻一』（1913）

<p>意ヲ表スベキコト。 二最敬禮ノ仕方ヲ授ケルコト。 天皇陛下ハ我が大日本帝國ヲオ 治メ遊バサレ臣民ヲ子ノ様ニア ワレシメテ下サイマス。我等ハ皆 天皇陛下ノ御恩ニヨツテ安穩ニ 暮スコトガ出来ルノデゴザイマ ス。皆サンガ學校デ學ブコトノ 出来ルノモ畢竟 天皇陛下ガ教 育ヲ重ンジ給ウ大御心ニ由ルノ デゴザイマス。臣民タルモノハ 天皇陛下ノ御恩ヲ有リ難ク思ワ ナケレバナリマセン。</p> <p>意ヲ表スベキコト。 二最敬禮ノ仕方ヲ授ケルコト。 天皇陛下ハ我が大日本帝國ヲオ 治メ遊バサレ臣民ヲ子ノ様ニア ワレシメテ下サイマス。我等ハ皆 天皇陛下ノ御恩ニヨツテ安穩ニ 暮スコトガ出来ルノデゴザイマ ス。皆サンガ學校デ學ブコトノ 出来ルノモ畢竟 天皇陛下ガ教 育ヲ重ンジ給ウ大御心ニ由ルノ デゴザイマス。臣民タルモノハ 天皇陛下ノ御恩ヲ有リ難ク思ワ ナケレバナリマセン。</p>	<p>二、教授要領 此ノ繪ハ 天皇陛下ガ宮城カラ 御出カケニナル所デゴザイマス。 御馬車ノ前後ニハ、オ供ノ人ヤ警 護ノ人ガ大勢居マス。一番先ニ ハ前驅ガ馬ニ乗ツテ、菊ノ御紋ノ ツイタ御旗ヲ持ツテ進ンデ行キ マス。此ノ御旗ハ天皇旗デゴザ イマス。道ノ側ニ並ンデ居ル人 人ハ、最敬禮ヲシテ居マス。</p> <p>（注意）一 天皇陛下ノ御事ヲオ話シス ルニハ、教師生徒共ニ、特ニ言 語態度ニ注意シテ十分ニ敬 意ヲ表スベキコト。</p> <p>二、教授要領 이 그림은 天皇陛下 御幸行 키옵시는것이요。陛下 御幸하 신馬車前後에 扈從하신사람과 警衛하신사람이안히있다。第一 앞에말탄사람이菊花紋儀그린 旗를가지고간다。이旗는天皇旗 라한다。길가에늘어선사람들은 은最敬禮를한다。</p> <p>（注意）一 天皇陛下의御事를말하 는에教師生徒가다특히言 語態度에注意하여十分敬 意를表하여야한다。</p>	<p>第十課 テンノウヘイカ （天皇陛下）</p> <p>一、目的 天皇陛下ハ我が國ヲ治メ最モ尊キ最 モ有リ難キ御方ナルコトヲ知ラセラルノガ、 本課ノ目的デアラル。</p> <p>第十課 던황제하 （天皇陛下）</p> <p>一、目的 天皇陛下에對히我國을가스리시至聖至仁 하심을알게하여本課의目的이네다。</p>
<p>十</p> 	<p>二 天皇旗ハ國旗ニ似て居りますが、 三 最敬禮ノ仕方ハドクダスルカ、 四 天皇陛下ノ御事ヲオ話シテハ、 五 天皇旗ハ國旗ニ似て居りますが、 六 天皇旗ハ國旗ニ似て居りますが、</p> <p>二 天皇旗ハ國旗ニ似て居りますが、 三 最敬禮ノ仕方ハドクダスルカ、 四 天皇陛下ノ御事ヲオ話シテハ、 五 天皇旗ハ國旗ニ似て居りますが、 六 天皇旗ハ國旗ニ似て居りますが、</p>	<p>八月三十一日ノ天長節ハ 天皇陛下ノオ生レニナツタ日デ、 十月三十一日ノ天長節祝日ハ、之 ヲ祝イ奉ル日デゴザイマス。コ レ等ノ日ニハ、何處ノ家デモ國旗 ヲ立テマス。ソウシテ天長節祝 日ニハ學校デモ儀式ヲ行イマス。</p> <p>注意 一 國語讀本卷二第二十課テンノウヘイカ ト聯絡セラルコト。 二 國旗ニ似テオ話スルコト。 三 國旗ニ似テオ話スルコト。 一此ノ繪ニ就イテオ話シナサイ。</p> <p>八月三十一日ノ天長節ハ 天皇陛下に對し誕生を記念함이 十月三十一日天長節祝日은此 를奉祝하느니라。이날은다 到處에집마다國旗를다느니라 그러고天長節祝日에는學校에 서도儀式을行하느니라。</p> <p>注意 一 國語讀本卷二第二十課テンノウヘイカ 와聯絡하라 二 國旗에對하여說明하라 一이그림을說明하라</p>

『教師用書』は「注意」事項として、

- 一、天皇陛下ノ御事ヲオ話シスルニハ、教師・生徒共ニ、特に言語・態度ニ注意シテ、十分ニ敬意を表スベキコト。

二、最敬礼の仕方ヲ授ケルコト²⁰⁷。

を明示している。天皇に関する教育において、教師と生徒ともに、言語と態度に注意が要求され、尊敬の念を表す作法として「最敬礼」の仕方が授けられた。以後 1924 年の教科書改訂以後はその実習も行われた。次の頁では 1924 年版『修身科教科書』の「第十五、天皇陛下」を引用した。その『教師用書』解説で 1913 年版の「教授要領」が、「説話要領」にかわり、その朝鮮語の叙述が「常体」から「敬体(하오)」に変わったことに注目したい。『趣意書』から教科書の文体に対する言及を探してみると、その「体裁」の項目に下のように書かれている。

「1915 年発行趣意書²⁰⁸」（第三章体裁）

二、生徒用書の文章はすべて口語体とす。

六、教師用の文章は口語体にて記し、教師が生徒に向つて講話すべき部分即ち教授要領には崇敬体を用い、単に教師の参考すべき部分即ち目的・注意・備考・設問には常態を用ひたり。

「1924 年発行趣意書」（第四体裁）

二、児童用書の文章はすべて口語体とし、（下略）

五、教師用書の文章は口語体にて記し、説話要領及び主要なる設問には崇敬体を用ひ、目的・注意・備考には常体を用ひたり。

しかし、このように体裁の説明として書かれたのは国語（日本語）に関する事項であり、『教師用書』の朝鮮語の文体に関する言及は両趣意書ともに一切書かれていない。しかし、上の図で確認できるように、国語の「皆サン」に対応し、初期教科書では「너희들이（お前ら）」で呼びかけたのが、1924 年版『教師用書』では「여러분이（皆さん）」とより丁寧に改まっている。文体も敬意を含む「하오体」に替えられているのが確認できる。初期の教科書編纂において、朝鮮語に対する理解が十分ではなく、十年余後の改定を機に、日本語敬語体の「説話要領」の表現に合わせ、敬語体を使用している。また、いわば「崇敬体」を用いた箇所が改定後「主要なる設問」にまで増えた点も確認できる。（これらは、教授時に直接生徒に向かつて講話する時の参照のために朝鮮語を併記し、その対応の一致がより図られた部分である。？削除）

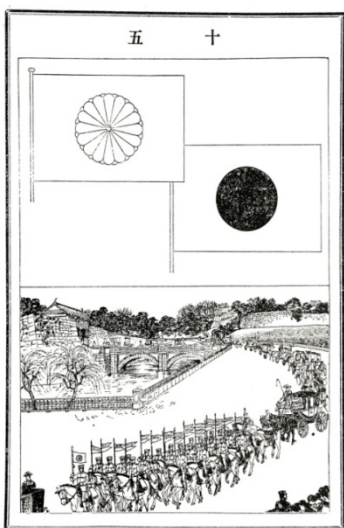
²⁰⁷普通学校修身書巻一 教師用書/ 朝鮮総督府大正二年十二月発行

²⁰⁸「普通学校修身書巻一・二・三・四」『普通学校教科書編纂趣意書第二編』朝鮮総督府編纂（1915）

(図6-3) 「第十五天皇陛下」 『普通学校修身書卷一教師用』 (1924) 及び、

「十五、テンノウヘイカ」 『教師用卷一』 (1924)

<p>キマス。コノ御旗ハ天皇旗デ御座イマス。道ノ側ニ並ンデ居ル人々ハ最敬禮ヲシテ居マス。天皇陛下ハ我大日本帝國ヲ治メ遊バサレ臣民ヲ子ノヤウニオハレンデ下サイマス。我等ハ皆天皇陛下ノ御恩ニヨツテ安穩ニ暮スコトガ出来ルノデゴザイマス。皆サンガ學校デ學ブコトノ出来ルノモ畢竟天皇陛下ガ教育ヲ重シタマフ大御心ニ由ルノデゴザイマス。天皇陛下ハ我々ヲ可愛シニナツテ常ニソレハ</p>	<p>目的 天皇陛下ハ我が國ヲ治メ給フ最モ偉キ最モ有リ難キ御方ナルコトヲ敬ヘ皇室ヲ尊崇スル念ヲ養フノガ本課ノ目的デアル。</p> <p>説話要領 コノ繪ハ天皇陛下ガ宮城カラ出カケニナル所デゴザイマス。御馬車ノ前後ニハ才供ノ人々ヤ警護ノ人々ガ大勢居マス。一番先ニハ前驅ガ馬ニ乗ツテ菊ノ御紋ノツイタ御旗ヲ持ツテ進ンデ行</p>	<p>第十五 天皇陛下</p> <p>第十五 天皇陛下</p>
<p>旗ヲ好ム。其ガ色ニ對シテ是レハ天皇陛下ノ御恩ニ對シテ赤子トシテ敬禮ヲシテ居ル事ヲ示ス。又此ノ御旗ハ我々ノ御恩ニ對シテ是レハ我々ノ義務ヲ示ス。我等ハ皆天皇陛下ノ御恩ニヨツテ安穩ニ暮スコトガ出来ルノデゴザイマス。皆サンガ學校デ學ブコトノ出来ルノモ畢竟天皇陛下ガ教育ヲ重シタマフ大御心ニ由ルノデゴザイマス。天皇陛下ハ我々ヲ可愛シニナツテ常ニソレハ</p>	<p>目的 天皇陛下ニ對シテ我々ノ國ヲ愛スル心ヲ起シテ我々ノ義務ヲ示ス。又此ノ御旗ハ我々ノ御恩ニ對シテ是レハ我々ノ義務ヲ示ス。我等ハ皆天皇陛下ノ御恩ニヨツテ安穩ニ暮スコトガ出来ルノデゴザイマス。皆サンガ學校デ學ブコトノ出来ルノモ畢竟天皇陛下ガ教育ヲ重シタマフ大御心ニ由ルノデゴザイマス。天皇陛下ハ我々ヲ可愛シニナツテ常ニソレハ</p>	



主要ナル設問

- 一 コノ繪ニツイテオ話しナサイ。
- 二 天皇旗ハ何トシテモノゾスカ。
- 三 最敬禮ノ仕方ハドウゾスカ。
- 四 天皇陛下ノ御恩ヲオ話しナサイ。

主要設問

- 一 エリグリンニ對シテ説明ナサイ。
- 二 天皇陛下ノ國旗ニ對シテ説明ナサイ。
- 三 最敬禮ノ仕方ハドウゾスカ。
- 四 天皇陛下ノ御恩ヲオ話しナサイ。

ノ幸福ヲオ闡リ下サルノデゴザイマス。臣民タルモノハ天皇陛下ノ御恩ヲ有リ難ク思ハナケレバナリマセン。

八月三十一日ノ天長節ハ天皇陛下ノ才生レニナツタ日デ十月三十一日ノ天長節祝日ハ之ヲ祝ヒ奉ル日デゴザイマス。コレ等ノ日ニハ何所ノ家デモ國旗ヲ掲ゲマス。サウシテ天長節祝日ニハ學校デモ式ヲ行ヒマス。

注意

一 天皇陛下ノ御事ヲ教授スル際ニハ特別

リ臣民等者ニ 天皇陛下ノ御恩ヲ敬禮セヨ。又此ノ御旗ハ我々ノ御恩ニ對シテ是レハ我々ノ義務ヲ示ス。我等ハ皆天皇陛下ノ御恩ニヨツテ安穩ニ暮スコトガ出来ルノデゴザイマス。皆サンガ學校デ學ブコトノ出来ルノモ畢竟天皇陛下ガ教育ヲ重シタマフ大御心ニ由ルノデゴザイマス。天皇陛下ハ我々ヲ可愛シニナツテ常ニソレハ

注意

一 天皇陛下ノ御事ヲ教授スル際ニハ特別

さて、上で天皇に関する言語や態度、そして最敬礼の作法を強調する所を確認したが、全学年を通してこのような天皇に関するものだけでなく、礼儀作法の全般が重要視された。そして一方では、朝鮮の既存社会秩序意識を覆すことなく、老人恭敬や父母に対する孝行などの「伝統」を「我が国ノ昔カラノ美風」として称え、その徳性の涵養を統治論理の体得に利用した。

(図6-4) 「第五課礼儀」 『普通学校修身書卷四 生徒用』 (1915)

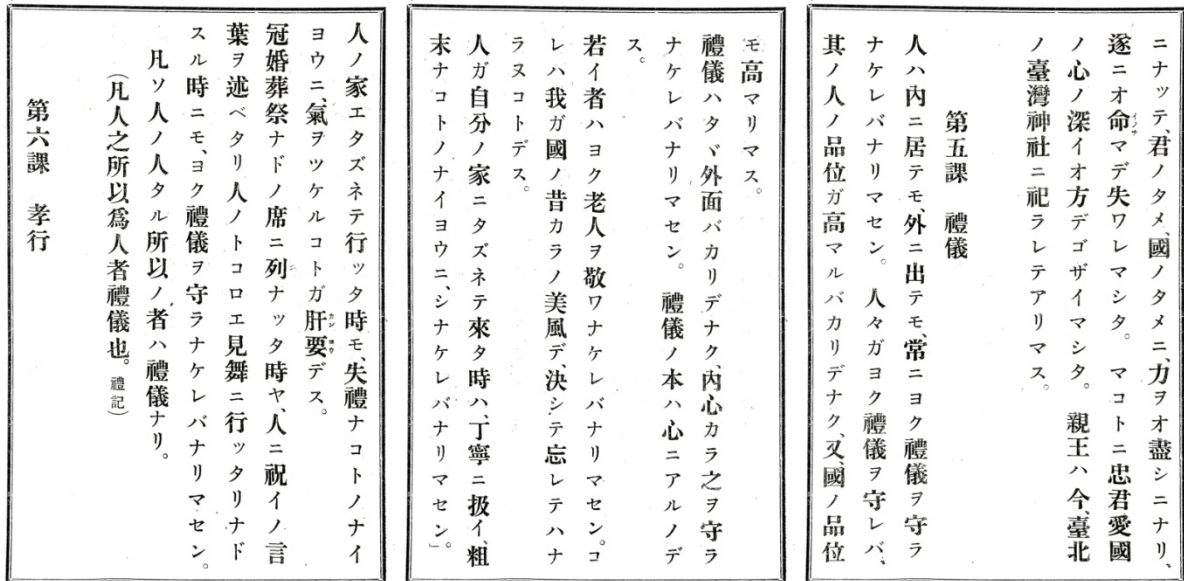


図6-4で示した生徒用教科書の同第五課「礼儀」の『教師用書』における解説を見れば、

我我ハヨク礼儀ヲ守ツテ、日本國ノ品位ヲ高メル様ニ、心掛ケナケレバナリマセン
 (中略) 若イ者ハヨク老人ヲ敬ワナケレバナリマセン。老人ヲ敬ウト云イコトハ。我ガ
 國ノ昔カラノ美風デ、(中略)、近頃ハ動モスレバ若イ者ガ生意氣ニナツテ老人ヲ尊敬
 シナイ様ナコトモアルマスガ、コレハ甚だ善クナイコトデス

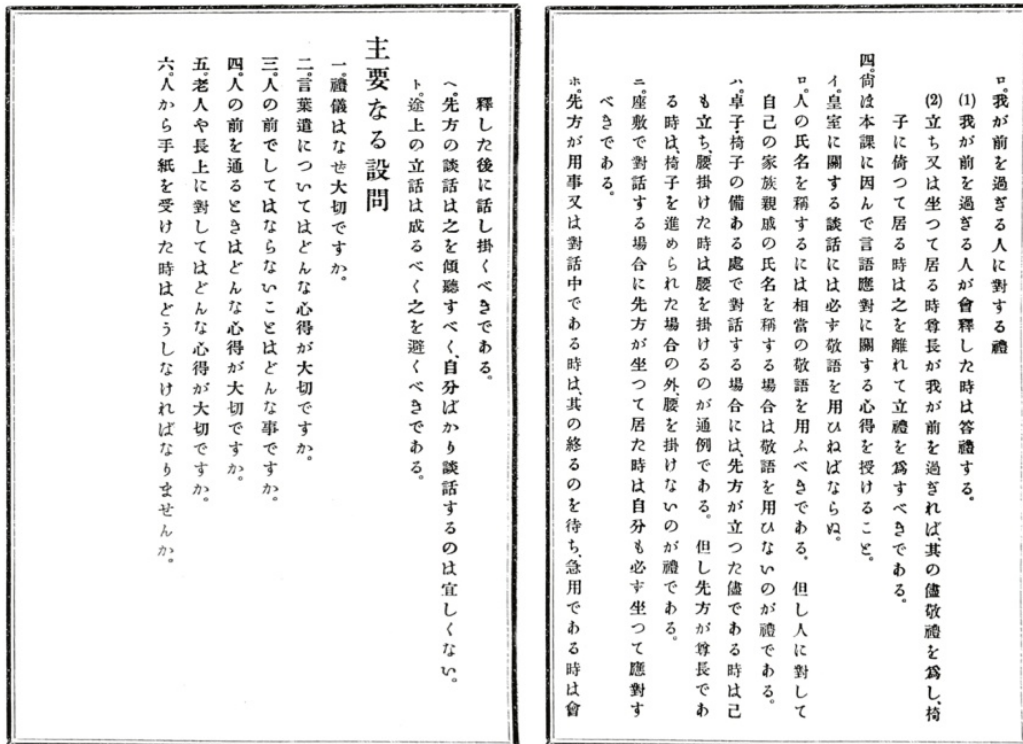
우리들은예의를잘지켜서,일본국의품위를높게하도록마음을먹지안으면못쓴다.
 (中略)노인을공경함은우리나라넛적부터아름다운풍속이니,(中略)근래는조곰하면,
 소년이주저넘어서,노인을존경치안는일도잇스나이것은대단히안된일이다.²⁰⁹

として、礼儀を守って日本国の品位を保ち、老人を恭敬し、新学問を身に着けたとしても少年は決して老人を侮辱してはならず、冠婚葬祭の席では礼儀を守ることを授けた。

所で、1924年の『教師用書』の「第十三礼儀」課の解説には次のような「注意」が加えられている。それは、本課に因んで言語応対に関する心得を授けるよう呼び掛けていることである。この項目は、文部省が1913年制定した『文部省制定改定小学校作法教授要項』の「第七、言語応対」を援用したものである。

²⁰⁹1917年「第五課礼儀」 『教師用書』

(図6-5) 「第十三 礼儀」中、「注意」の一部『普通学校修身書卷四 教師用書』(1923)



「皇室に関する談話には必ず敬語を用ひねばならぬ」ことを最初に提示しているのは日本同様であるが、日本の内と外の関係による「身内敬語抑制」概念を朝鮮の児童たちに提示する際、「人に対して自己の家族親族の氏名を稱する場合には敬語を用いないのが礼である」と教えた。ところが、『改定小学校作法教授要項』では、「人ニ對シテ自己ノ家族親族ノ氏名ヲ稱スル場合ニハ敬語ヲ用イサルヲ例トス」と書かれ、「例トス」と「礼である²¹⁰」の違いをみせているのである。第一部でみたように、日本のいわば「身内敬語抑制」は、標準語が定まる過程において、新たに日本の「通例」として見出され、それが「礼」に適うこととして規範性を獲得したと言える。10年という時差はあるが、日本では、「通例、例」として記述する「相對敬語」が、そのような習慣の全くない朝鮮ではの学校教育を通して、「礼」として提示されそこにまた規範性を与えようとする記述はかなり興味深い点である。さきにみたように、「朝鮮の美しい風俗」として「老人恭敬」を奨励しておきながら、一方では、日本内での「通例」を朝鮮の児童たちには、「礼」であると教えた。

²¹⁰1910年発行の『文部書御調査小学校作法教授要項』では、「通例トス」である。

ここでまた、『趣意書』を見れば、「体裁」の六、で、「作法ハ修身教授ノ一要部ヲナスモノニシテ、朝鮮人教育ニ於テハ、内地人ト交際上ヨリ見ルモ、特ニ必要ナリ。（中略）特ニ其ノ地方ニ於テ必要ト認ケラル、朝鮮ノ作法ハ、便宜、之ヲ授クルヲ可トス」としている。天皇への忠節の徳性を移植するツールとして敬語及び礼法が教えられる一方で、在朝日本人との交際上特に必要である判断からも朝鮮人児童への作法教授が行われたことを確かめ、その際、朝鮮と日本の礼法の中で国民国家日本の作法が優位を占めていたことを特に記憶しておきたい。ここで時代が少し下がるが、1934年に書かれた「内鮮語敬語法の根源と其の運用について」という論文を一つ紹介しよう。著者は、敬語法は内鮮語の一大特徴であるとして、その共通要素を分析する。敬語法の発達やその運用上の混乱に関しても述べるが、是正すべき第一用法として、「（1）自己に親しいものに敬称を附けること」を挙げる。「私の父様が今御病氣です」、「私は大山戦線の従弟に当たりまる」などを例文に紹介し、国語読み本にさえ多々誤りがあることを指摘して「教育に携わる者として深く省みるべき問題」であると批判する。また、朝鮮同胞の一人が「内地の人のことばは少々変だ、自分の子供に何某さん、いらつしゃいと云うが、朝鮮では決してそんなことを云はない」と語られ、今猶耳底に留めていると、「内鮮」の敬語習慣の差異を書いている。京都帝大文学部研究室副手と肩書を記している著者は、当論文全体を通して、内地の敬語運用法則を述べ、それに反する教科書や実際の運用の「斯る誤謬が累々見られる」ことを指摘している。「内鮮語」という表現え国語と朝鮮語の混合を想像させるが、その敬語運用における基準は「当然」国語に合わせられている。

6. 2 教授用語問題と高元勳の「朝鮮教育問題に関して」

6. 1でも触れたように、朝鮮教育令は、普通教育の目的を「普通の知能技能を授け、特に国民タルの性格を涵養し、国語を普及せしむること」と定めている。前節でみた修身科の「趣意書」では教授上の「注意事項」として、「四、生徒ガ未ダ国語ニ熟セザル間ハ、理解ヲ助クル為メ、必要ニ応ジテ朝鮮語ヲ用フルコトトスベシ」としている。また、同『趣意書』の「体裁」のなかで、「四、生徒用書ハ、国語ニテ²¹¹記セル正本ノ外、別ニ諺文訳ヲ作り私立学校中、国語ニテ教授シ得ザル学校ノ便ニ供セリ」と、当時内地人教師のいない私立学校では朝鮮語で授業を行ったことも推定できる。しかし、続く編纂要項を見れば、「九、内地人教師ハナルベク朝鮮語ヲ修メ、初歩ノ修身教授ニ於テハ必要ニ応ジテ、朝鮮語ヲ使用シ得ルニ至ランコトヲ要ス。然レドモ、已ムヲ得ズシテ通訳ヲ用フル場合ニハ、生徒ノ程度ニ従ヒ出来得ルダケ国語ヲ交へ、通訳ハ生徒ノ解シ得ザル国語ヲ朝鮮語ニ、受持教師ノ解シ得ザル朝鮮語ヲ国語ニ訳スルニ止ムベシ」と極力国語を以って教授するよう教師に呼び掛けている。朝鮮教育の目的により「国語ヲ普及セシムル」ことが重んじられたことをもう一度想起させてくれる。

三・一運動以後の朝鮮民衆の教育の現状を批判し、その改定を求める声が高かった。内地・朝鮮人間の修学年数不平等の是正などに加え、朝鮮語の教授用語採択も主張した。文化政治を標榜し始めた総督府は、1920年1月、朝鮮総督諮問機関として臨時教育調査委員会を設置し教育令改訂に先立ち調査、審議を行った²¹²。この際朝鮮側委員として李完用、石鎮衡²¹³とともにこの高元勳が囑託された。当調査委員会で高元勳は普通学校の教育用語として朝鮮語の使用する案を發議したが議案としても採択されなかった²¹⁴。

²¹¹「体裁」『朝鮮総督府編纂普通学校教科書編纂趣意書』第二編4頁。

²¹²翌年1月7日から4日に渡って総督府で開催された臨時教育調査委員会は三面一校制の施行、全国普通学校の数を870校に拡大、京城に不遠間大学の設立することなどを重要事項として決定した。この臨時教育調査委員会に関する内容は、宮本正明・通堂あゆみ・辻大和編「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録(14)朝鮮植民地教育—教育実態と政策」『東洋文化研究』15号、2013、311頁からの「42 朝鮮の学務行政について—学務局長時代の回顧」を参照。

²¹³石鎮衡も以後、啓明倶楽部で活動したことが確認できる。「部員消息」『啓明時報』第37号1937年4月。1936年倶楽部活動当時、石は東洋拓殖会社の監査役であった。鄭求忠(1936)「啓明倶楽部名録」。一方、この二人に調査委員の依頼がある前尹致昊にまず学務課長弓削幸太郎が直接参加の意思を尋ねている。尹致昊は、李完用の参加を理由に参加を断った。『尹致昊日記八』(한국사료총서제19집)DECEMBER, 1920, 17th. Friday, 20th. Monday の日記を参照。

²¹⁴李明花(イミョンファ)(2009)はこれに関して、一人の賛成だけでも討論に付すという規定があったにも関わらず、該当案は採択されなかったとして、朝鮮人委員3人の中、李完用はこの案に反対し石鎮衡は沈黙を守ったことを記している。

この調査会以後、第七章で考察する啓明倶楽部の機関紙『啓明』の創刊号（1921年5月）で、高元勳は、「朝鮮教育問題에關하여 (一) (朝鮮教育問題に關して (一))」と題した論文を通して、朝鮮語で教授することをもう一度強く主張した。高は、啓明倶楽部の創立メンバーで1910年明治大学法科を卒業し1911年朝鮮総督府警部に任命された。短い警部経歴の後、彼は普成専門学校の教授を経て、1920年同校の校長となった。このような経歴から観て、朴勝彬とは相当交際が厚く敬語使用に関してもより深く共感していたに違いない。朴勝彬が1925年に普成専門学校校長に就任して以来、語文研究に尽力し弁護士活動や諸団体で活動しながらも、総督府とは一線を画していたに反し、高元勳は1924年中枢院参議と全羅南道を初め各道の参与官を歴任し1932年には全羅北道知事に任命され総督府体制下の行政官僚として活動した。高は「心境に変化があつて官界に入る決心をした」という。現在、彼に対する歴史的評価は、代表的「親日官僚」の一人、多様な経歴を通して府逆した人物として、決して肯定的に評価されていない²¹⁵。

一 普通教育の教授用語

(前略) 目下普通教育の教授状態を観察するに、入学の初日から自己の出生後七八年間不知不識中に 秋毫の苦痛を感じず自然的、**歴史的慣習的に獲得した朝鮮語を捨し、算術、理科など難解の過程を絶対的通訳を許さない命令において国語を以て此れを強制する次第**であり国語は形式上国語なることは論を俟たずながらも実質上一種の外国語であり此の如き実質上外国語の一種である形式上の国語を以て教授上の用語とする結果此を授かる児童は其暗誦的発音的音読訓読を記憶するに没頭し教育趣旨の骨子たる当該科目の真理を研究理解する余念無くさせるがため、算術、理科などは算術理科として教授するものでなく**恰然国語を教授する一読本に過ぎない結果を齎す状態に在るのである**。(中略) 当局者は或は国語で教授する結果に児童の能率を減ずる事実が無いと云い或は国語普及は併合の目的を貫徹するに必要な手段であり多少なり苦痛を忍耐ざるを得ないと云うが、(中略) **実際普通教育に従事する日本人校長、教員の不平を聞くと第一に国語を以て教授することが不可なりとの意見を漏洩する者が有るが此れを上司に報告し自己の主張を貫徹するまで進退を賭する勇気がないわけである**。(中略) 茲に明言するに、余は決して**国語普及を反対する者でなければ、茲今日流行する所謂不逞思想から朝鮮語を奨励するためではなし**。(中略) 思うに、朝鮮人の目下の境遇は政治的にも外交的にも対外関係に国語を以て標準語を作するのみならず先進外国から文化を輸入するにも翻訳文仲介業などの関係から国語に

이명화 (イミョンファ) (2009) 『1920년대 일제의 민족분열통치 (1920年代日帝民族分裂統治)』 한국독립운동歴史第5卷、独立記念館。

²¹⁵ 반민족문제연구소 (1993) 『친일파 99인 (1)』 돌베개 261 - 268 頁。

依るこそ便利であることは是認するところである。然るに国語普及に汲々する結果多数の教科の真理を犠牲にするのは牛角を矯正しようとして全牛を殺すのと同様である。朝鮮人のために不認するにとどまらず人類社会のために不小なる損害を被ることである。(中略)最終に一言を加えるのは朝鮮人の教育は朝鮮の民族性を破壊しない方法を以って為すことを要求す。即ち其固有の風俗習慣歴史言語などを尊重しまた此を基礎に其先天的性格から由来した本能を發揮させ得がために合理的に涵養指導することを要求す。此に反し無理に日本民族にさせんが為に陶冶する手段を取りて其風俗習慣歴史言語などを無視し其基礎を他に置けば被教育者の劇逆感と疑惑を増長させ 教育を受ける時日が多いほど、教育を受する程度が高いほど、当局の目的に相反する現象を呈するなり²¹⁶。

(強調は引用者)

しかし、この論文の掲載は総督府の出版物検閲により翌月の『啓明』に後続分が連載されない結果を生んだ²¹⁷。先に言及した高が経験した心境の変化とはこのような逸話も影響していたと思われる。1920年代初めの高は朝鮮人の教育現実を改善すべく努力したが、成果を得ることは出来なかった。

このように彼が教授用語の朝鮮語採用を主張した時期は、啓明倶楽部で学童相互間に敬語を使用させる為朝鮮総督府学務局と各普通学校長に提出する建議書の作成担当²¹⁸に選定された時期と重なる。上で見たようにこの建議書では朝鮮語の教授言語採用に関して直接触れていないが、敬語使用運動とほぼ同時進行で彼が朝鮮語の教授用語化を主張する理由である不平等の是正という観点が敬語使用運動の裏面にあり、不平等な現実の打開策として敬語使用を捉えた可能性を示唆しているのではないだろうか。

ではここで、本研究が考察する啓明倶楽部の敬語使用運動の背景を探るために、三・一独立運動の鎮静直後朴勝彬、高元勳、沈友燮、李基燦など後の啓明倶楽部の中心人物が混じった東上七人組が「朝鮮の民意を代表²¹⁹」すると自任して原敬首相に渡した「意見書」の内容を見てみよう。帝国議会貴族院議員阪谷芳郎を通して原首相に渡した「朝鮮有志七氏持参(高元勳外 6

²¹⁶高元勳「朝鮮教育問題에對하야」『啓明』創刊号 1921、9 - 13 頁。訳は引用者。

²¹⁷これに関連しては、『啓明』第4号の「編輯餘滴」にその経緯が明かされている。

「前号から継続してきた論文の中、高元勳氏の朝鮮教育問題に対しては、創刊号から引き続き記載させようと第二号、第三号に継続して原稿を提出したが、両号とも検閲当局から忌諱に触れずべて削除されたため、原稿を執筆した高元勳氏はもう継続する勇気がないとして中止するとのことで、読者諸賢は同情せざるをえないだろう」

²¹⁸この建議案の作成委員には姜邁、金東成、高元勳の三人が選定された。詳しい内容は、7.2の表一を参照。

²¹⁹朝鮮近代史料 『朝鮮総督府関係重要文書選集(10) 万才騒擾事件(3・1運動)(2)』(故子爵阪谷芳郎博士遺集「朝鮮問題雑纂」の内) 114 頁。

名)」の「意見書」は「総督統治の現状を痛烈に分析するとともに、日本人総督の監督下に、朝鮮政府を設置せよというもの²²⁰⁾であった²²¹⁾。意見書の内容は、

「高元勳外六名の意見書」

一、朝鮮の現状

第一、朝鮮人をして一切朝鮮統治に参与セシメサリシコト

第二、朝鮮人ニ対シ其ノ生存を維持するには之に必要ナル教育ヲナラサリシコト

二、朝鮮統治策

一、朝鮮民族ハ四千年間ノ歴史上他の民族ヲシテ政治ヲ行ワシメタル事例無カリ

二、朝鮮民族ハ自ラ特殊ナル歴史、文化、言語、風俗及習慣ヲ 有シ、日本民族ニ同化シ

ムルコトハ到底不可能ニシテ徒ニ朝鮮民族ノ發達ヲ妨ゲラルル結果ヲ生スルノミ

三、現在朝鮮民族ハ強烈ナル独立思想ヲ有スル故右同化策ナル標榜ヲ以テシテハ到底

其ノ向上發達ヲ妨ケラルル結果ヲ生スルノミ

四、朝鮮を日本内地と同一視シテ内地人トニ対シ絶対的公平ノ取扱を為セハ (……)

不満ヲ抱クの理無カルヘシと云ふ (……) ハ皮相ノ見解ニ過キサルモノナリ

であった。この中で本稿が注目したいのは、彼らが「朝鮮を日本内地と同一視シテ内地人トニ対シ絶対的公平ノ取扱を為セハ」よいとの日本の認識は、「皮相ノ見解ニ過キサルモノナリ」と意見を述べたところである。この項には敷衍があり、公平は到底実現シ難きコトで、社交上における差別的待遇も同じ理由で絶対ニ除去スルコト不可能である。首脳者が絶対ニ公平の取扱いと平等の待遇を実行せんとしても、民族相互間の日常万般の事を一律に支配することは不可能な故に結局朝鮮人は其期待に反する取扱及待遇を受けて更に不平心を増加するに至るべしとして、治者・強者である日本人と被治者・弱者である朝鮮人の間に絶対的公平な待遇は不可能であると現状を指摘した。内地延長主義や「一視同仁」を掲げた同化政策に疑問を示し、政治への直接参与を求めるのが意見書の趣旨であったが、日本と朝鮮の「絶対的公平」は、そも

²²⁰⁾同書、114-123 頁。編者近藤鋭一はこれを穏健派の代表的意見として分類し、「絶対独立を叫ぶ行動主義的な強硬論者に対し、一応段階的漸進的に独立を勝ち得ようとする、いわゆる穏健派に属するもので、大体、当時に於ける朝鮮の民意を代表する」と考えた。

²²¹⁾以後朴勝彬らは 1924 年、崔麟、金性洙、宋鎮禹らと一緒に自治運動団体研政会の発足にも関与した。この自治運動を巡る、朝鮮人社会の反応や原首相の日記など、詳しい状況は三ツ井 (2012) 「朴勝彬の言語観とその背景・補論」131 - 134 頁参照。

そも「日常万般」を支配することの不可能なだけに実行できず、差別的待遇はそれに対する不平心を増加させるとの分析である。

同じ啓明倶楽部の部員である尹致昊の日記²²²には、渡日前、朴勝彬が訪れてきて朝鮮が望むのは自治であり、所謂同化は不可能なことで彼自身を含め朝鮮人たちは投獄も恐れないと発言した。この発言に対し、朴勝彬の正直さ、健全さをほめながらも、尹致昊自身はいざ自治が許されてもそれを経営する自信がないと書いている。このような逸話から、朴勝彬らの自治の要求は、独立ではない「妥協案」としてより、「直接政事を取る」ことに重みが置かれていたと言えよう。

本節では敬語使用運動に取り組んだ人物たちが、その運動に至るまでの足取りを一瞥した。、このように三・一運動以後、自治を求めるため東上したり、臨時教育調査委員として意見を開陳する中、彼らは政治参与の限界を思い知らされるばかりであった。そこで、「東上7人組」中何人は、意見書に言及されたように総督府が支配しきれない「日常万般」に対する主体的改革策として「敬語使用運動」を企画したのではないだろうか。次節では、先鋭に支配/被支配者の位階秩序が露わにされる空間である裁判庭における敬語使用問題を検討し、次の第七章で啓明倶楽部の敬語使用運動の分析に入りたい。

²²²尹致昊と親交が厚かった朴勝彬は尹致昊の日記に数回言及される。朴勝彬や啓明倶楽部の活動の裏面を知る資料としての情報に富んでいる。

6. 3 敬語意識の衝突 ―裁判における敬語使用問題

前節5. 2の末尾で斎藤朝鮮総督の諭告を引用したが、それに続く最後の文章は

若濫ニ不逞ノ言動ヲ為シ、人心ヲ惑乱シ公安ヲ阻害スルガ如キ者アラムカ、将ニ法ニ照シテ寸毫モ仮借スル所ナカラムトス。一般民衆、其レ之レヲ諒セヨ。

である。「万歳騒擾事件」の收拾の任を果たすべく総督に就任した斎藤実のこの諭告がでた時期は、三・一運動関連者たちが「騒擾犯人」として検挙され内乱罪等を問う裁判が行われる最中であった。朝鮮の文化向上や文明的政治の大義名分を掲げてはいるが、天皇の「聖明ニ奉答セムコト」なく、「若濫ニ不逞ノ言動ヲ為シ、人心ヲ惑乱シ公安ヲ阻害スルガ如キ者」いれば、「法ニ照シテ寸毫モ仮借」するまいというのが、この諭告の隠された正鵠と言えよう。

前節でみた敬語関連記事は、一般朝鮮人の日常のなかで無数に起きる接触の風景を読み取れる資料であった。啓明倶楽部の再創立以後、児童に対する敬語使用建議などを積極的に報道した東亜日報をはじめ、他の新聞紙面では「敬語」をキーワードにした多数の記事が検索される。「敬語」の反対語「パンマル(반말)」をキーワードにしても多数の記事が見当たり、敬語そのものに対する認識やそれに因んだ出来事は当時の朝鮮社会においてかなり敏感な関心事であったことが分かる。この節では、植民地朝鮮の裁判における敬語使用の様子を検討する。前節で日本が朝鮮植民地支配の理念として掲げた一視同仁や国語常用化のフィクション性を指摘したファン(2008)に言及した。同論文でファンは、「記録」に関してこのように述べる。

勿論多くの消え去った者たち、奪われた声たちがあっただろう。支配者(archons)とは記録官(archeion)を意味し、支配は当然にも自己の論理に適わない記録は灰(ash)に返す²²³。

1920年代朝鮮人口の内日本語の解する人の割合は一桁に過ぎなかった²²⁴。学校での教育を通して国語の普及がなされたが、都市に住まないほとんどの朝鮮人が日本語を聞いて片言でもそれを話すということは、日常の生活では、官公署などを利用しない限り滅多にない経験であっ

²²³前掲書 477頁

²²⁴近藤劔一偏(1961)によれば、朝鮮人総人口中、国語を解する者の割合は、1913年0.61%(92,261/15,169,923人)、1923年4.08%(712,257/17,446,913人)、1933年7.81%(1,578,121/20,205,591人)、1943年22.15%(5,722,448/25,827,308人)である。近藤劔一偏(1961)朝鮮近代史料朝鮮総督府関係重要文書選集(2)『太平洋戦下末期朝鮮の政治』朝鮮史料編纂会、199-200頁。

た。しかしこのような朝鮮人の日本語解得率がどうであれ、日本語は、朝鮮で国語の確固たる地位を得ていた。その国語の威厳が被植民者たちに遺憾なく発揮される場の一つが、法による支配が執行される現場、裁判所であった。

一方、1925年4月、法律第46号として公布された治安維持法²²⁵は翌月、勅令を以って朝鮮にも適用された。20年代後半、朝鮮の新聞紙上ではアナキストの真友聯盟、朝鮮共産党、高麗革命党などの検挙や裁判の様子が仔細に報道されている。下は、1927年5月28日付の中外日報が報道した真友聯盟²²⁶公判記事である。

(図6-6) 中外日報 1927年5月28日付「裁判長に敬語を使わず」



「被告等結束反抗」「裁判長に敬語を使わず」「被告十三人が結束し裁判長を手下に待遇」「不法公判だと答弁を拒否」などの見出しからは、被告側から「法廷内空気緊張」を意図した様子が読み取れる。具体的に内容を見れば、法廷に入った被告愚海雲が親族と話を交わしたので裁判所の書記日本人某から停止させられた。すると、被告側から「バカ(叫び)」という言葉が出たり「我が話があるのにお前が何の干渉か」という声立ち、「傍聴内は殺気騰々し書記はつい何も言えなくなる一大活劇が演出された」。以後、裁判長らが列席しても傍聴席と被告席は起立しないで泰然自若とし、前例のない光景であった。さらに、裁判長が住所氏名などを訊くと、「被告たちの答えは敬語を使わず、普通に自分の手下に答える式であった」との

²²⁵法律第46号のこと。その第一条は、「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ、又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ、十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス」であり、1925年5月には、勅令第175号「治安維持法ヲ朝鮮、台湾及樺太ニ施行スルノ件」公布された。以後、1928年には、緊急勅令で「死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ」処するよう改正が行われた。

²²⁶ 1925年大邱で組織されたアナキスト団体で、徐東星、方漢相らが活動した。

記事内容である。休廷や傍聴禁止などの措置以後、弁護士金完燮は、法廷は「神聖」な場所であるため、裁判長の方から公平な態度でなければならぬのに、遠方からきた親族や同志の傍聴を許さず、特殊階級の人物たちは傍聴しているなかでは、神聖に弁護ができないとして弁論を辞すると主張した。このような裁判における朝鮮人被告たちの「結束反抗」は、次々に新聞で報じられた。

「被告李而素審理に供述を拒絶 敬語を使わないとして憤慨²²⁷」

裁判長は最初から一般被告たちの年齢をはじめ紋切り型に被告李東求から住所氏名を調査したところ、李東求は「自分は李而素で李東求ではない」と言い、予審判事とも最初から李而素と呼ぶように約束したうえ、裁判官及び他の取調べ司法官たちは敬語を使うようにしているのに、「お前（너）」と指すのは不愉快であるとし、**裁判長の審理に供述を拒絶し開廷劈頭から大波乱が起こったので裁判長もやむを得ず金鳳国から審理することにしたそうだ【新義州】**（以下強調は引用者）

この記事に登場する被告李東求はほぼ一年後の裁判でも而素と呼ぶことなどを要求し続けたので²²⁸、「裁判長と通訳生は被告たちに敬語を使用した」と報じている。同月の記事をもう一つ見よう。

「裁判長は鄭重に訊問 被告事実全部是認²²⁹」

慶北儒林団の巨頭で上海の義烈団の顧問であった金昌淑事件の公判は別項の通り公開を禁止したまま警戒の厳重な中公判が行われ、（中略）**裁判長の審理の言葉は全部敬語を以って審理したところで被告は事実全部を明かし是認した様子だそうだ【大邱特伝】**

と裁判の様子を伝えている。儒林団の巨頭金昌淑には裁判長みずから敬語を使用していることは他の裁判では見られない光景であつたらしい。しかし、当時の報道では裁判長や被告人の敬語使用の有無自体が関心の的になっていることに注目すべきである。1930年代以降の記事でも被告側から裁判長が敬語を使うように要求する場面がよく報じられている。

²²⁷東亜日報 1927年12月20日付。

²²⁸東亜日報 1928年10月8日付「公訴事実を二人は是認」この裁判で、李而素ら二人は、「事実全部を是認し、高麗革命党は絶対の人類平等と自由獲得をめざし、〇〇主義、〇〇主義を打破し、□□□平和を目的にしたものでロシアや中国の後援を□□□すると供述した」。（〇〇、□□□は原文のまま）

²²⁹東亜日報 1928年10月30日付。

「釜山総罷業事件公判劈頭に四個条提出²³⁰」

裁判長と被告が譲歩せず畢竟には無期の延期。釜山閣工場総罷業計画事件の被告金時容等二十名に対する治安維持法違反の第一回公判は二十七日釜山地方法院第一号法廷で境裁判長、元橋検事、佐々木・安武両弁護士列席で開廷した。開廷劈頭被告金時容は一、言論自由、二、傍聴公開、三、被告中個人答弁も全般の意思で認める事、**四、裁判長は敬語を使用する事**の四個条を裁判長に提出すると同時にこれ等を全て聞き入れてから審理に応じるとして直ちに回答を要求した。思いもよらない以上の条件を要求された裁判長は臨時休廷後会議した結果、被告たちが要求した**第一条は聞き入れられるが次の三個条は聞き入れがたいと回答した**。これを受けて被告たちはそれでは我々も会議をしなければならぬとして法廷で被告会議をした後、金時容を議長として選挙し「全部聞き入れてもらわなければならない」と決議しこの旨を再び裁判長に提出したところ、裁判長はそれでは公判を行うことができないとして無期に延期を宣言して早速閉廷してしまった。

「李相北等に四年役求刑²³¹」

(前略) 裁判長から被告の住所姓名を聞かれた後事実審理に入る前、被告李相北が立ちあがり、被告一同を代表して要求条件四ヶ条を提出したところ、

- 一、大邱共産協議会事件と統一審理を行うこと
- 二、警察調書の根本的否認
- 三、**被告尋問に祭し裁判長が敬語を使用すること**
- 四、公判の絶対公開

等を提出した。裁判長から(中略)敬語使用に関しては普通の犯人と違う使用はできないとし、裁判は公開することにして(以下略)

このような治安維持法違反裁判における朝鮮人弁護士たちの活動を考察したハン・インソプ(2015)は、弁護士李仁、金炳魯らの弁論活動を紹介しながら²³²、被告たちの「法廷態度」に関しても言及している。弁論上の戦略として、被告人に「堂々」或は「妥協的」姿勢を取らせた側面にも触れている。

²³⁰東亜日報 1931年10月28日付。

²³¹東亜日報 1933年2月16日付。

²³²また、李仁、金炳魯、崔鎮、許憲、そして朴勝彬らは皆啓明倶楽部の部員であった。この弁論活動を通して、敬語使用の政治性に関しより敏感な認識を得ていたに違いないと推測できる。

では、もう一つ裁判の様子を具体的に見てみよう。1927年9月に行われた高允相外92名に対する治安維持法違反が問われた所謂朝鮮共産党事件である。

「高允相李承燁為首各被告に審理開始²³³」

裁判長はまず諸弁護士と一般傍聴者及び被告たちに裁判の開廷が予定より遅くなつてすまないとしばらく挨拶をした後、被告たちに暫し前もって言っておくと宣言し、「被告が大勢なので一々出てきて審理に答えられないので席で言ってもよろしいです²³⁴」と敬語を使って話し、病中で立って答えるのが困難な人はその席に座って答えてもいいということと（中略）朴泰善の職業を問うに、「元々は元山労働会の幹事でしたが、それは職業ではないというので無職と同然ですね」というと、一般傍聴席と被告席から慇懃な笑い声が弾けた。

この記事は他の被告の答えも直接引用で紹介しており、「まず裁判長に言いたいことがある（먼저재판장에게할말이있다）」、「本始は著述業であるが、今は無職である（본시저술업이었지 만은지금은무직이요）」（朴一秉）「今は西大門刑務所の職工であるがその前は学生である（지금은형무소직공이외다 마는그전에는학생이요）」（李炳立）と敬語を使用せず答える被告たちの発言を伝えている。しかし「公式」記録である公判調書²³⁵では、当然のようにこれらの発言はすべて消え去っている。記事が描写した裁判長の冒頭発言も一切残されていない。傍聴席から慇懃な笑い声をたたせた朴泰善の裁判長との問答も他の被告と同様必要事項だけを記録にのこしているだけである。

この公判は、予審の性格があったので裁判官との問答が詳しく記録されていない。しかし、次回の公判記録²³⁶は具体的な尋問内容を記している。冒頭部を引用してみよう。

²³³東亜日報 1927年9月14日付。

²³⁴記事原文は次の通りである。

「피고가여러사람이되어서일일히나와서심리에대답할수없스니그자리에서말하여도춧습니다」라고경어를써서말하며

²³⁵「高允相外九十三名 公判調書」『高允相 外 100名（治安維持法違反等）』朝鮮總督府裁判所書記吉岩正隆一九二七年九月十三日作成、京城地方法院検事局文書。韓国史データベース。

http://db.history.go.kr/item/level.do?setId=4&itemId=had&synonym=off&chinessChar=on&position=0&levelId=had_213_0010_0060

²³⁶「高允相外九十二名 公判調書(第六回)」『高允相 外 100名（治安維持法違反等）』朝鮮總督府裁判所書記 松澤尙三一九二七年九月二十三日作成、京城地方法院検事局文書。韓国史データベース。

http://db.history.go.kr/item/level.do?setId=2&itemId=had&synonym=off&chinessChar=on&position=0&levelId=had_213_0010_1300

公判調書(第六回)

高允相外九十二名ニ對スル治安維持法違反等被告事件ニ付昭和二年九月二十三日

午前九時京城地方法院ノ不公開法廷ニ於テ

裁判長 朝鮮總督府判事 矢本正平

朝鮮總督府判事 脇鐵一

朝鮮總督府判事 中島仁

朝鮮總督府裁判所書記 松澤尙三

列席

朝鮮總督府檢事 中野俊助 立會

續行辯論ヲ開ク。

被告人等ハ身體ノ拘束ヲ受クルコトナクシテ出頭シタリ。

辯護人

古屋貞雄、李仁、李升雨、金炳魯、權承烈、許憲、崔鎮、金瓚泳、鄭求瑛、韓國鍾、沈相弼各出頭ス。其ノ他ノ辯護人等出頭セス。

裁判長ハ被告人等ノ人違ナキコトヲ確メタル上前回ニ引續キ審理ヲ爲ス旨ヲ告知シ。

被告人獨孤侄ニ對シ本件被告事件ヲ告知シ

問：先ツ本件ニ付テ陳述スヘキコトハナイカ。

答：公訴事實ノ通り相違アリマセヌ。

問：刑罰ニ處セラレタコトハナイカ。

答：大正十四年一月中賭博罪ニ依リ科料十圓ニ處セラレタ丈テ夫レハ其ノ當時完納致シマシタ。

問：資産ハナイカ。

答：アリマセヌ。

問：信教ハ如何。

答：何モアリマセヌ。

問：教育ハ如何。

答：七、八歳ヨリ十五、六歳頃迄漢文ヲ勉強シタ丈テアリマス。

問：露國ノ「チタ」ノ共產學校ニ入學シタコトハナイカ。

答：左様大正十年十月末カ十一月初頃入學シ六ヶ月勉強シテ同校ヲ卒業致シマシタ。

問：如何ナル事情ヨリシテ其 共產學校ニ入學スルニ至リシヤ。

答：私ハ大正六、七年頃迄 新義州ニ於テ米穀商ヲ營ンテ居リマシタカ大正八、九年ノ財界不況ノ影響ヲ受ケテ失敗シ大正十年秋頃カニ「ハルピン」ニ行キ遊ンテ居ル中ニ李一ト言フ鮮人ト知合ニナリ同人ノ話ニ依ルト「チタ」ニ學校カアリ勉強カ出來ルト言フコトテ普通ノ者ハ入學サセヌト言フ話テシタカラ同李一ノ紹介テ入學スルコトニシマシタ。

問：其ノ 李一ハ共產主義者カ。

答：同人ニ逢ツタ頃ハ共產主義ノ如何ナルモノテアルカト言フコトモ知ラヌ當時テシタカラ同人カ共產主義者テアツタカ否カ勿論分リマセヌ。

問：其學校ノ名稱ハ如何。

答：共產學校ト申シマシタ。

問：如何ナル動機カラ其ノ 共產學校ニ入學スル氣ニナツタノカ。

答：格別動機トシテ申述フヘキコトハアリマセヌ。只智識啓發ノ爲テアリマシタ。
(以下略、強調は引用者)

引用にも記されているとおり、本公判調書は京城地方法院の書記課所属の書記松澤尚三が作成した。実際の裁判に当たって通訳を務めたのは、通訳生植山健藏²³⁷であった。通訳生とは、書記同様京城地方法院書記課に所属し、法廷での通訳を担当していた。法廷における通訳がどのように行われたのか興味深いところであるが、今のところ、その様子を新聞記事から窺うしかない。先の李東求の裁判で「裁判長と通訳生は被告たちに敬語を使用した」とかかかれているとおり、通訳生は透明な道具として通訳の役割を担当していたとみられる。ところが、書記が作成した公判調書は、裁判長の敬語使用は一切書かれておらず、被告の答弁は語尾に謙讓動詞を使って記録しているところに注目する必要がある。公判記録は、国家が生産する公式文書であるため、ある程度形式上の規格化がみられ、当時の他の記録でも似たような文体と形式で書かれている。話し言葉をそのまま残すことは、もちろん最初から不可能であるが、先に触れたファンの記録に対する言葉通り、「記録」という行為は支配者たる権力者が行う行為であり、その過程を担う書記の手によって、被告人たちの「堂々」な姿勢や「反抗」の発言は、「致す」「申す」との謙讓動詞に統一され、そぎ落とされてしまった。

²³⁷1889年生。1905年10月全羅北道勵山郡私立松村義塾講師に就任して渡朝。1909年10月韓国法部翻訳官補試験に合格、統監府裁判所通訳官補に任命され京城地方裁判所通訳生になる。以後朝鮮總督裁判所書記に任命され京城地方法院書記兼高等法院通訳生を経て1928年2月朝鮮總督府裁判所通訳官となる。京城覆審法院通訳官になり今日に至る。以上は、『人事興信』1935年60頁、韓国史データベースを参照。なお、これに先立つ9月13日の公判では、通訳生佐々木港によって通訳が行われた。

7. 第七章 敬語使用運動の実際

本稿第一部で見たように、日本語敬語に潜む位階性や没我の思想は、日本国内政治や国際情勢に影響されながら、よりそのイデオロギーとしての性格を強めていった。日本の国民性を論じる材料として芳賀矢一が言及した以来、「敬語」や「礼法」は、天皇制国体を支える道具として機能した。官の主導で、その規範を提示し学校教育を通して普及が図られた。

前節でみたように 1920 年代日本では、山田孝雄が著わした『敬語法の研究』が刊行され、国語学の中で敬語が主題化された時期である。同時代、日本の植民地朝鮮では、朝鮮知識人たちの社交会の性格を兼ねた啓蒙団体「啓明倶楽部」が組織され、いわゆる「平等」の敬語使用を宣伝・奨励した。日本語と朝鮮語が国語と民族語として併存する朝鮮で、日本語と朝鮮語のその敬語と敬語意識は錯綜し、葛藤を引き起こす触媒としても働いたことを第二部の前節でみた。

三・一運動以後、総督府のいわゆる文化政治時代、朝鮮の知識人階層の啓蒙団体である啓明倶楽部が始めた敬語使用運動を取り上げ、その出現の原因と展開過程を考察する。

7. 1 啓明倶楽部の再創立の経緯と「言文に関する緊急な要求」

啓明倶楽部の再創立の経緯

夜が明け始めた。しかし、いまだ目の前は見えない。(中略)

ああ、あらゆる醜惡が黒幕に包まれて、我等を威脅し恐怖を感じさせる。ちっぽけなものが黒幕に隠れ、我等は彼を恐れているのだ。しかし、啓明星の信号で朝暾に萬象が照らされる時、すべてのことは曝露されん。醜惡も善美も²³⁸。

この文章は、「啓明倶楽部」が1921年出版した雑誌「啓明」創刊号の冒頭に書かれた「巻頭言」の一部である。ここで伺えるように、植民地になって十年余り、朝鮮の知識人たちは民族性の啓蒙や改造を早急で切実な使命と捉えていた。1918年創立した「漢陽倶楽部」がその全身の啓蒙団体「啓明倶楽部」は、三・一独立運動以後の朝鮮総督府の所謂「文化政治」への統治方針変更の下、1921年1月に名前を改めて再創立した²³⁹。官僚、弁護士、銀行家、教育家など、当時の朝鮮人有名人士が集まった社交団体の性格が強かった漢陽倶楽部が三・一独立運動以後その設立趣旨を啓蒙に置き換えてたのである。創立翌年の1919年、倶楽部内の崔南善、呉世昌、崔麟らが独立宣言に関与した罪で起訴され、弁護士朴勝彬、許憲らはその弁護に当たった。この期間中倶楽部は活動を暫定中止したが、1921年1月の定期総会で「啓発文明」「啓明星」を意味する「啓明」に改称して再発足した。漢陽倶楽部創立当時35人であった部員数は1930年代後半では300人弱に達する規模に達していた。会員の規模だけでなく、有名人士の社交の場としての性格もかねていたため、その社会的位相は決して総督府側でも朝鮮社会でも無視できないものであった。倶楽部は完全会員制で、入会には評議員二名以上の推薦が必要であり、評議員会議で三分の二以上の賛成を得るように規定されていた。会館は南大門通1街22番地の建物を借りて利用したが、初代総務理事閔大植の出資で仁寺洞152番地に約40坪規模の

²³⁸ 「巻頭言」『啓明』創刊号 1921 1頁

면동이트기始作하였다. 그러나아직도눈압헤것이아니보인다 (중략)

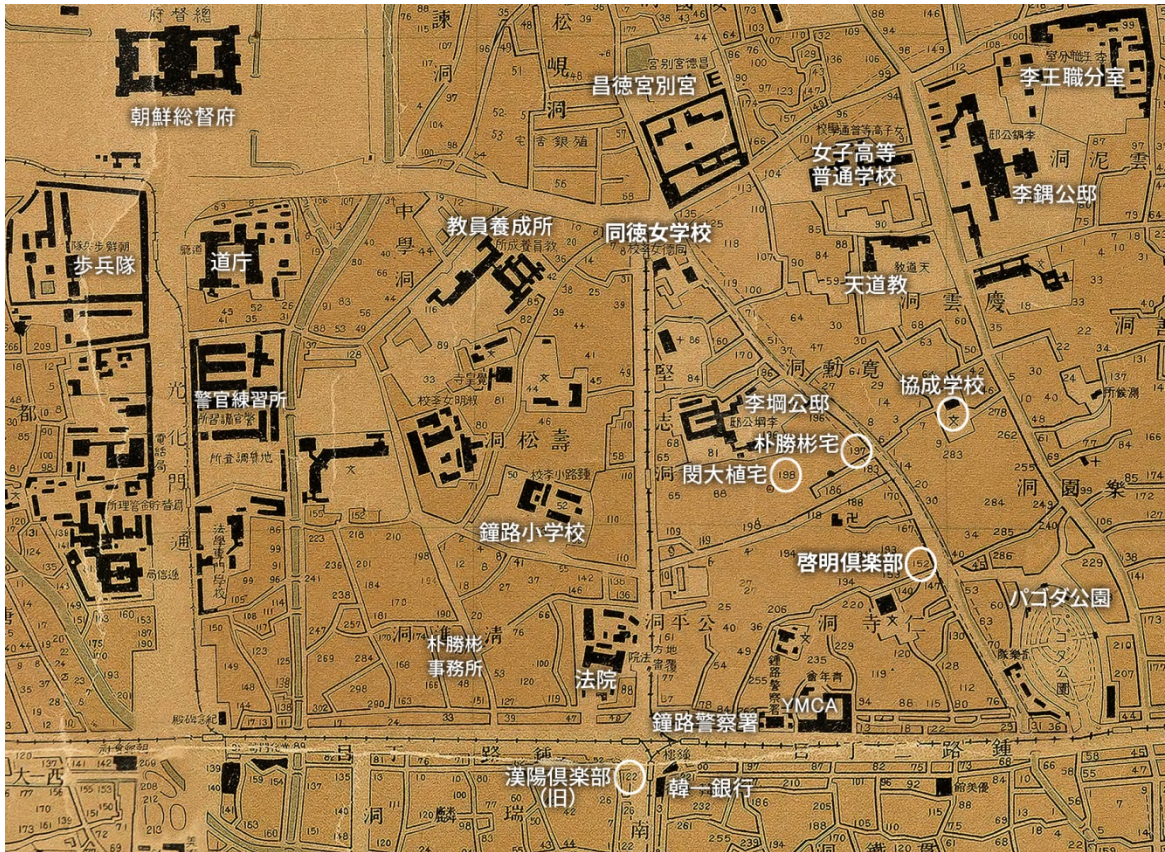
아아모든醜惡이黒幕에싸여서우리를威脅하여恐怖를느끼게하는고나하잘것업는것이黒幕가운데잇기때문에우리는그를무서워하는고나.

그러나啓明星의신호로朝暾이萬象에비추일때모든것은曝露되리라醜惡이나善美나.

²³⁹ 1921年1月17日の朝鮮日報は「啓明倶楽部大拡張」との記事で「京城知識階級の唯一の社交機関」である漢陽倶楽部が朝鮮文化を増進させる目的で「大拡張」を図ったことを報じ、毎日申報、東亜日報なども再創立を報道している。

煉瓦製二階建てを新築し移居した。当代朝鮮の最上流階層の集まりであったこの倶楽部は、大韓帝国時代の官僚出身が理事を、海外留学を経験した新知識人たちは評議員を務めた。

〈図7-1〉「京城市街圖」の一部 / 朝鮮總督府作成 東京：小林又七発行 昭和2年（1927）²⁴⁰



倶楽部組織の目的は、「朝鮮の文化の増進に貢献し、倶楽部員の親愛を図ること」と規定し、その実行事項として「言文、礼儀、衣食住其他日常行事の改善の方法を研究宣伝すること△雑誌其他必要な書籍を刊行すること△新聞、雑誌其他書籍を備置し縦覧に供すること△随時に講演を行う事 △高尚、活発な遊戯を行う事」とした²⁴¹。「朝鮮文化増進上に必要な重要事項に当たり審究決議し宣伝に努力²⁴²」する一方、部員間の社交や遊戯の場であることも明言しているところは、イギリスやアメリカの社交倶楽部を標榜したように見られる。実際、部員たちは会館で

²⁴⁰ 〈図7-1〉は当時啓明倶楽部の位置を確認することができる1920年代初めの京城市街図の一部に倶楽部の関連事項を記したものである。倶楽部は現在の仁寺洞メイン通りの交差路に位置していた。後に啓明倶楽部が行った朝鮮語辞典編纂事業に下賜金を出した李垞公の居処である寺洞宮、総務理事閔大植や評議員朴勝彬の自宅が倶楽部の至近距離にあり、天道教、同徳女学校、漢一銀行など部員たちと関連した諸機関が近距離に位置している。

²⁴¹ 「啓明倶楽部沿革概要」『啓明倶楽部一覽』啓明倶楽部 1936 5-6頁。

²⁴² 同書6頁。

主に囲碁や将棋、ビリヤード、麻雀などで時間を過ごしながらか親睦を深めていたが²⁴³、世間では「インテリ閑良達の社交娯楽場」であると揶揄する声もあった²⁴⁴

〈図7-2〉『啓明俱樂部一覽』より

啓明俱樂部
事業概覽

智徳修養
各種遊戯
圖書遊覽
講座演說
雜誌發行
講演開催

習俗改良
時曆發行
陽曆實勵
深色衣獎勵
族譜弊害排除
婚喪禮式制定

言文研究
普遍的用語決定
兒童敬語使用
言文研究發表

特別事業

古書刊行
朝鮮語辭典編纂

일 할 행 실

남의성파이름일제 「列氏」
남을훈유려 「당신(當身)」
옷 은 「물드면(色衣)」
선 은 「양(陽曆)」
아이들끼리 말함에도 「하오(敬語)」
「국보민드느일 업서기(族譜弊害排除)」
혼상의례식은 「제명식(啓明式)」

部員親睦
哀慶相問
患難相救

〈図2〉は倶楽部の「事業概覽」である。「言文研究」の事項として「普遍的用語決定」「兒童敬語使用」「言文研究發表」が最初に挙げられ、そのほかに「習俗改良」の項目で「時間勵行」「陽曆實行」「深色衣獎勵」「族譜弊害排除」「婚喪禮式制定」などで朝鮮民衆の生活改善を促した。「朝鮮語辭典編纂」を特別事業として紹介していることから、何えるように、啓明倶楽部の研究宣伝の努力は「言文」の分野に大きく割愛されていた。その理由は外でもなく啓明倶楽部の中心人物朴勝彬の影響と言えるが、彼の人物像や言語観に関しては次節で述べ、下では啓明倶楽部の再創立と同時進行で行われた敬語使用運動の展開を考察しよう。

「言文に関する緊急な要求」—敬語使用運動

同倶楽部の雑誌『啓明』の「啓明俱樂部録事」には漢陽倶楽部創時代からの総会や理事会、評議員会の様子が記され、敬語使用運動の動きを把握することが出来る。(表1参照) 1918年1月に「同士が日常交遊し親愛敦睦し互相權善補過し各其知徳を増長」させる目的で集まった漢陽倶楽部は、1920年11月17日臨時總會を開き、「普遍的に使用する姓名下敬稱語を決定する為」張燾、高元勳、朴容九、金瓚永、沈友燮ら5人を研究委員として選定した。翌12月26日の評議員会では「姓名下

²⁴³倶楽部の総務理事を務めた趙東植の回想によれば、比較的倶楽部によく通っていた顔ぶれには、朴勝彬 呉一英 尹定夏 李璨榮 崔斗善 玄憲 權重協 權泰述 金讚泳 朴容協 權永禧などがいて、この他に許憲 金性洙 徐光高 朴容九 南宮營 白寬洙 尹益善 宋鎮禹等の人物が会員であった。以上は、「啓蒙運動家として」『春江趙東植先生傳記』 春江趙東植先生記念事業會 編 1979年。

²⁴⁴1926年創刊の雑誌『別乾坤』、1929年創刊された雑誌『三千里』は当代の朝鮮で最も多く読まれた大衆紙である。これらの紙面では啓明倶楽部や部員人士に対する世間の評価が複数の記事で見られるが、その論調は概して有産階級知識人に対する風刺や微妙な反感を匂わせるものが多い。倶楽部内の自己認識と大衆の持つイメージの対比を読み取ることができる。

敬称語氏」を使用する可と決議し此を総会に提案」すると決めた。その後、1921年1月の評議員会で、第二人代名詞の普遍的使用語を決定する研究委員を選定し来る総会に報告することを命じた。研究委員は朴勝彬、高元勳、金瓚永の3人であった。そして5日後開かれた1月16日総会で倶楽部の名称を「啓明」に改称し再創立され、この場で普遍的敬称「氏」の使用決定や二人称代名詞の敬語「当身」及び「君」を選定した。そして、さらに慎重な研究のために研究委員劉文煥、張燾、方台榮、金東成、李容汶の5人を選定し、9日後またの理事会を開き同年2月5日、中央基督教青年会館内で講演会を開くことにした。その講演会の演題は朴勝彬の「言文に関する緊急な要求」そして吳知泳の「習俗改良に対して」であった。漢陽倶楽部時代、すでに「普遍的に使用する姓名下敬称語を決定する為」研究会を組織し、以後立て続けに評議員会を開き、敬称「氏」、「当身」、「君」などを選定する流れを見れば、倶楽部の再創立課程はまさにこの敬語使用運動の始まりと軌を一にして展開されたとみていいだろう。啓明倶楽部への再創立の目的に掲げた「文化増進」の中心内容として普遍的用語「氏」、第二人称敬語「当身」の使用が据えられていた。

(表1) 啓明倶楽部の総会及び理事・評議員会記録²⁴⁵ 1918. 1. 27 - 1921. 9. 22

<p>創立第一年 1918年1月27日 創立総会 理事会 評議員会</p>	<p>京城府光化門通明月館内で創立総会を開く 規則を議決し、名称は漢陽倶楽部と定める 役員選挙の結果左の如く被選 理事 閔大植 柳海昌 柳錫泰 洪筦植 閔裕植 評議員 金讚泳 宋達燮 金韓奎 閔衡基 沈友燮 李仁用 徐相八 李其燦 吳相鉉 閔圭植 高元勳 成達永 朴勝彬 尹慎榮 同日に理事会 総理理事 閔大植氏が被選 同日に評議員会 評議員議長 朴勝彬氏が被選</p>
<p>創立第二年 1919年2月9日 定期総会 理事会 評議員会</p>	<p>本倶楽部内で定期総会を開く 前年度の収支決算の報告を承認 同日に理事会 総務理事 閔大植 同日に評議員会 評議員議長 高元勳氏が被選</p>
<p>1919年 月 7日 評議員会</p>	<p>部員入部金は2円で、月損金は1円に決定</p>
<p>1919年 10月 17日 臨時総会</p>	<p>維持金収納制度設ける。</p>

²⁴⁵「啓明倶楽部録事」『啓明』創刊号、60 - 63頁。ただし、1921年6月26日理事会記録からは、시정곤 (2015) 『훈민정음을 사랑한 변호사 박승빈』 박이정 126頁の内容を整理した。

<p>創立第三年 1920年 5月9日 定期総会 理事会</p>	<p>前年度収支決算報告の承認 役員改選結果 理事 関大植 朴勝彬 評議員 高元勳 金讃泳</p>
<p>1920年11月17日 臨時総会</p>	<p>普遍的に使用する姓名下敬称語を決定する為、其研究委員5人が被選 張燾 高元勳 朴容九 金瓚永 沈友燮</p>
<p>1920年12月11日 理事会</p>	<p>雑誌を刊行する事を評議員会に提案することにする。</p>
<p>1920年12月19日 評議員会</p>	<p>雑誌の刊行を決定し、其实効方法の研究委員として三人が被任した。 朴勝彬 高元勳 金瓚永 規則を改正することに決定しその起草委員も三人にして兼任する。</p>
<p>1920年12月26日 評議員会</p>	<p>姓名下敬称語は「氏」という用語を使用する可と決議し此を総会に提案することにする。</p>
<p>創立第四年 1921年1月11日 評議員会</p>	<p>第二人代名詞の普遍的使用後を決定するため其の研究委員として三人を選定し来総会に報告することを命じた。 朴勝彬 高元勳 金瓚永 衣服に深色を励行する案を総会に提案することにする。</p>
<p>1921年1月16日 定期総会</p>	<p>前年度の収支決算報告の承認 本倶楽部の名称を啓明倶楽部と改定する 雑誌を刊行を決定し其实効委員として五人を選定する 金東成 尹定夏 李升雨 呉相鉉 姜邁 姓名下敬称の普遍的使用語は男子及女子の姓又は姓名の下に「氏」と称する可と決定 第二人代名詞研究委員から次の如く報告する 第二人代名詞は敬語で「當身」(당신)と称し普遍的に使用し此を使用するのが不便な境遇(過敬の嫌が有境遇)に「君」(그대或군)と称するのが可 其外敬意を表するのを要しない境遇の用語は決定する必要が無い この案に當して更に慎重に研究する為其研究委員として五人を選定する 劉文煥 張燾 方台榮 金東成 李容汝 衣服に深色を励行することを決定</p>

	<p>任員の改選を行った結果</p> <p>理事 関大植 朴勝彬 高元勲 金瓚永 南相一 尹定夏 劉洪鐘</p> <p>評議員 張燾 劉文煥 嚴柱益 柳海昌 文澤圭 具滋嫻 方台榮 崔鎮 関圭植 沈相直 宋達燮 金東成 金炳魯 李容汶 関奎植 曹徳承</p>
1921年1月17日 理事会	<p>総務理事を互選で関大植</p> <p>本倶楽部の事務を分掌する為次の六部を置く</p> <p>庶務部 会計部 文書部 社交部 研究部 編集部</p> <p>幹事は李容宰氏に選任し評議員会の同意を求めることに</p>
1921年1月19日 評議員会	<p>評議員会長を互選で張燾氏が被選</p> <p>幹事李容宰氏件に同意</p> <p>雑誌刊行に当り、理事会の提案により、雑誌名は啓明とし編集人は南相一、発行人は関大植とすることを決定</p>
1921年1月25日 理事会	<p>来2月5日午後7時に中央基督教青年会館内で講演会を開くことに</p>
1921年1月28日 理事会	<p>第二人代名詞研究委員から大正10年1月16日定期総会に報告された前回研究委員の提案を援用すると報告</p>
1921年2月1日 理事会	<p>第二人代名詞研究委員の報告案に当たり原案通り可決し此を評議員会に提案することにする</p> <p>研究部主任理事朴勝彬氏は女子及児童衣服改良案を提出。その趣旨は</p> <p>女子の衣服に（胸）部を結束する弊害を除去し衣帯の結束は腰部にする方法に此れを改良する可。児童の衣服も亦然り</p> <p>案を可決し評議員会に提出することにする</p>
1921年2月5日 講演会開催	<p>鐘路基督教青年会館内で講演を行い、聴衆は略千名に達し甚に緊張した態度で聴講した。</p> <p>演題 言文に関する緊急な要求 朴勝彬</p> <p>習俗改良に対して 吳知泳</p>
1921年2月21日 評議員会	<p>第二人代名詞研究件を次のことく決定し此れを総会に提案することに。</p> <p>理事会の提案中「君」（그대或君）とするの部分を削除する</p> <p>第二人代名詞の普遍的敬語を「當身」（당신）と称するのが可敬意を表するのを要しない境遇の用語は決定する必要が無い</p> <p>女子及児童衣服改良案に当り其研究委員五人を選定</p> <p>部員の月損金を今後、其入部翌月分から徴収することを決定</p>

1921年5月12日	女子衣服制度研究委員会を開き本案を討議
1921年5月14日 理事会	学童相互間に敬語を使用させる事を朝鮮総督府学務当局と各普通 学校長に建議することを決定 理事の出勤時間を毎日（日曜を除く）午後3時30分から同5時ま までと決定
1921年5月22日 評議員会	学童相互間に敬語を使用させる事を朝鮮総督府学務当局と各普通 学校長に建議することにした理事会の決議を承認し此を来総会に 提案することを決定
1921年5月28日 臨時総会	出席員は63人 第二人代名詞の普遍的使用語は評議員会の提出した原案通り 「당신、當身」と一致可決 学童相互間に敬語を使用させる建議案は次の修正案で一致可決 学童相互間に敬語を使用させる事を期図す。 此を実行する為に朝鮮総督府学務局と各普通学校長に建議しそ の他 必要な方法を取る事
1921年6月13日 評議員会	学童相互間に敬語を使用させる為朝鮮総督府学務局と各普通学校 長に提出する 建議書 の作成を次の委員三人を選定して付託 姜邁 金東成 高元勳
1921年6月26日 理事会	建議書作成委員らが建議書を提出し、これを印刷することに
1921年7月16日 第8回定期総会	出席は43人 上半期収支決算報告とこれに当たり承諾を得る 庶務、研究、社交、編修各部理事から当該事務の処理事項の報告
1921年8月16日 理事会	翌17日、総務理事閔大植、理事朴勝彬、理事高元勳三氏は児童 敬語案の建議書を持参し総督府学務局に之を提出する 学務課長（学務課長旅行中につき）その理由を説明する
1921年9月19日 理事会	児童敬語案に当たり、各新聞雑誌記者中有力人士を招待しその実 行に関し協議することに
1921年9月22日	各有力新聞雑誌記者諸人士を京城府西大門町青松館に招待し、児 童敬語案実行を協議したところ、来賓諸氏は一致賛成してその既 成に協力することを宣言する

倶楽部再発足後間もない1921年2月5日、YMCA会館で開かれた倶楽部主催初の講演会で朴勝彬は「言文に関する緊急な要求」として児童の敬語使用の必要性を約一千名の聴衆の前で披瀝した。この講演は、朝鮮日報の報道でその摘要が紹介され『啓明』創刊号にも題を「朝鮮言文
138

に関する要求」に改め掲載された。「言文が民族を支配すると同様」であるまで言い切る彼は、「まず児童間敬語を使用させ」以後は社会において敬語だけを使用し、世界万国と相互連絡するに便利で合理的な言文に発達させるべきであると熱弁した。



(図 7-3) 朝鮮日報 1921 年 2 月 7 日

「言文に関する緊急の要求」—朴勝彬

(前略) 如何なる国家／民族であれその隆替盛衰に伴い、言文も隆替盛衰するので、言文が民族を支配するのと同様であり、 禮儀及衣食住とその他日常行事は時代と共に変わっても言文は一定不変が其の原理である故に若し言文が変わりその固有性を失ったとしたら此はその民族が滅亡したと (中略) 現今世界萬國が相互連絡し、文物交通する此際に最も合理的で便利な言文でなければ維持不可能なり。然るに如何に発達させるか (中略) まず児童間敬語を使用させる可し。(中略) 児童は小学校入学時此れを一課として教習せば容易に実行するなり如斯にして習與成性なれば自今以後は社會に於いて敬語だけが使用されるのは無疑であり²⁴⁶

朴は、「我が朝鮮人間交際状態を黙思すれば、朝鮮に班常と老少の階級が懸隔で、互いに嫉視し、互いに排斥し、然るに、互相親愛相接する民族と、嫉視相疏する民族の中、何者が安寧幸福を維持し健全な部落を成立させるだろうかと云う感想が有った」として敬語を使用すべき理由をつぎのように述べる。

社会の状態を円満にするためである、朝鮮の状態は各都会は班常の階級が外觀上稍に破脱されたようであるが、郷村に在ってはまだその差別が甚だしく両班は常人と交際すると羞恥になるだけでなく即自卑になるとして互いに意思を疎通できず綽呼するので、常人はは両班の下待を忌避して意思を陳述しないのがすべて此言文の差別が有

²⁴⁶朝鮮日報 1921 年 2 月 7 日付「啓明俱樂部主催講演録 (1) 言文に関する緊急な要求—朴勝彬」

る故で、此言文の差別だけ除去しておけば互相間意思を交際するようになり、従って此を社会共通的に改善されればその発展の効力が倍勝するは勿論であり²⁴⁷。

と、制度上の階級撤廃が特に郷村社会では機能しておらず、両班と常人が互いに言葉を交わさない実情を指摘している。言文の差別がまず除去されれば、社会の改善と発展につながる効力を期待できるという分析である。「我が朝鮮人間の交際状態」を是正しなければ社会の発展は望めないとした。敬語を使用すべきなのは「吾人互相間親愛を養成し此によって齟齬を除去する」からであると主張した。「両班」と「常人」の隔たりを、お互い敬語を使うことで取り払い、「親愛」を養成し社会の発展につなげようとする主張である。

この講演で朴勝彬はあくまでも朝鮮民族の中で解決すべき問題として階級間の反目を指摘している。この頃、5. 2 で見た植民支配者と被支配者の主従関係や在朝日本人と朝鮮人との葛藤には一切触れず、まず朝鮮の社会や言文に手を付けることが「緊急」であると講演する。

前節でみたように自治意見書の提出やこの頃携わっていた物産奨励運動の活動を見れば、この時点の朴勝彬個人の政治意識は、「政権」への参与が朝鮮の現状打破になにより必要であるとしていた、少し時代が下がるが、文盲退治の実際的方案を訪ねるインタビュー記事で朴勝彬は、為政と民衆がお前と俺に分かれており、「結局我等としては如何ともなし難いことである」と述べる。「普通学校を増設するとか義務教育制度を実施するとかいふ様なことは我々の意見の通りにはなるまいことだからです²⁴⁸」と、一般民衆に呼びかける時とはかなり冷めた口調で答えている。時代の変遷とともに、「政権」との距離をより意識せざるを得なくなった答えの様に思える。しかし、倶楽部の啓蒙運動の一環で朝鮮語の敬語使用を主張する宣伝活動はこの後30年代後半まで続いた。

²⁴⁷ 上同

²⁴⁸ 1927年1月6日付「文盲退治の実際的方案如何」『東亜日報』

7.2 朴勝彬の言文研究と敬語

朴勝彬という人物の生涯と活動や、語学研究の成果を整理した先行研究シ・ジョンゴン(2015)²⁴⁹は、朴勝彬の詳細な経歴を追いながら、膨大な量の資料を整理して彼の社会活動や語学研究の諸相を詳しく検討した。この研究で朴勝彬の全生涯は仔細に記録整理され、本研究にも大いに参考になった。シは、専門の関係上、朴勝彬の「国語研究と国語運動」に重点を置き、弁護士、民族主義者、思想家、社会運動家、教育者、体育系の活動家として生きた彼の生涯を体系的に照明するに限界があったとした。そして歴史的意味と評価においてもおろそかであったとしている。本研究もやはり、もっぱら敬語使用運動に携わった朴勝彬を取り上げており、彼の行跡にたいする全体的評価を下せる視点を確保していない。しかしこの忠実な研究成果を生かしつつ、その生涯の多彩さに見合う朴勝彬の人物像を再構する試みとして、敬語使用運動の背景や展開様相をより具体的に検討する。

三ツ井(2012A)²⁵⁰は、朴勝彬の自治運動に関する朝鮮の独立派と日本の統治者側の相反する評価を分析することで彼の志向した自治は「朝鮮人の手で政事をおこなう権利」を指し、「それはかなりつよい意味での」自治論であったと分析した。朝鮮内では民族主義妥協派として見られた朴勝彬らの自治運動は、日本当局側では「独立」につながりうる動きとして捉えられていたのである。この両側の「評価がまったく分かれてしまうところに、朴勝彬のかかわった政治運動の性格があらわれている²⁵¹」との分析は敬語使用運動の背後にある政治認識を探る端緒である。6.2節で高元勳らと共に東京に渡り、自治の意見書を原首相に提出してきた経緯はすでに触れた。彼はその後、弁護士崔鎮、文筆家安国善らと一緒に物産奨励株式会社を設立し、朝鮮の「実力養成」を図った。またその一方では、啓明倶楽部の再創立や敬語使用運動の研究・宣伝の外、朝鮮語文法に関する公開討論に臨むなど実に多忙極まりない活動をつづけた。

啓明倶楽部が活発に生活改善運動を推進していた1922年、三・一運動後の実況を確かめるため、日本の衆議院議員三人²⁵²が朝鮮を視察し「朝鮮民情視察報告」(1923年2月)をまとめた。視察が行われたのは1922年の10月、同月18日に200余名が出席した各団体連合歓迎会があった。この席で発起人代表として朴勝彬が歓迎辞を次のように述べた。

²⁴⁹시정곤 (2015) 『훈민정음을 사랑한 변호사 박승빈』 박이정

²⁵⁰三ツ井崇 (2012A) 「朴勝彬の言語観とその背景・補論」『日韓相互認識』第五号 130-135頁を参照

²⁵¹三ツ井崇 (2012A) 前掲論文、132頁。

²⁵² 三人の議員は上塚司、荒川五郎、副島義一

現在に於ける朝鮮統治の政策には何れの方面を問はず総て誠意を認める事が出来ない。言ふ迄もなく日本の朝鮮に対する政策如何は直に之れ朝鮮人全体の死活の分岐点となるのである。冀くば三代議士は此の度の調査によって篤と内地の有志に朝鮮の現状を知らせて貰ひたい。同時に出来るだけ速に之が解決に努力して戴きたい²⁵³。

「朝鮮統治の政策には何れの方面を問はず総て誠意を認める事が出来ない」とは歓迎辞として述べた言葉として厳しい印象を受ける。報告書は、この場の表情を「会員中六七人の青年あり、起つて朝鮮独立の希望を絶叫す。辞気激越、一時喧擾を呈せしも間もなく鎮静」したと描いている。この時期は、啓明倶楽部の敬語使用運動が活発に行われる最中であつた。彼らは「平等」な関係づくりの道具としての敬語使用運動を主唱する。民族の死活のかかった総督府の政策には全く誠意を認めなく植民支配の現状を「朝鮮人の手」で改善する方策として敬語問題を緊急な懸案として取り上げたのである。

朴勝彬の「文明」体験と敬語

先に触れた高元勳の外に、啓明倶楽部を代表する人士は総務理事を務めた関大植と趙東植、そして崔南善などがいるが、朴勝彬を措いて倶楽部の活動を論じることは不可能であるほど、彼は啓明倶楽部を象徴する人物であつた。代表格である総務理事を一度も務めたことはなかつたが、彼は常に評議員と研究部長を歴任しながら倶楽部の言文事業や新たな儀礼の規範を考案しその宣伝を主導した。弁護士でありながら文法研究者である朴勝彬のこのような言語への強い関心は彼の留学経験か得られたものがある。1904年中央大学法科に留学し当時日本で展開されていた言文一致運動や国語国字改良の動きを現地で目撃した彼²⁵⁴は、帰国後まず『言文一致日本国六法全書』（1909）を翻訳した。その後、朝鮮語辞書の編纂、綴り字法研究や文法書著述、敬語使用運動への取り組みなど、終始一貫語学研究や言文運動に邁進した。彼は1931年朝鮮語学研究会を組織し1934年には文法書「朝鮮語学」を著わした²⁵⁵。

²⁵³ 「(三十) 朴勝彬 前朝鮮弁護士会会長、弁護士各派連合歓迎会歓迎辞の要領」『朝鮮近代史料 朝鮮総督府関係重要文書選集 (10) 万才騒擾事件 (三・一運動) (2) (故子爵阪谷芳郎博士遺集「朝鮮問題雑纂」の内)』74頁。

²⁵⁴ これらに関しては、平井昌夫(1948)『国語国字問題の歴史』昭森社。

²⁵⁵ 朴勝彬の語学研究に関する研究は次のようなものがある。

송석중 (1976) 박승빈의 조선어학소고어학연구제 12 권제 1 호 한국언어학회

천소영 (1981) 학범박승빈연구고려대학교석사학위논문

신창순(1999) 이른바철자법논쟁의 분석 -박승빈의주시경철자법이론비판한국어학제 10 집 한국언어학회

최용환(1999) 박승빈조선어학의 '문법편' 에 관한 고찰 문학과언어제 21 집 문학과언어학회

최호철(2004) 학범박승빈의 용언 분석과 표기 원리

その精力的研究活動の傍ら、啓明倶楽部の敬語使用運動をはじめ、衣服改善、婚・喪礼式の改善など幅広い分野の生活改善に尽力した。三ツ井（2010）は、朴勝彬の率いる朝鮮語学研究会が独自の綴字法を研究、宣伝し、その「採択」を巡って周時軽門下の教員を中心に組織された朝鮮語学会と繰り広げた論争と対立を追い、総督府学務当局との政治的脈絡なかで朝鮮語の規範化問題を捉えなおした。その際、啓明倶楽部の敬語使用運動の大略を紹介し、「弊風」を「矯正」する意味において、倶楽部の生活改善運動の一環としての性格を指摘した。そして、その一方で、「（朝鮮語）教育の現場を「改善」の場として想定したということにも注目しておく必要がある」とした。本稿は、その敬語使用運動の背景にある朝鮮語および、朝鮮社会に対する彼らの認識と対応を植民支配に対抗し社会の不平等を是正する試みとして捉える。

前節で触れたように朴勝彬は朝鮮の「言文に関する緊急な要求」として児童の敬語使用を考えるほど、言文と敬語使用の両方に託す思いと研究・宣伝の意志は強かった。ではどういう彼の体験と意識がこのように言語研究や敬語使用運動の基になっていたのかその一端を探ってみたい。まず朴勝彬との逸話を紹介している尹致昊の日記²⁵⁶を紹介しよう。

韓国時代、徳源監理署や外部の主事を勤めた朴は留学のために英語や日本語を覚えた。日本留学を目前にして朴勝彬は京城を離れて休養中の尹致昊を訪れた。尹致昊は疲れた政治家たちはこのような自然からのインスピレーションが必要であると話しかけた。これを受けた朴は、疎らの松ノ木を眺めるよりは、外国で文明の驚異を観て高い理想や刺激をもらうべきではないかと答える。渡日前の期待と高揚感を感じさせる答えであるが、自らの目でこれから目撃する「文明の驚異」とは一体何を意味しているのだろうか。日記が書かれた1904年の5月は、その二か月前「日韓議定書」の調印により、朝鮮内における日本の軍事行動が「便宜供与」や「施設改善」の名によってなされ、政治面では内政干渉の始まった時期である。日本への留学

²⁵⁶ (中略) There is not much grandeur or beauty in the scenery here; but the wooded hills, scanty but winding rills, and comparatively clean surroundings with quietness are a great relief to one sick of the venerable smells and vile sights and the unedifying chats of "politicians" of Seoul. Delighted with the scene, I said to Pak Sung Bin, "I wish the Ministers would spend a day or two every week in a place like this! Communing with nature may give them some wholesome inspirations such as can not be given by constant whisperings and intrigues." "I dont think so," said the young man. "If they get no higher ideals and stimulations from the sight of the wonders of civilization in a foreign country, do you expect them to become any better by seeing a few pines here?"

「尹致昊日記六」『한국사료총서제 19 집』、MAY, 1904 8th. A lovely day.

以上は、ウェブサイト「한국사데이터 베이스」

http://db.history.go.kr/item/level.do?sort=levelId&dir=ASC&start=1&limit=20&page=1&setId=-1&prevPage=0&prevLimit=&itemId=sa&types=&synonym=off&chinessChar=on&levelId=sa_02_9_0020_0020_0040&position=-1 から引用。

の途に就く前から朴勝彬は国内外の状況を「弱肉強食」の論理で受け止めるしかなかったであろう。その後、朴勝彬は中央大学法科大に留学した。彼が副会長や会長を歴任した大韓留学生会の会報には、朴勝彬が国漢文体で書いた留学当時の文章「擁炉問答」が載っている²⁵⁷。漢散文の形式で二人の問答を「傍録生」朴勝彬が記録した体裁であり、この時期、朴勝彬が漢主国従の文体を駆使していたことも注目できる。この文章では、優勝劣敗の情勢の中、国亡の危機を打開するには開化こそが解決策である確信する朴勝彬の認識がよく表れている。²⁵⁸。

そして、朴は日本国内ではいわば国語国字問題をめぐる言文改良の論争を見届けながら発展された近代文明の裏面にある文化・言文の近代化こそが競争力の本質であると見抜いたのではないだろうか。彼は、1907年帰国後平壤地方法院の検事となった。翌年には、「言文一致日本国六法全書」を翻訳した。以後検事を辞職し、ソウルで弁護士として活動する。弁護士活動の傍ら、言文に関する研究をつづけた。

では20年後、朝鮮社会の中堅人物になった朴勝彬の言語に対する考えをここで確認しておこう。朴勝彬は普成専門学校長に就任した翌年である1928年、東亜日報のインタビュー記事で「私が『ハングル』のせいで恋愛病を患ったのが二十年余り」になるが、「まったく病的といえるほどこの頃私はその方（朝鮮語研究）ばかりに傾いている」とした後、次のように言語と民族に関して語った。

日本で法律方面を研究するとき、その時から我が胸には朝鮮語に対する愛着が芽生えはじめたのです（中略）「実に現時代では難しい問題であるが、衣食住と道徳上では時代によって次々変遷されるだろうと認めることが出来るが、言語だけは不変性を持つもの

²⁵⁷ 조상우 (2009)

「『大韓유학생회학보』에 게재한한문산문연구」『우리어문연구』 34집 우리어문학회 223-258頁。
なお、「擁炉問答」の内容分析に関しては、三ツ井 (201202) 「朴勝彬の言語観とその背景・補論」参照。また、「미쓰이다카시(2012) 「박승빈(朴勝彬)의언어운동과그성격: 기초적고찰」 『학국학연구』 제 26집 인하대한국학연구소 297-299頁。

²⁵⁸ (假癡生)曰 君之偏於愛國之性이 固若是其篤이면 何不圖排攘外寇하야 以保國家고 反攻攻學彼며 又使全國之民으로 欲共進開化는 柯也오.

(先憂子)曰 現代列國이 以交通으로爲國際共遵之公法□하야 有一國이 違於此而杜絶者□면 萬國舳舻가 必齊其砲而攻其罪□하니 今日은 卽國際的競争時代也오 非鎖國之可能圖也라 故로 吾儕는 不能不共進開化하야 並驅于競争之界로다. 而今教化也와 風俗也와 學術也 | 有東優而西劣者며 有長於彼而短於此者야 有其一者는 敗□하며 併甚二者는 勝□하니 余所謂開化者는 欲學彼之長□하야 而補我短□하야 得以列於競争之間也라. 若不此之爲□면 雖欲愛國인들豈能得乎야. 「擁爐問答」『大韓留學生會學報』 第二號 1907年5月、25頁。

と存じます。いい換えれば**民族性が腐敗すれば同時にその民族の言語も腐敗することになります。その点にかんしては誰もが特別な覚醒を持たねばなりません**²⁵⁹

(強調は引用者)

この発言からも伺えるのは、ある民族の言語はその民族性のありのままを反映し、運命を共にするという言語ナショナリズムの思考である。この外に言論を通して披瀝した敬語使用主張においても彼はこのように民族と言語を同一運命体として認識していた。言語は「不変性」を有し、民族性が腐敗すれば言語も腐敗するというこの発言は、単に言語を、民族の属性の一つとしてではなく「民族そのもの」に還元し得るものと見なしている。このような彼の強い言語への愛着は、敬語使用運動を支える原動力であった²⁶⁰。

²⁵⁹東亜日報 1928年12月18日付き「書齋人訪問記(七) 普專校長朴勝彬한글에온정력 집중언어는민족성과함께부패한다 (ハングルに全精力を集中、言語は民族性と共に腐敗する) - 婦人記者崔義順」

²⁶⁰朴勝彬の敬語使用主張はこれらの文章でも確認できる。「現代朝鮮教育制度缺陷に對する意見(一) 兒童に敬語を使用し兒童相互間にも使用せしめよ」『朝鮮思想通信』第27号、1927年。「敬語と人格」『朝鮮の教育研究』第78号、1935年。

7.3 「普遍的用語」としての敬称「氏」と二人称代名詞「当身」

この節では、啓明倶楽部の敬語使用運動の具体像を決議事項別に検討する。倶楽部は理事会と評議会を経て定期／臨時総会を開き、会員間の議論と同意を求める過程を経て「満場一致」で実践事項を決議したことを強調している。敬語使用に関連した重要決議事項は、次の三項目である。

- ・ 姓名下敬称の普遍的用語は、男子及女子の姓又は姓名下に「氏」と称する事
- ・ 第二人称代名詞は敬語で「当身」と称する事
- ・ 児童相互間に敬語を使用させることを期図す

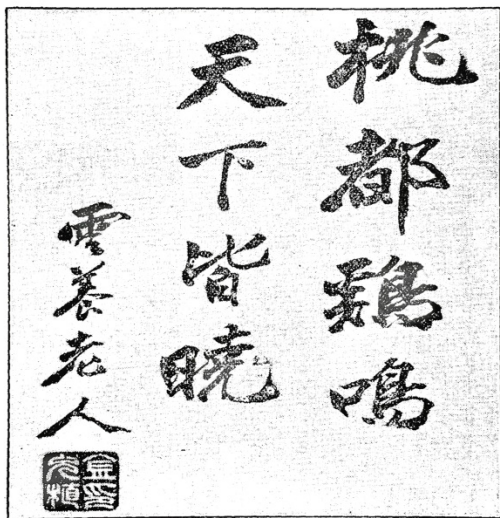
敬称「氏」

まずはすでに漢陽倶楽部時代から議論が始まった敬称「氏」の使用に関してみてみよう。啓明倶楽部が作成した「重要決議事項理由書」を見れば、「人の姓又は姓名の下に敬称をつけて呼ぶ時に、一般の要望に随応する普遍的用語」が欠けている関係で、「日常の社交上不憚を感じ、齟齬を生じることが実に多大」であると述べ、これは「過去累百年間で階級的生活を崇尚してきた結果」であるとした。英語を習った者は「ミスター」を使用し、「国語」を習った者は「サン」を使っている現実はいかに不合理的で、いかに羞恥な事実なのか。「たとえ実力は弱い、言文儀礼などに当たっては相当の自尊をの心をもつ朝鮮人として（中略）耐えうる苦痛だろうか」と嘆く。「現社会は各階級で普遍的に使用し得る用語を緊切に要求」しており、このような「問題点」を改善するために啓明倶楽部では「『氏』の使用を決定した」と述べる。

まず注目すべきなのは、過去の朝鮮では階級的生活を崇尚した結果、社交上「普遍的」に使う敬称が「欠如」したというところである。従来の階級制度や儒教的秩序に基づいた敬語使用習慣から脱せねばならないという切実な認識から平たく使える敬称を考案するに至ったというのである。

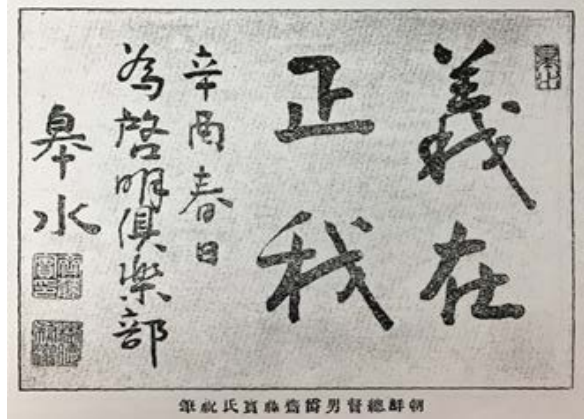
「氏」の選定理由は、「身分、官等、男女及び年齢による各階級を通して苟も敬称を使おうとする人に対しては普遍的にこれを使用することが出来る上、他の言葉は『氏』より適合したものが無い」からだと説明を加えている²⁶¹。

²⁶¹ 朴勝彬（1921）「姓名下敬稱語斗決定」『啓明』創刊号 36頁。



筆祝氏植允金養雲

(図7-4)



(図7-5)

(図7-5)は「朝鮮総督男爵齋藤実氏祝筆」。(図7-4)

は、「雲養金允植氏祝筆」『啓明』創刊号に掲載された齋藤総督や金允植の祝筆。総督と元老人事に「氏」を使用している。

上下秩序ではなく、全階級で平たく使うことのできる「普遍」の敬語が必要である。そしてこの新たな敬語の「普遍的」機能に従来の認識と習慣の転換をも期待しているのである。啓明倶楽部は敬語を全社会の一般階層の言語にまで普及させ、身分制の維持機制として働いた従来の敬語を新社会の全階層で使える「普遍」語として改めて使用すべきであると宣伝した。

ところで、1924年02月23日付け 東亜日報の投稿欄「自由鐘」には敬称語に関する文章が載せられた。啓明倶楽部の「氏」の使用主張が宣伝されてから3年後の時点での一般読者の意見である。

我らの敬称語は何？

我々の日常呼人時に用いる敬称語は「サン」なのか。然らば「さん」とは一体何か。

(中略) この日本語を特に新式勉強をしたという青年たちの多くが此れを以って我らの敬称語としている。実に毎日日本人を前にして余りにも自怪に耐えられん。其の起源を

鄭求忠 (1936) 「重要決議事項의理由書一

姓名下敬称語『氏』의使用、第二人称代名詞『당신』使用을決議한理由書」『啓明倶楽部一覽』18頁。一方、「조선후기신분변동과정자준대법체계의변화 (朝鮮後期身分變動と聽者尊待法体系の變化)」정준영 (1995) ソウル大学博士学位論文は、朝鮮後期の身分制度動揺に関連し、朝鮮語の敬語体系の単純化とその使用の拡大が起きたという研究結果を、『春香伝』のテキスト分析と朝鮮後期の身分制度の混乱に関する歴史的検討を通して明らかにしている。

思うに、我らは十年余前あの困辱な目に合わせられて以来所謂新式文字「カ」の字一つでも分かれば大体が官庁、社会、商店など社会各方面の下級地位ばかりを占得する結果、日常「オイ」と「キミ」が我が姓名であって、「サン」はどうも得門し難い。（中略）この傾向が全社会化し、日語の一字も解しない人士までただ盲目的にこのサンの語を新式敬称語とばかり思い、先祖の遺伝語のように愛用している。（中略）然らば言語まで征服させたあの両班たちが此れを見てどれほど憫笑するのやら（中略）それでは我が言葉の敬称語は何だろうか。「氏」の字なのか。（中略）しかし我が社会では在来字脚を作り、俗用に充て、名字は此れを禁じて恒用しない習慣のある関係上、郷村年長者や社会有志父老其他大人に呼する時には、但に名下に「氏」の字の敬称だけをつけては敬意が未洽した感が有るだけではなくむしろ怒感を買う恐れが多いため、我々はあの西人の「ミシダー」や日本の「サン」のように何階級を問わず普遍的に使用する敬語はないだろうか。

ここでは、啓明倶楽部の「氏」の使用主張でも言及された日本語の敬称「サン」の乱用に関する不快感がより強調されている。この不快感は、内地人と朝鮮人間の社会的不平等に対する不満や自民族言語に対する懐疑に起因している。また、今すでにある程度普及している「氏」に対しても、郷村の年長者などに使うときは反感を買う恐れを指摘し、「西人の미시더（ミシター）と日本のサンのように何階級を問わず普遍的に使用できる敬称」を先導者たちに要求している。これは啓明倶楽部内部だけではなく、この頃の朝鮮社会においても普遍的敬称に対する必要性が自覚されていたことをうかがわせている。そして、筆者は「郷村年長者や社会有志父老其他大人に呼する時」の「氏」使用の隘路を指摘する。これは、伝統的郷村社会と近代都市社会の秩序が錯綜し始めた当時の時代像を見せてくれる発言である。筆者が指摘する通り、現代の韓国でも郷村はもちろん、社会で出会った年長者に「氏」を使うことは相当反感を買う行為である。現実世界に「先駆け」言語に手を加えうとする「先導者」啓明倶楽部の主張と、それ呼応できない「現状」を指摘しながら、「先導者僉位は紙上を以って恵教を下さるよう、伏望します」と締めくくる文章は、当時、新旧の敬語意識の錯綜を如実に表している。

二人称代名詞「当身」

では、二人称代名詞にかんする啓明倶楽部の主張を見よう。同じく「重要決議事項理由書」では、「第二人即對話者を指稱するのに使用する代名詞に当たっても従來の階級的意識から使用して来た言葉はその数甚に多いが、現代に要求される普遍的に使用できる用語は欠乏」したと述べ、次のような説明を加えている。

それに因んで出来た最も不合理で幼稚な対話式を見るようになったんだ。即ち対話者を称するに当たってその人の姓または姓名を呼んで指摘することがそれである。李某と金某斗が対話する中「金氏, 金德甫氏 又は 金先生の집은어대이오?」この対話式は朝鮮でしか見られない幼稚な対話法である。外国語で翻訳し、Where is Mr. Gim' s house?」または「金様ノ家ハ何処デスカ」の言葉は、これが普通に金某に対して対話する言葉にはならない。これいかに幼稚で羞恥な状態なのか。しかし、それは普遍的にしようする用語の不備に因り已むを得ずこのような不条理の言葉を使用するまでに至ったのである²⁶²

二人称代名詞の不備により、「幼稚」な対話をしなければならない朝鮮人の「羞恥」を告白しながら早急に改善すべき問題点として指摘している。そして「その社交的欠陥を補足するため」に「当身」の使用を決定したという。ここからも前述した敬称「氏」と同様に英語と国語（日本語）との対照から朝鮮語に「欠乏」した要素として二人称「当身」の使用を主張している。このような態度は、英語や日本語など他言語との接触を通して自民族語に対する自覚と認識の枠が形成され、それと同時に他者の言語によって朝鮮語の「欠陥」を見出す当代知識人の言語体験から得られたものである。我が民族の言語に「欠陥」があり、それを修正、補完すべきであるというこのような考えは、西欧をモデルにした近代化の課程で日本の知識人たちが西洋言語に対して感じた「母語ペシミズム」を思い浮かばせる²⁶³。

もう一つ、ここで検討すべき点がある。啓明倶楽部の「敬語」使用規範は「国語」即ち日本語の敬語の使用規範に従っているかどうか。

外国語で翻訳し、「Where is Mr. Gim' s house?」または「金様ノ家ハ何処デスカ」²⁶⁴の言葉は、これが普通に金某に対して対話する言葉にはならない。これいかに幼稚で羞恥な状態なのか。

上の英語文と日本語文はそれぞれ、二人称代名詞を使用した「Where is your house?」「アナタの家ハ何処デスカ」という発話を念頭にした指摘であろう。しかし、日本の実際の敬語規範は、だれに対しても「貴方」を使ってよいものとしているわけでは無かった。参照のためもう

²⁶²鄭求忠(1936)「重要決議事項의理由書—姓名下敬称語『氏』의使用、第二人称代名詞『당신』使用을決議한理由書」『啓明倶楽部一覽』19頁。

²⁶³田中克彦(1989)『国家語をこえて：国際化のなかの日本語』筑摩書房を参照。

²⁶⁴これはそれぞれ、二人称代名詞を使用した「Where is your house?」「アナタの家ハ何処デスカ」という発話を念頭にした指摘である。

一度 4. 1 で見た、『師範学校中学校作法教授要項』（1911. 10. 13）の「第八章言語応対」の一部を見よう。

「第一節 称号及敬語」

- 一 皇室ニ関スル談話ニハ必ス敬称・敬語ヲ用フヘシ
- 二 呼称ハ自他ノ身分ニ相当シ正シクシテ且野卑ナラサルモノヲ用フヘク又人ト談話ヲ交フル場合ニハ相当ノ敬語ヲ用フヘシ
- 三 自称ハ通常「私」^{ワタクシ}ト称スヘシ同輩ニ対シテハ「僕」ト称スルモ差支ナシ
- 四 対称ハ通常「貴方」^{アナタ}ト称スヘシ同輩ニ対シテハ君ト称スルモ差支ナシ
- 五 対話者以外ノ人ニ就キテ語ル場合ハ相当ノ敬称・敬語ヲ用フヘシ但シ自己ノ家族・親戚等ニ就キテハ之ヲ用ヒサルヲ通例トス
- 六 官公職・爵・学位等ハ他称モシクハ対称ノ場合ニ於テハ其ノ人ノ姓ニ此等ノ名ヲ附称シテ差支ナシト雖モ自称ニハ之ウヲ用ヒアルモノトス
- 七 親任官其ノ他高貴ノ人ニ対スル対称ニハ通常ソノ官職名爵名等ニ「閣下」ヲ附称スルモノトス但シ陸軍部内ニ於テハ、将官以上ニ「閣下」、左官以下ニハ「殿」ヲ附称スルを（通）例トス
- 八 「薨去」「卒去」「死亡」等ノ語ハ一定ノ用例ニ従ヒ注意シテ之ヲ誤用セサルヘシ

「四 対称ハ通常「貴方」^{アナタ}ト称スヘシ同輩ニ対シテハ君ト称スルモ差支ナシ」を見れば、「貴方」を、そのまま「当身」に置き換えたようにも思えるが、その下の項目に挙がっているのは、すべて、「官公職・爵・学位」、「親任官其ノ他高貴ノ人ニ対スル」対称に関する項目で「貴方」は使えないことにしている。これらは 1911 年 2 月に発行された『小学校作法教授要綱』が改定された後に加えられた項目であり、改定前の項目は、「貴人又ハ尊長ニ対シテハ余儀ナキ場合ノ外呼ヒ掛クヘキモノニアラス」としている²⁶⁵。啓明倶楽部は朝鮮言文に対する決議の「理由書」は、「朝鮮は会徃、階級制度を極端に崇尚し言語に至っても」と始めらる。伝統や民族性を改造すべきであると朝鮮の現状を熱く批判するが、しかし、それと同時に、天皇をはじめ、厳格な序列に応じた敬語使用を強調する国語＝日本語の敬語規範性を、新時代のタテマエである「平等」を掲げて否定しているわけになる。平等に競争できる社会づくりが、優勝劣敗の世界情勢のなかで民族の生き残る道であると認識した朴勝彬らの言語観や民族観に起因するこのような主張は、教育の機能を同時に考えた次の決議事項「児童の敬語使用」でより強調される。

²⁶⁵戦後 1952 年の国語審議会が作成した建議「これからの敬語」において「これまでの敬語は、主として上下関係に立って発達してきたが、これからの敬語は、各人の基本的人格を尊重する相互尊敬の上に立たなければならない」趣旨で「相手をさすことば」として「あなた」を標準の形とした。

7.4 児童間・児童に対する敬語使用

(図7-6) 東亜日報 1921年9月25日付け社説 「児童間敬語使用を奨励 啓明倶楽部の建議」



児童間／児童に対する敬語使用

普遍的用語「氏」と「当身」の使用に加え、倶楽部は、児童達の敬語使用を奨励し、大人も児童に対し敬語（하오체:ハオ体）を使用すべきであると主張した。現在の言語習慣に照らしてみてもかなり急進的なこの案は1930年代以後も啓明倶楽部の重要実践事項として主張され続けた。倶楽部は1921年5月の総会でこの事項を「実際の教育家諸氏に依頼し」具体的に実現させるように決議し、同年7月に総督府学務局と朝鮮各地の普通学校長に建議案として提出した。その内容は、次のようである。

「建議書」

學童相互間の言語(朝鮮語)に敬語を使用させる事

理由

(中略) 現時 朝鮮の社會制度は児童に對して絶對に敬語を使用せずにして大人の児童に對する境遇は勿論、児童相互間にもまた然りで恒常野卑粗暴な言語を以って此に對する故、眞實に從前の 社會制度の缺陷に基因するが、それまた児童教育の方法がその敵意を得ず (中略)

當局の敵意な指導や民間識者の切實な助勢に依り、その目的を達し得るべし。單に此れを教育者だけに任せておいてはならず、先ずは實行の容易で效果の偉大な實地教育家の努力に依頼し、第一學校児童をしてその模範を見させ漸次これを一般児童にまで及ぼし尙且大人の児童に 對する關係においても日ごろ敬語使わせることを希望するなり。

敬語使用の効果として認定できる重要なことを挙げれば左のようである。

第一、児童の**自尊心を涵養**させる

第二、児童互相間に**禮讓の習性を訓致**

第三、社交上**親愛の情を養成**し得る

第四、**社交の道**を實地に修得させ得る

第五、従前の**門閥的階級制度**に基づいた**弊風を矯正し人類平等の觀念を**

助長する效力あり²⁶⁶

(翻訳・強調は引用者)

建議書を学務局に提出した後、同年9月22日に倶楽部は各階級の名士40名余りを招待しこの案を報告した。朴勝彬はこの席で、「子供たち同士で恭敬の言葉を使わせ、幼いときから人を恭敬する礼節を教えるべしと熱弁」した²⁶⁷。それから、翌1922年4月には学務局長柴田善三郎と京畿道京城府の教育行政担当者及び京城府内の各普通学校、幼稚園当務者50名余りを招き懇話会を開いた²⁶⁸。このように、児童の敬語使用は啓明倶楽部が他の案より積極的にその宣伝や普及に彼らの政治力を生かして取り組んだ事項であった。ここで、啓明倶楽部は「児童」の敬語使用を主張しているが、これは就学状態の子供を意味し、学校教育を通してまず児童に敬語を使わせその後、各家庭や地域社会への拡散を目論んだ企画であった。なので、大人の児童に対する敬語使用を主張する際、その大人とは当然学校の教師をも想定していた。周知のとおり、植民地期全体を通して、学校教育における教授言語は国語＝日本語であった。国語常用が施行されていない時期であるが、ここでも啓明倶楽部の朝鮮語敬語使用主張は、総督府学務局の学校運営方針を微妙に揺るがす論理をはらんでおり、学務局の反応は一度も積極的な肯定を見せていない。

では、朴勝彬が敬語使用運動に取り組むようになった原体験のような逸話を見てみよう。彼はこの話を語りながら敬語と人格の関係に関して大いに考えたものがあり、以後、児童の敬語使用を主張することになったという。1920年、朴勝彬は長男朴定諸の濃胸手術のため福岡に滞

²⁶⁶鄭求忠(1936)「建議書」『啓明倶楽部一覽』22-23頁

²⁶⁷東亜日報1921年9月25日付き「児童間の敬語使用、啓明倶楽部から学務当局に建議」、同日の社説「学童間敬語使用を奨励、啓明倶楽部の建議」で「自他の人格を尊重する所以は、要するに『敬』の字に存在し、敬意の発露はその用語と動作を通じて行うのは世人の熟知のところで」あり、学童間の敬語使用問題は、朝鮮将来の発達と重大な交渉関係にあると論評した。そしてこの見地から同権議案に賛意を表し、彼らが主張する敬語使用の効果を紹介している。

²⁶⁸東亜日報1922年4月10日付き「児童敬語問題 大概是賛成 啓明倶楽部懇話会」この記事に依れば、大概その趣旨いは賛成するが、実行は困難であろうとの反応もあったと伝えている。

在していたとき²⁶⁹、運動会が開かれている公園の一角で偶然ある老嫗と小学生たちの対話を聞いた。「一些少な事實」であるが、「其時の余の頭腦に深刻され妄却出来ない一事が有るため」彼はその対話を再現して紹介している。

老嫗는 兒童에게向하여 (中略) 親切한口調로 文하되,

「當身네덜이茶를드리릿가」

兒 「고맙습니다우리는목이말르지아니하닛가必要가업습니다」

老 「이것은나쁜것이니사양치말고마시오」

兒 「實로목이말르지아니하오그만두십시오」

此와 如한 和氣靄靄한 問答을 傍聽한 余의 頭腦는 人類社會의 美德을 深感하는 同時에我朝鮮社會의 遜色이 有함을비통하며 直히 其原因을 攻究하는 方面으로 前進하얏나이다

老嫗は兒童に向かい (中略) 親切な口調で文するに、

「あなたたちこのお茶をあげましょうか」

兒「ありがとうございます、私たちはのどが渴いてないから必要ありません」

老「これは残ったものだから遠慮なくお飲み」

兒「實にのどが渴いていません。やめてください。」

此の如し和氣靄靄した問答を傍聽した余の頭腦は人類社會の美德を深感すると同時に我が朝鮮社會の遜色の有ることを悲痛し直其原因を攻究する方面に前進いたしました²⁷⁰。

(訳は引用者)

続いて彼は、これを朝鮮社会の現状に照らし合わせてみると、朝鮮ではこのような「親愛の情」を分かち合う対話を全然観ることがないが、たとえこの老人が「親愛の情」を持ったとしても、「言語上の待遇に不便が有り」實際敬語は使えず、「一般人の普通用例に違反する故」「旧時制度の習俗」のせいで「階級差」を意識せねばならず、尊待も下待も出来ない状況に処したものだという仔細な分析を加えている。このような彼の分析は先に触れた言語がその話者の思考や引いてはその民族性をも規定するという彼の言語観を如実に見せている。また、身分制度が撤廃された今日、社会の新秩序に見合う言語がまだ用意されていない現状を、具体的に

²⁶⁹朝鮮日報の記事では講演の摘要で朴勝彬がこの経験を 10 数年余り前のことであると述べてあるが、『啓明』の文章や孫の回想に書かれた 1920 年の経験に間違いのないように見える。

²⁷⁰朴勝彬 (1921)「朝鮮言문에關한要求」『啓明』創刊号。

提示し、話者の意識や意図を伝える道具としての言葉がかけている朝鮮語の社会的機能の不備を嘆いている。同時に、言語を民族性そのものに還元し得る有機体として認識したことも、日本での留学と滞在中を通して得たいわば「近代体験」から形成されたものといえよう²⁷¹。

また、朴勝彬がこのような敬語を「親愛」の表現として使うと発言していることに注目せざるを得ない。第2章で見た山田孝雄の「親愛」の敬語を思い出すからであるが、こここそ同用語を使用しながらも朴勝彬と山田孝雄の敬語観の開きを見せてくれる地点である。山田孝雄が一君万民の国体イデオロギーの下、天皇と国民の疑似親子関係を強調するレトリックとして「親愛」を持ち出したのに対し、朴勝彬のいう「親愛の情」とは、従来の「階級差」を転覆する意味での「親愛」なのである。

さて、ここで倶楽部が主張する「하오체」に関して、もう少し考えてみよう。現代韓国語の하오体は音声言語としては殆ど使用されず、主に翻訳体において男性話者による格式ある状況または関係において相手への待遇を下げない程度の等級として使われる。しかし、20世紀初めの하오体語尾は形態は現在と同様であるが、等級はより高く、話者にも制限がなかった。使用範囲も現在より遥かに広がった。当時、하오体は使用頻度が高く、その等級も普通敬体(예사높임)程度に該当したが、現在に至るまで하오体には大きな変化があったと考えられる。現代韓国語では하오体は6等級(하십시오체하오체하게체해라체해요체해체)の中、使用頻度が最も低く、話者より目上の人には使用できない等級になった²⁷²。当時の使用範囲が現在より遥かに広がったとしても、「하오体」は、強いて言えば、「尊待(존대)」の言い方というよりは「下待(하대)」しない言い方の印象が強い。従って、朴勝彬らが重ねて強調するように、学校や社会での「上下秩序」ではなく、新たな「水平的」関係のノーマルな言い方として「하오体」敬語の使用を主張したとみるべきであろう。

²⁷¹ 1930年代に幼年時代を送った朴勝彬の孫朴賛雄は、祖父朴勝彬のこの体験談を回想しながら次のように主張している。「人は老若男女を問わず、お互いに人格を尊重し合わなくてはならない。民主主義の形式は多数決の尊重だとしても、民主主義の精神は人を尊ぶ心遣いである。これが人格であり、その人格の平均値が国格になる。日本はこの国格がしっかりしているというのが祖父の感想であったらしい。僕はこれを非常に大切なことだと思う。」朴賛雄(2010)『日本統治時代を肯定的に理解する 韓国の一知識人の回想』草思社 34頁。

²⁷² 유필재(2014)「현대국어하오체의 변화에 대하여(現代国語「ハオ」体の変化に対して)」国語学第70輯、국어학회 59-83頁。

一方、この時期、天道教の雑誌『開闢』は、このおうな敬語児童使用運動を後押しする記事を相当掲載した。後日、啓明倶楽部の理事を務める天道教の代表的人物崔麟らが両方の繋がりでもあるが、また同時に、天道教独自の少年運動との連携性や児童の人格尊重という観点からの同意であろう。『開闢』は天道教少年団ではお互い敬語を使用するよう規定したと宣伝し、啓明倶楽部の児童敬語使用を数回に言及しながらその趣旨を宣伝した²⁷³。このように、児童敬語使用運動は、学務当局の関心を引き出すには成功しなかったが、当時の新聞雑誌を通して、その議論を広めることには十分成果を挙げていたといえよう。

²⁷³該当する次の記事らを参照。

作者未詳「우리의靜中動觀：兒童互相間の敬語使用=啓明倶楽部對當局建議」『開闢』第16号
1921年10月、李敦化「新朝鮮의建設과兒童問題」『開闢』第18号 1921年12月、金起瀾「彼の『
恭賀新年』：「相互間語法の統一」『開闢』第19号

1922年1月、作者未詳「五月一日은엇더한날인가」『開闢』第35号 1923年5月。

なお、当時の『開闢』誌は朝鮮最大の読者数を誇る総合雑誌であった。その紙上における少年運動論に関しては、김정의(2008)『한국소년운동론』한국문명학회총서 10、혜안을参照。

7.5 総動員体制と敬語使用運動

6. 2の高元勳の論文でみたように、1920年代、教授用語が「国語」である不合理性を認識しつつも、日本人校長や教員でさえ異議を唱えない状況であった。1931年就任した宇垣総督体制下学務当局は、普通学校に附設して基本的国語と農業・職業教育を実施する簡易学校普及に力を入れた²⁷⁴。1936年南次郎総督就任後、「内鮮一体」を掲げる施政方針の下、1938年の第三次朝鮮教育令により、学校は「皇国臣民」を育成する場として化していく。朝鮮語科は随意科目に格下げされる一方、婦人層を対象にした国語講習会が開設されるなど、国語普及施策は拡大された。小学校²⁷⁵や簡易学校の外に、各教化団体や宗教団体とも連携して国語講習会が開催され、工場や商店などの職場単位でも行われた。このような情勢変化の中、啓明倶楽部の敬語使用運動はどのように展開されたのだろうか。

上で言及した이응호(1978)は、日帝の民族運動団体に対する弾圧がより苛酷になり、1930年に至って啓明倶楽部は自然に解散したと述べている。彼は、機関紙である『啓明』の終刊を啓明倶楽部の活動停止として捉えているが、倶楽部は少なくとも1938年末まで活動を続けていた。1934年、倶楽部は、『啓明時報』を創刊した。『啓明時報』は、『啓明』のような雑誌ではなく、倶楽部会員の活動や近況を紹介し、倶楽部の運動を宣伝する会報で、現在、1938年12月号までが確認できる。ここで、1934年1月号の「社説 倶楽部の将来と部員の覚悟」を見よう。

第一に倶楽部の事業に対し自信を固くすること。(中略)我が倶楽部の事業は朝鮮文化開発の羅針盤である。博奕や玉突など遊戯道を以って娯楽で消日する目的ではない。我らの社交を最も有意味かつ効力たらしめんと団合し、旧日の思想と古代の文化を現代に適當するよう變遷させ遅れを取った我が足並みを前に進ませるのが即倶楽部の事業である。(中略)

その次は我が目的した事業が絶対に正である自身があれば逡巡して忌憚することなく勇敢に実行するのである。部員諸氏は我が社会の關鍵を握るにたる人物で網羅されており、したがってその言行は果然我が社会の大きいなる波動を与えうる地

²⁷⁴宮本正明・通堂あゆみ・辻大和編(2013)「未公開資料 朝鮮 総督府関係者録音記録(14) 朝鮮植民地教育—教育実態と政策」『東洋文化研究』15号、325-326頁。

²⁷⁵1938年「朝鮮教育令」の改定により、朝鮮人対象の初等学校の名称が「普通学校」から日本人学校同様、「小学校」に統一された。

位にいるのではなからうか。我らが為政者でない以上、民衆を教導する第一線に立つ客観的責任が無いと雖も我らの目的した事業を率先躬行し一般民衆の模範たらしめる主観的責任があるはずである。(中略)我らがまず徹底実行すればこれが即朝鮮文化増進の順序であることを覚悟することである。しかし理論と実行には恒常矛盾が多い。我らの実行する前途に色々の事情や難関が多いだらう。唯、熱烈な誠意と不断の努力で研究し結合して有終の美をみるのが我が部員たちの覚悟すべきことであり、部員の個人的覚悟が十分であれば倶楽部の将来発展は問わず知る可しである。²⁷⁶ (強調は引用者)

部員たちは客観的責任のある為政者ではないが、我らの目的した事業を通して一般民衆の模範たらしめる主観的責務があると自らを位置づけている。その責務を果たすことが朝鮮文化増進の順序であるとのべ、「官」主導ではなくても、彼らの「率先躬行」で朝鮮の発展をみようと意志を固めている。この時点まで、1920年代再創立当時、否、朴勝彬の「擁炉問答」でみたように「団結」を強調し朝鮮の難関を取り超えようとする姿勢に変わらないことを確かめて置こう。

一方、『啓明時報』は、敬語使用に関しても引き続き主張した。敬語使用関連記事は、主に児童の敬語使用に関する内容である。

- ・「児童の言語に対して」本部重要決議事項及び其理由書 児童互相間に敬語を使用させる事大正10年5月28日第七回臨時総会決議 / 第4号1934、5、
- ・「児童敬語使用に関して」児童互相間敬語使用に対する建議書 / 第25号1936、4、
- ・「児童互相間敬語使用に関し 成人間の鄙語使用を絶対に廃止せよ」玄憲 / 第26号1936、5、
- ・「児童互相間敬語使用問題実行に関する座談会後報」 / 第27号、1936、6、
- ・「児童互相間敬語使用問題に対する所感」上同
- ・「根本的に代替する言語と境遇によって改善する言語」白日散人 / 第30号、1936、9、
- ・「児童互相間敬語使用問題に関する我が体験談 父母はまず子に敬語を使おう」 / 上同
- ・「不良な児童は如何に指導すべきか」K生 / 上同

²⁷⁶ 「社説 倶楽部の将来と部員の覚悟」『啓明時報』第9号 1934年1月。

これらの記事は、すべて社会で葛藤を引き起こす野卑な表現を戒め、階級差による言葉遣いを改めようと主張する。児童の時から、「敬語」を使用させ、社会の団結を図るべきであるとの論旨である。倶楽部は1936年4月の座談会を開き、その様子を伝えながら同9月には前回から募集した体験談などを載せ児童の敬語使用を今一度強調する。自らの運動に対し再創立から15年経ったこの頃倶楽部内の評価は次のようである。

「氏」の宣伝は順調に進行され今日に至ってはずいぶん普遍化された。書翰其他文書上ではほぼ一致して「氏」が使用され、対話時にも「金永申氏」又は「張氏」という言葉が普く使用されるところである。したがって今日の人の観念ではかえって過去には「氏」の使用がそれほど苦手だったのかを疑訝するほどになった。

果たして彼らの宣伝活動が敬称「氏」の使用拡散にどれだけ影響したのかは実証的に検証できない部分である。しかし、今日「氏」の使用が普遍的なのを考慮すれば、上のような彼らの診断と肯定的評価はある程度納得できる。続いて二人称代名詞「当身」の使用であるが、これは「氏」の使用に比べそれほど成功を収めていないと評価されている。

「当身」という言葉の使用はその宣伝の結果がまだまだ微小である。(中略)決議当時の状態に比較すれば漸次流布されている状態にはあるが、全社会の社交場を使用されるその分量は甚だ少数であり不断の努力をもってより宣伝に励むことを要す²⁷⁷。

この評価は現在韓国社会の敬語使用習慣に照らしてみても、当時1920-30年代の朝鮮人達も二人称代名詞として「当身」を普く使用しなかったことを証言する叙述である²⁷⁸。一方、児童相互間及び大人の児童に対する敬語使用に関する主張は次のように評価している。

この事項は今日までもその効果が実現されていない。朝鮮児童の品性教育上最も重要で緊切なこの事項が、そのように実現が遅れるのは実に遺憾におもうとこ

²⁷⁷ 以上は、鄭求忠(1936)「啓明倶楽部重要決議事項其後之傾向」『啓明倶楽部一覽』36-37頁。

²⁷⁸ 김종훈(1984)は近代期文法書の敬語法区分を比較し、二人称代名詞当身を普通敬称(예사높임)、あるいは最敬称(아주높임)として認めた分析は実際の言語使用に照らし、無理があることを指摘した。また言語史的に「当身」は「三人称尊敬語」として、「you」あるいは、日本語の「アナタ」の訳語として近来その必要性が緊切であっただろうと思われるが、これを「二人称尊敬語」として認めることは出来ないとして「当身」に対しての再考を主張している。

김종훈(1984)「높임말『당신』攷」『國語敬語法研究』집문당。

ろである。この事項は**児童教育を管掌する機関の力に依らずしてその改善を図謀する途の無い性質の事項**なり。従来、本倶楽部は建議で、会談で教育当局に交渉してきたところ、教育当局からも誰もがその理想に賛同し、讃辞を持って応対するものであった。それにも拘らず、その実現が甚だ遅延するに因り、本倶楽部が恒常心慮していた所、最近ある喜消息が伝わってきた²⁷⁹。

児童の敬語使用に関する決議は朝鮮社会の知識人や教育者の間ではある程度反響を起こしたが、彼らが意図した総督府学務局を通して教育の現場、即ち普通学校の運営指針に適用されることは果たせなかった。しかし、最近ある「喜消息」が伝わってきた後、倶楽部はこの問題を対外的に論議するため先に言及した1936年4月の座談会を開催した。その「喜消息」とは、全羅北道知事高元勳の主導で、初等学校で教師を含め児童に対して敬語を使用するよう決定したという知らせである。これに関してはのちに述べ、まずは座談会の様子から見てみよう。

1922年の懇話会では学務局長柴田善三郎が集積し程度肯定的反応を表したが²⁸⁰、この座談会には教育界にに従事する朝鮮人士らだけが出席した。市内公私立普通学校の教員と後援会長諸氏が多数会合し討議した結果満場一致で家庭と学校が相互連絡し合い、実行に努力すべく決定²⁸¹したと各新聞で報じられた²⁸²。この座談会の様子を1936年6月号『啓明時報』の「児童互相間敬語実行に關한座談會後報」は詳細に伝えている。この報告から参加者たちの主要発言を確認できるが、下に各発言を抜粋整理した。

①朴準鎬（翰林學士 東星商業学校長、京城府會議員）

学校では実行が難しそうだ。何故なら朝鮮語の勢力がないからです。その実行方法として啓明倶楽部でポスターを作り各学校の適当なところに掲げさせ、児童にして時々観させて敬語に対する観念が深められればその方が実行方法の最もよいものと思われます。

②曹秉相（京城府會議員 会員）

いきなり敬語を使用するというのは、その所以を知らないので皆が疑念を持つでしょう。ですからまず、委員を選定し当局を納得させ、次に、各新聞機関をして記事や社説を書かせ、また教育者が先導すべきです。

③朴榮根

²⁷⁹同箇所

²⁸⁰東亜日報 1922年4月10日付「児童敬語使用問題大概是賛成啓明倶楽部懇話会」

²⁸¹東亜日報 1936年4月28日付「児童に敬語使用」

²⁸²朝鮮中央日報 1936年4月23日付「児童敬語問題座談会を開催」。朝鮮日報でもこの座談会の開催を報じている。

児童相互間の敬語使用には賛成しますが、大人の児童に対する敬語使用は不賛成です。その趣旨は此の席では述べません。しかしその実行方法において学校では朝鮮語を別に使用しないだけでなく、朝鮮語時間も遥かに少なく、また教科書も敬語で書かれてないのでそれを実行するのは甚だ難しい。ですのでまず、教科書を改編してその効果を挙げられると思います。もちろんポスターも当局を理解させるもよいと思います。

④ 朴勝彬

曹秉相氏の講演の言葉は勿論、他人が機会をくれるなら、我らはいつでも自譲しません。しかし、我々が其のたびごとに機会を作ってやるにはそれほど容易なことではありません。しかし、実行方法としては、朴榮根氏のお言葉通り教科書を敬語に改編させるのが最もよいでしょう。(中略)どうしても衆力を合致しなければなりません。それだけでなく、児童に実行させるにはまず先生から実行に着手すべきでしょう。

⑤ 李裕應 (協成校長)

我が学校では之に留意し、六年間実行してみたのですが、しかし、ただ一校だけではどうもならないので今では無効になってしまいました。当時、児童に実行させるように先生がまず率先し我が校の先生たちは相敬をしました。今もしてまいります。もう一度児童たちに実行を着手します。しかし、全朝鮮的には将次で先ずは京城府内学校だけでもまずやってみればよいと思います。

⑥ 洪範植 (貞洞公普校長)

猝地使用がなかなか難しいでしょう。児童が話すときまず「辱(辱)」を覚えます。ですから辱説を退治しなければならないと思います。第二方法として敬語です。第一に民衆をして自覚せしめその次には辱説を退治することです。言論機関を利用すべきでしょう。また貴俱樂部が倍前の努力を惜しまない限りこの人も握手進行するつもりです。

⑦ 曹秉相

敬語使用期成会を組織し運動の声を大きくすればどこからも応えてくるでしょう。

(中略)

⑧ 玄徳 (前総督府視学官／前中枢院参議)

皆様が共鳴の意志をお持ちであることは勿論です。皆様は直接児童と接触なさる関係上教導する機会があります。ですから家庭と学校が連絡校正し不断の努力で実行されれば必ず実現する日が来るでしょう。

⑨ 李鳳洙 (昌信公普交)

公文を以って各学校校長に通牒し教員を送るよう頼めばこのような会集に相当集まるでしょう。この趣旨に対し校長ならだれも喜ぶはずです。

朴勝彬と玄徳、李裕應の三人以外は倶楽部が招いた外部人事である。彼らの発言を見れば、学校の教授言語は「国語」であり、教科目としての立地が狭くなった朝鮮語科の位相を敬語使用の拡大されなかった最大の原因として受け止めている。前節でみたように、倶楽部は、朝鮮語の敬語使用を学校を通して推進し各家庭や社会にその効果を波及させ、民族性の発達を図るという戦略で運動を展開してきた。学務局へ建議書を提出しその内容と建議事実を新聞で宣伝したが、それほど効を奏しなかった。しかし、学校現場から朝鮮語が駆逐される時代を目前にして、行政家に変身した高元勳の挙げた「成果」は倶楽部を鼓舞させた。

(図7-8) 「『야(야)』を『君』に児童に敬語情緒陶冶の重大問題全北初等校で実行」

東亜日報 1936年2月26日付

야(야)를君(君)으로

兒童에게敬語

정서도야에 중대문제
全北初等校서實行할말

【전주】 조선에서는 재래 어린이아 이를끼리나 어른이 어린이아 이를 게 대해서 경어(敬語)를 쓰지안 코(너)××야 하고 불러내려왔다 우리들은 늘 이런 관습에 젓어 잇으므로 이것이 대수롭지안것 같이 생각되지만 어린이들의 덕 성함양에 잇어서나 그 정서도야 에 잇어서 여간해로운 관습이 아 니라한다.

그뿐아니라 보통학교의 아(아)를 새에 싸움이 정은것이라든지 또는 보통학교 훈도와 아동사이에 구 타사건등 원인은 이 용어에 뿌리 를박은것이라한다

금번 전북도 초등교장회의에 서도 각교교장의 증명에 의하야 이것이 판명되었으므로 전북도에 서는 우선각초등학교에서 사재간

에나 생도상호간에 경어를사용하 도록하고 이어서 조선의교과서에 도 경어를쓰게 하도록 운동하야 각가정에서까지 그렇게 하도록적 극적으로 운동하리라 한다.

男三에胎一

【웅기】 웅기를 웅 상(雄) 雄基(高) 雄(高) 洞(洞) 一 九七 송인(宋) 仁(奎) 처 이남주(李) 納(柱) 女(子) 三 日(日) 三 시경(三) 時 景(景) 태(胎) 에 三 태(胎) 자를 분 만하였는데 제 二 태(胎) 자는 해산된제 一 시

간후에 사망하고 말았다 하야 三 태(胎) 자에 대한 치명상이 된 一 태(胎) 자는 산모는 건간에 배어

우려된다고 한다.

【全州】 朝鮮では在来子供同士や大人が子供に対して敬語を使わず「お前(너)」「××야(야)」と呼んできた。我らは常にこのような慣習に慣れていたのでこれがなんともなく思われるが、子供たちの徳性涵養においてもその情緒陶冶においても一方ならぬ有害な慣習である。

それだけでなく普通学校の子供たちの中で喧嘩が多い事とか、或は普通学校の訓導と児童間の毆打事件の原因はこの用語に根付いているものさうだ。

今般全北道初等学校長会議でも各校校長の証明によってこれが判明されたので全北道ではまず各初等学校で師弟間や生徒相互間で敬語を使用することにし、朝鮮の教科書でも敬語を使うよう運動し各家庭にも広がるよう積極的に運動するという。

毎日申報 1936 年 2 月 24 日付「古来の習慣打破し児童に敬語使用」と題した記事は「徳性涵養と情操陶冶に緊要」「全（北）初等校長会議席上高知事強調」と見出しを書き、高元勳の談話を紹介する。記事は、朝鮮では従来成人対児童又は児童相互間敬称敬語を使用しないことにより、児童の品性を劣悪にさせ、或は、普通学校で発生する不祥事は大部分先生が児童を殴打する事件であるが、その原因は児童に対して敬語を使用しないことに起因するのが多々あるところ、高全北道知事は、年来この問題で多大な苦心を有し、這般道内初等学校長会議に際し普通学校に対する現在状況を聴取し、今後敬語使用を拡大すると書いている。紹介された高の談話内容は今まで見た通りのものであるが、最後にこのような発言を付け加えているのが目を引く。

朝鮮は始政以来二十五年を経過し、教育の普及も実に括目するもので、今後の四半世紀に在っては、さらにこれを完成して内地同等に進歩しなければならない。そして、本年は第二の四半世紀の第一歩を踏み出すところで此際如斯の事に着手し教育の効果を完全にするのは最も相当な慶事と信ずるしだいである²⁸³。

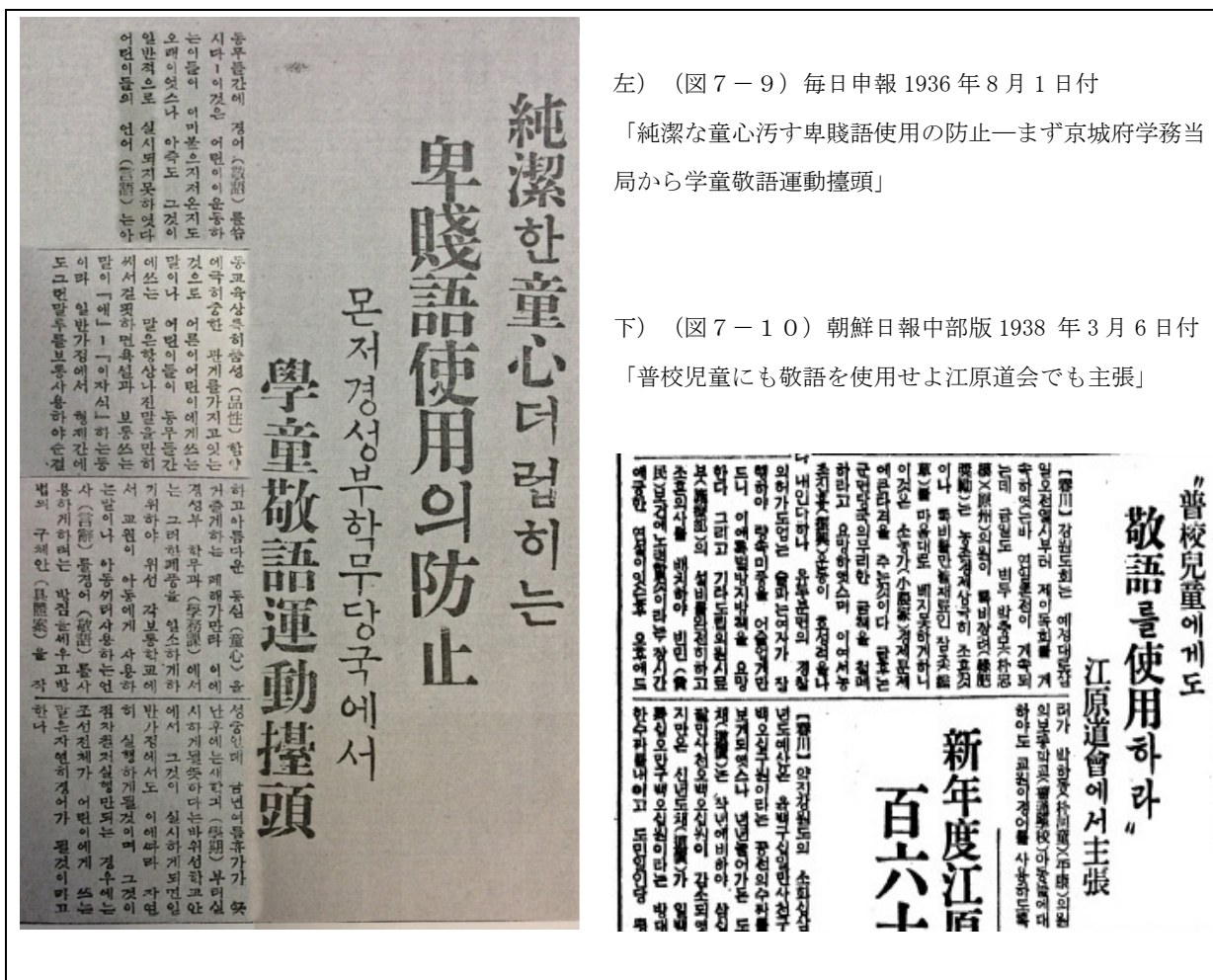
1921 年、関大植、朴勝彬らと学務局を訪問し、不在の局長に会えず学務課長にその啓明倶楽部の建議案を提出した時から 15 年が立った。高元勳は道内の校長が集まった会議席上で談話を試する立場になったている。「朝鮮は始政以来二十五年を経過し、教育の普及も実に括目するもので」という発言には、併合以前の朝鮮は敢えて言及しまいという態度が読み取れる。高は、三・一運動直後、意見書を持参して東京に渡り、朝鮮人に対する不平等な待遇を是正するよう自治を要求したり、臨時教育調査委員として、朝鮮語の教授用語使用を主張した。その彼は、総督府施政の第二の四半世紀の門出を祝う「慶事」として初等学校の敬語使用の決議を持ち上げる行政家に変貌していた²⁸⁴。

²⁸³同記事。

²⁸⁴しかし、この後彼は、「全北知事を辞退し鮮満拓殖会社監事に就任」した。倶楽部の 4 月末の座談会を報じる写真の下で「部員消息」のお知らせがある。『啓明時報』第 27 号。もう少し高の行跡を敷衍して置くと、1931 年から 1936 年宇垣総督期学務局長を務めた渡辺豊日子の回顧に次のような話がある。

こと教育に関すると、なかなか内地人が想像に及ばないような考えを持っておった（中略）教育を盛んにしてもらわなければ自分たちの目的は達せられない（中略）不逞の考えでなくても、少なくとも教育を盛んにしてもらわなければ日本人同一にはなれんと。いわんや独立なんかしようと思うならば、もう教育より他に道は無いと。こういうふう generally 考えておったかと思うのであります。ただ、やっぱり時勢の推移ともうしますか、臨時教育調査委員

この報道や例の座談会後まもない1936年8月1日は、京城府学務当局が児童敬語使用に動き出したことが報じられた。



左) (図7-9) 毎日申報 1936年8月1日付
「純潔な童心汚す卑賤語使用の防止—まず京城府学務当局から学童敬語運動擡頭」

下) (図7-10) 朝鮮日報中部版 1938年3月6日付
「普校兒童にも敬語を使用せよ江原道会でも主張」

(中略) まず、普通学校教員が児童に対して使用する言葉や児童同士で使用する言葉を敬語にする方針を立て方法の具体案を作成中であり、今年夏季休暇が終わった新学期から実施される見込みであり、それが実施されるようになれば一般家庭でもこれに従い自然に実行するものであり、それが漸次徹底実行されれば境遇には朝鮮全体が子供に使う言葉は自然に敬語になるはずであるとのこと²⁸⁵。

会の委員になっておった、先ほど申上げた、石鎮衡、高元勳というような人々も後日は総督府と了解が立って、石鎮衡も高元勳もともに道知事になり、後では中枢院議員になったというような経過をたどったのであります。

「東洋学研究」322 - 323 頁。

²⁸⁵毎日申報 1936年8月1日付 「純潔な童心汚す卑賤語使用の防止—まず京城府学務当局から学童敬語運動擡頭」

学校から、一般家庭、そして朝鮮社会全体の順に敬語使用が広まるというくだりは、啓明倶楽部の主張と同様であり、記事文の全体的印象は、今までよく見てきた啓明倶楽部それと大差ない。1938年3月の江原道会議で朝鮮人議員が「普通学校児童たちに対しても教員が敬語を使用するよう」主張したという短信記事も確認できるが、しかし、すでに言及したように、1938年の第三次朝鮮教育令により、朝鮮語は必修科目から随意科目になり教科としての位相は勿論、以後「国体明徴」「内鮮一体」を唱える南総督の施政方針の下、国語常用政策の実施により、教員の児童に対する朝鮮語敬語使用問題は、この二、三の試みを最後に教育行政の俎上に上ることはなかった。

1936年7月、日中戦争勃発後日本内では教学局が設置され1937年、国民精神総動員実施要項が、1938年には国家総動員法が公布された。朝鮮でも同年、国民精神総動員朝鮮連盟が結成された。このような戦時体制の下、啓明倶楽部『啓明時報』1937年9月号に載った社説「時局に対する覚悟」を見よう。

北志事変が勃発した以来、南総督閣下から二次にもわたって道知事会議を招集し国家大方針に対する訓示があり、したがって各重要社会機関の総動員宣伝と活動があったので（中略）しかし時局の重大性がこれからどの程度まで進展されるか予測難いこの時に当たり、わが民衆はただ既得の認識と覚悟だけ以て十分に生覚し安然自過できるものなのか。（中略）

第一、国民たる立場からみても如此な国家の緊急之秋に祭し、国民の一人たりとも安然に一身の享楽に耽し国家の大事を対岸の火災の様に観てはこれはただ自身の良心に恥ずかしいだけでなく一人の不熱心不出力がそれだけ国家に対して損失につながるに間違いない。（中略）

次に個人の利害でみても時代が時代であるだけに、上古時代の幼稚で蒙昧で卑怯なことは夢想だにしては愚者のことであり、莫大な損失である。独り患難を避けるため、一個人の生命だけ保全したつもり、一個人の財宝を蔵匿したつもりで深山窮谷に踪跡を隠すため東奔西走しり愚かな行動は捨てなければならない。（中略）

如此の国家大事に当たっては少しでも油断すれば、少しでも躊躇すればそれだけ害が目の前に迫って来る。我らの力の及ぶ限り、誠意のある限り、銃後の義務を盡し目下の苦楚を忍耐し来頭の幸福、来頭の平和、来頭の安楽を獲得することを覚悟しなければならぬことを重ね重ね述べて置く²⁸⁶。

²⁸⁶ 「社説 時局に対する覚悟」『啓明時報』第42号、1937年9月号。

再創立当時、斎藤総督に自ら主唱する「平等」の敬称「氏」を使用した倶楽部はこの社説で南総督を「閣下」と称し敬意を表すし論を初めている。この社説を境に『啓明時報』は「朝鮮」ではなく、「国家の緊急之秋」に祭し、「国民」の一人一人の銃後の義務を呼びかけるようになる。前号まで独自の生活改善策を宣伝した紙面は、当局の通牒の知らせなどに段々割愛されていった²⁸⁷。

²⁸⁷ 「生活改善様式は必ず如斯にすべし 学務局長通牒」『啓明時報』第52号、1938年9月。

「経済戦強調週間にある回甲宴排除運動座談会」『啓明時報』第53号、1938年10月。

「非常時国民生活改善基準」『啓明時報』第55号、1938年12月。

8. 終章

先ず各章の内容を要約しよう。第一部では、近代日本で「敬語」が再発見され新たに規範化されていく過程を考察した。明治維新直後、言文一致体の模索の中で、自由民権思想が影響を与えた痕跡を前田の先行研究を紹介しながら確認した。身分制度を前提に発達してきた敬語を使用するかどうかは、単に文体や表現上の問題ではなく、その前提の上下秩序を捉える態度如何と密接にかかわることである。幕末の建白書は主に、候文と漢文訓読体で書かれた。候文は、主君個人に宛てられる書簡であり、その主君に対する最上級の敬語が使われ、どこまでも謙った文体である特徴を持つ。これに反して、漢文訓読体は、個人性が薄くなり「玉ふ」などの補助動詞が使われる程度で極端的には、天皇家に対しても敬語を使用しない例もみられる。明治初期貴賤の区別なく建白を受け入れた言路洞開の基調の中、公儀輿論の成立には君臣関係の図式から抜け出る必要があった。しかし、その惑溺からの完全な脱却の可能性がその後閉ざされてしまったと診断し、建白書の敬語使用有無をもってその変遷を説明している。これは、幕藩体制下、征夷大將軍に向けられた権威を天皇に向けさせる過程を背景にしている。徳川封建体制下の多元的権力の分散を天皇一人に集中させ、国民すべてが直接天皇の支配下に置かれるという「一君万民」思想は、この過程で登場する敬語論に深く影響している。

西周の論文「洋字ヲ以テ国語ヲ書スル論」は、早くも 1874 年の時点で「敬語」という語を書いている点で注目に値する。『明六雑誌』第一号に載せられたこの文章は、功利的・実用的観点から「洋字をもって和語を書」することを主張し、言文一致論の展開で急進的主張として捉えられるものである。しかし、この中で西は、和語における「ゴザル」「申ス」などの「敬語」は「捨るにも捨てられず、取るにも取られず」の要素であるとし、特に「雅文」における「敬語」の機能を認める観点を示唆している。この西は、「軍人勅諭」の起草を担当していたが、彼は近代日本軍が具えるべき徳性として、まず、「秩序」を強調した。「軍人第一の精神は秩序を紊ること無きを要す」として、軍隊内の位階秩序を乱すことを警戒した。

第三節では、国学者三橋要也の「邦文上の敬語」（1892）を取り上げ、日本人の手による本格的敬語論の嚆矢である本論文の誕生背景や、その内容を検討した。国学院の前身で「欧化熱」に対抗する「国民精神」の自覚から設立されたという皇典講究所に所属した三橋は、自由民権運動が衰退し、政府への権力集中やそれによる統制が強められた時期に登場した「体制維持論」として読める。敬語の必要を、祝詞や宣命など、特に厳粛な文章の表現に欠かせない美的機能であると主張するのも記憶しておきたい点である。

20 世紀に入り、日清日露戦争の勝利で国民の「優秀性」を語る国民性論が多く現れた。芳賀矢一の『国民性十論』（1907）は、本格的に礼節と敬語を日本及び日本国民性の特質として捉

え、それを国家主義へつなげていることで特記すべきである。日本の歴史は、如何なる悪人でも叛人でも、皇室を尊ぶ考えを必ず持っていたとして、日本国民が皇室を「本家」「宗家」として捉えているとする。一君万民思想に加え家族のレトリックを天皇中心国体の強調に用いている。皇室と国民を親子関係に喩え、西洋のような平等主義と対比させ、「国民は我国体と大関係ある礼節を忘れてはならぬ」と呼びかける。一方、芳賀は、国定教科書の国語科読本の主査委員として編纂を主導した。礼節及び敬語に対する芳賀の認識は、編纂方針にも投影され国定第二期の教科書では敬語使用が増加した。

第二章、第三章では、山田孝雄の敬語研究と、国体論における敬語論を考察した。山田は、『敬語法の研究』（1924）で、日本の敬語を文法的に捉え、その体系を記述した。敬語が日本語の内部に体系化されていることを強調する山田は、人称の概念を敬語文法として定立しようと試みた。「思想は文法にあらず」とも「思想なくして文法といふもの存すべからず」という山田は、強力な国体意識のもとで敬語文法を研究した。以後、教学刷新評議会での山田孝雄の発言などを通して、彼が国体思想の自発性自明性にこだわった様子を検討した。1930年代以後、国体明徴運動が国是として展開されていく中、敬語は「萬世一系の国体を、言語の上にてもっとも明瞭に現はしてある」として頻繁に語られるようになる。特に1937年文部省が編纂した『国体の本義』では、敬語が発達し主語を表さぬ国語は、「固より皇室を中心とし至尊に対し奉つて己を空しうする心」すなわち「没我帰一」の精神が現れているとし、そのイデオロギー性を一層強化していった。

第四章では、1910年代から文部省の編纂した作法書を通して礼法及び敬語遣いの教育が普及される過程を考察し、具体的な教授内容を検討した。1911年、『文部省御調査小学校作法教授要項』『師範学校中学校作法教授要項』が出版され、1913年には改定版『文部省制定小学校作法教授要項』が出た。これらの要項が示している作法は、居常の心得、姿勢、起坐、敬礼、歩行から戸障子の開閉といった日常の立ち居振る舞いから、祝祭日の儀式にいたるまでを細かく規定している。特に「言語応対」の項目では、「皇室ニ関スル談話ニハ必ス敬称・敬語ヲ用フヘシ」を第一に強調し、敬語及び礼法の最高位レベルが天皇や皇室に向けられるべきと強調している。また、「尊長」「長上」の待遇を礼法の基本とみなし、国家が礼法の位階性を教育させていたことが確認できた。1941年、文部省は再び『礼法要項』を制定し、国民一般を対象に具体的礼儀作法の指針として普及させた。総動員体制のただ中で、「国民礼法」の「制定」に力を注ぎ、特に国民科でもこれらの礼法及び敬語の使用は繰り返し強調された。

第二部では、同時期植民地朝鮮で現れた敬語意識の錯綜と衝突、変容について考察した。1910年8月29日、「韓国併合に関する条約」の公布・施行により韓国皇帝は日本の天皇に統治権を譲渡し、韓国は日本の植民地になった。万世一系の国体は、外地朝鮮をその統治下におき、

朝鮮の人々も天皇の「緩撫ノ下ニ」立たされ、総督が行政上の最高権限を握った。この際、日本の国体意識を支える道具としての敬語のあり方が、朝鮮の敬語意識とどのようにであっただろうか。第五章では、日本と朝鮮の異なる敬語意識が錯綜する社会像を新聞記事を通して分析した。朝鮮では、儒教の生活倫理が郷村社会でも機能しており特に年長者や王室に対する待遇意識が強かった。しかし、異民族として異なる敬語意識と支配者意識をもつ在朝日本人たちとの間で、敬語やその使い方は葛藤を引き起こす触媒として機能した。

第六章では、修身科教育を通して日本が「涵養」させようとした徳性教育において敬語がどのように捉えられたのかを教科書を通して検討した。植民地教育は、礼儀の強調、日本の敬語規範の提示などを通して「国体意識」や位階秩序への順応を要求した。しかし、本稿は、植民地朝鮮の裁判における敬語使用問題を取り上げ、朝鮮人被告人たちが、意図的に敬語使用を拒んだり、裁判長に敬語使用を要求したりする戦略をもって、与えられた位階の転覆を図る場面を新聞記事をとおして紹介した。また、公判記録においては被告の答弁を謙讓語で記録していることを確かめ、国民国家日本が朝鮮の被治者に要求した敬語規範を確認した。

第七章では、三・一運動以後、啓蒙団体啓明俱樂部が推進した敬語使用運動を取り上げ、植民地朝鮮で同時期の日本とは違う敬語意識が出現したことを分析した。啓明俱樂部の敬語使用運動は、敬称「氏」、二人称代名詞「当身」、児童間/児童に対する敬語使用の三点を新しい敬語規範として提示し、知識人や教育者たちの輿論造成、学務当局への建議等を通してその使用を実現しようとした。彼らは従来の階級制度を打破し、民族の団結を図る手段として「普遍的」敬語の使用を主張した。しかし、第三次朝鮮教育令による朝鮮語科の隋科目化、戦時体制の国民総動員の情勢変化のなかで、いくつかの道政や学校で試みられた児童敬語使用はその実験を目前にして「国語普及」の時流に流された。

同化政策、同化主義の基本方針の下、朝鮮人の「日本人化」を目指した日本の植民地支配は、その統治の全時期を通して「国語」を普及させた。学校での教授用語は「国語」であり、朝鮮語は国語に比べはるかに少ない時数で教授されたが、1938年以後は戦時体制の本格化に伴い、随意科目として格下げされた。しかし、1943年に至っても朝鮮全人口対比、「国語ヲ解スル者」の比率は、22.15%に過ぎず、国語を通しての「内鮮一体」は所期の目標を果たせなかったとみるのが妥当であろう。

では、本稿が考察した近代日本が捉えなおした敬語やその敬語意識は朝鮮の人々に接続、移植できたのだろうか。イ(1996)は、言語は内面と外面、そして自然と人為を媒介してこそ言語たり得ると指摘し、他の民族的習俗とは違い、教育を通して外国人でも身につけることができる言語の本質を想起するべきだとした。植民地朝鮮における日本の国語普及政策はその支配の無茶ぶりの代名詞のように認識されている。山田孝雄の国語および国体意識の検討からわか

るように、日本人にとって「自然」の国語を異民族に普及しその「同化」を図ることは何を意味するだろうか。「道具」としての言語を普及させるのであれば、朝鮮人が国語を習得することは、国語が常用される社会での「立身」手段にもなり得る。当時、多くの朝鮮人たちは、学校教育を通して、この「道具」を得ることを「自然に」受け止めていた。しかし、血縁のような自然の所与として国語を強調する日本の国語イデオロギーは、その尊厳さを強調すればするほど、異民族朝鮮人を「同化」から斥けてしまうのである。

明治期以後、敬語は日本で国体の精神が国語に発現されたものとされた。実際その使用において、もっとも高い敬意を表す形式は天皇に限定され、その礼法も官の主導で位階化され国民に提示された。また植民地朝鮮においても修身科などの教育を通して朝鮮人たちにその敬語と礼法を移植しようとした。しかし、異なる言語を使用し、その王室に対する忠性意識、固有の敬語意識や習慣を持つ朝鮮人たちに、日本の「自然発生的」国体をささえる敬語と敬語意識を移植することはできなかつたように見える。

一方、朝鮮の一部知識人は、「近代化」された平等な社会秩序をもって民族内部を再整理しなければならないと認識した。本稿で見た朴勝彬をはじめ啓明倶楽部は、以前の両班と常民の差異とこれによる言葉上の差別からくる葛藤を、朝鮮民族の発達を阻害する最も深刻な要因であると診断した。従って、彼らは民族内の差別やその葛藤を取り除くため、朝鮮語の敬語使用を主張した。年齢や階級を問わず普遍的敬称で呼び、児童にも敬語を使用させよという主張は、あまりにも急進的だった。しかし、彼らは在朝日本人と朝鮮人間の敬語使用をめぐる葛藤には敢えて言及しなかつた。敬語使用をめぐる葛藤は、民族間の位階が引き起こすものであることを一般の人々は察知していたが、民族性改善の一環として敬語使用運動は、朝鮮人全体が置かれた差別の構造自体を是正する試みとして機能できず、戦時体制下、強力な国家の国語普及政策によって中断せざるを得なかつた。

最後に、序論で触れた 1952 年の国語審議会の建議「これからの敬語」をもう一度見てみよう。建議の基本方針「9 学校用語」は次のように新しい敬語規範を提示している。

- 2) 先生と生徒との対話にも、相互に「です・ます」体を原則とすることが望ましい。

付記

このことは、親愛体としての「だ」調の使用をさまたげるものではない。

- 3) 戦前、父母・先生に対する敬語がすべて「おっしゃった」「お——になった」の式であったのは少し行きすぎの感があった。戦後、反動的にすべて「言った」「何々した」

の式で通すのもまた少し行きすぎであろう。その中庸を得たいものである。たとえば「きた」でなく「こられた」「みえた」など²⁸⁸。

建議の指針は、先生と生徒の対話に、互い「です・ます」体を使い、「親愛体」「だ」調の使用を妨げないとしている。戦前、父母や先生に対して使った敬語体が行きすぎたと指摘しながら、またその反動の「行きすぎ」を警戒している。「基本方針」を示すこれらの文章は、「ありたいものである」「のぞましい」という文末表現で、建議主体の「謙虚さ」を表現している。しかし、「これまで」の敬語の「ゆきすぎ」や「煩雑」さを指針として提示してきたのはまさに国語政策に携わった者たちである。その主体の反省の代わりに「国民一般の自覚」を促しているところは、戦前、敬語や礼法の規範を作り、それを国民に提示した政策立案者の自覚の無さを露呈しているところである。

本稿を通して明らかにしたかったのは、敬語の位階性を、近代日本と植民地朝鮮の人々がどのように認識し、それを受け止め、また拒否したのかであった。近年、日本では敬語の思想的背景を問う先行研究が行われ、それを頼って近代日本における敬語とその認識が形成される過程を考察した。同時期の朝鮮の場合を対照する試みを図ったが、日本の敬語論の展開と、朝鮮の敬語使用運動という次元の異なる現象を検討するには、一定の分析の枠が見つからず、事実の羅列したがって分析を加える研究にとどまってしまった。しかし、このように同時期日本と植民地朝鮮での敬語及び礼法論の展開様相が全く異なること自体にも十分注目に値する意義があると思われる。前近代と近代の境目で現れた両国の敬語論の差異をまず究明した本稿での作業を、戦後そして現在の敬語のあり方までを視野に入れた敬語及び礼法論の深層を究明する課題につなげていきたい。

²⁸⁸文化庁「国語施策情報」

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kakuki/01/tosin06/index.html

参考文献

日本語文献

- 秋月種枝 (1888) 『軍人勅諭写』 秋月種枝
- 浅田秀子 (2007) 「『これからの敬語』の背景・理念と国民の実態」 『昭和前期日本語の問題点』
第 13 集、明治書院
- 石黒修 (1943) 『美しい日本語』 光風館
- 石坂正蔵 (1944) 『敬語史論考』 大八州出版
- (1951) 「敬語的人称の概念」 『論集日本語研究 9 敬語』 北原保雄編、有精堂所収
- 井上哲次郎外監修、野田義夫著 (1907) 『明治教育史』 (1981 複製版) 有明会館図書部
- 井出祥子 (1995) 「誤用論から見た敬語」 『国文学』 第 40 卷 14 号、學燈社
- (2006) 『わきまへの語用論』 大修館書店
- 井上清志 (1943) 『女性の言葉—敬語の使ひ方』 木鐸社
- イ・ヨンスク (1996) 『「国語」という思想—近代日本の言語認識』 岩波書店
- (1997) 「柳田国男と『国語』の思想」 『言語・国家、そして権力』 新世社
- 上田万年 (1903) 『国語のため第二』 富山房
- 植田晃次、山下仁編著 (2006) 『「共生」の内実：批判的社会言語学からの問いかけ』 三元社
- 梅溪昇 (1961) 「軍人勅諭成立史の研究」 『大阪大学文学部紀要』 第 8 号、大阪大学文学部
- 江湖山恒明 (1943) 『敬語法』 三省堂
- 遠藤織枝編 (2001) 『女とことば：女は変わったか日本語は変わったか』 明石書店
- 遠藤織江 (2002) 「『女性語』という思想」 『ことば』 23 号、現代日本語研究会
- 遠藤織枝外 (2004) 『戦時中の話しことば：ラジオドラマ台本から』 ひつじ書房
- 大石初太郎 (1978) 「敬語の新生」 『ことばの昭和史』 朝日新聞社
- 奥田正美 (1900) 「待遇法」 『言語学雑誌』 言語学会、富山房
- 小野雅章 (1999) 「国体明徴運動と教育政策」 『教育学雑誌』 第 33 号、日本大学教育学会
- 大槻文彦編 (1891) 『言海：日本辞書』 大槻文彦
- (1891/1996) 『語法指南』 日本語文法研究書大成、北原保雄、古田東朔編、勉誠出版
- 加藤周一・前田愛校注 (1989) 『文体』 日本近代思想大系 16、岩波書店
- 加藤彰彦、佐治桂三、森田良行編 (1989) 『日本語学概説』 おうふう
- 加藤弘之 (1902) 「言文一致に就いて—言文一致会演説会席上に於て」 『言文一致論集』 帝国教育
会内言文一致会編纂、東洋社

- 菊澤季生（1933）『国語位相論』国語科学講座Ⅲ国語学、明治書院
（1940）『国語と国民性—日本精神の闡明』修文館
- 菊地康人（1997）『敬語』講談社
（2008）「敬語の現在—敬語史の流れの中で、社会の変化の中で」『文学』第9巻第6号、
岩波書店
- 北原保雄編（1978）『敬語』論集日本語研究、有精堂
- 木村俊道（2010）『文明の作法—初期近代イングランドにおける政治と社会』ミネルヴァ書房
- 金田一京助（1948）『国語の進路』京都印書館
（1959）『日本の敬語』角川書店
- 熊谷明泰編著（2004）『朝鮮総督府の「国語」政策資料』関西大学出版部
- 近藤劬一編（1961）「朝鮮近代史料朝鮮総督府関係重要文書選集（2）」『太平洋戦下末期朝鮮の
政治』財団法人友邦協会朝鮮史料編纂会
（1964）「弁護士各派連合歓迎会歓迎辞の要領」『朝鮮近代史料 朝鮮総督府関係重要
文書選集（10）万才騒擾事件（三・一運動）（2）』（故子爵阪谷芳郎博士遺集
「朝鮮問題雑纂」の内）財団法人友邦協会朝鮮史料編纂会
- 錦拔豊昭（2012）「明治時代に礼法はいかにして伝えられたか—出版メディアを中心に」筑波大学
附属図書館草野清民（1901/1995）『草野氏日本文法』日本語文法研究書大成、北
原保雄、古田東朔編、勉誠出版
- 國学院大学編（1982）『皇典講究所草創期の人びと』國学院大学
（1982）『國學院大学百年小史』國学院大学
- 国語学会編（1993）『国語学大辞典』東京堂出版
- 国語審議会（1952）「これからの敬語」（第1期国語審議会建議）文部省
（1983）『現代国語をめぐる諸問題について』文化庁
（2000）『現代社会における敬語表現』国語審議会答申
- 国語調査委員会編（2005）「現行普通文体ノ整理ニ就キテ」文化庁
（1916/2000）『口語法』日本語文法研究書大成、北原保雄、古田東朔編、勉誠出版
- 国語学会編（1980）『国語学大辞典』東京堂出版
- 国立国語研究所（1957）『国立国語研究所報告 11：敬語と敬語意識』国立国語研究所
（1999）『敬語教育の基本問題上、下』日本語教育指導参考書 18、大蔵省印刷局
（2005）『新ことばシリーズ 18：伝え合いの言葉』国立国語研究所
（2006）『言語行動における「配慮」の諸相』くろしお出版
（2008）『新ことばシリーズ 21：私たちと敬語』ぎょうせい

- 佐藤喜代治（1944）『日本語の精神』 叡傍書房
- 内閣情報部（1938）『国民精神総動員実施概要第一輯』 内閣情報部
- タカクラ・テル（1952）『新ニッポン語』 理論社
- 大槻文彦（1889-1891）『言海』 林平書店
- 大槻文彦（1891/1996）『語法指南』 北原保雄・古田東朔編、勉誠社
- 滝浦真人（2005）「〈視点〉と〈距離〉の敬語論」『日本の敬語論—ポライトネス理論からの再検討』 大修館書店
- 滝浦真人（2009）「『敬語』の語り方—山田孝雄が遺したもの」『山田孝雄—共同体の国学の夢』 講談社
- 滝浦真人（2009）「山田孝雄年譜」『再発見日本の哲学 山田孝雄—共同体の国学の夢』 講談社
- 滝浦真人（2013）『日本語は親しさを伝えられるか』 岩波書店
- 田中克彦（1989）『国家語をこえて：国際化のなかの日本語』 筑摩書房
- 田中克彦（2001）「柳田と国語学」『言語からみた民族と国家』 岩波書店
- 田中義廉（1874）『小学日本文典』 東京文會舎
- 趙景達（2008）『植民地近代性論批判—植民地朝鮮の知識人と民衆』 有志舎
- 朝鮮総督府（1994）「第八回帝国議会説明資料」『朝鮮総督府帝国議会説明資料』第10巻、不二出版
- 辻村敏樹（1968）『敬語の史的研究』 東京堂出版
- （1971）『敬語史』講座国語史第5巻、大修館書店
- （1992）『敬語論考』 明治書院
- 時枝誠記（1941/2007）『国語学原論』 岩波書店
- （1961）『国語問題と国語教育』 中教出版
- （1976）『国語学への道』時枝誠記博士著作選、明治書院
- 外山慈比古（1973）『日本語の論理』 中央公論社
- 土井忠生編（1957）『日本語の歴史』 至文堂
- 内閣情報部(1938) 『国民精神総動員実施概要第一輯』 内閣情報部
- 中村紀久二（1992）『教科書の社会史』 岩波新書
- （2008）『「復刻版国定教科書編纂趣意書」解説』 国書刊行会
- 中村哲、丸山正男他編（1945）『政治学事典』 平凡社
- 中村春作（1994）「『敬語』論と内なる『他者』」『現代思想』vol.22 - 9、青土社
- 新井無二郎（1936）『国体明徴指導原理』 大成書院
- 新村出（1943）『国語の規準』 敝文官

- 西田直敏（1987）『敬語』東京堂出版
（2001）『日本語史論考』和泉書院
- 西周（1874/1999）「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」『明六雑誌』（上）、山室信一・中野目徹硬校注、岩波文庫
- 日本語教育振興会編（1944）『現代敬語法』日本語教育叢書
- 野呂香代子、山下仁編（2001）『「正しさ」への問い：批判的社会言語学の試み』三元社
- 朴賛雄（2010）『日本統治時代を肯定的に理解する—韓国の一知識人の回想』草思社
- 芳賀矢一（1907）『国民性十論』富山房
（1928）『国語と国民性：日本漢文学史』富山房
- 萩原彦三（1966）『日本統治下の朝鮮における朝鮮語教育』友邦協会
- 橋川文三（1968/2006）『ナショナリズム：その神話と論理』紀伊国屋書店
- 橋本進吉（1948）『国語法研究』岩波書店
- 濱田敦（1986）『国語史の諸問題』和泉書院
- 原武史（1996）『直訴と王権—朝鮮・日本の一君万民思想史』朝日新聞社
- 長浜功（1987）『国民精神総動員の思想と構造—戦時下民衆教化の研究』明石書店
- ハルミ・ベフ（1987）『イデオロギーとしての日本文化論』思想の科学社
- 久松潜一編（1968）『落合直文・上田萬年・芳賀矢一・藤岡作太郎集』明治文学全集 44、筑摩書房
- 平井昌夫（1948）『国語国字問題の歴史』昭森社
- 邢鎮義（2004）「近代日本における「国語」構築と「口語」概念の発生」一橋大学博士学位論文
- 藤井健治朗（1927）『改版国民道徳論』北文館
- 文化審議会（2007）『敬語の指針』文化審議会答申
- 文化庁編（1974）『ことばシリーズ 1：敬語』大蔵省印刷局
（1990）『ことばシリーズ 32：言葉遣い』大蔵省印刷局
（2003）『国語施策百年の歩み』文化庁
（2006）『国語施策百年史』文化庁
- 文部省編（1937）『國體の本義』文部省
- 文部省教学局編（1941）『臣民の道』内閣印刷局
- 朴勝彬（1927）「現代朝鮮教育制度缺陷に對する意見(一)兒童に敬語を使用し兒童相互間にも使用せしめよ」『朝鮮思想通信』第二七五号『朝鮮思想通信』第 27 号
- 保科孝一（1911/2001）『日本口語法』日本語文法研究書大成、北原保雄、古田東朔編、勉誠出版
（1936）『國語と日本精神』実業之日本社
- 前島密（1866）『漢字御廃止之議』

- 前田勉 (2008) 「漢文訓読体と敬語」 『「訓読」論』 勉誠出版
- (2010) 「明治前期の訓読体一言路洞開から公議輿論へ」 『続「訓読」論』 勉誠出版
- 前田一男 (1982) 「国民精神文化研究所の研究—戦時下教学刷新における「精研」の役割・機能について」 『日本の教育私学：教育史学会紀要』 25、教育史学会
- ましこ・ひでのり (2006) 『ことば/権力/差別』 三元社
- 真下三郎 (1948) 『婦人語の研究』 東亜出版社
- (1969) 『婦人語の研究』 東京堂出版
- 松下大三郎 (1901/1997) 『日本俗語文典』 日本語文法研究書大成、北原保雄外編、勉誠出版
- (1923) 「國語より觀たる日本の國民性」 『國学院雑誌』 第 29 卷 5 号、國学院大学
- 三浦藤作 (1941) 『国体の本義精解』 東洋図書
- 南博 (1994/2006) 『日本人論』 岩波現代文庫
- 三ヶ尻浩 (1934) 「内鮮語敬語法の根源と其の運用について」 『文教の朝鮮』 1934 年 11 月号
- 三ツ井崇 (2012) 「朴勝彬の言語觀とその背景・補論」 『日韓相互認識』 第五号
- 三ツ井崇 (2015) 「植民地期朝鮮における親日派の民族運動—朴勝彬の自治・文化運動を中心に—」 愛知大学国際問題研究所紀要第 146 号
- 三矢重松 (1926) 『高等日本文法』 明治書院
- 三橋要也 (1892) 「邦文上の敬語」 『皇典講究所講演』 71 号、皇典講究所
- (1892) 「邦文上の敬語」 『皇典講究所講演』 72 号、皇典講究所
- 水野直樹 (2008) 『創氏改名—日本の朝鮮支配の中で』 岩波新書 1118
- 宮島達夫 (2007) 「戦時下日本の語彙」 『昭和前期日本語の問題点』 明治書院
- 宮田節子 (1985) 『朝鮮民衆と「皇民化」政策』 未来社
- 宮本正明・通堂あゆみ・辻大和編 (2013) 「42 朝鮮の学務行政について—学務局長時代の回顧」 『東洋文化研究』 15 号、学習院大学東洋文化研究所
- 宮本正明・通堂あゆみ・辻大和編 (2013) 「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録 (14) 朝鮮植民地教育—教育実態と政策」 『東洋文化研究』 15 号、学習院大学東洋文化研究所
- 村井紀 (1994) 「帝国の語り」 『現代思想』 vol.22-9、青土社
- 村井実 (1979) 『全訳解説アメリカ教育使節団報告書』 講談社
- 森有正 (1977) 『経験と思想』 岩波書店
- 李輔金 (1999) 「わたしはすべてを許す」 『百万人の身世打鈴』 東方出版
- 安丸良夫 (1979/2014) 『神々の明治維新』 岩波新書

- (1992/2007) 『近代天皇制形成』 岩波現代文庫
- 安田敏朗 (2007) 『国語審議会—迷走の 60 年』 講談社
- (2008) 『金田一京助と日本語の近代』 平凡社
- 柳田国男 (1939) 『國語の将来』 創元選書
- 山本正秀 (1965) 『近代文体發生の史的研究』 岩波書店
- 山田孝雄 (1908) 『日本文法論』 宝文館
- (1922) 『日本文法講義』 宝文館
- (1922) 『日本口語法講義』 宝文館
- (1924) 『敬語法の研究』 宝文館
- (1933) 『國體の本義』 宝文館
- (1935) 『國語学史要』 岩波書店
- (1938) 『日本文化—國語と国民性』 日本文化協會出版部
- (1943) 「國語の伝統」 『國語の尊嚴』 日本國語會編、国民評論社
- (1943) 『國語の本質』 白水社
- (1980) 『国語学大辞典』 東京堂出版
- 吉田裕久 (2001) 『戦後初期国語教科書史研究』 風間書房
- 禮法研究会 (1942) 『禮法要項解説』 皇國青年教育協會
- 鷺留美 (2000) 「女房詞の意味作用 天皇制・階層性・セクシュアリティ」 『女性学年報』 21 号、
松香堂
- 亘理章三郎 (1932) 『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』 中文館書店
- J. ロドリゲス／土井忠生訳 (1955) 『日本大文典』 三省堂
- ロナルド・ウォードハフ／田部滋、本田信行監訳 (1994) 「連帯と丁寧表現」 『社会言語学入門下』
リーベル出版
- B. H. Chamberlain (1907) Handbook of Colloquial Japanese. Collected works of Basil
Hall Chamberlain : major works ; v. 2 Bristol : Ganesha 、 Tokyo :
Edition Synapse

韓国語文献

- 김정의 (2008) 『한국소년운동론』 한국문명학회총서 10、혜안
- 김병문 (2013) 『언어적근대의기획—주시경과그의시대』 연세근대한국학총서 74、소명출판
- 김종훈 (1984) 「높임말『당신』攷」 『國語敬語法研究』 집문당

- 金鎬逸·朴京夏外 (1997) 「朝鮮後期郷約資料集成—靈巖·海南·羅州」 国史編纂委員會
- 大韓留學生會 (1907) 「擁爐問答」 『大韓留學生會學報』 第二號、大韓留學生會
- 마르티나도이힐러 (2003) 「한국사회의유교적변환 (韓國社会の儒教的變換)」 대우학술총서아카넷
- 미쓰이다카시 (2012) 「박승빈(朴勝彬)의 언어운동과그성격:기초적고찰」 『학국학연구』 제 26 집
인하대한국학연구소
- 朴勝彬 (1907) 「擁爐問答」 『大韓留學生會學報』 第二號 1907年5月
- (1921) 「姓名下敬稱語의決定」 『啓明』 創刊号
- (1921) 「朝鮮言文에關한要求」 『啓明』 創刊号
- (1935) 「敬語と人格」 『朝鮮の教育研究』 第78号
- 반민족문제연구소 (1993) 『친일과 99인 (1)』 돌베개
- 송석중 (1976) 「박승빈의 조선어학 소고」 『어학연구』 제 12 권, 제 1 호, 한국언어학회
- 시정근 (2015) 『훈민정음을사랑한변호사박승빈』 박이정
- 신창순 (1999) 「이른바철자법논쟁의분석—박승빈의주시경철자법이론비판」 『한국어학
제 10 집, 한국어학회
- 呂增東 (1987) 『韓国家庭言語』 시사문화사
- 우남숙 (2011) 「사회 진화론의 동아시아 수용에 관한 연구 : 역사적 경로와
이론적원형을 중심으로」 『동양정치사상사』 제 10 권, 2 호
- 유필재 (2014) 「현대국어하오체의변화에대하여 (現代國語「ハオ」體の變化に對して)」
『國語學第70輯』 국어학회
- 尹致昊 「尹致昊日記八」 『한국사료총서』 제 19 집
- 이명화 (2009) 『1920년대일제의
민족분열통치 (1920年代日帝民族分裂統治)』 韓國獨立運動歷史第5卷、獨立記念館
- 이하자 (2001) 『신문기사를통해본일본인의경어의식변화연구』 新日本語學研究叢書 3、J&C
- 鄭求忠 (1936) 「啓明俱樂部名錄」 『啓明俱樂部一覽』
- 鄭求忠 (1936) 「建議書」 『啓明俱樂部一覽』
- 鄭求忠 (1936) 「啓明俱樂部重要決議事項其後の傾向」 『啓明俱樂部一覽』
- 정준영 (1995) 「조선후기신분변동과청자준대법체계의변화 (朝鮮後期身分變動と聽者尊待法體系의
變化)」 ソウル大學博士學位論文
- 조상우 (2009) 「『大韓유학생회학보』에 게재된
한문산문연구」 『우리어문연구』 34 집, 우리어문학회
- 천소영 (1981) 「학범박승빈연구」 고려대학교석사학위논문

- 최응환 (1999) 「박승빈조선어학의 '문법편' 에 관한고찰」 『문학과 언어』 제 21 집, 문학과언어학회
- 최호철 (2004) 「학범박승빈의용언분석과표기원리」 『우리어문연구』 제 23 집 우리어문학회
- 한인섭 (2015) 「1930년대김병로의항일변론의전개」 『법사학연구』 제 51 호
- 황호덕 (2008) 「국어와조선어사이, 내선어의존재론-일제말의언어정치학, 현영섭과김사랑의경우」 『흔들리는언어들 - 언어의근대와국민국가』 임형택, 한기영, 류준필, 이해령역음, 성균관대학교대동문화연구원
- 한국정신문화연구원 (1991) 『한국민족문화대백과』 웅진출판

教科書・新聞・雑誌資料その他

- 朝鮮總督府 (1913) 『普通学校修身書生徒用卷一』
- (1915) 『普通学校修身書卷四生徒用』
- (1915) 『普通学校教科書編纂趣意書第二編』
- (1923) 『普通学校修身書卷四教師用書』
- (1924) 『普通学校修身書卷一教師用』
- (1927) 「京城市街圖」東京：小林又七發行
- 文部省 (1911) 『文部省調査師範学校中学校作法教授要項』
- (1911) 『文部省御調査小学校作法教授要項』
- (1913) 『文部省制定小学校作法教授要項』
- (1941) 『禮法要項』
- (1942) 『初等科国語』 7 卷
- 『東亞日報』
- 『朝鮮日報』
- 『中外日報』
- 『啓明』
- 『啓明時報』
- 『開闢』
- 『三千里』
- 『別乾坤』